

事務事業現況調書

相模原市・城山町・藤野町

相模原市・城山町合併協議会

事務事業現況調書 目次

協議第 9 号	議会議員の定数及び任期の取扱いについて	1
協議第 10 号	農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて	2
協議第 16 号	行政連絡機構の取扱いについて	3
協議第 19 号	町名・字名の取扱いについて	10
協議第 20 号	土地利用の取扱いについて	11
協議第 21 号	上下水道事業の取扱いについて	14
協議第 22 号	地方税の取扱いについて	59
協議第 23 号	国民健康保険事業の取扱いについて	67
協議第 24 号	介護保険事業の取扱いについて	108
協議第 25 号	保健衛生事業の取扱いについて	121
協議第 29 号	消防団の取扱いについて	206
協議第 30 号	防災事業の取扱いについて	222

報告第8号 各種事務事業の取扱いについて（Bランク）

企画部会	・ ・ ・ ・ ・	2 3 9
総務部会	・ ・ ・ ・ ・	2 4 1
財務部会	・ ・ ・ ・ ・	2 4 3
保健福祉部会	・ ・ ・ ・ ・	2 4 4
市民部会	・ ・ ・ ・ ・	2 4 9
経済部会	・ ・ ・ ・ ・	2 5 3
環境保全部会	・ ・ ・ ・ ・	2 5 5
環境事業部会	・ ・ ・ ・ ・	2 5 7
都市部会	・ ・ ・ ・ ・	2 6 7
教育総務部会	・ ・ ・ ・ ・	2 7 5
生涯学習部会	・ ・ ・ ・ ・	2 7 9

※ この事務事業現況調書のうち、藤野町の欄については、参考として主に相模原市・藤野町合併協議会の事務事業現況調書の内容を記載しております。

協議第9号

議会議員の定数 及び任期の取扱いについて

事務事業現況調書

合併協議事項番号 5	合併協議事項 議会議員の定数及び任期の取扱い	専門部会名 議会部会			
事務事業番号 7	事務事業名 議会議員の定数及び任期の取扱い	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	議会事務局議事調査課			議会事務局	議会事務局
根拠法令等	相模原市議会議員定数条例			城山町議会議員の定数を定める条例	藤野町議会議員の定数を定める条例
歳出予算額 (平成18年度)	0千円			0千円	0千円
歳入予算額 (平成18年度)	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	【議員定数】 法定上限数 56人 条例定数 46人 現員数 45人 【議員任期】 平成19年4月29日	【議員定数】 特例定数 2人 現員数 2人 【議員任期】 平成19年4月29日	【議員定数】 特例定数 1人 現員数 1人 【議員任期】 平成19年4月29日	【議員定数】 法定上限数 26人 条例定数 16人 (※1) 現員数 16人 (※1) 次の一般選挙より14人とする。 【議員任期】 平成19年5月7日	【議員定数】 上限数 22人 条例定数 14人 現員数 14人 【議員任期】 平成19年9月19日

協議第10号

農業委員会委員の定数
及び任期の取扱いについて

事務事業現況調書

合併協議事項番号 6	合併協議事項 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	専門部会名 農業委員会部会			
事務事業番号 6	事務事業名 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	相模原市東農業委員会事務局 農業委員会等に関する法律	相模原市西農業委員会事務局 農業委員会に関する法律	相模原市西農業委員会事務局 農業委員会等に関する法律	農業委員会事務局 農業委員会等に関する法律	農業委員会事務局 農業委員会等に関する法律
根拠法令等					
歳出予算額(平成18年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成18年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 農業者と行政の間にとって農業者の声を反映させるとともに行政施策を推進する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 委員定数 ○ 選挙による委員 20人 ○ 選任による委員 4人 (農協推薦 1人) (共済推薦 0人) (議会推薦 3人) ○ 任期 平成18年3月20日～平成19年3月19日 	<p>【目的】 農業者と行政の間にとって農業者の声を反映させるとともに行政施策を推進する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 委員定数 ○ 選挙による委員 16人 ○ 選任による委員 6人 (農協推薦 1人) (共済推薦 0人) (議会推薦 5人) ○ 任期 平成18年3月20日～平成19年3月19日 ※旧町の選任による委員は平成18年3月20日の合併時に全員失職 	<p>【目的】 農業者と行政の間にとって農業者の声を反映させるとともに行政施策を推進する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 委員定数 ○ 選挙による委員 10人 ○ 選任による委員 5人 (農協推薦 1人) (共済推薦 0人) (議会推薦 4人) ○ 任期 平成18年3月20日～平成19年3月19日 ※旧町の選任による委員は平成18年3月20日の合併時に全員失職 	<p>【目的】 農業者と行政の間にとって農業者の声を反映させるとともに行政施策を推進する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 委員定数 11人 (選挙による委員の定数) 在任委員数 ○ 選挙による委員 8人 ○ 選任による委員 3人 (農協推薦 1人) (議会推薦 2人) ○ 任期 平成15年5月1日～平成18年4月30日 	<p>【目的】 農業者と行政の間にとって農業者の声を反映させるとともに行政施策を推進する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 委員定数 ○ 選挙による委員 11人 ○ 選任による委員 2人 (農協推薦 1人) (議会推薦 1人) ○ 任期 平成15年9月20日～平成18年9月19日

協議第 1 6 号

行政連絡機構の取扱いについて

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
12	行政連絡機構の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	行政連絡機構の取扱い	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	市民生活課			町民課	総務課・企画課
根拠法令等				城山町地区行政委員設置規則	藤野町行政委員設置規則
歳出予算額（平成18年度）	7,673千円			3,123千円	5,611千円
歳入予算額（平成18年度）	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	行政連絡機構の取扱い 【名称】 相模原市自治会連合会 【構成】 18地区自治会連合会 433自治会 【対象】 加入世帯数 159,987世帯（17.4.1現在） 加入率 62.6% 【行政連絡事務の依頼状況】 ・有償によるもの 社協さがみはら「みんないひと」 配布手数料 2.8円×3回/年×世帯数 ・無償によるもの 暮らしのガイド・各種チラシの配布及びポスターの掲示は、各機関が自治会広報担当に業者委託等により送達して、依頼している。 ※18地区連単位で、年19回発行している地域情報紙に行事及び催物等の周知記事の掲載を依頼している。（地区自治会連合会発行） ※広報さがみはら、市議会だよりは、新聞折込み又は郵送により配布している。 ※相模原市自治会連合会に対して、自治会等活動推進奨励金 自治会連合会運営助成金 コミュニティ助成事業助成金を交付している。 ※津久井町自治会連合会に対して運営助成金を交付している。 相模原市行政連絡員 【目的】 市行政の円滑及び効率化をはかり、住民福祉の増進のために津久井町及び相模湖町区域内の地域住民が組織する自治会ごとに置く。 【内容】 ・市行政に係る文書等の配布、周知 ・市行政に必要な各種の調査及び報告 ・市行政に関する住民の要望、意見等の伝達 ・報酬は旧2町の額と同等 【参考】 市世帯数 255,476世帯（4/1現在）	行政連絡機構の取扱い 【名称】 津久井町自治会連合会 【構成】 6地区自治会連合会 62自治会 【対象】 加入世帯数 8243世帯（17.4.1現在） 加入率 84.8% 【参考】 町世帯数 9,723世帯（17.4.1現在）	行政連絡機構の取扱い 【名称】 町全体としての連合会はなし 内郷地区のみ連合会あり 【構成】 36自治会（17.4.1現在） （自治会未組織数 13（17.4.1現在）） 【対象】 加入世帯数 2,841世帯（17.4.1現在） 加入率 77.5% ※自治会未組織数の198世帯を加えた 対象率 81.9% 【参考】 町世帯数 3,691世帯（17.4.1現在）	行政連絡機構の取扱い 【名称】 城山町自治会連合会 【構成】 12自治会 【対象】 加入世帯数 6,224世帯（17.4/1現在） 加入率 74.9% 【行政連絡事務の依頼状況】 ・有償によるもの…単位自治会への支出 町広報紙 9円×12回/年×世帯数 議会だより 9円×4回/年×世帯数 ・無償によるもの 各種回覧、チラシの配布及びポスターの掲示は、各機関が自治会へ送達して、依頼している。 ※町広報紙15日号は、新聞折込みにより配布している。 ※町自治会連合会に対しての助成はない。 地区行政委員 【目的】 行政の円滑な推進と住民福祉の向上を図るため、地域住民が組織する自治会ごとに地区行政委員を置く。 【内容】 ・町行政に係る事項の周知及び文書等の配布 ・町行政に必要な各種の調査及び報告 ・町行政に関する住民の要望、意見等の取りまとめ、報告等 ・報酬（年額） 基本額 26,800円 加算額 1270円/世帯 ・自治会数 55自治会 ・行政委員数 64人（100世帯以上の集落は複数の行政委員を設置） 【参考】 町世帯数 8,169世帯（18. 2. 1現在）	行政連絡機構の取扱い 【名称】 自治会連合会は組織されていない。 【構成】 55自治会（17.4.1現在） 【対象】 加入世帯数 3,053世帯（4/1現在） 加入率 86.0% 【行政連絡事務の依頼状況】 ・有償によるものなし ・無償によるもの 毎月1日号（広報に付随して配布するもの） 広報こういき、議会だより、体育協会だより、ゴミカレンダー、その他各課発行物 ※町広報紙おしらせ版（15日号）は新聞折込により配布している。 ※自治会に対しての助成はない。 行政委員 【目的】 町行政の円滑な推進と集落、地域の振興と住民福祉の増進を図るため、集落の住民が組織する自治会ごとに置く。 【内容】 ・町行政に係る文書等の配布及び情報の周知等 ・町行政に必要な各種の調査及び報告 ・町行政に係る住民の要望、意見の伝達 ・報酬（年額） 基本額 26,800円 加算額 1270円/世帯 ・自治会数 55自治会 ・行政委員数 64人（100世帯以上の集落は複数の行政委員を設置） 【参考】 町世帯数 3,549世帯（4/1現在）

事務事業現況調書

合併協議事項番号 12	合併協議事項 行政連絡機構の取扱い	専門部会名 市民部会			
事務事業番号 10	事務事業名 地域振興嘱託員経費	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	市民生活課			町民課	企画課
根拠法令等	相模原市地域振興嘱託員設置要綱				
歳出予算額（平成18年度）	8,091千円				
歳入予算額（平成18年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【内容】 地域の自治活動の円滑な運営に資するため、出張所が併設されていない独立公民館のうち、9館に各1名の地域振興嘱託員を配置して、地区自治会連合会等の事務局事務及び地域市民まつり事務、ふれあい広場事務等に従事している。</p> <p>【担当する職務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域自治団体との連絡に関すること。 ・ 地域の行政に係る要望等の取り次ぎに関すること。 ・ その他、市長が必要と認めること。 <p>【平成18年度配置数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9名 <p>【服务内容等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身分 非常勤特別職 ・ 任期 1年 ・ 勤務日数 週3日 ・ 勤務時間 6時間/日 ・ 報酬 74,300円/月 			該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
12	行政連絡機構の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
12	自治会活動助成事業	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	市民生活課			(政策秘書課)・町民課	まちづくり課 (総務課提出分)
根拠法令等	自治会等活動推進奨励金交付要綱 相模原市自治会活動推進奨励金交付基準 自治会活動功労者等感謝状贈呈要領			城山町コミュニティ施設等整備事業補助金交付要綱・城山町コミュニティ保険取扱要綱	
歳出予算額(平成18年度)	99,690千円			6,512千円	2,500千円
歳入予算額(平成18年度)	2,500千円			0千円	2,500千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地区自治会連合会及び単位自治会の円滑化、同会との連絡調整並びに意見の集約等の地域活動の推進を支援する方策の一つとして、本市及び同会と連携して活動する相模原市自治会連合会、津久井町自治会連合会及び相模湖町各単位自治会に奨励金を交付するとともに、功労者の表彰を行い、個性豊かなコミュニティづくりの推進を図る。</p> <p>【自治会等活動推進奨励金】 交付対象：相模原市自治会連合会 津久井町自治会連合会 相模湖町各単位自治会 交付基準：400円×自治会加入世帯数 (ただし、旧2町分は当面の間以下のとおり) 津久井町自治会連合会 180円×自治会加入世帯数 相模湖町各単位自治会 600円×自治会加入世帯数 予算額：68,415千円</p> <p>【自治会連合会運営助成金】 交付対象：相模原市自治会連合会 津久井町自治会連合会 予算額：23,522千円 (内訳) 運営費補助金 9,512千円 地域情報紙発行、配送費補助金 13,210千円 津久井町自治会連合会助成金 800千円</p> <p>【コミュニティ助成事業助成金(一般コミュニティ助成事業)】 交付対象：旧相模原市地域・相模原市自治会連合会 津久井町地域自治区及び相模湖町地域自治区・・・ 自治総合センター実施要綱で定める事業者のうちのコミュニティ組織 予算額：7,500千円</p> <p>【自治会活動功労者表彰費】 表彰対象：地区自治会連合会長 3年以上 自治会長 5年以上 地区自治会連合会役員 5年以上 自治会役員 10年以上 予算額：194千円</p> <p>【自治会関係事務費】 予算額：81千円</p> <p>*歳入の説明(各市町共通) 財団法人、自治総合センターが、宝くじの普及広報事業費として受け入れた受託事業収入を財源として、コミュニティ助成事業実施要綱に定める「一般コミュニティ助成事業」の適用により交付されたものである。</p>			<p>【目的】 地域住民の心のふれあい、連帯意識の高揚等を図るため、地域住民自らが行うコミュニティ施設又は設備の整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するとともに、広報紙の配布など、町の事務に協力していただくことに対する謝礼金を交付する。</p> <p>また、自治会活動に伴う、賠償責任及び傷害を負った場合に、コミュニティ保険によりこれを補償し、自治会活動の健全な発展を図る。</p> <p>【コミュニティ施設等整備事業補助金】 ・今年度補助団体 4自治会 ・補助基準 備品整備(500千円限度) 総事業費×1/2 ・本年度予算額 1,029千円</p> <p>【コミュニティ助成事業助成金】 ・交付団体 向原自治会 ・予算額 1,900千円</p> <p>【自治会協力謝礼】 ・交付団体 城山町内12自治会 ・算出方法 均等割額 35,000円 世帯割額 244円 自治会館火災保険料 35,000円 自治会館運営費 50,000円 ・予算額 2,908千円</p> <p>【コミュニティ保険】 ・交付対象事業 自治会活動全般 ・補償内容 賠償責任 1事故1億円 傷害 死亡300万円 入院 基礎日額 5,000円 通院 “ 2,000円 手術補償金 30,000円 後遺傷害補償金 9万円～300万円</p> <p>傷害見舞金 住民の親族で他の地域に生活の本拠を有する方が、自治会活動参加中にケガや死亡した場合。 死亡 10万円 後遺障害 3千円～10万円 入院 8日～14日 5,000円 15日～30日 10,000円 31日以上 20,000円 ・予算額 675千円</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
12	行政連絡機構の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	自治会集会所建設等助成事業	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	市民生活課			町民課	総務課
根拠法令等	相模原市自治会等集会所建設補助金交付要綱 相模原市自治会等集会所建設資金融資要綱			城山町コミュニティ施設等整備事業補助要綱	
歳出予算額（平成18年度）	76,337千円			2,838千円	0千円
歳入予算額（平成18年度）	18,886千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の福祉向上に寄与するため ・「ふれあいのあるまちづくり」を推進するため <p>【内容等】</p> <p>自治会集会所用地、建物を購入等する場合、事業を補助するもの。</p> <p>【歳出予算】</p> <p>65,351千円</p> <p>【金額等】</p> <p>土地購入の場合 購入額の1/2、対象面積200㎡まで 建物の購入、新築の場合 購入額（建設費）の1/2、対象面積140㎡まで 対象単価140千円/㎡まで</p> <p>【特記事項】</p> <p>土地の補助については1自治会1回。 補助を受ける自治会は、自治会の法人化をしてもらう。</p> <p>その他 自治会集会所建設事業費の融資として以下の制度がある。</p> <p>【名称】</p> <p>相模原市自治会等集会所建設資金融資</p> <p>【歳出予算】</p> <p>69,087千円（預託金）</p> <p>【目的】</p> <p>自治会集会所の取得支援のため</p> <p>【内容等】</p> <p>相模原市農業協同組合と相模原市との契約により、自治会等が集会所建設等の事業を実施するにあたり融資を受けたい場合は、市は市農協に対し融資額の7割を預託。自治会等は、市農協から年利2%かつ10年間の均等払いにて利用できる。 なお、市は、年度末にいったん預託金の全額を市に返還してもらい、年度当初に改めて融資額の7割を預託する。</p>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の福祉向上に寄与するため ・豊かで個性ある地域のコミュニティを形成するため <p>【内容等】</p> <p>自治会集会所の新築・増築・改築等、用地、建物を購入する場合に補助するもの。</p> <p>【金額等】</p> <p>土地購入の場合 購入額の1/2以内、限度額1,000万円 対象面積200㎡まで、全額財産区負担 建物の購入、新築、増築、改築等の場合 購入額（建設費）の1/3、対象面積30㎡以上 限度額・一般財源400万円（50万円以上） 財産区負担400万円</p> <p>【特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集会所の補助については、2以上の自治会が共同集会所を新築する場合に加算措置あり。 ・集会所の補助については、他に地域振興特例事業補助金の交付あり。 <p>（事務事業一元化調書18「地域振興」に記載）</p> <p>その他 自治会集会所用地取得等事業費の融資として以下の制度がある。</p> <p>【名称】</p> <p>津久井町自治会集会所用地取得等資金融資</p> <p>【歳出予算】</p> <p>10,000千円（貸付料）</p> <p>【目的】</p> <p>自治会集会所用地取得等の促進整備のため</p> <p>【内容等】</p> <p>津久井郡農業協同組合と市との契約により、自治会等が集会所建設等の事業を実施するにあたり融資を受けたい場合は、市は郡農協に対し予算の範囲内において預託。自治会等は、郡農協から年利3%以内かつ10年以内の均等払いにて利用できる。 なお、市は、年度末に預託金の全額をいったん市に返還してもらい、年度当初に改めて予算の範囲内で預託する。</p>	<p>市立の集会所が各地域に設置されている他、市立でなくとも古い建築物を地域がそのまま集会所施設として活用されている例もある。したがって、建築費を補助する目的の規定はない。 加えて修繕に関する経費負担に関する規定も定められていない。</p> <p>市立集会所施設の管理は全て自治会に契約により委託しており、各施設毎に年額20,000円を管理委託助成金として支出している。（対象15件） また、元来市立ではない建物を集会所施設として活用しているものについても、自治会に補助金として年額15,000円を支出している。（対象7件）</p> <p>歳出予算の内訳 需用費 450千円（応急修繕など） 役務費 261千円（建物共済、浄化槽法定検査） 補助金 295千円（地域集会所管理補助金）</p>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の心のふれあい、連帯意識の高揚等を図るため、地域住民自らが行うコミュニティ施設又は設備の整備事業に要する経費に対し、補助金を交付する。 <p>【内容等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助基準 集会所新築 経費の1/3以内で15,000千円限度（用地取得費は含まない） 集会所増改築及び修繕 経費の1/2以内で2,500千円限度 集会所改築（身体障害者用のスロープ、トイレ、てすり等の増改築及び修繕） 経費の2/3以内で2,000千円限度 集会所付帯設備整備 経費の1/2以内で1,000千円限度 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の福祉向上に寄与するため ・豊かで個性ある地域のコミュニティを形成するため <p>【内容等】</p> <p>自治会集会所の新築・増築・改築等、建物を建設する場合に補助するもの。 （藤野町地区集会所建設事業補助金交付要綱）</p> <p>【金額等】</p> <p>建物の新築、増築、改築等の場合 補助額 建設費の70%以内 限度額・新築 2,000万円 増改築等 500万円 （100万円以上の事業が対象） ※平成16年度は60%の補助とした ※対象外事業 ・用地取得費 ・借地料 ・備品購入費 ※対象建築面積 ・1世帯あたり3㎡を限度</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
12	行政連絡機構の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	自治会集会所賃借料助成事業		<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会		
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	市民生活課			町民課	総務課
根拠法令等	相模原市自治会等集会所賃借料補助金交付要綱				
歳出予算額（平成18年度）	1,849千円				
歳入予算額（平成18年度）	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】 ・地域住民の福祉向上に寄与するため ・「ふれあいのあるまちづくり」を推進するため 【内容等】 自治会集会所専用利用に供するため、借地及び借家の賃借料の一部を補助するもの。 【金額等】 家賃の1/2、床面積140㎡まで、 限度単価2,450円/㎡/月まで 補助期間10年間。なお、自治会集会所取得計画のある場合は、3年間の範囲で延長を認める。			該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
12	行政連絡機構の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	防犯灯の維持管理	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	交通・地域安全課			環境防災課	総務課
根拠法令等	防犯灯設置費及び維持管理費補助金交付要綱	相模原市津久井町防犯灯維持管理費交付金要綱		防犯灯等整備対策要綱 (昭和36年8月31日開議決定)	
歳出予算額(平成18年度)	110,357千円	8,201千円	5,903千円	6,248千円	6,615千円
歳入予算額(平成18年度)	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 概要 防犯灯は、地域の主体性を尊重しながら、自治会と市が共同して地域ぐるみの防犯活動を推進して行くとの考え方にに基づき、自治会が設置し、維持管理を行なう防犯灯に対して、電気料及び管理費等を補助する。</p> <p>2 事業内容 (1) 事業費 (H18予算) 防犯灯維持管理費補助金 110,357千円 【内訳】 ・電気料 (4月分×12ヶ月)×90% 84,800千円 ・管理費 @700円×36,000灯(見込み) 25,200千円 ・防犯灯施設賠償責任保険料補助金 @11円×36,000灯(見込み)×90% 357千円 (2) 防犯灯数 34,977灯 (H16実績) (3) 補助率等 年間電気料の90%及び1灯につき年700円</p> <p>3 その他 自治会境や行政界等、自治会による設置が困難な場合については、連合防犯協会が設置及び管理を行っている。 【連合防犯協会管理 (H16実績)】 ・管理灯数 2,592灯 ・管理費 9,365千円</p>	<p>1 概要 夜一人で歩いても安全な町の実現をめざして設置した防犯灯の維持を図る。市が設置した防犯灯を自治会が管理するにあたり、その管理に要する経費(球の交換、軽微な修繕)を交付する。電気料は市が全額負担。</p> <p>2 事業内容 (1) 交付額 1灯につき年800円 (2) 事業費 (H18予算) ・防犯灯維持管理交付金 @800円×2,990灯 2,392千円 ・電気料 (2,990灯) 7,480千円 ・防犯灯修繕料 @5,250円×15灯 79千円 ・施設賠償保険料 33千円 ・防犯灯管理システム運用経費 609千円 (3) 防犯灯数 2,942灯 (H16実績)</p> <p>3 その他 球切れは自治会、修繕は市が行う。</p>	<p>1 概要 地域の夜間等の安全及び防犯効果を高め、もって住環境の安全を図ることを目的としており、防犯灯の設置及び維持管理は、全て市で行なっており、電球、グローランプの交換についても町が行っている。</p> <p>2 事業内容 (1) 事業費 (H18予算) ・電気料 (1,437灯) 4,900千円 ・防犯灯修繕料 450千円 ・消耗品(蛍光管等) 472千円 ・廃灯処分委託 65千円 ・施設賠償保険料 16千円 (2) 防犯灯数 1,430灯 (H16実績)</p> <p>3 その他 防犯灯の管理は、全て市が行なっている。</p>	<p>1 概要 夜間における犯罪防止等を目的として設置した防犯灯の機能維持を図る。電気料は町が全額負担。軽微な修繕(蛍光ランプ・グローランプの交換)については、自治会に委託。その他の修繕(器具交換等)については、町が実施。</p> <p>2 事業内容 (1) 事業費 (H18予算) ・電気料 3,938千円 @190円×1,724灯×12ヶ月(既存分) @190円×6灯×6ヶ月(新設予定分) ・防犯灯維持管理業務委託料 1,380千円 @800円×1,724灯 ・防犯灯施設修繕料 900千円 @17,850円×60灯 (2) 防犯灯数 1,724 (H17実績)</p> <p>3 その他 防犯灯は、全て町が管理している。</p>	<p>1 概要 地域の夜間等の安全及び防犯効果を高め、もって住環境の安全を図ることを目的としており、防犯灯の設置及び維持管理は、町が業者委託しており、電球、グローランプの交換等の軽修繕は町防犯協会(消防団)が行っている。</p> <p>2 事業内容 (1) 防犯灯維持管理費 6,615千円 ・防犯活動報償・電気料・修繕料等 (2) 防犯灯数 1,836灯 (H16実績)</p> <p>3 その他 防犯灯の管理は、全て町が行なっている。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
12	行政連絡機構の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	防犯灯の設置・指導	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	交通・地域安全課			環境防災課	総務課
根拠法令等	防犯灯設置費及び維持管理費補助金交付要綱 開発事業基準条例			防犯灯等整備対策要綱 (昭和38年8月31日開議決定) 城山町開発指導要綱	
歳出予算額(平成18年度)	49,947千円	1,570千円	186千円	198千円	375千円
歳入予算額(平成18年度)	0千円			90千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 概要 防犯灯は、地域の主体性を尊重しながら、自治会と市が共同して、地域ぐるみの防犯活動を推進していくとの考え方にに基づき、自治会が設置する防犯灯の設置費を補助する。 また、開発行為に伴う防犯灯の設置指導を行なう。</p> <p>2 事業内容 (1) 補助率等 設置費の90% (2) 事業費(H18予算) 防犯灯設置費補助金 49,947千円 ・新設、再設 1,366灯(見込み) (3) 開発行為に伴う防犯灯設置指導(H16実績) ・協議件数 222件 ・設置指導数 49件 ・設置協議灯数 97灯(予定含む)</p> <p>3 その他 自治会境や行政界等、自治会による設置が困難な場合については、連合防犯協会が設置及び管理を行っている。 【連合防犯協会設置(H16実績)】 ・設置灯数 57灯 ・設置費 2,650千円</p>	<p>1 概要 地域の夜間等の安全確保及び防犯効果を高め、住環境の安全を図るため、地域自治区内に防犯灯を設置する。 また、開発行為に伴う防犯灯の設置指導を行なう。</p> <p>2 事業内容 (1) 事業費(H18予算) 防犯灯工事費 1,570千円 (新設10灯、再設26灯) (2) 開発行為に伴う防犯灯設置指導(H16実績) ・協議申請件数 18件 ・設置灯数 1灯</p> <p>3 その他 開発行為以外の防犯灯の設置は、全て自治会からの要望に基づき、市が行なっている。</p>	<p>1 概要 地域の夜間等の安全確保及び防犯効果を高め、住環境の安全を図るため、地域自治区内に防犯灯を設置する。</p> <p>2 事業内容 (1) 事業費(H18予算) 街灯・防犯灯新設改良費 186千円 (新設2灯、再設2灯) (2) 開発行為に伴う防犯灯設置指導(H16実績) ・協議申請件数 2件 ・設置灯数 1灯</p> <p>3 その他 防犯灯は、自治会からの要望に基づき、市が設置、維持管理を行なっている。</p>	<p>1 概要 夜間における犯罪防止等を目的として、防犯灯を設置する。 また、開発行為に伴う防犯灯の設置指導を行う。</p> <p>2 事業内容 (1) 事業費(H18予算) 防犯灯設置費 196千円 ・共架式(一円費) @27,825円×1灯 ・共架式(地区要望分)@27,825円×1灯 ・共架式(開発寄付金分) @27,825円×3灯 ・独立式(一円費) @56,606円×1灯 (2) 開発行為に伴う防犯灯設置指導(H17実績) ・協議件数 未集計 ・設置灯数 6灯</p> <p>3 その他 開発行為以外の防犯灯の設置は、全て自治会からの要望に基づき、町が行っている。</p>	<p>1 概要 町内に街灯・防犯灯を設置することにより、地域の夜間等の安全確保及び防犯効果を高め、もって住環境の安全を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業内容 (1) 事業費(H17予算) 街灯・防犯灯新設改良費 ・電柱等に共架 7灯 154,350円 ・単立柱新設 5灯 220,500円 (2) 開発行為に伴う防犯灯設置指導(H16実績) ・協議申請件数 3件 ・設置灯数 0件</p> <p>3 その他 防犯灯は、自治会及び防犯協会(消防団)からの要望に基づき、町が設置、維持管理を行なっている。</p>

協議第 19 号

町名・字名の取扱いについて

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
15	町名・字名の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
35	町名、字名に関すること	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	戸籍住民課			町民課	総務課
根拠法令等	地方自治法第260条			地方自治法第260条	地方自治法第260条
歳出予算額(平成18年度)	0千円			0千円	0千円
歳入予算額(平成18年度)	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときの一連の事務</p> <p>○付属機関 相模原市住居表示審議会 町の区域及び町名について、市長の諮問に答申する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期 2年 ・委員 20名以内 ・内訳 関係行政機関の職員 学識経験のある者 <p>○町の数 297(平成18年4月1日現在)</p> <p>○字の区域の数 15</p>	<p>【参考】</p> <p>○字の区域の数 11</p>	<p>【参考】</p> <p>○字の区域の数 7</p>	<p>【内容】</p> <p>市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときの一連の事務</p> <p>○町の数 21</p> <p>○字の区域の数 15</p>	<p>【内容】</p> <p>市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときの一連の事務</p> <p>○字の区域の数 7</p>

協議第20号

土地利用の取扱いについて

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
16	土地利用の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	都市計画の調査研究、計画策定、指導及び推進		■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	都市計画課			都市計画課	まちづくり課
根拠法令等	都市計画法			都市計画法	都市計画法
歳出予算額 (平成18年度)	34,200千円			0千円	0千円
歳入予算額 (平成18年度)	11,000千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 18%;"> <p>【目的】 ○都市計画の策定とその実施を適切に遂行するため、都市の現状、都市化の動向等について把握する。(都市計画基礎調査)</p> <p>○各市町村が土地利用、各種施設の整備の目標等について、将来ビジョンを明確化し、都市計画の方針として定める。(市町村マスタープラン)</p> <p>【内容】 ○都市計画に関する基礎調査 ・都市計画法第6条に基づき、都道府県は、都市計画区域について、おおむね5年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、人口規模、産業分類別の就労人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等に関する現況及び将来の見通しについての調査を行う。</p> <p>○市町村マスタープラン(平成11年3月策定) ・都市計画法第18条の2に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村都市計画マスタープラン)を定める。 ・市町村マスタープランは、都市計画区域マスタープランに即して定められなければならない。</p> <p>【参考】 都市計画基礎調査 平成13年度 16,034千円(うち県交付金11,000千円) 都市計画基礎調査結果集計・解析業務委託 平成14年度 24,675千円</p> </div> <div style="width: 18%;"> <p>【目的】 ○都市計画に関する基礎調査 ・都市計画法第6条に基づき、都道府県は、都市計画区域について、おおむね5年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、人口規模、産業分類別の就労人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等に関する現況及び将来の見通しについての調査を行う。</p> <p>○市町村マスタープラン(平成10年3月策定) ・都市計画法第18条の2に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村都市計画マスタープラン)を定める。 ・市町村マスタープランは、都市計画区域マスタープランに即して定められなければならない。</p> <p>【参考】 都市計画基礎調査等(区域マスター案作成を含む) 平成14年度 4,935千円 (うち県交付金2,300千円) 都市計画基礎調査結果集計・解析業務委託 未実施</p> </div> <div style="width: 18%;"> <p>【目的】 ○都市計画に関する基礎調査 ・都市計画法第6条に基づき、都道府県は、都市計画区域について、おおむね5年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、人口規模、産業分類別の就労人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等に関する現況及び将来の見通しについての調査を行う。</p> <p>○市町村マスタープラン(平成10年3月策定) ・都市計画法第18条の2に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村都市計画マスタープラン)を定める。 ・市町村マスタープランは、都市計画区域マスタープランに即して定められなければならない。</p> <p>【参考】 都市計画基礎調査 平成14年度 5,040千円 (うち県交付金1,700千円) 都市計画基礎調査結果集計・解析業務委託 未実施</p> </div> <div style="width: 18%;"> <p>【目的】 ○都市計画の策定とその実施を適切に遂行するため、都市の現状、都市化の動向等について把握する。(都市計画基礎調査)</p> <p>○各市町村が土地利用、各種施設の整備の目標等について、将来ビジョンを明確化し、都市計画の方針として定める。(市町村マスタープラン)</p> <p>【内容】 ○都市計画に関する基礎調査 ・都市計画法第6条に基づき、都道府県は、都市計画区域について、おおむね5年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、人口規模、産業分類別の就労人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等に関する現況及び将来の見通しについての調査を行う。</p> <p>○市町村マスタープラン(平成10年5月策定) ・都市計画法第18条の2に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村都市計画マスタープラン)を定める。 ・市町村マスタープランは、都市計画区域マスタープランに即して定められなければならない。</p> <p>【参考】 都市計画基礎調査 平成14年度 7,382千円 (うち県交付金1,800千円) 都市計画基礎調査解析業務委託 平成16年度 4,295千円</p> </div> <div style="width: 18%;"> <p>【目的】 ○都市計画の策定とその実施を適切に遂行するため、都市の現状、都市化の動向等について把握する。(都市計画基礎調査)</p> <p>○各市町村が土地利用、各種施設の整備の目標等について、将来ビジョンを明確化し、都市計画の方針として定める。(市町村マスタープラン)</p> <p>【内容】 ○都市計画に関する基礎調査 ・都市計画法第6条に基づき、都道府県は、都市計画区域について、おおむね5年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、人口規模、産業分類別の就労人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等に関する現況及び将来の見通しについての調査を行う。</p> <p>○市町村マスタープラン(平成9年3月策定) ・都市計画法第18条の2に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村都市計画マスタープラン)を定める。 ・市町村マスタープランは、都市計画区域マスタープランに即して定められなければならない。</p> <p>【参考】 都市計画基礎調査 平成14年度 3,371千円 (うち県交付金1,400千円) 都市計画基礎調査結果集計・解析業務委託 未実施</p> </div> </div>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項			専門部会名	
16	土地利用の取扱い			都市部会	
事務事業番号	事務事業名			協議ランク	
15	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定及び推進			■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	都市計画課			都市計画課	まちづくり課
根拠法令等	都市計画法			都市計画法	都市計画法
歳出予算額 (平成18年度)	0千円			0千円	0千円
歳入予算額 (平成18年度)	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>【目的】 都市計画区域を一体的都市として総合的に整備、開発及び保全することを目的に、必要なものを一体的、総合的に定めるものである。</p> <p>【内容】 ○都市計画区域マスタープラン ・都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）を定める。平成12年の都市計画法の改正により、線引きしない都市計画区域を含め、すべての都市計画区域について定めることとし、法律上の位置付けを明確化されている（都市計画法第6条の2）。</p> <p>○都市計画区域マスタープランは、都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える広域的な見地から、都市計画の基本的な方針を定めている。</p> <p>○都市計画区域マスタープランの記載事項 ・都市計画の目標 ・市街化区域及び市街化調整区域の区分（区域区分）の決定の有無及び、土地利用、都市施設、自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>【経過】 平成16年3月決定</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>【目的】 都市計画区域を一体的都市として総合的に整備、開発及び保全することを目的に、必要なものを一体的、総合的に定めるものである。</p> <p>【内容】 ○都市計画区域マスタープラン ・都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）を定める。平成12年の都市計画法の改正により、線引きしない都市計画区域を含め、すべての都市計画区域について定めることとし、法律上の位置付けを明確化されている（都市計画法第6条の2）。</p> <p>○都市計画区域マスタープランは、都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える広域的な見地から、都市計画の基本的な方針を定めている。</p> <p>○都市計画区域マスタープランの記載事項 ・都市計画の目標 ・市街化区域及び市街化調整区域の区分（区域区分）の決定の有無及び、土地利用、都市施設、自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>【経過】 平成16年3月決定</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>【目的】 都市計画区域を一体的都市として総合的に整備、開発及び保全することを目的に、必要なものを一体的、総合的に定めるものである。</p> <p>【内容】 ○都市計画区域マスタープラン ・都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）を定める。平成12年の都市計画法の改正により、線引きしない都市計画区域を含め、すべての都市計画区域について定めることとし、法律上の位置付けを明確化されている（都市計画法第6条の2）。</p> <p>○都市計画区域マスタープランは、都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える広域的な見地から、都市計画の基本的な方針を定めている。</p> <p>○都市計画区域マスタープランの記載事項 ・都市計画の目標 ・市街化区域及び市街化調整区域の区分（区域区分）の決定の有無及び、土地利用、都市施設、自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>【経過】 平成13年11月決定</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>【目的】 都市計画区域を一体的都市として総合的に整備、開発及び保全することを目的に、必要なものを一体的、総合的に定めるものである。</p> <p>【内容】 ○都市計画区域マスタープラン ・都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）を定める。平成12年の都市計画法の改正により、線引きしない都市計画区域を含め、すべての都市計画区域について定めることとし、法律上の位置付けを明確化されている（都市計画法第6条の2）。</p> <p>○都市計画区域マスタープランは、都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える広域的な見地から、都市計画の基本的な方針を定めている。</p> <p>○都市計画区域マスタープランの記載事項 ・都市計画の目標 ・市街化区域及び市街化調整区域の区分（区域区分）の決定の有無及び、土地利用、都市施設、自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>【経過】 平成16年3月決定</p> </div> </div>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
16	土地利用の取扱い	都市部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
16	区域区分、地域地区、地区計画等の決定及び変更	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	都市計画課			都市計画課	まちづくり課
根拠法令等	都市計画法			都市計画法	都市計画法
歳出予算額（平成18年度）	600千円			0千円	0千円
歳入予算額（平成18年度）	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図る。</p> <p>【内容（主な都市計画）】 ○都市計画区域（都市計画法第5条） ○地域地区（都市計画法第8条） ・用途地域、準防火地域 ○都市施設（都市計画法第11条） ・道路、公園、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場等 ○地区計画（都市計画法第12条の4） 【都市計画の決定（変更）実績】 ・平成14年度：用途地域の変更 ・平成16年度：下水道の変更</p> <p>○都市計画区域（都市計画法第5条） ○区域区分（都市計画法第7条） ○地域地区（都市計画法第8条） ・用途地域、特別用途地区、高度利用地区、防火地域、準防火地域、駐車場整備地区、特別緑地保全地区、生産緑地地区 ○都市施設（都市計画法第11条） ・道路、駐車場、公園、下水道、河川等 ○市街地開発事業（都市計画法第12条） ○地区計画（都市計画法第12条の4） 【都市計画の決定（変更）実績】 ・平成14年度：公園の変更（3箇所）、用途地域の変更、生産緑地地区の変更 ・平成15年度：公園の変更（1箇所）、生産緑地地区の変更 ・平成16年度：都市計画区域の変更、区域区分の変更、用途地域の変更、防火地域及び準防火地域の変更、下水道の変更（以上、行政境界変更に伴うもの）、生産緑地地区の変更 ・平成17年度：公園の変更（2箇所）、地区計画の変更（3地区）、生産緑地地区の変更</p> <p>【目的】 都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図る。</p> <p>【内容（主な都市計画）】 ○都市計画区域（都市計画法第5条） ○地域地区（都市計画法第8条） ・用途地域、準防火地域 ○都市施設（都市計画法第11条） ・道路、公園、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場等 ○地区計画（都市計画法第12条の4） 【都市計画の決定（変更）実績】 ・平成14年度：用途地域の変更 ・平成15年度：なし ・平成16年度：なし ・平成17年度：公園の変更（2箇所）</p> <p>【目的】 都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図る。</p> <p>【内容（主な都市計画）】 ○都市計画区域（都市計画法第5条） ○地域地区（都市計画法第8条） ・用途地域 ○都市施設（都市計画法第11条） ・下水道、汚物処理場、ごみ焼却場等 【都市計画の決定（変更）実績】 ・平成14年度：用途地域の変更</p>				

協議第21号

上下水道事業の取扱いについて

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
21	水道事業		■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	下水道管理課・下水道料金室	津久井建設課		環境防災課	上下水道課
根拠法令等					水道法 藤野町給水条例 簡易水道事業等補助規則
歳出予算額（平成18年度）		81,400千円			94,065千円
歳入予算額（平成18年度）		81,400千円			54,092千円
【事務事業の内容】	<p>・上下水道事業については、神奈川県企業庁水道局により実施。</p> <p>県水平均（家事用） 1ヶ月 2,184円 （H16水道事業統計より）</p> <p>【目的】 ・上下水道事業については、県企業庁水道局及び青根地区のみ簡易水道事業を実施。</p> <p>市営青根地区簡易水道事業</p> <p>【内容】</p> <p>1 給水区域 津久井町大字青根</p> <p>2 給水人口</p> <p>(1) 給水区域内現在人口 701人</p> <p>(2) 給水区域内将来人口 930人</p> <p>(3) 給水普及率 100%</p> <p>3 給水量</p> <p>(1) 計画1日当たり給水量</p> <p style="padding-left: 20px;">平均 750立方メートル/日</p> <p style="padding-left: 20px;">最大 1,100立方メートル/日</p> <p>(2) 浄水場1日最大給水量</p> <p style="padding-left: 20px;">1,256立方メートル/日</p> <p>【施設】</p> <p>取水施設 1ヶ所</p> <p>導水管</p> <p>浄水場（膜ろ過方式）</p> <p>送水管</p> <p>配水施設（3配水池）</p> <p>【使用料等】</p> <p>・水道使用料（定額制）</p> <p style="padding-left: 20px;">1 給水装置 1,680円/月</p> <p style="padding-left: 40px;">給水装置設置数 349件</p> <p style="padding-left: 40px;">（休止中40件）</p> <p>・給水納付金（新設） 1件 100,500円</p> <p>・手数料（主なもの）</p> <p style="padding-left: 20px;">設計審査手数料 1件 1,000円</p> <p style="padding-left: 20px;">検査手数料 1件 2,000円</p> <p style="padding-left: 20px;">事業者指定申請手数料 1件 10,000円</p> <p>【指定給水工事事業者】</p> <p style="padding-left: 20px;">16社指定</p> <p>・県水平均（家事用）1ヶ月平均 （H16水道事業統計より）</p>		<p>該当なし</p> <p>・上下水道事業については、神奈川県企業庁水道局により実施。</p> <p>【目的】</p> <p>・上下水道事業については、県企業庁水道局</p> <p>・町営簡易水道事業5地区</p> <p>・組合簡易水道事業2地区</p> <p>・組合専用水道事業1地区</p> <p>・施設専用水道事業1地区</p> <p>町営簡易水道事業</p> <p>【内容】</p> <p>1 給水区域</p> <p style="padding-left: 20px;">①葛原②篠原③牧野中央④馬本・吉原⑤伏馬田</p> <p>2 給水人口</p> <p>(1) 給水区域内現在人口</p> <p style="padding-left: 20px;">①227人②142人③288人④149人⑤69人</p> <p>(2) 給水区域内将来人口</p> <p style="padding-left: 20px;">①300人②175人③310人④142人⑤70人</p> <p>(3) 給水普及率 100%</p> <p>3 給水量</p> <p>(1) 計画1日当たり平均給水量（立法メートル）</p> <p style="padding-left: 20px;">①60 ②34 ③85 ④35 ⑤18</p> <p>【施設】</p> <p>取水施設 各1ヶ所</p> <p>導水管</p> <p>浄水場（減菌のみ）</p> <p>送水管</p> <p>配水施設（配水池） 各1ヶ所</p> <p>【使用料等】</p> <p>・水道使用料（従量制）</p> <p style="padding-left: 20px;">1 給水装置 1,000円/月</p> <p style="padding-left: 40px;">給水装置設置数 367件</p> <p style="padding-left: 40px;">①95 ②59 ③133 ④48 ⑤32</p> <p>・給水納付金（新設） 1件150,000円</p> <p>・手数料（主なもの）</p> <p style="padding-left: 20px;">設計審査手数料 1件 5,000円</p> <p style="padding-left: 20px;">検査手数料 1件 500円</p> <p style="padding-left: 20px;">事業者指定申請手数料 1件 10,000円</p> <p>【指定給水工事事業者】 12社指定</p> <p>・県水平均（家事用）1ヶ月平均 2,772円 （H15水道事業統計より）</p>		

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
21	水道事業	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
【事務事業の内容】					<p>【町営簡易水道統合・移管事業】 統合簡易水道整備計画に基づき、牧野中央簡易水道と周辺水道施設を統合し、安全な飲料水の安定供給に資する。</p> <p>統合水道事業名 牧野中央簡易水道 川上・菅窪小規模水道 堂地専用水道</p> <p>計画給水人口 550人 計画年度平成16年度～平成20年度 総事業費 236,000千円 ・国庫補助金 64,355千円 ・県費補助金 12,413千円 ・起債額 113,000千円 ・町費 46,232千円 17年度 50,000千円 特定財源35,400千円</p> <p>【県営水道への移管事業】 県営水道への円滑な移管のため、町営葛原簡易水道の老朽管を布設替えや切り回しを実施している。 また、町営馬本・吉原簡易水道においては、県道山北藤野線の改良に併せて管路の布設替えを実施しているが、近年は県道の改良が延期されているので整備を見合わせている。</p> <p>平成17年度工事費 3,000千円 平成15年度決算額 2,993千円</p> <p>【町営簡易水道拡張事業】 水道法の定める町の責務に鑑み、町営篠原簡易水道の給水区域を周辺小規模水道区域に拡張し整備する。平成17年度に施設概要、財源措置等調査し、実施時期等結論を出すことになっている。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
21	水道事業	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
【事務事業の内容】					<p>【簡易水道・小規模水道補助事業】 水道法の定める町の責務にかんがみ、規則で定める事業主体が実施する水道事業及び給水事業に対して、補助金を交付し、清潔な水の供給を図り、地域住民の公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与する。 《平成17年度工事予算》 1,500千円 対象：大川原水道組合 内容：道水管布設工事補助 事業費：2,148千円 補助率：70%以内 《平成17年度水質検査予算》 450千円 対象：奥牧野簡水、牧郷簡水、堂地専水</p> <p>内容：水質検査費の一部補助 事業費：150千円×3組合=450千円 《平成15年度決算額》 2,500千円 ①小舟水道組合 井戸ポンプ交換工事 ②日影原水道組合 導水管改修工事 ③中尾日向水道組合 配水管布設替工事 ④堂地開戸水道組合 貯水タンク交換工事 ⑤新和田水道組合 送水管布設替等工事 《平成15年度水質検査補助決算額》 450千円</p> <p>【専用水道町営化整備事業】 水道法の定める町の責務に鑑み、地元水道組合と移管協定に、将来の町営移管を根拠に地元負担金を徴収し、町が配水管の敷設替えや切り直し工事を実施する。 《平成17年度事業概要》 名称：堂地水道配水管敷設替工事 工事費：19,000千円 概要：配水管φ100～50 L=360m</p> <p>《平成15年度決算額》 工事費：6,993千円 概要：配水管φ75 L=138m 《全体計画》 施工目的：町営移管に向け、民地に敷設されている老朽管を公道内に敷設替える。 整備期間：平成15年度～平成21年度 整備概要：φ100～50 L=1,680m 総事業費：77,000千円 財源内訳：国 27,000千円 町 35,000千円 財産区 10,000千円 地元 5,000千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	公共下水道事業受益者負担金	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	下水道管理課			施設管理課	上下水道課
根拠法令等	都市計画法第75条および市受益者負担金条例			都市計画法第75条および城山町都市計画下水道事業受益者負担金条例 城山町諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例	都市計画法第75条 町公共下水道受益者負担に関する条例(負担金と分担金を同時に規定) 町公共下水道受益者負担に関する条例施行規則(負担金と分担金を同時に規定)
歳出予算額(平成18年度)	0千円			0千円	0千円
歳入予算額(平成18年度)	27,973千円			390千円	10,564千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 公共下水道が整備されることにより、特定の利益を受ける方々に対して、その受益の限度において整備事業費の一部負担をしていただく事を目的とする。</p> <p>【内容】 市街化区域内における公共下水道に係る整備事業について受益者負担金を徴収することを定めるもの。</p> <p>I 納付義務者 公共下水道を整備した区域内の土地所有者または権利者(地上権者、質権者、使用借主、賃借人等)</p> <p>II 単位負担金額 1平方メートルあたり270円</p> <p>III 納付期日 第1期・・・7月1日～7月31日 第2期・・・9月1日～9月30日 第3期・・・11月1日～11月30日 第4期・・・翌年2月1日～2月末日</p> <p>IV 減免(単位:%) ●条例第11条第1号(国又は地方公共団体が公共施設の用に供することを予定している土地に係る受益者) 1 道路、公園 100 2 下水道、緑地、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設用地 100 ●条例第11条第2号(国又は地方公共団体が公の用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者) 1 国、公立学校施設用地 75 2 国、公立の社会福祉施設用地 75 3 警察、法務収容施設用地 75 4 一般庁舎用地 50 5 その他の行政財産(企業用財産、宿舍用地その他の有償で貸し付けてあるものを除く。)用地 50 6 有料の道路、公園 100 7 有料の公務員宿舍用地 25</p>	<p>【目的】 都市計画下水道事業認可区域内における公共下水道に係る整備事業について受益者負担金を徴収することを定めるもの。</p> <p>単位負担金額 1平方メートルあたり378円</p>	<p>【目的】 都市計画下水道事業認可区域内における公共下水道に係る整備事業について受益者負担金を徴収することを定めるもの。</p> <p>単位負担金額 1平方メートルあたり 第1負担区 398円 第2負担区 411円</p>	<p>【目的】 公共下水道が整備されることにより、特定の利益を受ける方々に対して、その受益の限度において整備事業費の一部負担をしていただく事を目的とする。</p> <p>【内容】 市街化区域内における公共下水道に係る整備事業について受益者負担金を徴収することを定めるもの。</p> <p>I 納付義務者 公共下水道を整備した区域内の土地所有者または権利者(地上権者、質権者、使用借主、賃借人等)</p> <p>II 単位負担金額 1平方メートルあたり300円</p> <p>III 賦課年度 整備年度の翌年度</p> <p>IV 納付期日 第1期・・・6月1日～6月30日 第2期・・・9月1日～9月30日 第3期・・・11月1日～11月30日 第4期・・・翌年1月1日～1月31日</p> <p>V 減免(単位:%) ●条例第8条第2項第3号(国又は地方公共団体が公共施設の用に供することを予定している土地に係る受益者) 1 道路、公園 100 2 下水道、緑地、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設用地 100 ●条例第8条第2項第1号(国又は地方公共団体が公の用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者) 1 学校施設用地 75 2 社会福祉施設用地 75 3 警察、法務収容施設用地 75 4 一般庁舎用地 50 5 病院用地 25 6 有料の公務員宿舍用地 25</p>	<p>【目的】 公共下水道が整備されることにより、特定の利益を受ける方々に対して、その受益の限度において整備事業費の一部負担をしていただく事を目的とする。</p> <p>【内容】 都市計画下水道事業認可区域内における公共下水道に係る整備事業について受益者負担金を徴収することを定めるもの。</p> <p>I 納付義務者 公共下水道を整備した区域内の土地所有者または権利者(地上権者、質権者、使用借主、賃借人等)</p> <p>II 単位負担金額 1平方メートルあたり 第1負担区 430円</p> <p>III 納付期日 第1期・・・6月10日～6月30日 第2期・・・9月10日～9月30日 第3期・・・11月10日～11月30日 第4期・・・翌年1月10日～1月31日</p> <p>IV 減免(単位:%) ●条例第8条第2項第1号(国又は地方公共団体が公の用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者) 1 学校施設用地 75 2 社会福祉施設用地 75 3 警察、法務収容施設用地 75 4 一般庁舎用地 50 5 病院用地 25 6 有料の公務員宿舍用地 25 7 図書館、公民館、体育施設その他これに準ずる施設用地 50 ●条例第8条第2項第2号(国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者) 1 企業用財産用地 25</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	公共下水道事業受益者負担金	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>●条例第11条第3号(国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者)</p> <p>1 国の経営する企業用財産用地 2.5</p> <p>2 国立病院用地 2.5</p> <p>3 地方公共団体の経営する企業(病院を含む。)用財産用地 2.5</p> <p>●条例第11条第4号(生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者)生活保護法第12条の規定により生活扶助を受けている者又はこれに準ずる特別の事情があると認められる者が受益者となつていない土地免除又はその都度状況を調査して決定する。</p> <p>●条例第11条第5号(事業のため土地又は物件を提供した受益者)</p> <p>1 私設下水道組合区域の土地 300平方メートルまでの面積に係る負担金の額の7.5%</p> <p>2 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第1項又は第2項の規定により施行する土地区画整理事業区域の土地 7.5%以内で市長の定める率</p> <p>3 その他下水道事業のため土地又は物件を提供した者が受益者となつていない土地 その状況に応じ、その都度決定する。</p> <p>●条例第11条第6号(前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者)</p> <p>1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める学校で国及び地方公共団体以外の者が設置するもの並びに私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に定める学校法人が設置する学校教育法第82条の2に定める専修学校又は同法第83条に定める各種学校の用に供している土地(住居に使用する建物の敷地を除く。) 7.5</p> <p>2 社会福祉事業法(昭和26年法律第45号)第2条に定める社会福祉事業を国及び地方公共団体以外の者が行う場合に当該事業の用に供する社会福祉施設用地(住居に使用する建物の敷地を除く。) 7.5</p> <p>3 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に定める宗教団体がその本来の目的を達成するために必要とする施設用地(住居に使用する建物の敷地を除く。) 5.0</p> <p>4 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第5項に定める墓地及び同条第6項に定める納骨堂用地 1.0</p> <p>5 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)に定める鉄道事業者がその事業の用に供している土地 (1) 線路用地 1.0 (2) 駅前広場 1.0 (3) その他の用地(その本来の事業の用に供しているものに限る。) 3.0</p> <p>6 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第2条に定める文化財(無形文化財を除く。)で国又は地方公共団体が指定したものに係る土地 1.0</p> <p>7 首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)第5条の規定により近郊緑地特別保全地区に指定された土地 1.0</p> <p>8 自治会等が所有し、又は使用する集会場用地 1.0</p> <p>9 消防団が使用する消防用施設用地 1.0</p> <p>10 公衆の用に供されている私道路敷 1.0</p>			<p>7 図書館、公民館、体育施設その他これらに準ずる施設用地 5.0</p> <p>●条例第8条第2項第2号(国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者)</p> <p>1 企業用財産用地 2.5</p> <p>2 公共企業体施設用地 2.5</p> <p>●条例第8条第2項第4号(生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる者又はこれに準ずる特別の事情があると認められる者が受益者となつていない土地 1.0</p> <p>●条例第8条第2項第5号(全各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地のみに係る受益者)</p> <p>1 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条に定める宗教法人がその本来の目的のために使用する施設用地(住居に使用する土地を除く。) 5.0</p> <p>2 墓地埋葬等に関する法律(昭和23年法律第45号)第2条に定める施設の用地 1.0</p> <p>3 社会福祉事業法(昭和26年法律第45号)第2条に定める社会福祉事業を国及び地方公共団体以外の者が行う場合に当該事業の用に供する社会福祉施設用地(住居に使用する土地を除く。) 7.5</p> <p>4 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人が設置し、管理する学校の用に供する土地(住居に使用する土地を除く。) 7.5</p> <p>5 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第2条に定める文化財で国又は地方公共団体が指定したものに係る土地 1.0</p> <p>6 自治会等が所有し、又は使用する集会場用地 1.0</p> <p>7 消防団が使用する消防用施設用地 1.0</p> <p>8 公道から公道へ通ずるために設けられ、かつ、公衆の用に供されている私道路敷 1.0</p> <p>9 特別高圧架空電線下に係る土地で地役権が設定されているもの 5.0</p> <p>10 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第1項又は第2項の規定により施行する土地区画整理事業区域の土地で下水道事業のため下水道事業のため土地又は物件を提供したものが受益者となつていない土地 8.0%以内で町長が定める率</p> <p>11 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により施行する開発区域の土地で下水道事業のため土地又は物件を提供したものが受益者となつていない土地 8.0%以内で町長の定める率</p> <p>12 その他実情に応じ減免する必要があると認められる土地 状況に応じ町長が定める率</p> <p>VI 徴収の猶予</p> <p>●条例第7条第1号(受益者が、現に所有し、又は地上権等を有する土地の状況により、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。)</p> <p>1 現況が田または畑である土地 1.0%の率で、宅地として使用または使用できる状況にあると認められるまで</p> <p>2 現況が山林、原野、池沼または雑種地等(田、畑、山林、原野、または池沼に準ずる土地)である土地</p>	<p>●条例第8条第2項第3号(国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者)</p> <p>1 道路、公園 1.0</p> <p>2 下水道、緑地、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設用地 1.0</p> <p>●条例第8条第2項第4号(生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている受益者、その他これに準ずる特別な事情があると認められる受益者)</p> <p>1 生活保護法による生活扶助を受けている受益者、その他これに準ずる特別な事情があると認められる者が受益者となつていない土地 1.0</p> <p>●条例第8条第2項第5号(前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められた土地に係る受益者)</p> <p>1 宗教法人法第2条に定める宗教団体が、その本来の目的のために使用する施設用地(住居に使用する土地を除く) 5.0</p> <p>2 墓地、埋葬等に関する法律第2条に定める施設の用地 1.0</p> <p>3 社会福祉事業法第2条に定める社会福祉事業を国及び地方公共団体以外の者が行う場合に、当該事業の用に供する社会福祉施設用地(住居に使用する土地を除く) 7.5</p> <p>4 私立学校法第3条に定める学校法人が、設置し管理する学校の用に供する土地(住居に使用する土地を除く) 7.5</p> <p>5 文化財保護法第2条に定める文化財で、国又は地方公共団体が指定したものに係る土地 1.0</p> <p>6 自治会が所有し又は使用する集会所施設用地 1.0</p> <p>7 消防団が使用する消防用施設用地 1.0</p> <p>8 公衆の用に供している私道路敷 1.0</p> <p>9 特別高圧架空電線下に係る土地で地役権が設定されているもの 5.0</p> <p>10 公共下水道事業のために土地又は施設を提供したところに係る土地 その状況に応じその都度町長が決定する率</p> <p>11 その他、実情に応じ減免する必要があると認められる土地 その状況に応じその都度町長が決定する率</p> <p>V 徴収の猶予</p> <p>●条例第7条第1号(受益者が、現に所有し、又は地上権等を有する土地の状況により、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>◇徴収猶予率 1.0</p> <p>◇徴収猶予期間 宅地として使用または使用できる状況にあると認められるまでの期間</p> <p>1 現況が田又は畑である土地</p> <p>2 現況が山林、原野、池沼又は雑種地等(田、畑、山林、原野、又は池沼に準ずる土地)である土地、特に町長が徴収猶予の必要があると認める雑種地等に限りである土地</p> <p>3 係争地</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	公共下水道事業受益者負担金	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>11 特別高圧架空電線下に係る土地で地役権が設定されているもの 50</p> <p>12 市長が別に定める基準により認定した公園、広場その他これらに準ずると認められるもので、不特定多数の者の利用に供されている土地 100</p> <p>13 私有地で広場、公園等公共の用に供している土地 30%以内で市長の定める率</p> <p>14 その他実情に応じ減免することが必要と認められる土地 その状況に応じ決定する。</p> <p>V 徴収の猶予</p> <p>●条例第7条第1号(受益者が、現に所有し、又は地上権等を有する土地の状況により、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>1 現に耕作の用に供されている土地(土地の状況により宅地と認められるものを除く。)</p> <p>100%の率で、耕作の用に供されなくなるまで。</p> <p>2 低地、急傾斜地、無道路地等のため、宅地として使用することが困難な土地</p> <p>100%の率で、宅地として使用し、又は使用できる状況にあると認められるまで。</p> <p>3 相模原市緑化条例(昭和47年相模原市条例第29号)第4条第1項の規定により保存樹林として指定されている土地</p> <p>100%の率で、保存樹林としての指定が解除されるまで。</p> <p>5 1住居当たりの宅地面積が1,000平方メートルを超えることとなる土地</p> <p>1,000平方メートルを超える部分に係る負担金の額の100%を3年以内で、市長の認定する期間。</p> <p>5 その他市長がその状況により特に徴収猶予の必要があると認めたもの</p> <p>市長の認定する率を、3年以内で、市長の認定する期間。</p> <p>●条例第7条第2号(受益者が、災害等の理由により当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>1 災害又は盗難により負担金を納付することが困難であると認められる受益者の土地</p> <p>100%の率を3年以内で、市長の認定する期間</p> <p>2 その他市長がその状況により特に徴収猶予の必要があると認めたもの</p> <p>市長の認定する率を、3年以内で、市長の認定する期間。</p> <p>VI 延滞金の取扱</p> <p>市受益者負担金条例に基づく延滞金割合</p> <p>年10.95%</p>			<p>100%の率で、宅地として使用または使用できる状況にあると認められるまで</p> <p>●条例第7条第2号(受益者について災害、盗難、その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>1 災害または盗難により負担金を納付することが困難であると認められる土地</p> <p>100%の率を3年以内で、町長の認定する期間</p> <p>2 その他町長がその状況により特に徴収猶予の必要があると認めたもの</p> <p>町長の認定する率を、3年以内で、町長の認定する期間。</p> <p>VII 延滞金の取扱</p> <p>町諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例に基づく延滞金割合</p> <p>年10.95%</p> <p>VIII 督促手数料の取扱</p> <p>町諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例に基づく督促手数料</p> <p>1通60円</p>	<p>●条例第7条第2号(受益者が、災害等の理由により当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>◇徴収猶予率 100</p> <p>◇徴収猶予期間 3年以内で町長が認定する期間</p> <p>1 災害、盗難又はその他の事故により負担金を納付することが困難であると認められた受益者の土地</p> <p>●条例第7条第3号(前各号に掲げるもののほか、徴収を猶予することがやむを得ないと認めるとき)</p> <p>◇徴収猶予率 町長が認定する率</p> <p>◇徴収猶予期間 町長が認定する期間</p> <p>1 町長が、その状況により特に徴収猶予の必要があると認めたもの</p> <p>VI 延滞金の取扱</p> <p>町公共下水道受益者負担に関する条例に基づく延滞金割合</p> <p>年14.5%</p> <p>・納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間について</p> <p>年7.25%</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 17	合併協議事項 上下水道事業の取扱い				専門部会名 土木部会
事務事業番号 6	事務事業名 公共下水道事業受益者分担金				協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	下水道管理課			施設管理課	上下水道課
根拠法令等	地方自治法第224条および市受益者分担金条例				地方自治法第224条 町公共下水道受益者負担に関する条例(負担金と分担金を同時に規定) 町公共下水道受益者負担に関する条例施行規則(負担金と分担金を同時に規定)
歳出予算額(平成18年度)	0千円				0千円
歳入予算額(平成18年度)	93,223千円				0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 公共下水道が整備されることにより、特定の利益を受ける方々に対して、その受益の限度において整備事業費の一部負担をしていただく事を目的とする。</p> <p>【内容】 市街化調整区域内における公共下水道に係る整備事業について受益者分担金を徴収することを定めるもの。</p> <p>I 納付義務者 公共下水道を整備した区域内の土地所有者または権利者(地上権者、質権者、使用借主、賃借人等)</p> <p>II 単位分担金額 1平方メートルあたり490円</p> <p>III 納付期日 第1期・・・7月1日～7月31日 第2期・・・9月1日～9月30日 第3期・・・11月1日～11月30日 第4期・・・翌年2月1日～2月末日</p> <p>IV 減免(単位:%)</p> <p>●条例第11条第1号(国又は地方公共団体が公共施設の用に供することを予定している土地に係る受益者)</p> <p>1 道路、公園 100 2 下水道、緑地、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設用地 100</p> <p>●条例第11条第2号(国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者)</p> <p>1 国、公立学校施設用地 75 2 国、公立の社会福祉施設用地 75 3 警察、法務収容施設用地 75 4 一般庁舎用地 50 5 その他の行政財産(企業用財産、宿舍用地その他の有償で貸し付けてあるものを除く。)用地 50</p>	<p>【内容】 都市計画下水道事業認可区域外における公共下水道に係る整備事業について受益者分担金を徴収することを定めるもの。</p> <p>単位分担金額 1平方メートルあたり378円</p>	<p>【内容】 都市計画下水道事業認可区域外における公共下水道に係る整備事業について受益者分担金を徴収することを定めるもの。</p> <p>単位分担金額 1平方メートルあたり 第1負担区に流入する土地 398円 第2負担区に流入する土地 411円</p>	該当なし	<p>【目的】 公共下水道が整備されることにより、特定の利益を受ける方々に整備事業費の一部負担をしていただく。</p> <p>【内容】 都市計画下水道事業認可区域外における公共下水道に係る整備事業について受益者分担金を徴収することを定めるもの。</p> <p>【納付義務者】 公共下水道を整備した区域内の土地所有者または権利者(地上権者、質権者、使用借主、賃借人等)</p> <p>【単位分担金額】 1平方メートルあたり 第1負担区に流入する土地 430円</p> <p>【納付期日】 第1期・・・6月10日～6月30日 第2期・・・9月10日～9月30日 第3期・・・11月10日～11月30日 第4期・・・翌年1月10日～1月31日</p> <p>【減免(単位:%)】</p> <p>●条例第8条2項第1号(国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者)</p> <p>1 学校施設用地 75 2 社会福祉施設用地 75 3 警察、法務収容施設用地 75 4 一般庁舎用地 50 5 病院用地 25 6 有料の公務員宿舍用地 25 7 図書館、公民館、体育施設その他これに準ずる施設用地 50</p> <p>●条例第8条2項第2号(国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者)</p> <p>1 企業用財産用地 25</p> <p>●条例第8条2項第3号(国又は地方公共団体が公用に供することを予定している土地に係る受益者)</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	公共下水道事業受益者分担金	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>6 有料の道路、公園 100</p> <p>7 有料の公務員宿舍用地 25</p> <p>●条例第11条第3号(国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者)</p> <p>1 国の経営する企業用財産用地 25</p> <p>2 国立病院用地 25</p> <p>3 地方公共団体の経営する企業(病院を含む。)用財産用地 25</p> <p>●条例第11条第4号(生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者)</p> <p>1 生活保護法第12条の規定により生活扶助を受けている者又はこれに準ずる特別の事情があると認められる者が受益者となっている土地一免除又はその都度状況を調査して決定する。</p> <p>●条例第11条第5号(事業のため土地又は物件を提供した受益者)</p> <p>1 私設下水道組合区域の土地</p> <p>2 その他公共下水道事業のため土地又は物件を提供した者が受益者となっている土地一その状況に応じ、その都度決定する。</p> <p>●条例第11条第6号(前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に分担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者)</p> <p>1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める学校で国及び地方公共団体以外の者が設置するもの並びに私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に定める学校法人が設置する学校教育法第82条の2に定める専修学校又は同法第83条に定める各種学校の用に供している土地(住居に使用する建物の敷地を除く。) 75</p> <p>2 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に定める社会福祉事業を国及び地方公共団体以外の者が行う場合に当該事業の用に供する社会福祉施設用地(住居に使用する建物の敷地を除く。) 75</p> <p>3 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に定める宗教団体がその本来の目的を達成するために必要とする施設用地(住居に使用する建物の敷地を除く。) 50</p> <p>4 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第6項に定める納骨堂用地 100</p> <p>5 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)に定める鉄道事業者がその事業の用に供している土地の内、線路用地、駅前広場を除くその他の用地(その本来の事業の用に供しているものに限る。) 30</p> <p>6 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第2条に定める文化財(無形文化財を除く。)で国又は地方公共団体が指定したものに係る土地 100</p> <p>7 自治会等が所有し、又は使用する集会場用地</p> <p>8 消防団が使用する消防用施設用地 100</p> <p>9 特別高圧架空電線下に係る土地で地役権が設定されているもの 50</p> <p>10 その他実情に応じ減免することが必要と認められる土地 其の状況に応じ決定する。</p> <p>V 徴収の猶予</p> <p>●条例第7条第1号(受益者が現に所有し、又は地上権等を有する土地の状況により徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p>				<p>1 道路、公園 100</p> <p>2 下水道、緑地、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設用地 100</p> <p>●条例第8条第2項第4号(生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている受益者、その他これに準ずる特別な事情があると認められる受益者)</p> <p>1 生活保護法による生活扶助を受けている受益者、その他これに準ずる特別な事情があると認められる者が受益者となっている土地 100</p> <p>●条例第8条第2項第5号(前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認めた土地に係る受益者)</p> <p>1 宗教法人法第2条に定める宗教団体が、その本来の目的のために使用する施設用地(居住に使用する土地を除く) 50</p> <p>2 墓地、埋葬等に関する法律第2条に定める施設の用地 100</p> <p>3 社会福祉事業法第2条に定める社会福祉事業を国及び地方公共団体以外の者が行う場合に、当該事業の用に供する社会福祉施設用地(居住に使用する土地を除く) 75</p> <p>4 私立学校法第3条に定める学校法人が、設置し管理する学校の用に供する土地(居住に使用する土地を除く) 75</p> <p>5 文化財保護法第2条に定める文化財で、国又は地方公共団体が指定したものに係る土地 100</p> <p>6 自治会が所有し又は使用する集会所施設用地 100</p> <p>7 消防団が使用する消防用施設用地 100</p> <p>8 公衆の用に供している私道路敷 100</p> <p>9 特別高圧架空電線下に係る土地で地役権が設定されているもの 50</p> <p>10 公共下水道事業のために土地又は施設を提供したところに係る土地その状況に応じその都度町長が決定する率</p> <p>11 その他、実情に応じ減免する必要があると認められる土地その状況に応じその都度町長が決定する率</p> <p>【徴収の猶予】</p> <p>●条例第7条第1号(受益者が、現に所有し、又は地上権等を有する土地の状況により、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>◇徴収猶予率 100</p> <p>◇徴収猶予期間 宅地として使用または使用できる状況にあると認められるまでの期間</p> <p>1 現況が田又は畑である土地</p> <p>2 現況が山林、原野、池沼又は雑種地等(田、畑、山林、原野、又は池沼に準ずる土地もので、特に町長が徴収猶予の必要があると認める雑種地等に限る)である土地</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 17	合併協議事項 上下水道事業の取扱い	専門部会名 土木部会			
事務事業番号 6	事務事業名 公共下水道事業受益者分担金	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>1 1 住居当たりの宅地面積が1,000平方メートルを超えることとなる土地 →1,000平方メートルを超える部分に係る分担金の額の100%を3年以内で、市長の認定する期間猶予する。</p> <p>2 その他市長がその状況により特に徴収猶予の必要があると認めたもの →市長の認定する率で、市長の認定する期間猶予する。</p> <p>●条例第7条第2号(受益者が災害等の理由により当該分担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>1 災害又は盗難により分担金を納付することが困難であると認められる受益者の土地 →100%の率を3年以内で、市長の認定する期間猶予する。</p> <p>2 その他市長がその状況により特に徴収猶予の必要があると認めたもの →市長の認定する率を3年以内で、市長の認定する期間猶予する。</p> <p>VI 延滞金の取扱 市受益者分担金条例に基づく延滞金割合 年10.95%</p>				<p>3 係争地</p> <p>●条例第7条第2号(受益者が、災害等の理由により当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>◇徴収猶予率 100 ◇徴収猶予期間 3年以内で町長が認定する期間</p> <p>1 災害、盗難又はその他の事故により負担金を納付することが困難であると認められた受益者の土地</p> <p>●条例第7条第3号(前各号に掲げるもののほか、徴収を猶予することがやむを得ないと認めたとき)</p> <p>◇徴収猶予率 町長が認定する率 ◇徴収猶予期間 町長が認定する期間</p> <p>1 町長が、その状況により特に徴収猶予の必要があると認めたもの</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 17	合併協議事項 上下水道事業の取扱い	専門部会名 土木部会																																																							
事務事業番号 8	事務事業名 公共下水道使用料	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会																																																							
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町																																																				
4	下水道管理課			施設管理課	上下水道課																																																				
根拠法令等	下水道法20条 相模原市公共下水道使用料徴収条例 相模原市公共下水道使用料徴収条例施行規則			下水道法20条 城山町公共下水道使用料徴収条例 城山町公共下水道使用料徴収条例施行規則 城山町諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例	下水道法第20条 藤野町公共下水道使用料徴収条例 藤野町公共下水道使用料徴収条例施行規則																																																				
歳出予算額(平成18年度)	0千円			0千円	0千円																																																				
歳入予算額(平成18年度)	8,098,020千円			233,393千円	19,900千円																																																				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 下水道を整備することにより生活環境の改善等の利益を受けること及び水質汚濁の原因者であることを考慮し、原則として下水道整備に要する汚水部分について、その受益に応じて適正に費用負担していただく。</p> <p>【内容】 下水道使用者から、その排水量（一般的には水道使用量）に応じて、汚水処理にかかる下記のような費用について、公共下水道使用料として負担していただく。 ○ 汚水処理の維持管理費 ○ 下水道の整備において借入した公債費・その利子分の返済金</p> <p>I 納付義務者 公共下水道に汚水を排除する者</p> <p>II 料金体系(1か月当たり・消費税抜き) (平成16年4月に料金改定を実施)</p> <table border="0"> <tr><td>8m3以下の分</td><td>550円</td></tr> <tr><td>9m3 ~ 15m3</td><td>90円</td></tr> <tr><td>16m3 ~ 20m3</td><td>95円</td></tr> <tr><td>21m3 ~ 30m3</td><td>110円</td></tr> <tr><td>31m3 ~ 50m3</td><td>120円</td></tr> <tr><td>51m3 ~ 100m3</td><td>145円</td></tr> <tr><td>101m3 ~ 300m3</td><td>160円</td></tr> <tr><td>301m3 ~ 1,000m3</td><td>190円</td></tr> <tr><td>1,000m3を超える分</td><td>225円</td></tr> <tr><td>公共浴場汚水</td><td>1m3あたり5円</td></tr> </table> <p>III 一般世帯(20m3/月使用)における使用料 1,737円(消費税込み)</p> <p>IV 平成16年度の決算額(滞繰分含む) 調定件数 1,835,041件 調定額 8,622,161千円 収入額 7,950,909千円 収入未済額 567,649千円 欠損額 103,603千円 収納率 92.21%</p> <p>V 平成18年度の当初予算額(現年度分) 調定見込額 8,119,944千円 当初予算額 7,947,882千円</p>	8m3以下の分	550円	9m3 ~ 15m3	90円	16m3 ~ 20m3	95円	21m3 ~ 30m3	110円	31m3 ~ 50m3	120円	51m3 ~ 100m3	145円	101m3 ~ 300m3	160円	301m3 ~ 1,000m3	190円	1,000m3を超える分	225円	公共浴場汚水	1m3あたり5円			<p>【目的】 下水道を整備することにより生活環境の改善等の利益を受けること及び水質汚濁の原因者であることを考慮し、原則として下水道整備に要する汚水部分について、その受益に応じて適正に費用負担していただく。</p> <p>【内容】 下水道使用者から、その排水量（一般的には水道使用量）に応じて、汚水処理にかかる下記のような費用について、公共下水道使用料として負担してもらいもの。 ○ 汚水処理の維持管理費 ○ 下水道の整備において借入した公債費・その利子分の返済金</p> <p>I 納付義務者 公共下水道に汚水を排除する者</p> <p>II 料金体系(1か月当たり・消費税抜き) (平成14年4月に料金改定を実施)</p> <table border="0"> <tr><td>8m3以下の分</td><td>650円</td></tr> <tr><td>9m3 ~ 15m3</td><td>98円</td></tr> <tr><td>16m3 ~ 20m3</td><td>104円</td></tr> <tr><td>21m3 ~ 30m3</td><td>115円</td></tr> <tr><td>31m3 ~ 50m3</td><td>127円</td></tr> <tr><td>51m3 ~ 100m3</td><td>155円</td></tr> <tr><td>101m3 ~ 300m3</td><td>167円</td></tr> <tr><td>301m3 ~ 1,000m3</td><td>201円</td></tr> <tr><td>1,000m3を超える分</td><td>236円</td></tr> </table> <p>III 一般世帯(20m3/月使用)における使用料 1,948円(消費税込み)</p> <p>IV 平成16年度の決算額(滞繰分含む) 調定件数 44,813件 調定額 271,099千円 収入額 243,932千円 収入未済額 24,712千円 欠損額 2,455千円 収納率 89.98%</p> <p>V 平成18年度の当初予算額(現年度分) 調定見込額 230,262千円 当初予算額 229,801千円</p>	8m3以下の分	650円	9m3 ~ 15m3	98円	16m3 ~ 20m3	104円	21m3 ~ 30m3	115円	31m3 ~ 50m3	127円	51m3 ~ 100m3	155円	101m3 ~ 300m3	167円	301m3 ~ 1,000m3	201円	1,000m3を超える分	236円	<p>【目的】 下水道を整備することにより生活環境の改善等の利益を受けること及び水質汚濁の原因者であることを考慮し、原則として下水道整備に要する汚水部分について、その受益に応じて適正に費用負担していただく。</p> <p>【内容】 下水道使用者から、その排水量（一般的には水道使用量）に応じて、汚水処理にかかる下記のような費用について、公共下水道使用料として負担してもらいもの。 ○ 汚水処理の維持管理費 ○ 下水道の整備において借入した公債費・その利子分の返済金</p> <p>I 納付義務者 公共下水道に汚水を排除する者</p> <p>II 料金体系(1か月当たり・消費税抜き) (平成12年12月1日施行)</p> <table border="0"> <tr><td>8m3まで</td><td>600円</td></tr> <tr><td>8m3 ~ 20m3</td><td>80円</td></tr> <tr><td>20m3 ~ 30m3</td><td>90円</td></tr> <tr><td>30m3 ~ 50m3</td><td>105円</td></tr> <tr><td>50m3 ~ 100m3</td><td>125円</td></tr> <tr><td>100m3 ~ 500m3</td><td>155円</td></tr> <tr><td>500m3以上</td><td>190円</td></tr> </table> <p>III 一般世帯(20m3/月使用)における使用料 1,638円(消費税込み)</p> <p>IV 平成15年度の決算額(現年度分) 調定件数 2,636件 調定額 11,877千円 収入額 11,846千円 収入未済額 31千円 収納率 99.74% ※平成15年度より下水道使用料賦課開始 平成17年度の当初予算額(現年度分) 調定見込額 19,900千円 当初予算額 19,900千円</p> <p>V 平成17年度の当初予算額(現年度分) 調定見込額 19,900千円 当初予算額 19,900千円</p>	8m3まで	600円	8m3 ~ 20m3	80円	20m3 ~ 30m3	90円	30m3 ~ 50m3	105円	50m3 ~ 100m3	125円	100m3 ~ 500m3	155円	500m3以上	190円
8m3以下の分	550円																																																								
9m3 ~ 15m3	90円																																																								
16m3 ~ 20m3	95円																																																								
21m3 ~ 30m3	110円																																																								
31m3 ~ 50m3	120円																																																								
51m3 ~ 100m3	145円																																																								
101m3 ~ 300m3	160円																																																								
301m3 ~ 1,000m3	190円																																																								
1,000m3を超える分	225円																																																								
公共浴場汚水	1m3あたり5円																																																								
8m3以下の分	650円																																																								
9m3 ~ 15m3	98円																																																								
16m3 ~ 20m3	104円																																																								
21m3 ~ 30m3	115円																																																								
31m3 ~ 50m3	127円																																																								
51m3 ~ 100m3	155円																																																								
101m3 ~ 300m3	167円																																																								
301m3 ~ 1,000m3	201円																																																								
1,000m3を超える分	236円																																																								
8m3まで	600円																																																								
8m3 ~ 20m3	80円																																																								
20m3 ~ 30m3	90円																																																								
30m3 ~ 50m3	105円																																																								
50m3 ~ 100m3	125円																																																								
100m3 ~ 500m3	155円																																																								
500m3以上	190円																																																								

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	公共下水道使用料	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>VI 排水量の認定 排水量の認定基準は、次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 地下水等を家事にのみ使用する場合は、世帯人員1人につき1月当たり5立方メートルとする。 地下水等を家事及び家事以外の用途に使用する場合は、業種、事業の規模等使用の態様(以下「使用の態様」という。)を勘案して認定する。この場合において、水量の申告があったときは、その内容を併せて勘案するものとする。 水道水及び地下水等を併用して使用する場合は、水道水に係る排水量(水道水の使用量とする。)に地下水等に係る排水量(世帯人員1人につき1月当たり2.5立方メートルとする。)を加えたものとする。量水器の点検が毎月行われる場合において、1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。 製水業、醸造業、清涼飲料水製造業その他の事業で、その事業に使用する水量と排水量が著しく異なるものを営む使用者は、当該排水量及びその算出の根拠を市長に申告することができる。この場合において、市長は、その申告の内容を勘案して排水量を認定するものとする。 公共下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開した場合において、その排水量が明らかでないときは、市長は、条例等の規定にかかわらずその排水量を認定することができる。 <p>VII 減免 次の各号のいずれかに該当する場合に、当該各号に定めるところにより行う。</p> <p>●生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けているとき。 全額を免除</p> <p>●次に掲げる者が世帯にいるとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第4項の規定により身体障害者手帳(以下「身障者手帳」という。)の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号(以下「省令別表」という。)の1級又は2級に該当する者 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第15条に規定する児童相談所(以下「児童相談所」という。)又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所(以下「更生相談所」という。)において知能指数が35以下と判定された者 身障者手帳の交付を受け、省令別表の3級に該当し、かつ、児童相談所又は更生相談所において知能指数が50以下と判定された者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級1級に該当する者 介護保険法(平成9年法律第123号)第27条の規程により要介護認定を受け、要介護状態区分が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第1条第1項第4号に規程する要介護4又は同項第5項に規定する要介護5に該当するもの。 <p>→1月分ごとの排水量により使用料を計算した</p>			<p>VI 排水量の認定 排水量の認定基準は、次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 地下水等を家事にのみ使用する場合は、世帯人員1人につき1月当たり6立方メートルとする。 地下水等を家事以外の用途に使用する場合は、使用の態様を勘案して認定する。 水道水と地下水等を併用して家事のみに使用する場合は、水道水に係る排水量(水道水の使用量とする。)に地下水等に係る排水量(世帯人員1人につき1月当たり3立方メートルとする。)を加えたものとする。 氷雪製造業、その他の営業で、その営業に伴い使用する水量と排水量が著しく異なるものを営む使用者は、当該排水量及びその算出の根拠を町長に申告することができる。この場合において、町長は、その申告の内容を勘案して排水量を認定するものとする。 <p>VII 減免 次の各号のいずれかに該当する場合に、当該各号に定めるところにより行う。</p> <p>●生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けているとき。 全額を免除</p> <p>●次に掲げる者が世帯にいるとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳(以下「身障者手帳」という。)の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号(以下「省令別表」という。)の1級又は2級に該当する者 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第15条に規定する児童相談所(以下「児童相談所」という。)又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所(以下「更生相談所」という。)において知能指数が35以下と判定された者及び療育手帳A1又はA2の交付を受けている者 障害者手帳の交付を受け、省令別表の3級に該当し、かつ、児童相談所又は更生相談所において知能指数が50以下と判定された者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級1級に該当する者 <p>→その世帯の全ての者のその年度の町民税所得割が非課税世帯であるとき・・・1月当りの基本額の使用料(排水量8立方メートル以下の分の使用料)に相当する額を免除</p> <p>●災害その他特別の理由がある者。 一部又は全額を免除</p> <p>VIII 延滞金の取扱 町諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例に基づく延滞金割合 指定の期日の翌日より 年10.95%</p> <p>IX 督促手数料の取扱 町諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例に基づく督促手数料 1通60円</p> <p>X その他</p>	<p>VI 排水量の認定 排水量の認定基準は、次のとおり。</p> <p>●条例第4条第1項(水道水又は地下水等を使用する場合の排水量は、次の各号に定めるところにより算定する)</p> <ol style="list-style-type: none"> 水道水を使用した場合において、本町で前年中に6月以上の水道水を使用した使用者については、1月当たり平均水道使用水量を1月当たりの排水量とみなす。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等において、それぞれの使用者の使用水量を確かすることができないときはそれぞれの使用者の使用実態を勘案して町長が認定する。 水道水を使用した場合において、前号に掲げる以外の使用者については、規則で定める基準に基づき町長が認定する。 地下水等を使用した場合においては、計測装置による使用水量を排水量とする。ただし、計測装置を設置していない使用者については、規則で定める基準に基づき町長が認定する。 <p>●条例第4条第2項(水道水と地下水等を併用して使用した場合の排水量は、それぞれの使用水量を合計したものとする。ただし、前項第3号ただし書に規定する使用者については、規則で定める基準に基づき町長が認定する。)</p> <p>●条例第4条第3項(製水業、その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量が、その営業に伴い公共下水道に排水する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、規則で定めるところにより毎月の排水量及び算出の根拠を町長に申告することができる。この場合において、町長は前各項の規定にかかわらずその申告の内容を勘案して、排水量を認定する。)</p> <p>●規則第3条第1項(条例第4条第1項第2号に規定する排水量の認定基準は、次に定めるところとする。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 水道水を家事のみに使用し、前年中の使用実績が6月未満の場合において排水量は、世帯人員1人につき1月当たり8立方メートルとみなす。 <p>●規則第3条第1項第1号(条例第4条第1項第2号に規定する排水量の認定基準は、次に定めるところとする。)</p> <p>●条例第3条第2項(条例第4条第1項第3号ただし書に規定する排水量の認定基準は、次の各号に定めるところとする)</p> <ol style="list-style-type: none"> 地下水等を家事のみに使用する場合は、世帯人員1人につき1月当たり8立方メートルとみなす。 前号に規定する用途以外の用途に使用する場合は排水量は、使用の態様を勘案して町長が認定する。 <p>●条例第3条第3項(条例第4条第2項ただし書に規定する排水量の認定基準は、次の各号に定めるところとする)</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 17	合併協議事項 上下水道事業の取扱い	専門部会名 土木部会									
事務事業番号 8	事務事業名 公共下水道使用料	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会									
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町						
【事務事業の内容】	<p>場合にあつては、排水量8立方メートル以下の分の使用料に相当する額、2月分ごとの排水量により使用料を計算した場合にあつては、排水量16立方メートル以下の分の使用料に相当する額(ただし、減免前の使用料が減免額に満たないときは、減免前の使用料に相当する額)を免除</p> <p>●災害その他特別の理由があると市長が認めたとき。 一部又は全額を免除</p> <p>VII 延滞金の取扱</p> <p>市諸収入金に対する延滞金徴収条例に基づく延滞金割合</p> <table border="0"> <tr> <td>最初の1か月まで</td> <td>4.1%</td> </tr> <tr> <td>それを超えた場合</td> <td>年14.5%</td> </tr> </table> <p>IX その他 平成15年4月検針分より、徴収事務を神奈川県企業庁水道局へ委託</p>	最初の1か月まで	4.1%	それを超えた場合	年14.5%			<p>平成15年4月検針分より、徴収事務を神奈川県企業庁水道局へ委託</p> <p>を勘案して町長が認定する。</p> <p>●条例第3条第3項(条例第4条第2項ただし書に規定する排水量の認定基準は、次の各号に定めるとおりとする。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 地下水等を家事のみに使用する場合の排水量は、世帯人員1人につき1月当たり4立方メートルとみなす 前号に規定する用途以外の用途に使用する場合の排水量は、使用の態様を勘案して町長が認定する。 <p>●条例第3条第4項(町長は、特に必要と認めるときは前各項の規定にかかわらず、排水量を認定することができる)</p> <p>VII 減免 次の各号のいずれかに該当する場合に、当該各号に定めるところにより行う。</p> <p>●生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けているとき。 全額を免除</p> <p>●災害その他特別の理由があると町長が認めたとき。 一部又は全額を免除</p> <p>VIII 延滞金の取扱 町公共下水道使用料徴収条例に基づく延滞金割合</p> <table border="0"> <tr> <td>年14.6%</td> </tr> <tr> <td>・納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間について</td> </tr> <tr> <td>年7.30%</td> </tr> </table> <p>IX その他 平成15年4月検針分より、徴収事務を神奈川県企業庁水道局へ委託</p>	年14.6%	・納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間について	年7.30%
最初の1か月まで	4.1%										
それを超えた場合	年14.5%										
年14.6%											
・納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間について											
年7.30%											

事務事業現況調書

合併協議事項番号 17	合併協議事項 上下水道事業の取扱い	専門部会名 土木部会			
事務事業番号 9	事務事業名 下水道普及啓発事業	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	土木計画課			施設管理課	上下水道課
根拠法令等					
歳出予算額(平成18年度)	150千円			0千円	270千円
歳入予算額(平成18年度)	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 「下水道の日」に係る下水道啓発事業の一環として、「下水道展」及び「夏休み親子下水道処理場見学会」を開催し、下水道に対する市民の理解と関心を深め、下水道の適切な利用を促進する。</p> <p>【内容】 【平成18年度の事業】 ①下水道展(10月下旬) 相模原麻溝公園において開催されるリサイクルフェア会場に「下水道展」ブースを開設し、次のおり下水道の啓発を実施する。 ・下水道器材、パネル及び写真の展示 ・下水道クイズ及びアンケートの実施 ・啓発用ポスターの掲示 ・パンフレット等の配布 ②夏休み親子下水道処理場見学会(8月3日) 市内在住の小学生及びその保護者を対象に見学会を開催する。 【見学場所】市内深堀ポンプ場及び相模川流域下水道左岸処理場(茅ヶ崎市)</p> <p>【事業費の概要】 ・旅費・・・12千円 ・需要費・・・75千円 ・委託費・・・63千円 合 計 150千円</p> <p>【平成16年度決算】 ①下水道展(10月16日) 「リサイクルフェア2004会場」に「下水道展」ブースを開設 ・ブース来場者 約1,000人 ・クイズ・アンケート参加者 857人 ②夏休み親子下水道処理場見学会(8月5日) 【見学場所】市内深堀ポンプ場及び相模川流域下水道左岸処理場(茅ヶ崎市) 参加者22人(児童等12人、保護者10人)</p>	<p>【平成16年度決算】 ①ミニ下水道展(9月9日～9月12日) ・会 場 生涯学習センター ・来場者 約400人 ②小学生に啓発物品(まんが読本)を配布。 下水道公社主催の下水道作品コンクールへの作品募集 ・ポスター4点 ・書道 6点(うち1点入賞)</p>	<p>【平成16年度決算】 該当事業なし</p>	<p>【目的】 「下水道の日」に係る下水道啓発事業の一環として、町広報誌を利用し下水道に対する理解と関心を深め、下水道の適切な利用を促進する。 【平成18年度の事業の内容】 ・町広報誌9月号に掲載 適切な利用方法 相模川流域下水道「ふれあいまつり」のお知らせ 【平成16年度決算】 ①・町広報誌9月号に掲載 適切な利用方法 ・相模川流域下水道「ふれあいまつり」のお知らせ 9月11日(土)実施</p>	<p>【目的】 「下水道の日」に限っていないが、下水道啓発事業の一環として、「下水道処理場見学会」を開催し、下水道に対する市民の理解と関心を深め、下水道の適切な利用を促進する。</p> <p>【平成17年度の事業の内容】 ・町広報誌に掲載 相模川流域下水道「ふれあいまつり」のお知らせ ・下水道施設見学会の開催 対象：町内6小学校4年生81人 場所：相模川流域右岸処理場 四之宮管理センター(平塚市内) 実施日：6月21日 (下水道公社のコンクール 募集の前) ・バス借り上げ代 270千円 【平成15年度決算】 ①下水道施設見学会 (6月24日、7月11日) 町内3小学校4年生69人参加 相模川流域下水道左岸処理場(茅ヶ崎市)</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
12	下水道事業審議会経費	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	土木計画課			施設管理課	上下水道課
根拠法令等	附属機関の設置に関する条例 相模原市下水道事業審議会規則			城山町下水道運営審議会条例	藤野町下水道審議会条例
歳出予算額(平成18年度)	406千円			105千円	33千円
歳入予算額(平成18年度)	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 下水道事業の運営にあたり、必要な事項について市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議することを目的として下水道事業審議会を設置する。</p> <p>【内容】 【平成18年度の事業】 ①下水道事業審議会の開催 審議会委員数 15人(公募委員3人) 開催予定回数 2回</p> <p>【事業費の内訳】 ・報酬・・・378千円(12,600円×15人×2回) ・旅費・・・21千円 ・需要費・・・7千円</p> <p>【平成16年度決算】 下水道事業審議会の開催(2回) 期日 平成16年5月7日 出席 11名 期日 平成17年2月2日 出席 12名</p>	<p>【平成16年度決算】 ①ミニ下水道展(9月9日～9月12日) ・会場 生涯学習センター ・来場者 約400人 ②小学生に啓発物品(まんが読本)を配布。 下水道公社主催の下水道作品コンクールへの作品募集 ・ポスター4点 ・書道 6点(うち1点入賞)</p>	<p>【平成16年度決算】 下水道事業審議会の開催(1回) 期日 平成16年4月20日 出席 10名</p>	<p>【目的】 下水道事業の運営にあたり、必要な事項について市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議することを目的として下水道事業審議会を設置する。</p> <p>【平成18年度の事業の内容】 ①下水道事業審議会の開催 審議会委員数 7人 開催予定回数 2回</p> <p>【事業費の内訳】 ・報酬・・・98千円 (会長7,400円×1人×2回 委員6,900円×6人×2回) ・旅費・・・5千円 ・役務費・・・2千円</p> <p>【平成16年度決算】 審議案件が特になかったため開催なし</p>	<p>【目的】 下水道事業の運営にあたり、必要な事項について市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議することを目的として下水道事業審議会を設置する。</p> <p>【平成17年度の事業の内容】 ①下水道事業審議会の開催 審議会委員数 8人 開催予定回数 1回</p> <p>【事業費の内訳】 ・報酬・・・33千円 (8,600+8,100円×7人×1回)×半日 ・通信運搬費・・・0千円 ・需要費・・・0千円</p> <p>【平成15年度決算】 審議案件が特になかったため開催なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	相模川流域下水道維持管理負担金	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	土木計画課			施設管理課	上下水道課
根拠法令等	下水道法第31条の2			下水道法第31条の2	下水道法第31条の2
歳出予算額(平成18年度)	2,115,217千円			59,013千円	9,295千円
歳入予算額(平成18年度)	2,025,109千円			56,476千円	9,295千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模川流域下水道の施設維持管理費を関連市町の実績汚水量の比率に基づき負担する。 【平成18年度の事業の内容】 ・平成18年度 相模原市負担率 33.79% (相模原市分 32.94%、 旧津久井町分0.49%、 旧相模湖町分0.36%) 予算額 2,115,217千円</p> <p>【内容】 【事業費の内訳(2,115,217千円)】 ・負担金、補助及び交付金・・・2,025,109千円</p> <p>【平成16年度決算】 ・平成16年度 相模原市負担率 33.40% 決算額 1,928,241千円</p> <p>【特財】 ・公共下水道使用料 1,848,026千円</p>	<p>【平成16年度決算】 ・平成16年度 津久井町負担率 0.47% 決算額 22,064千円</p>	<p>【平成16年度決算】 ・平成16年度 相模湖町負担率 0.32% 決算額 15,919千円</p>	<p>【目的】 相模川流域下水道の施設維持管理費を関連市町の実績汚水量の比率に基づき負担する。 【平成18年度の事業の内容】 ・平成18年度 城山町負担率 1.00% 予算額 59,013千円</p> <p>【事業費の内訳(59,013千円)】 ・負担金、補助及び交付金・・・59,013千円</p> <p>【平成16年度決算】 ・平成16年度 城山町負担率 1.00% 決算額 62,303千円</p> <p>【特財】 ・公共下水道使用料 59,686千円</p>	<p>【目的】 相模川流域下水道の施設維持管理費を関連市町の実績汚水量の比率に基づき負担する。 【平成17年度の事業の内容】 ・平成17年度 藤野町負担率 0.19% 予算額 9,295千円</p> <p>【事業費の内訳(9,295千円)】 ・負担金、補助及び交付金・9,295千円</p> <p>【平成15年度決算】 ・平成15年度 藤野町負担率 0.11% 決算額 4,946千円</p> <p>【特財】 ・公共下水道使用料 4,946千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 17	合併協議事項 上下水道事業の取扱い	専門部会名 土木部会			
事務事業番号 14	事務事業名 隣接市町下水道施設利用負担金	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	土木計画課			施設管理課	上下水道課
根拠法令等	相模原市と城山町との汚水相互排除に関する基本協定 町田市と相模原市との下水の排除及び処理事務の相互委託に関する協定 座間市と相模原市に係る公共下水道幹線等の維持管理に関する協定			相模原市と城山町との汚水相互排除に関する基本協定	
歳出予算額（平成18年度）	2,825千円			0千円	
歳入予算額（平成18年度）	2,825千円			515千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[城山町及び町田市分] 行政境界付近に位置する他市町の下水道施設を利用することに対し、実績汚水量比により負担する。 ・[座間市分]（平成17年度から） 本市汚水が流入している座間市公共下水道座間中央幹線等の維持管理費を負担する。 <p>【平成18年度の事業の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城山町分 予算額 515,627円 ・町田市分 予算額 2,161,671円 ・座間市分 予算額 147,000円 <p>【事業費の内訳（2,825千円）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担金、補助及び交付金 2,825千円 <p>【平成16年度決算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城山町分 424,137円 ・町田市分 2,429,644円 <p>【特財】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道使用料 2,853,781円 		<p>【目的】</p> <p>[相模原市分] 行政境界付近に位置する他市町の下水道施設を利用することに対し、実績汚水量比により負担する。</p> <p>※相模原市支出額と同額を城山町では収入に見込んでおります。（諸収入）</p> <p>【平成18年度の事業の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相模原市分 予算額 515,627円 <p>【平成16年度決算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相模原市分 424,137円 	該当なし	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名								
17	上下水道事業の取扱い	土木部会								
事務事業番号	事務事業名	協議ランク								
15	相模川流域下水道建設負担金	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会								
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町					
担当課名	土木計画課			施設管理課	上下水道課					
根拠法令等	下水道法第31条の2			下水道法第31条の2	下水道法第31条の2 相模湖・津久井湖周辺地域下水道(相模川流域下水道)の建設に関する協定書					
歳出予算額(平成18年度)	449,141千円			16,155千円	2,503千円					
歳入予算額(平成18年度)	449,141千円			16,155千円	2,503千円					
【事務事業の内容】	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; vertical-align: top;"> <p>【目的】 相模川流域下水道建設事業費のうち市町負担分を相模川流域の14市町が計画汚水量の比率により負担する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相模原市負担率 既幹線分 33.00% 処理場分 33.00% (相模原市分 31.09%、 旧津久井町分1.46%、 旧相模湖町分0.45%) ・ 負担金額 従来事業分 456,599千円 サテライト分 0千円 16年度精算分 △7,458千円 <p>【内容】 【平成18年度の事業】 ・平成18年度 予算額 449,141千円 【平成16年度決算】 決算額 431,918千円</p> <p>【特財】 ・公営企業債(相模川流域下水道建設負担金) 421,200千円</p> </td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;"> <p>【平成16年度決算】 決算額 7,945千円</p> </td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;"> <p>【平成16年度決算】 決算額 2,383千円</p> </td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;"> <p>【目的】 相模川流域下水道建設事業費のうち市町負担分を相模川流域の16市町が計画汚水量の比率により負担する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 城山町負担率 既幹線分 1.00% 処理場分 1.00% ・ 負担金額 従来事業分 16,180千円 サテライト分 0千円 16年度精算分 △25千円 <p>【平成18年度の事業の内容】 ・平成18年度 予算額 16,155千円 【平成16年度決算】 決算額 16,938千円</p> <p>【特財】 ・公営企業債(相模川流域下水道建設負担金) 19,400千円</p> </td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;"> <p>【目的】 相模川流域下水道建設事業費のうち市町負担分を相模川流域の16市町が計画汚水量の比率により負担する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 藤野町負担率 既幹線分 0.28% 処理場分 0.28% ・ 負担金額 従来事業分 2,484千円 サテライト分 19千円 15年度精算分 0千円 <p>【平成17年度の事業の内容】 ・平成17年度 予算額 2,503千円 【平成15年度決算】 決算額 2,352千円</p> <p>【特財】 相模湖・津久井湖周辺の相模川流域下水道事業に係る助成金 2,352千円</p> </td> </tr> </table>					<p>【目的】 相模川流域下水道建設事業費のうち市町負担分を相模川流域の14市町が計画汚水量の比率により負担する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相模原市負担率 既幹線分 33.00% 処理場分 33.00% (相模原市分 31.09%、 旧津久井町分1.46%、 旧相模湖町分0.45%) ・ 負担金額 従来事業分 456,599千円 サテライト分 0千円 16年度精算分 △7,458千円 <p>【内容】 【平成18年度の事業】 ・平成18年度 予算額 449,141千円 【平成16年度決算】 決算額 431,918千円</p> <p>【特財】 ・公営企業債(相模川流域下水道建設負担金) 421,200千円</p>	<p>【平成16年度決算】 決算額 7,945千円</p>	<p>【平成16年度決算】 決算額 2,383千円</p>	<p>【目的】 相模川流域下水道建設事業費のうち市町負担分を相模川流域の16市町が計画汚水量の比率により負担する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 城山町負担率 既幹線分 1.00% 処理場分 1.00% ・ 負担金額 従来事業分 16,180千円 サテライト分 0千円 16年度精算分 △25千円 <p>【平成18年度の事業の内容】 ・平成18年度 予算額 16,155千円 【平成16年度決算】 決算額 16,938千円</p> <p>【特財】 ・公営企業債(相模川流域下水道建設負担金) 19,400千円</p>	<p>【目的】 相模川流域下水道建設事業費のうち市町負担分を相模川流域の16市町が計画汚水量の比率により負担する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 藤野町負担率 既幹線分 0.28% 処理場分 0.28% ・ 負担金額 従来事業分 2,484千円 サテライト分 19千円 15年度精算分 0千円 <p>【平成17年度の事業の内容】 ・平成17年度 予算額 2,503千円 【平成15年度決算】 決算額 2,352千円</p> <p>【特財】 相模湖・津久井湖周辺の相模川流域下水道事業に係る助成金 2,352千円</p>
<p>【目的】 相模川流域下水道建設事業費のうち市町負担分を相模川流域の14市町が計画汚水量の比率により負担する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相模原市負担率 既幹線分 33.00% 処理場分 33.00% (相模原市分 31.09%、 旧津久井町分1.46%、 旧相模湖町分0.45%) ・ 負担金額 従来事業分 456,599千円 サテライト分 0千円 16年度精算分 △7,458千円 <p>【内容】 【平成18年度の事業】 ・平成18年度 予算額 449,141千円 【平成16年度決算】 決算額 431,918千円</p> <p>【特財】 ・公営企業債(相模川流域下水道建設負担金) 421,200千円</p>	<p>【平成16年度決算】 決算額 7,945千円</p>	<p>【平成16年度決算】 決算額 2,383千円</p>	<p>【目的】 相模川流域下水道建設事業費のうち市町負担分を相模川流域の16市町が計画汚水量の比率により負担する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 城山町負担率 既幹線分 1.00% 処理場分 1.00% ・ 負担金額 従来事業分 16,180千円 サテライト分 0千円 16年度精算分 △25千円 <p>【平成18年度の事業の内容】 ・平成18年度 予算額 16,155千円 【平成16年度決算】 決算額 16,938千円</p> <p>【特財】 ・公営企業債(相模川流域下水道建設負担金) 19,400千円</p>	<p>【目的】 相模川流域下水道建設事業費のうち市町負担分を相模川流域の16市町が計画汚水量の比率により負担する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 藤野町負担率 既幹線分 0.28% 処理場分 0.28% ・ 負担金額 従来事業分 2,484千円 サテライト分 19千円 15年度精算分 0千円 <p>【平成17年度の事業の内容】 ・平成17年度 予算額 2,503千円 【平成15年度決算】 決算額 2,352千円</p> <p>【特財】 相模湖・津久井湖周辺の相模川流域下水道事業に係る助成金 2,352千円</p>						

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
17	下水道基本計画策定事業	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	土木計画課			施設管理課	上下水道課
根拠法令等	都市計画法第19条 都市計画法第59条 下水道法第4条			都市計画法第19条 都市計画法第59条 下水道法第4条	都市計画法第19条 都市計画法第59条 下水道法第4条
歳出予算額 (平成18年度)	10,000千円			0千円	0千円
歳入予算額 (平成18年度)	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模川流域下水道基本計画・事業認可の変更に伴い、本市の下水道基本計画を見直し、都市計画法・下水道法による事業認可期間を延伸するもの。</p> <p>【平成18年度の事業内容】 旧津久井町地域の 都市計画決定 304 h a 都市計画決定事業認可 304 h a 下水道法事業認可 304 h a 測量 89 h a</p>			<p>【目的】 相模川流域下水道基本計画・事業認可の変更に伴い、本町の下水道基本計画を見直し、都市計画法・下水道法による事業認可期間を延伸するもの。</p> <p>【内容】 下水道基本計画 569 h a 都市計画決定 270 h a 都市計画決定事業認可 270 h a 下水道法事業認可 280 h a 区画割施設平面図作成 280 h a 平成18年3月認可期間延伸済み 延伸期間平成24年3月31日 【平成18年度の事業内容】 事業認可変更なし</p>	<p>【目的】 相模川流域下水道基本計画・事業認可の変更に伴い、都市計画法・下水道法による事業認可期間を延伸するもの。</p> <p>【平成17年度の事業内容】 なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 17	合併協議事項 上下水道事業の取扱い	専門部会名 土木部会			
事務事業番号 6	事務事業名 登録等手数料	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	下水道管理課			施設管理課	上下水道課
根拠法令等	相模原市下水道条例			城山町下水道条例	藤野町下水道条例
歳出予算額(平成18年度)	0千円			0千円	0千円
歳入予算額(平成18年度)	989千円			15千円	12千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 排水設備工事に係る指定下水道工事店の指定及び排水設備工事責任技術者の登録を行うため事務</p> <p>【内容】 指定下水道店及び責任技術者に関する申請に伴う手数料徴収</p> <p>【参考】</p> <p>手数料の額 ①指定工事店登録手数料(1件につき) 新規 10,000円 更新 3,000円 ②責任技術者登録手数料(1件につき) 2,000円 ③再交付手数料(1件につき) 相模原市指定下水道工事店証 3,000円 相模原市指定下水道工事店標示板 7,000円 相模原市排水設備工事責任技術者証 2,000円</p> <p>平成16年度決算 指定下水道工事店 412店 排水設備工事責任技術者 896名</p>	<p>【参考】</p> <p>平成16年度決算 指定下水道工事店 92店 排水設備工事責任技術者 220名</p>	<p>【参考】</p> <p>平成16年度決算 指定下水道工事店 50店 排水設備工事責任技術者 101名</p>	<p>【目的】 排水設備工事に係る指定下水道工事店の指定及び排水設備工事責任技術者の登録を行うため事務</p> <p>【内容】 指定下水道店及び責任技術者に関する申請に伴う手数料徴収</p> <p>【参考】</p> <p>手数料の額 ①指定工事店指定手数料(1件につき) 新規 3,000円 更新 3,000円 ②責任技術者登録手数料(1件につき) 新規 2,000円 更新 2,000円 ③再交付手数料(1件につき) 指定下水道工事店証 3,000円 排水設備工事責任技術者証 2,000円</p> <p>平成16年度決算 指定下水道工事店 94店 排水設備工事責任技術者 210名</p>	<p>【目的】 排水設備工事に係る指定下水道工事店の指定及び排水設備工事責任技術者の登録を行うため事務</p> <p>【内容】 指定下水道店及び責任技術者に関する申請に伴う手数料徴収</p> <p>【参考】</p> <p>手数料の額 ①指定工事店登録手数料(1件につき) 新規 3,000円 更新 3,000円 ②責任技術者登録手数料(1件につき) 新規 2,000円 更新 2,000円 ③再交付手数料(1件につき) 藤野町指定下水道工事店証 3,000円 藤野町排水設備工事責任技術者証 2,000円</p> <p>平成15年度決算 指定下水道工事店 32店 排水設備工事責任技術者 68名</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	都市下水路等維持補修管理事業		<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会		
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	下水道管理課			施設管理課	上下水道課
根拠法令等					
歳出予算額 (平成18年度)	51,371千円			3,525千円	
歳入予算額 (平成18年度)	0千円			0千円	
【事務事業の内容】	【目的】 雨水対策施設の維持補修管理を行う事業 【内容】 市が管理する雨水調整池及び、姥川の清掃・浚渫委託、除草委託や施設(ポンプ等)の保守点検委託、修繕を行う。 又、雨水調整池の賃借や、用地取得事務も行う。 【参考】 平成16年度決算 雨水調整池 9 8箇所(借地雨水調整池 6 箇所含む)			【目的】 雨水対策施設(調整池)の維持管理を行う事業 【内容】 町が管理する雨水調整池の賃借や、除草委託業務を行う。 【参考】 平成16年度決算 雨水調整池 2 箇所(借地雨水調整池 1 箇所含む)	
					該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	雨水浸透施設設置助成事業	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	下水道管理課			施設管理課	上下水道課
根拠法令等	相模原市雨水浸透ます設置助成金交付要綱				
歳出予算額(平成18年度)	3,000千円				
歳入予算額(平成18年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 雨水の流出抑制や地下水の涵養、保全を図ること等により自然環境への水の還元に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 市が認定した雨水浸透ますを設置していただく方に、設置費用の一部を、市が助成</p> <p>【参考】 雨水浸透ます1基あたりの助成額 新築家屋の場合---1基7,000円(建替えを含む) 既存家屋の場合---1基10,000円(増改築を含む)</p> <p>一つの助成事業の助成対象は、2基以上4基まで</p> <p>平成16年度決算 新築家屋の場合 79件 既存家屋の場合 16件</p> <p>助成合計金額 2,680千円</p>	<p>【参考】 平成16年度決算 (専用・併用・共同)住宅新築家屋数 166件</p>	<p>【参考】 平成16年度建築確認申請の経由 件数は、新築の家屋で66件</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 事業の実施はないため、助成金額及び実績件数の計上は出来ません。</p> <p>参考事項 本町における平成16年度建築確認申請の経由 件数は、新築の家屋で149件</p>	<p>該当なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	水洗化促進事業	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	下水道管理課			施設管理課	上下水道課
根拠法令等	下水道法			下水道法	下水道法
歳出予算額(平成18年度)	17,857千円			389千円	4,156千円
歳入予算額(平成18年度)	11,075千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 衛生的で快適な生活環境づくりや河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の利用効率を向上させる</p> <p>【内容】 供用開始世帯の水洗化促進事務 個別訪問(未水洗世帯の実態把握及び指導)、水洗化工事資金の援助</p> <p>【特定財源の内訳等】 ①公共下水道使用料 928千円 ②責任技術者登録手数料 93千円 ③指定工事店登録手数料 166千円 ④参考図書 39千円 ⑤水洗化工事資金融資預託金元金収入10,000千円 ⑥労働保険被保険者負担金 33千円</p> <p>【参考】 ①未水洗家屋の指導(水洗化義務期間3年間を経過した世帯に対する施策) 水洗化普及員(非常勤特別職、勤務日:月曜から金曜まで・勤務時間:午前9時～午後4時までの1日6時間)による個別訪問指導を実施、対象家屋全体を3年ごとに訪問している。 ・平成16年度決算 未水洗家屋数 5,370世帯 義務期間経過世帯 4,660世帯 水洗化率97.7%</p> <p>②水洗化工事資金援助(水洗化義務期間内の支援施策) ア.水洗化工事資金融資あっせん…銀行が融資した額の70%を市が預託している 平成16年度決算:融資件数0件、融資額0万円 融資あっせんの額 大便器1個あたり50万円まで 限度額300万円まで イ.水洗化工事費特別助成…生活扶助世帯の水洗化工事費を助成している 平成16年度決算:なし</p>	<p>【参考】 ①未水洗家屋の指導 未水洗化世帯への接続依頼勧告及びアンケート調査による実態調査を実施。 ・平成16年度決算 未水洗家屋数 533世帯 義務期間経過世帯 296世帯 水洗化率30.2%</p> <p>②水洗化工事資金援助(水洗化義務期間内の支援施策) ア.水洗化工事資金融資あっせん…銀行が融資した額の利子分を町が補給している 平成16年度決算:融資件数3件、補給額14千円 融資あっせんの額 限度額(自家)40万円まで (貸家)80万円まで イ.水洗化工事費助成…水洗化工事費の額に応じて、助成金を交付している 平成16年度決算:助成件数89件、助成額1,568千円 ※助成制度は合併時に廃止し、融資あっせん制度に移行。 ウ.水洗化工事費特別助成…生活扶助世帯の水洗化工事費を助成している 平成16年度決算:なし</p>	<p>【参考】 ①未水洗家屋の指導(水洗化義務期間3年間を経過した世帯に対する施策) 未水洗化世帯への接続依頼を実施。 平成16年度決算 未水洗家屋数 548世帯 義務期間経過世帯 432世帯 水洗化率 63.5%</p> <p>②水洗化工事資金援助(水洗化義務期間内の支援施策) 融資あっせんの額 限度額 一戸建住宅 450千円 集合住宅等 900千円</p>	<p>【目的】 衛生的で快適な生活環境づくりや河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の利用効率を向上させる</p> <p>【内容】 水洗化義務期間(3年間)内の水洗化促進事務</p> <p>【参考】 ①水洗便所改造等奨励金 ・奨励金額 4千円～32千円まで(8段階) ・平成16年度決算 未水洗家屋数 378世帯 義務期間経過世帯 361世帯 水洗化率 83.8%</p> <p>②水洗便所改造等資金融資あっせん ・町が契約した金融機関からの融資をあっせん 平成16年度決算:なし 融資あっせんの額(限度額) 自家 35万円 アパート等 70万円 ③水洗便所改造等工事費特別助成…生活扶助世帯の水洗化工事費を助成している 平成16年度決算:なし</p>	<p>【目的】 衛生的で快適な生活環境づくりや河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の利用効率を向上させる</p> <p>【内容】 水洗化義務期間(3年間)内の水洗化促進事務</p> <p>【参考】 ①水洗便所改造等助成金 ・奨励金額 水洗便所改造等の工事における費用の10/100で限度額50千円を助成している。 【平成17年度予算】 3,780千円 【平成15年度決算】 167件 5,375千円 未水洗家屋数 468世帯 義務期間経過世帯 125世帯 水洗化率 29.4%</p> <p>②水洗便所改造等資金融資あっせん ・町が契約した金融機関からの融資をあっせんし、利子補給する。 【平成17年度予算】 26千円 【平成15年度実績】 0千円 融資あっせんの額(限度額) 自家 400千円 貸家 800千円 ③水洗便所改造等工事費特別助成…生活保護法による保護を受けている者の水洗化工事費を助成している 【平成17年度予算】 350千円 【平成15年度実績】 0千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
10	水質管理事業	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	下水道管理課			施設管理課	上下水道課
根拠法令等	下水道法 相模原市下水道条例 流域下水道維持管理要綱			下水道法 城山町下水道条例 流域下水道維持管理要綱	下水道法 藤野町下水道条例 流域下水道維持管理要綱
歳出予算額（平成18年度）	14,995千円			817千円	0千円
歳入予算額（平成18年度）	1,000千円			408千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 工場・事業所排水を監視・指導し排除基準内で排出させることにより、都市基盤である下水道管の機能及び構造を保守し公衆衛生の向上に寄与し、併せて流域下水道からの放流水の適正管理が行われることにより公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 下水道法、相模原市下水道条例に基づく事業場等の排水検査、立入調査、窓口指導等（水質関係全体として）及び水質測定結果報告書徴収</p> <p>【特別財源の内訳等】 公共下水道使用料 1,000千円</p> <p>【参考】 ・事業場等の排水検査として水質測定 平成16年度実績：435検体延6,763項目 ・事業場等への立入調査 平成16年度実績：延べ81事業場 ・事業場等への窓口指導等（水質関係全体として） 平成16年度実績：延べ445件 ・法、条例に基づく届出事務 平成16年度実績：延べ135件 ・事業所からの水質測定結果報告書徴収 平成16年度実績：延べ80事業場</p>	<p>【参考】 ・事業場等の排水検査として水質測定 平成15年度実績：10検体延べ118項目 ・事業場等への立入調査 平成15年度実績：延べ10事業場 ・事業場等への窓口指導等（水質関係全体として） 平成15年度実績：延べ0件</p>	<p>【参考】 ・事業場等の排水検査として水質測定 平成16年度決算：6検体延252項目 ・事業場等への立入調査 平成16年度決算：延べ1事業場 ・事業所からの水質測定結果報告書徴収 平成16年度決算：延べ1事業場</p>	<p>【目的】 工場・事業所排水を監視・指導し排除基準内で排出させることにより、都市基盤である下水道管の機能及び構造を保守し公衆衛生の向上に寄与し、併せて流域下水道からの放流水の適正管理が行われることにより公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 下水道法、城山町下水道条例に基づく事業場等の排水検査、立入調査、窓口指導等（水質関係全体として）及び水質測定結果報告書徴収</p> <p>【公共的団体】 （財）神奈川県下水道公社に検査を委託</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道使用料 408千円</p> <p>【参考】 ・事業場等の排水検査として水質測定 平成16年度実績：20検体延274項目 ・事業場等への立入調査 平成16年度実績：延べ1事業場 ・事業場等への窓口指導等（水質関係全体として） 平成16年度実績：延べ0件 ・法、条例に基づく届出事務 平成16年度実績：延べ1件 ・事業所からの水質測定結果報告書徴収 平成16年度実績：延べ0事業場</p>	<p>【目的】 工場・事業所排水を監視・指導し排除基準内で排出させることにより、都市基盤である下水道管の機能及び構造を保守し公衆衛生の向上に寄与し、併せて流域下水道からの放流水の適正管理が行われることにより公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 下水道法、藤野町下水道条例に基づく事業場等の排水検査、立入調査、窓口指導等（水質関係全体として）及び水質測定結果報告書徴収</p> <p>【公共的団体】</p> <p>【特定財源の内訳等】</p> <p>【参考】 ・事業場等の排水検査として水質測定 平成15年度実績：なし ・事業場等への立入調査 平成15年度実績：なし ・事業所からの水質測定結果報告書徴収 平成15年度実績：なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 17	合併協議事項 上下水道事業の取扱い	専門部会名 土木部会			
事務事業番号 11	事務事業名 公共下水道施設維持管理補修事業	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	下水道管理課			施設管理課	上下水道課
根拠法令等	下水道法			下水道法	下水道法
歳出予算額(平成18年度)	339,395千円			14,400千円	3,692千円
歳入予算額(平成18年度)	320,139千円			14,400千円	3,692千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 下水道施設の維持補修管理を行う事業</p> <p>【内容】 市が管理する下水道施設の清掃・浚渫委託、除草委託、及び施設(ポンプ等)の保守点検委託や目視等の施設調査委託、コンピューターによる維持管理システムの事務や下水道台帳整備を行う。又、汚水中継ポンプ場の管理委託や施設の保守点検委託、修繕を行う。</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道使用料 320,043千円 下水道台帳図等複写費用 96千円</p> <p>【参考】 平成16年度決算 合流管 98,218m 污水管 1,489,676m 雨水管 202,141m 排水管 344,139m 汚水マンホールポンプ 31箇所 雨水マンホールポンプ 4箇所 汚水中継ポンプ場 6箇所</p>	<p>【目的】 平成16年度決算 污水管 43,638m 汚水マンホールポンプ 10箇所</p>	<p>【目的】 平成16年度決算 污水管 33,686m 汚水マンホールポンプ 13箇所</p>	<p>【目的】 下水道施設の維持補修管理を行う事業</p> <p>【内容】 町が管理する下水道施設の清掃・浚渫委託、除草委託、及び施設(ポンプ等)の保守点検委託や目視等の施設調査委託や下水道台帳整備を行う。又、汚水中継ポンプ場等の管理委託や施設の保守点検委託、修繕を行う。</p> <p>【特定財源の内訳等】 ①公共下水道使用料 13,885千円 ②相模原市との相互排除協定負担金515千円</p> <p>【参考】 平成16年度決算 污水管 73,828m 雨水管 18,190m 汚水マンホールポンプ 7箇所 汚水中継ポンプ場 1箇所</p>	<p>【目的】 下水道施設の維持補修管理を行う事業</p> <p>【内容】 町が管理する下水道施設の清掃・及び施設(ポンプ等)の保守点検委託やTVカメラによる等の施設調査委託や下水道台帳整備を行う。又、ポンプ場の施設の保守点検委託、自家用発動発電機の保守委託、修繕を行う。</p> <p>【特定財源の内訳等】 ①公共下水道使用料 3,692千円</p> <p>【参考】 平成15年度決算 污水管 25,515m マンホールポンプ 25箇所</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
12	公共下水道不明水浸入対策事業	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	下水道管理課			施設管理課	上下水道課
根拠法令等	下水道法			下水道法	下水道法
歳出予算額 (平成18年度)	2,500千円			0千円	0千円
歳入予算額 (平成18年度)	2,500千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 汚水施設に流入する、不明水削減を行う事業</p> <p>【内容】 下水道施設の詳細調査委託によって、不明水流入箇所を特定し、補修を行う。</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道使用料 2,500千円</p>			<p>【目的】 汚水施設に流入する、不明水削減を行う事業</p> <p>【内容】 下水道施設の詳細調査委託によって、不明水流入箇所を特定し、補修を行う。</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道使用料 0千円</p>	<p>【目的】 汚水施設に流入する、不明水削減を行う事業</p> <p>【内容】 下水道施設の詳細調査委託によって、不明水流入箇所を特定し、補修を行う。</p> <p>現時点としては、「TVカメラ調査」を実施している。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
14	公共下水道整備済区域内における公共汚水ますの設置	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	下水道管理課			施設管理課	上下水道課
根拠法令等	下水道法 相模原市下水道条例 相模原市公共汚水ます設置要綱			下水道法 城山町下水道条例	下水道法 藤野町下水道条例
歳出予算額（平成18年度）	266,000千円			7,750千円	1000千円
歳入予算額（平成18年度）	189,400千円			7,442千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 公共下水道整備済区域内の未設置箇所や土地利用の変更により必要となった箇所の公共汚水ますを設置する。</p> <p>【内容】 公共下水道整備済区域内で土地利用形態の変更により、公共汚水ますが必要となった場合や土地の分割により公共汚水ますが必要となった場合、要綱にもとづいて設置する。</p> <p>【特定財源の内訳等】 管きょ建設事業受益者負担金 11,000千円 公営企業債 178,400千円</p> <p>【参考】 平成16年度決算 公共汚水ます設置1,430個</p>	<p>【参考】 平成16年度決算 公共汚水ます設置30個</p>	<p>【参考】 平成16年度決算 公共汚水ます設置10個</p>	<p>【目的】 公共下水道整備済区域内の未設置箇所や土地利用の変更により必要となった箇所の公共汚水ますを設置する。</p> <p>【内容】 公共下水道整備済区域内で土地利用形態の変更により、公共汚水ますが必要となった場合や土地の分割により公共汚水ますが必要となった場合、基準にもとづいて設置する。</p> <p>【特定財源の内訳等】 ①公共下水道事業受益者分担金 208千円 ②地方公営企業債（下水道整備債） 7,189千円 ③県費補助金 45千円</p> <p>【参考】 平成16年度決算 公共汚水ます設置32個</p>	<p>【目的】 公共下水道整備済区域内の未設置箇所や土地利用の変更により必要となった箇所の公共汚水ますを設置する。</p> <p>【内容】 公共下水道整備済区域内で土地利用形態の変更により、公共汚水ますが必要となった場合や土地の分割により公共汚水ますが必要となった場合設置する。</p> <p>【参考】 平成15年度決算 公共汚水ます設置12個</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い		土木部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
16	排水設備に係る申請の審査並びに工事の指導及び検査		<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町	
担当課名	下水道管理課			施設管理課	上下水道課	
根拠法令等	下水道法 相模原市下水道条例 相模原市排水設備設置義務の免除に関する要綱 相模原市排水設備指針			下水道法 城山町下水道条例	下水道法 藤野町下水道条例	
歳出予算額 (平成18年度)	603千円			0千円	0千円	
歳入予算額 (平成18年度)	0千円			0千円	0千円	
【事務事業の内容】	【目的】 排水設備の審査並びに工事の指導及び検査により、構造基準に適合する排水設備を設置させること。 【内容】 ○排水設備新設等確認申請書類を審査指導する。 ○排水設備新設等工事完了届により完了検査をする。 【特定財源の内訳等】 ①公共下水道使用料 72千円 ②責任技術者登録手数料 7千円 ③指定工事店登録手数料 13千円 ④参考図書 3千円 【参考】 平成16年度決算 ○確認申請件数---180件 ○完了検査件数---173件 (内 現場件数 173件)		【参考】 平成16年度決算 ○確認申請件数--- 78件 ○完了検査件数--- 70件 (内 現場件数 70件)		【目的】 排水設備の審査並びに工事の指導及び検査により、構造基準に適合する排水設備を設置させること。 【内容】 ○排水設備新設等確認申請書類を審査指導する。 ○排水設備新設等工事完了届により完了検査をする。 【参考】 平成16年度決算 ○確認申請件数---149件 ○完了検査件数---166件 (内 現場件数 166件)	【目的】 排水設備の審査並びに工事の指導及び検査により、構造基準に適合する排水設備を設置させること。 【内容】 ○排水設備新設等確認申請書類を審査指導する。 ○排水設備新設等工事完了届により完了検査をする。 【参考】 平成15年度決算 ○確認申請件数---198件 ○完了検査件数---198件 (内 現場件数 198件)

事務事業現況調書

合併協議事項番号 17	合併協議事項 上下水道事業の取扱い	専門部会名 土木部会			
事務事業番号 17	事務事業名 指定下水道工事店及び排水設備工事責任技術者の審査、登録等事務	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	下水道管理課			施設管理課	上下水道課
根拠法令等	相模原市下水道条例 相模原市指定下水道工事店規則			城山町下水道条例 城山町指定下水道工事店規則	藤野町下水道条例 藤野町下水道排水設備指定工事店規則
歳出予算額(平成18年度)	193千円			10千円	0千円
歳入予算額(平成18年度)	989千円			10千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 優良な排水設備工事が施工されるよう、一定の技術水準を有する指定工事店及び排水設備工事責任技術者の審査・登録を行う。</p> <p>【内容】 指定下水道工事店の新規指定及び更新（5年ごと）に伴う審査並びに登録事項の変更などの申請に伴う登録事務 排水設備工事責任技術者の登録及び更新（5年ごと）、登録事項の変更などの申請に伴う登録事務</p> <p>【特定財源の内訳等】 ①責任技術者登録手数料 262千円 ②指定工事店登録手数料 727千円</p> <p>【参考】 平成16年度決算 指定下水道工事店 412店 排水設備工事責任技術者 896名 指定下水道工事店標示板購入価格 3,500円</p>	<p>【参考】 平成16年度決算 指定下水道工事店 92店 排水設備工事責任技術者 220名</p>	<p>【参考】 平成16年度決算 指定下水道工事店 50店 排水設備工事責任技術者 101名</p>	<p>【目的】 優良な排水設備工事が施工されるよう、一定の技術水準を有する指定工事店及び排水設備工事責任技術者の審査・登録を行う</p> <p>【内容】 指定下水道工事店の新規指定及び更新（5年ごと）に伴う審査並びに登録事項の変更などの申請に伴う登録事務 排水設備工事責任技術者の登録及び更新（5年ごと）、登録事項の変更などの申請に伴う登録事務</p> <p>【特定財源の内訳等】 ①責任技術者登録手数料 2千円 ②指定工事店登録手数料 3千円 ③更新手数料 5千円</p> <p>【参考】 平成16年度決算 指定下水道工事店 94店 排水設備工事責任技術者 210名</p>	<p>【目的】 優良な排水設備工事が施工されるよう、一定の技術水準を有する指定工事店及び排水設備工事責任技術者の審査・登録を行う</p> <p>【内容】 指定下水道工事店の新規指定及び更新（5年ごと）に伴う審査並びに登録事項の変更などの申請に伴う登録事務 排水設備工事責任技術者の登録及び更新（5年ごと）、登録事項の変更などの申請に伴う登録事務</p> <p>【参考】 平成15年度決算 指定下水道工事店 32店 排水設備工事責任技術者 68名</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
18	排水施設の指導及び検査	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	下水道管理課			施設管理課	上下水道課
根拠法令等	都市計画法施行規則 相模原市ディスポーザークitchen排水処理システム等取扱要綱	津久井町条例		城山町下水道条例 都市計画法施行規則	
歳出予算額(平成18年度)	0千円			0千円	0千円
歳入予算額(平成18年度)	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 都市基盤である下水道管の機能及び構造を保守し公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>【内容】 開発行為に関する意見回答及びディスポーザー等の排水設備指導</p> <p>【参考】 ・都市計画法の規定に基づく開発行為に関する水質関連事項の確認 平成16年度実績：受付件数267件 ・ディスポーザークitchen排水処理システム指導</p>	<p>【参考】 ・事業場等への立入調査 平成16年度決算：延べ10事業場 ・事業場等への窓口指導等(水質関係全体として) 平成16年度決算：延べ2件</p>	<p>【参考】 ・事業場等への立入調査 平成16年度決算：延べ1事業場 ・事業所からの水質測定結果報告書徴収 平成16年度決算：延べ1事業場 ・ディスポーザークitchen排水処理システム指導</p>	<p>【目的】 都市基盤である下水道管の機能及び構造を保守し公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>【内容】 城山町下水道条例等に基づく事業場指導、開発行為に関する書類受付指導</p> <p>【参考】 ・都市計画法の規定に基づく開発行為に関する書類受付(データ入力)及び水質関連事項の確認 平成16年度実績：受付件数0件 ・ディスポーザークitchen排水処理システム指導</p>	<p>【目的】 都市基盤である下水道管の機能及び構造を保守し公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>【内容】 開発行為に関する書類受付及びディスポーザー等の排水設備指導</p> <p>【参考】 ・ディスポーザークitchen排水処理システム指導</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
19	除害施設の指導		■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	下水道管理課			施設管理課	上下水道課
根拠法令等	下水道法 相模原市下水道条例 流域下水道維持管理要綱			下水道法 城山町下水道条例 流域下水道維持管理要綱	下水道法 藤野町下水道条例 流域下水道維持管理要綱
歳出予算額 (平成18年度)	0千円			0千円	0千円
歳入予算額 (平成18年度)	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 下水道法及び相模原市下水道条例に基づき、除害施設（事業場の排水処理施設）の設置、管理等指導をしている</p> <p>【内容】 下水道法、相模原市下水道条例に基づく事業場排水等の規制指導</p> <p>【参考】 ・事業場等への窓口指導等（水質関係全体として） 平成16年度実績：延べ445件 ・事業場等への立入調査 平成16年度実績：延べ81事業場 ・法、条例に基づく届出事務 平成16年度実績：延べ135件 ・事業所からの水質測定結果報告書徴収 平成16年度実績：延べ80事業場</p>		<p>【目的】 下水道法及び藤野町下水道条例に基づき、除害施設（事業場の排水処理施設）の設置、管理等指導をしている</p> <p>【内容】 下水道法、藤野町下水道条例に基づく事業場排水等の規制指導</p> <p>【参考】 ・事業場等への窓口指導等（水質関係全体として） 平成16年度実績：延べ0件 ・事業場等への立入調査 平成16年度実績：延べ0事業場 ・法、条例に基づく届出事務 平成16年度実績：延べ1件 ・事業所からの水質測定結果報告書徴収 平成16年度実績：延べ0事業場</p>		<p>【目的】 下水道法及び相模湖町下水道条例に基づき、除害施設（事業場の排水処理施設）の設置、管理等指導をしている</p> <p>【内容】 下水道法、相模湖町下水道条例に基づく事業場排水等の規制指導</p> <p>【参考】 ・事業場等への窓口指導等（水質関係全体として） 平成16年度実績：延べ10件 ・事業場等への立入調査 平成16年度実績：延べ1事業場</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
20	流域下水道に関する事務	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	下水道管理課			施設管理課	上下水道課
根拠法令等	下水道法 神奈川県流域下水道維持管理要綱			下水道法 神奈川県流域下水道維持管理要綱	下水道法 神奈川県流域下水道維持管理要綱
歳出予算額 (平成18年度)	0千円			0千円	0千円
歳入予算額 (平成18年度)	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模川流域下水道に流入する汚水について流域下水道の管理者に報告する。</p> <p>【内容】 公共下水道から流域下水道への流入にともなう流域下水道管理者への、汚水の流入申請並びに流入下水道量及び、水質等の報告を行うもの。</p> <p>【参考】 平成16年度末整備面積 6,282.1ha</p>	<p>【参考】 平成16年度末整備面積 169.9ha</p>	<p>【参考】 平成16年度末整備面積 167.8ha</p>	<p>【目的】 相模川流域下水道に流入する汚水について流域下水道の管理者に報告する。</p> <p>【内容】 公共下水道から流域下水道への流入にともなう流域下水道管理者への、汚水の流入申請並びに流入下水道量及び、水質等の報告を行うもの。</p> <p>【参考】 平成16年度末整備面積 272.3ha</p>	<p>【目的】 相模川流域下水道に流入する汚水について流域下水道の管理者に報告する。</p> <p>【内容】 公共下水道から流域下水道への流入にともなう流域下水道管理者への、汚水の流入申請並びに流入下水道量及び、水質等の報告を行うもの。</p> <p>【参考】 平成15年度末整備面積 138.0ha</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
21	私設下水道組合の指導、工事の検査等		<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会		
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	下水道管理課			施設管理課	上下水道課
根拠法令等	下水道法 下水道条例 私設下水道組合施行要領				
歳出予算額（平成18年度）	0千円				
歳入予算額（平成18年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 公共下水道に接続する、私設下水道組合が施工する下水道工事等について、公共下水道整備計画に整合が取れるよう指導、工事の検査等を行う。</p> <p>【内容】 私設下水道工事に関する物件設置申請等の手続きや、工事の施工に係る指導、及び工事の完成検査、施工後の管理区域の確認を行う。</p>			該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
22	私設下水道施設の移管事務	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	下水道管理課			施設管理課	上下水道課
根拠法令等	下水道法				
歳出予算額（平成18年度）	0千円				
歳入予算額（平成18年度）	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】 私設下水道組合が設置した下水道施設を受取る事務 【内容】 円滑な公共下水道の整備を行っていくため、組合下水道施設を公共下水道整備計画に合わせて市に移管をしていただき、できる限り有効利用を図る。			該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会																			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																			
23	相模川流域下水道事業助成金	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会																			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町																
担当課名	土木計画課			施設管理課	上下水道課																
根拠法令等	相模湖・津久井湖周辺の相模川流域下水道に係る水源地域の市町負担分の助成に関する協定書				相模湖・津久井湖周辺地域下水道(相模川流域下水道)の建設に関する協定書																
歳出予算額(平成18年度)	16,056千円				2,645千円																
歳入予算額(平成18年度)	16,056千円				2,645千円																
【事務事業の内容】	<p>相模湖及び津久井湖の水質保全に寄与する流域下水道事業の建設に要する経費の町負担分を、利水者が水源地域の住民に感謝の意を表するため、町に助成することを目的とする。</p> <p>【事業の範囲】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 幹線管渠、終末処理場、ポンプ場及びこれらの施設を付帯する施設の建設 2 流域下水道施設の建設に係る用地取得及び物件移転補償 3 流域下水道施設の建設に係る事業損失補償 4 流域下水道施設の調査設計 <p>【内容】</p> <p>相模川流域下水道事業負担金のうち、建設費負担金に相当する金額を利水者(県企業庁)が負担する。</p> <p>【負担割合】</p> <table border="0"> <tr><td>県企業庁</td><td>17.9%</td></tr> <tr><td>横浜水道</td><td>37.8%</td></tr> <tr><td>川崎水道</td><td>34.3%</td></tr> <tr><td>横須賀水道</td><td>10.0%</td></tr> </table> <p>【平成18年度の事業の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度 予算額 16,056千円 (旧津久井町分 12,274千円 旧相模湖町分 3,782千円) <p>【助成金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成金(相模川流域下水道建設負担金) 16,056千円 	県企業庁	17.9%	横浜水道	37.8%	川崎水道	34.3%	横須賀水道	10.0%			該当なし	<p>【目的】</p> <p>相模湖及び津久井湖の水質保全に寄与する流域下水道事業の建設に要する経費の町負担分を、利水者が水源地域の住民に感謝の意を表するため、町に助成することを目的とする。</p> <p>【事業の範囲】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 幹線管渠、終末処理場、ポンプ場及びこれらの施設を付帯する施設の建設 2 流域下水道施設の建設に係る用地取得及び物件移転補償 3 流域下水道施設の建設に係る事業損失補償 4 流域下水道施設の調査設計 <p>【内容】</p> <p>相模川流域下水道事業負担金のうち、建設費負担金に相当する金額を利水者(県企業庁)が負担する。</p> <p>【負担割合】</p> <table border="0"> <tr><td>県企業庁</td><td>17.9%</td></tr> <tr><td>横浜水道</td><td>37.8%</td></tr> <tr><td>川崎水道</td><td>34.3%</td></tr> <tr><td>横須賀水道</td><td>10.0%</td></tr> </table> <p>【平成17年度の事業の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度 予算額 2,645千円 <p>【助成金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成金(相模川流域下水道建設負担金) 2,645千円 	県企業庁	17.9%	横浜水道	37.8%	川崎水道	34.3%	横須賀水道	10.0%
県企業庁	17.9%																				
横浜水道	37.8%																				
川崎水道	34.3%																				
横須賀水道	10.0%																				
県企業庁	17.9%																				
横浜水道	37.8%																				
川崎水道	34.3%																				
横須賀水道	10.0%																				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
24	水洗便所改造等利子補給金	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	下水道管理課			施設管理課	上下水道課
根拠法令等				城山町水洗便所改造等資金融資あっ旋及び利子補給に関する規則	藤野町下水道排水設備の水洗便所改造等資金融資あっ旋及び利子補給に関する規則
歳出予算額（平成18年度）				11千円	26千円
歳入予算額（平成18年度）				0千円	0千円
【事務事業の内容】	該当なし	<p>【目的】 衛生的で快適な生活環境づくりや河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の利用率を向上させる。</p> <p>【内容】 排水設備工事に要した費用について町内の金融機関から融資をあっ旋し、そのあっ旋額に係る利子分を町が負担する。 平成16年度決算：融資件数3件 利子補給額14千円 融資あっ旋の限度額 自家…40万円 貸家…80万円</p>	<p>【目的】 衛生的で快適な生活環境づくりや河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の利用率を向上させる。</p> <p>【内容】 処理区域内に所在する所有者又は、占用者で当該改造工事を行う者が金融機関より融資をうけた場合その利子分を町がこれを補給する。 ・平成16年度決算 0件</p>	<p>【目的】 衛生的で快適な生活環境づくりや河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の利用率を向上させる。</p> <p>【内容】 処理区域内に所在する所有者又は、占用者で当該改造工事を行う者が金融機関より融資をうけた場合その利子分を町がこれを補給する。 ・平成16年度 0件</p>	<p>【目的】 衛生的で快適な生活環境づくりや河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の利用率を向上させる。</p> <p>【内容】 排水設備工事に要した費用について町内の金融機関から融資をあっ旋し、そのあっ旋額に係る利子分を町が負担する。 平成15年度決算：融資件数0件 利子補給額 自家8千円、貸家17千円 融資あっ旋の限度額 自家…40万円 貸家…80万円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																																																															
17	上下水道事業の取扱い	土木部会																																																															
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																																																															
9	上下水道料金管理システム経費負担金	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会																																																															
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町																																																												
担当課名	下水道管理課			施設管理課	上下水道課																																																												
根拠法令等																																																																	
歳出予算額（平成18年度）	46,138千円			1,652千円	592千円																																																												
歳入予算額（平成18年度）	0千円			0千円	0千円																																																												
【事務事業の内容】	<p>【目的】 今まで請求が別であった水道料金と下水道使用料を合わせて上下水道料金として賦課徴収し、その事務管理、運営するための電算システム開発費に充当するもの。</p> <p>【内容】 このシステムは神奈川県企業庁が開発を行ったが、開発経費を神奈川県企業庁と下水道使用料の徴収事務を神奈川県企業庁に委託する12市10町で負担している。平成15年1月に上下水道料金管理システムの開発経費の負担に関する協定書を締結し、その中で、本市負担額は213,671,000円とした。この負担額を平成15年度から平成19年度までの5年間で支払うことになっており、今年度はその4年目である。</p> <p>【参考】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>平成15年度負担額</td><td style="text-align: right;">43,955,600円</td></tr> <tr><td>平成16年度負担額</td><td style="text-align: right;">43,955,600円</td></tr> <tr><td>平成17年度負担額</td><td style="text-align: right;">43,955,600円</td></tr> <tr><td>平成18年度負担額</td><td style="text-align: right;">46,137,800円</td></tr> <tr><td>平成19年度負担額</td><td style="text-align: right;">39,727,800円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">合 計</td><td style="text-align: right;">217,732,400円</td></tr> </table>	平成15年度負担額	43,955,600円	平成16年度負担額	43,955,600円	平成17年度負担額	43,955,600円	平成18年度負担額	46,137,800円	平成19年度負担額	39,727,800円	合 計	217,732,400円	<p>【参考】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>平成15年度負担額</td><td style="text-align: right;">1,427,600円</td></tr> <tr><td>平成16年度負担額</td><td style="text-align: right;">1,427,600円</td></tr> <tr><td>平成17年度負担額</td><td style="text-align: right;">1,427,600円</td></tr> <tr><td>平成18年度負担額</td><td style="text-align: right;">0円</td></tr> <tr><td>平成19年度負担額</td><td style="text-align: right;">0円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">合 計</td><td style="text-align: right;">4,282,800円</td></tr> </table>	平成15年度負担額	1,427,600円	平成16年度負担額	1,427,600円	平成17年度負担額	1,427,600円	平成18年度負担額	0円	平成19年度負担額	0円	合 計	4,282,800円	<p>【参考】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>平成15年度負担額</td><td style="text-align: right;">754,600円</td></tr> <tr><td>平成16年度負担額</td><td style="text-align: right;">754,600円</td></tr> <tr><td>平成17年度負担額</td><td style="text-align: right;">754,600円</td></tr> <tr><td>平成18年度負担額</td><td style="text-align: right;">0円</td></tr> <tr><td>平成19年度負担額</td><td style="text-align: right;">0円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">合 計</td><td style="text-align: right;">2,263,800円</td></tr> </table>	平成15年度負担額	754,600円	平成16年度負担額	754,600円	平成17年度負担額	754,600円	平成18年度負担額	0円	平成19年度負担額	0円	合 計	2,263,800円	<p>【目的】 今まで請求が別であった水道料金と下水道使用料を合わせて上下水道料金として賦課徴収し、その事務管理、運営するための電算システム開発費に充当するもの。</p> <p>【内容】 このシステムは神奈川県企業庁が開発を行ったが、開発経費を神奈川県企業庁と下水道使用料の徴収事務を神奈川県企業庁に委託する12市10町で負担している。平成15年1月に上下水道料金管理システムの開発経費の負担に関する協定書を締結し、その中で、本町負担額は8,031,000円とした。この負担額を平成15年度から平成19年度までの5年間で支払うことになっており、今年度はその4年目である。</p> <p>【参考】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>平成15年度の負担額</td><td style="text-align: right;">1,652,000円</td></tr> <tr><td>平成16年度の負担額</td><td style="text-align: right;">1,652,000円</td></tr> <tr><td>平成17年度の負担額</td><td style="text-align: right;">1,652,000円</td></tr> <tr><td>平成18年度の負担額</td><td style="text-align: right;">1,652,000円</td></tr> <tr><td>平成19年度の負担額</td><td style="text-align: right;">1,423,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">合 計</td><td style="text-align: right;">8,031,000円</td></tr> </table>	平成15年度の負担額	1,652,000円	平成16年度の負担額	1,652,000円	平成17年度の負担額	1,652,000円	平成18年度の負担額	1,652,000円	平成19年度の負担額	1,423,000円	合 計	8,031,000円	<p>【目的】 今まで請求が別であった水道料金と下水道使用料を合わせて上下水道料金として賦課徴収し、その事務管理、運営するための電算システム開発費に充当するもの。</p> <p>【内容】 このシステムは神奈川県企業庁が開発を行ったが、開発経費を神奈川県企業庁と下水道使用料の徴収事務を神奈川県企業庁に委託する12市10町で負担している。平成15年1月に上下水道料金管理システムの開発経費の負担に関する協定書を締結し、その中で、本町負担額は2,875,000円とした。この負担額を平成15年度から平成19年度までの5年間で支払うことになっており、今年度はその3年目である。</p> <p>【参考】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>平成15年度負担額</td><td style="text-align: right;">591,400円</td></tr> <tr><td>平成16年度負担額</td><td style="text-align: right;">591,400円</td></tr> <tr><td>平成17年度負担額</td><td style="text-align: right;">591,400円</td></tr> <tr><td>平成18年度負担額</td><td style="text-align: right;">591,400円</td></tr> <tr><td>平成19年度負担額</td><td style="text-align: right;">509,400円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">合 計</td><td style="text-align: right;">2,875,000円</td></tr> </table>	平成15年度負担額	591,400円	平成16年度負担額	591,400円	平成17年度負担額	591,400円	平成18年度負担額	591,400円	平成19年度負担額	509,400円	合 計	2,875,000円
平成15年度負担額	43,955,600円																																																																
平成16年度負担額	43,955,600円																																																																
平成17年度負担額	43,955,600円																																																																
平成18年度負担額	46,137,800円																																																																
平成19年度負担額	39,727,800円																																																																
合 計	217,732,400円																																																																
平成15年度負担額	1,427,600円																																																																
平成16年度負担額	1,427,600円																																																																
平成17年度負担額	1,427,600円																																																																
平成18年度負担額	0円																																																																
平成19年度負担額	0円																																																																
合 計	4,282,800円																																																																
平成15年度負担額	754,600円																																																																
平成16年度負担額	754,600円																																																																
平成17年度負担額	754,600円																																																																
平成18年度負担額	0円																																																																
平成19年度負担額	0円																																																																
合 計	2,263,800円																																																																
平成15年度の負担額	1,652,000円																																																																
平成16年度の負担額	1,652,000円																																																																
平成17年度の負担額	1,652,000円																																																																
平成18年度の負担額	1,652,000円																																																																
平成19年度の負担額	1,423,000円																																																																
合 計	8,031,000円																																																																
平成15年度負担額	591,400円																																																																
平成16年度負担額	591,400円																																																																
平成17年度負担額	591,400円																																																																
平成18年度負担額	591,400円																																																																
平成19年度負担額	509,400円																																																																
合 計	2,875,000円																																																																

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	下水道法に規定する供用開始及び処理開始		<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会		
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	下水道管理課			施設管理課	上下水道課
根拠法令等	下水道法（昭和33年法律第79号）第9条			下水道法（昭和33年法律第79号）第9条	下水道法（昭和33年法律第79号）第9条
歳出予算額（平成18年度）	0千円			0千円	0千円
歳入予算額（平成18年度）	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 供用開始及び処理開始の公示が行われた排水区域内の土地所有者、使用者又は占有者に遅滞なく、当該土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置する義務を法的に生じさせることを目的とする。</p> <p>【内容】 下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規程により、下水道事業認可区域内で汚水を排除することができるよう整備された土地に対し、整備翌年度の当初に供用及び下水の処理を開始する告示を行っている。 下水の処理を開始しようとする公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称は次のとおり。</p> <p>位 置 神奈川県茅ヶ崎市柳島1、900番地 名 称 相模川流域下水道左岸処理場</p> <p>ただし、隣接する町田市と協定を結び、町田市側に汚水を排除している一部の地域については次の処理場に接続している。</p> <p>位 置 東京都町田市南成瀬8丁目1番地1 名 称 町田下水処理場</p>		<p>【目的】 供用開始及び処理開始の公示が行われた排水区域内の土地所有者、使用者又は占有者に遅滞なく、当該土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置する義務を法的に生じさせることを目的とする。</p> <p>【内容】 下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規程により、下水道事業認可区域内で汚水を排除することができるよう整備された土地に対し、整備翌年度の当初に供用及び下水の処理を開始する告示を行っている。 下水の処理を開始しようとする公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称は次のとおり。</p> <p>位 置 神奈川県茅ヶ崎市柳島1、900番地 名 称 相模川流域下水道左岸処理場</p>		<p>【目的】 供用開始及び処理開始の公示が行われた排水区域内の土地所有者、使用者又は占有者に遅滞なく、当該土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置する義務を法的に生じさせることを目的とする。</p> <p>【内容】 下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規程により、下水道事業認可区域内で汚水を排除することができるよう整備された土地に対し、整備翌年度の当初に供用及び下水の処理を開始する告示を行っている。 下水の処理を開始しようとする公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称は次のとおり。</p> <p>位 置 神奈川県茅ヶ崎市柳島1900番地 名 称 相模川流域下水道左岸処理場</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	都市下水路等調査測量設計委託	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	下水道整備課			施設管理課	上下水道課
根拠法令等					
歳出予算額 (平成18年度)	1,064千円				
歳入予算額 (平成18年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市街化調整区域等における浸水被害の解消のための事業。(事業認可区域外)</p> <p>【内容】 ・委託料 1,064千円</p> <p>【参考】</p> <p>◎公共下水道整備状況 (平成16年度末現在) ①行政区域内人口 29,484人 (10,272世帯) ②整備区域内人口 8,917人 (3,201世帯) ③整備区域内人口普及率 (②/①) 30.2% ④市街化区域下水道法事業認可面積 205.8ha ⑤市街化区域整備面積 166.3ha ⑥市街化区域整備率 (⑤/④) 80.1% ⑦市街化調整区域整備計画面積 843.0ha ⑧市街化調整区域整備面積 4.6ha ⑨市街化調整区域整備率 (⑧/⑦) 0.5% ⑩整備面積合計 (⑤+⑧) 170.9ha</p> <p>※市街化区域は用途地域として、市街化調整区域は用途地域外とした値である。 ※下水道全体計画面積は1,138ha 用途地域 (市街化区域) 面積は295ha 下水道法事業認可面積は215ha</p> <p>※行政区域内人口 (世帯) は、平成17年4月1日の「統計さがみはら」(平成12年国勢調査ベース) を基に算出した推計値である。</p> <p>※市街化調整区域の下水道法事業認可面積は416.2haであるが、区域外流入済 (大規模施設等) 86.2haを除いた整備計画面積は330haである。</p>	<p>【参考】</p> <p>◎公共下水道整備状況 (平成16年度末現在) ①行政区域内人口 29,484人 (10,272世帯) ②整備区域内人口 8,917人 (3,201世帯) ③整備区域内人口普及率 (②/①) 30.2% ④市街化区域下水道法事業認可面積 205.8ha ⑤市街化区域整備面積 166.3ha ⑥市街化区域整備率 (⑤/④) 80.1% ⑦市街化調整区域整備計画面積 843.0ha ⑧市街化調整区域整備面積 4.6ha ⑨市街化調整区域整備率 (⑧/⑦) 0.5% ⑩整備面積合計 (⑤+⑧) 170.9ha</p> <p>※市街化区域の下水道法事業認可面積は221.0haであるが、区域外流入済 (大規模施設) 5.0haを含むと整備済面積は172.8haである。</p> <p>※行政区域内人口 (世帯) は、平成16年3月31日の「住民基本台帳人口」を基に算出した推計値である。</p> <p>※市街化区域は用途地域として、市街化調整区域は用途地域外とした値である。 ※下水道全体計画面積は545ha 用途地域 (市街化区域) 面積は223ha 下水道法事業認可面積は221ha</p>	<p>【参考】</p> <p>◎公共下水道整備状況 (平成16年度末現在) ①行政区域内人口 23,466人 (8,572世帯) ②整備区域内人口 19,673人 (7,183世帯) ③整備区域内人口普及率 (②/①) 83.8% ④市街化区域下水道法事業認可面積 270.0ha ⑤市街化区域整備面積 262.3ha ⑥市街化区域整備率 (⑤/④) 97.1% ⑦市街化調整区域整備計画面積 10.0ha ⑧市街化調整区域整備面積 10.0ha ⑨市街化調整区域整備率 (⑧/⑦) 100.0% ⑩整備面積合計 (⑤+⑧) 272.3ha</p> <p>※市街化調整区域の下水道法事業認可面積の10.0haは、すべて公共施設用地で区域外流入により接続した後、認可面積に含めているため、現在の市街化調整区域整備率は100%となっております。</p>	<p>【参考】</p> <p>◎公共下水道整備状況 (平成16年度末現在) ①行政区域内人口 10,461人 (3,549世帯) ②整備区域内人口 3,570人 (1,230世帯) ③整備区域内人口普及率 (②/①) 34.1% ④市街化区域下水道法事業認可面積 215.0ha ⑤市街化区域整備面積 144.0ha ⑥市街化区域整備率 (⑤/④) 67.0% ⑦市街化調整区域整備計画面積 166.0ha ⑧市街化調整区域整備面積 0.9ha ⑨市街化調整区域整備率 (⑧/⑦) 0.5% ⑩整備面積合計 (⑤+⑧) 144.9ha</p> <p>※市街化区域の下水道法事業認可面積は215.0haであるが、区域外流入済0.9haを含むと整備済面積は144.9haである。</p> <p>※行政区域内人口 (世帯) は、平成16年3月31日の「住民基本台帳人口」を基に算出した推計値である。 ※市街化区域は用途地域として、市街化調整区域は用途地域外とした値である。</p> <p>※下水道全体計画面積は381ha 用途地域 (市街化区域) 面積は215.0ha 下水道法事業認可面積は215.9ha</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	排水路整備事業	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	下水道整備課			施設管理課	上下水道課
根拠法令等					
歳出予算額 (平成18年度)	2,709千円				
歳入予算額 (平成18年度)	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】 市街化調整区域等における浸水被害の解消のための事業。(事業認可区域外) 【内容】 ・工事請負費 2,709千円			該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	公共下水道測量設計等委託	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	下水道整備課			施設管理課	上下水道課
根拠法令等	下水道法			下水道法	下水道法
歳出予算額 (平成18年度)	51,600千円			0千円	28,000千円
歳入予算額 (平成18年度)	46,000千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 公共下水道の整備に係る測量・設計・地下埋設物調査委託等を市単独費で実施するもの。(事業認可区域内)</p> <p>【内容】 (市街化区域分) ①設計委託 ・委託 1件 ・延長 1,680m ・事業費 14,300千円 ②市内一円測量設計等委託 ・委託 2件 ・事業費 10,000千円</p> <p>(市街化調整区域分) ①設計委託 ・委託 1件 ・面積 計11.80ha ・延長 計3,070m ・事業費 20,600千円 ②地下埋設物調査委託 ・委託 1件 ・試掘 計30箇所 ・事業費 6,700千円</p> <p>【特定財源の内訳等】 ①公共下水道整備事業債 46,000千円 起債充当率: 95%以内 (ただし起債割れを加味し、充当率は約80%前後)</p>		<p>【目的】 公共下水道の整備に係る測量・設計・地下埋設物調査を実施するもの。(事業認可区域内)</p> <p>【内容】 平成18年度については、予算的な対応はありませんが、職員により測量・設計・調査を実施します。現状で事業量が少なく、整備工事の内容も簡易なためこのような対応で行っています。今後も予定整備箇所の整備内容、条件等を把握した中で技術的に職員での対応が困難な場合には、専門業者への業務委託にて対応を行う。</p>		<p>【目的】 公共下水道の整備に係る測量・設計・地下埋設物調査委託を町単独費で実施するもの。(事業認可区域内)</p> <p>【内容】 (用途地域分) ①設計委託料 ・委託 2件 ・面積 計 21.56ha ・延長 計 3,120m ・事業費 28,000千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	公共下水道整備補助事業	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	下水道整備課			施設管理課	上下水道課
根拠法令等	下水道法			下水道法	下水道法
歳出予算額 (平成18年度)	1,787,400千円			26,000千円	114,000千円
歳入予算額 (平成18年度)	1,559,900千円			24,650千円	108,300千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 公共下水道の整備に係る測量・設計・地下埋設物調査委託や工事等を国庫補助事業で実施するもの。(事業認可区域内)</p> <p>【内容】 (市街化区域分) ①設計委託 ・委託 7件 ・延長 3,722m ・事業費 99,600千円 ②地質土質調査委託 ・委託 6件 ・試掘 11箇所 ・事業費 8,700千円 ③地下埋設物調査委託 ・委託 7件 ・試掘 46箇所 ・事業費 10,700千円 ④工事請負費 ・工事 4件 ・延長 1,055.7m ・事業費 797,800千円 (市街化調整区域分) ①工事請負費 ・工事 9件 ・延長 7,392m ・事業費 870,600千円</p> <p>【特定財源の内訳等】 ①公共下水道事業受益者分担金 73,000千円 ②公共下水道事業費補助金 559,900千円 補助率: 1/2 ③公共下水道整備事業債 927,000千円 充当率: 国庫裏債90%以内 市単独分管渠95%以内</p>		<p>【目的】 公共下水道の整備に係る工事等を国庫補助事業で実施するもの。(事業認可区域内)</p> <p>【内容】 (市街化区域分) ①工事請負費 ・工事 1件 ・延長 74.5m ・事業費 26,000千円</p> <p>【特定財源の内訳等】 ①公共下水道事業費補助金 10,400千円 補助率: 1/2 ②県公共下水道事業費補助金 90千円 ③公共下水道整備事業債 14,160千円 起債充当率: 国庫裏債90%以内 町単独分管渠95%以内</p>		<p>【目的】 公共下水道の整備に係る測量・設計・地下埋設物調査委託や工事等を国庫補助事業で実施するもの。(事業認可区域内)</p> <p>【内容】 (用途地域分) ①工事請負費 ・工事 4件 ・延長 772m ・事業費 114,000千円 (国道管理者路面復旧費含む)</p> <p>【特定財源の内訳等】 ①公共下水道事業費補助金 57,000千円 補助率: 1/2 ②県公共下水道事業費補助金 1,900千円 ③公共下水道整備事業債 49,400千円 起債充当率: 国庫裏債90%以内 町単独分管渠95%以内</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
10	面整備事業	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	下水道整備課			施設管理課	上下水道課
根拠法令等	下水道法			下水道法	下水道法
歳出予算額 (平成18年度)	681,100千円			6,730千円	78,000千円
歳入予算額 (平成18年度)	634,600千円			6,637千円	62,603千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市街化調整区域内の公共下水道（污水）の整備のため、市単独費で実施するもの。</p> <p>【内容】 (市街化調整区域分) ①工事請負費 ・工事 12件 ・延長 7,972m ・事業費 681,100千円</p> <p>【特定財源の内訳等】 ①公共下水道事業受益者分担金 20,000千円 ②公共下水道整備事業債 614,600千円</p>			<p>【目的】 市街化区域内の公共下水道（污水）の整備のため、町単独費で実施するもの。</p> <p>【内容】 (市街化区域分) ①工事請負費 ・工事 2件 ・延長 80m ・事業費 6,730千円</p> <p>【特定財源の内訳等】 ①公共下水道事業受益者負担金 182千円 ②県公共下水道事業費補助金 4千円 ③公共下水道整備事業債 6,451千円</p>	<p>【目的】 用途地域内の公共下水道（污水）の整備のため、町単独費で実施するもの。</p> <p>【内容】 (用途地域分) ①工事請負費 ・工事 3件 ・延長 262m ・事業費 78,000千円 (設計委託費含む)</p> <p>【特定財源の内訳等】 ①県公共下水道事業費補助金 7,403千円 ②公共下水道整備事業債 55,200千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	負担金、補償費等	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	下水道整備課			施設管理課	上下水道課
根拠法令等	下水道法			下水道法	下水道法
歳出予算額 (平成18年度)	71,000千円			1,060千円	1,165千円
歳入予算額 (平成18年度)	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 下水道整備工事及び公共汚水ます設置工事に伴う、地下埋設物（水道、ガス、電気等）切回し負担金、県道自費復旧事務費負担金に要する経費。 また、下水道整備工事及び公共汚水ます設置工事に必要な土地賃貸借料や物件等補償料に要する経費。</p> <p>【内容】</p> <p>①下水道整備工事（市街化区域）分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地賃貸借料 600千円 ・負担金、補助及び交付金 24,000千円 ・補償、補填及び賠償金 4,000千円 <p>②下水道整備工事（市街化調整区域）分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地賃貸借料 1,000千円 ・負担金、補助及び交付金 38,000千円 ・補償、補填及び賠償金 1,500千円 <p>③公共汚水ます設置工事分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担金、補助及び交付金 1,800千円 ・補償、補填及び賠償金 100千円 		<p>【目的】 下水道整備事業（工事）に係る切り回し・移設・自費復旧費等の負担金等の町が負担すべき経費。</p> <p>【内容】 （市街化区域分）</p> <p>①負担金、補助及び交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容 水道管やガス管等の地下埋設物移設等に係る負担金 ・事業費 1,060千円 <p>・補償、補填及び賠償金については、予算的な対応はありません。また、補償、補填及び賠償金の算定のための基準等も設けておりません。</p>		<p>【目的】 下水道整備工事及び公共汚水ます設置工事に伴い、地下埋設物（水道、ガス、電気等）切回し負担金や、県道自費復旧事務費負担金の経費。</p> <p>【内容】</p> <p>①下水道整備工事（用途地域）分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担金、補助及び交付金 0千円 ・水道、NTT切回し負担金 1,000千円 ・補償、補填及び賠償金 0千円 ・土地賃貸借料 5件 165千円

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	雨水幹線整備補助事業		■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	下水道整備課			施設管理課	上下水道課
根拠法令等	下水道法				
歳出予算額（平成18年度）	592,000千円				
歳入予算額（平成18年度）	570,200千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 浸水被害地区解消に向け、雨水幹線を整備するもの。 なお当事業については「下水道整備補助事業」に記載・計上済であるが、別項目として再掲したもの。</p> <p>【内容】 延長・管径が長く大きいため、1つの工事を継続事業として実施するもの。</p> <p>①麻溝台地区雨水幹線整備工事（1工区） ・平成17～19年度継続事業 ・工事延長：1,093.9m ・管径：3,500mm・3,000mm ・継続事業費総額：1,030,000千円 ・平成18年度事業費：462,000千円</p> <p>②溝上大野台雨水幹線整備工事（1工区） ・平成18～20年度継続事業 ・工事延長：886.5m ・管径：3,650mm ・継続事業費総額：1,029,000千円 ・平成18年度事業費：130,000千円</p> <p>【特定財源の内訳等（平成18年度分）】 ①公共下水道事業費補助金 289,100千円 ②公共下水道整備事業債 281,100千円 （県貸付金21,000千円を含む）</p>			該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	合流式下水道の改善	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	下水道整備課			施設管理課	上下水道課
根拠法令等	下水道法				
歳出予算額 (平成18年度)	22,500千円				
歳入予算額 (平成18年度)	19,200千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 合流式下水道区域 (A=393ha) を分流式に改善するもの。 なお当事業については「下水道整備補助事業」で事業の一部を記載・計上済であるが、別項目として再掲したもの。</p> <p>【内容】 ①工事請負費 ・工事 1件 ・事業費 22,500千円</p> <p>【特定財源の内訳等】 ①公共下水道整備事業債 19,200千円</p>			該当なし	該当なし

協議第 2 2 号

地方税の取扱いについて

事務事業現況調書

合併協議事項番号 18	合併協議事項 地方税の取扱い	専門部会名 財務部会																																																															
事務事業番号 7	事務事業名 個人の市・県民税の取扱い	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会																																																															
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町																																																												
担当課名	市民税課			税務課	税務課																																																												
根拠法令等	地方税法、市税条例			地方税法、町税条例	地方税法、町税条例																																																												
歳出予算額（平成18年度）	51,445千円			20,181千円	9,811千円																																																												
歳入予算額（平成18年度）	1,466千円			0千円	0千円																																																												
【事務事業の内容】	<p>【目的】 個人の市県民税の課税</p> <p>【内容】</p> <p>①税率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・均等割 市民税 3,000円、県民税 1,000円 ・所得割 <li style="padding-left: 20px;">200万円以下の金額 <li style="padding-left: 40px;">市民税 3% 県民税 2% <li style="padding-left: 20px;">200万円を超える金額 <li style="padding-left: 40px;">市民税 8% 県民税 2% <li style="padding-left: 20px;">700万円を超える金額 <li style="padding-left: 40px;">市民税 10% 県民税 3% <p>②納期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通徴収 <li style="padding-left: 20px;">第1期 6月1日～同月30日 <li style="padding-left: 20px;">第2期 8月1日～同月31日 <li style="padding-left: 20px;">第3期 10月1日～同月31日 <li style="padding-left: 20px;">第4期 1月1日～同月31日 ・特別徴収 <li style="padding-left: 20px;">6月から翌年5月までの年12回で、徴収した月の翌月10日まで <p>③条例で定める均等割の非課税基準 前年中の合計所得金額が 35万円×（本人＋控除対象配偶者 ＋扶養親族）＋扶養加算21万円 以下の人</p> <p>【参考】</p> <p>①平成16年度課税状況</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>納税義務者数</td><td style="text-align: right;">283,865人</td></tr> <tr><td>・特別徴収</td><td style="text-align: right;">165,277人</td></tr> <tr><td>・普通徴収</td><td style="text-align: right;">118,588人</td></tr> <tr><td>年税額</td><td style="text-align: right;">31,656,033千円</td></tr> <tr><td>・均等割額</td><td style="text-align: right;">745,167千円</td></tr> <tr><td>・所得割額</td><td style="text-align: right;">30,910,866千円</td></tr> </table>	納税義務者数	283,865人	・特別徴収	165,277人	・普通徴収	118,588人	年税額	31,656,033千円	・均等割額	745,167千円	・所得割額	30,910,866千円	<p>【参考】</p> <p>①平成16年度課税状況</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>納税義務者数</td><td style="text-align: right;">13,285人</td></tr> <tr><td>・特別徴収</td><td style="text-align: right;">6,855人</td></tr> <tr><td>・普通徴収</td><td style="text-align: right;">6,430人</td></tr> <tr><td>年税額</td><td style="text-align: right;">1,144,116千円</td></tr> <tr><td>・均等割額</td><td style="text-align: right;">32,764千円</td></tr> <tr><td>・所得割額</td><td style="text-align: right;">1,111,352千円</td></tr> </table>	納税義務者数	13,285人	・特別徴収	6,855人	・普通徴収	6,430人	年税額	1,144,116千円	・均等割額	32,764千円	・所得割額	1,111,352千円	<p>【参考】</p> <p>①平成16年度課税状況</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>納税義務者数</td><td style="text-align: right;">4,349人</td></tr> <tr><td>・特別徴収</td><td style="text-align: right;">2,125人</td></tr> <tr><td>・普通徴収</td><td style="text-align: right;">2,224人</td></tr> <tr><td>年税額</td><td style="text-align: right;">416,040千円</td></tr> <tr><td>・均等割額</td><td style="text-align: right;">11,609千円</td></tr> <tr><td>・所得割額</td><td style="text-align: right;">404,431千円</td></tr> </table>	納税義務者数	4,349人	・特別徴収	2,125人	・普通徴収	2,224人	年税額	416,040千円	・均等割額	11,609千円	・所得割額	404,431千円	<p>【目的】 個人の町県民税の課税</p> <p>【内容】</p> <p>①税率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・均等割 町民税 3,000円、県民税 1,000円 ・所得割 <li style="padding-left: 20px;">200万円以下の金額 <li style="padding-left: 40px;">町民税 3% 県民税 2% <li style="padding-left: 20px;">200万円を超える金額 <li style="padding-left: 40px;">町民税 8% 県民税 2% <li style="padding-left: 20px;">700万円を超える金額 <li style="padding-left: 40px;">町民税 10% 県民税 3% <p>②納期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通徴収 <li style="padding-left: 20px;">第1期 6月15日～同月30日 <li style="padding-left: 20px;">第2期 8月1日～同月31日 <li style="padding-left: 20px;">第3期 10月1日～同月31日 <li style="padding-left: 20px;">第4期 1月1日～同月31日 ・特別徴収 <li style="padding-left: 20px;">6月から翌年5月までの年12回で、徴収した月の翌月10日まで <p>③条例で定める均等割の非課税基準 前年中の合計所得金額が 32万円×（本人＋控除対象配偶者 ＋扶養親族）＋扶養加算19万円 以下の人</p> <p>【参考】</p> <p>①平成16年度課税状況</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>納税義務者数</td><td style="text-align: right;">8,897人</td></tr> <tr><td>・特別徴収</td><td style="text-align: right;">5,027人</td></tr> <tr><td>・普通徴収</td><td style="text-align: right;">3,870人</td></tr> <tr><td>年税額</td><td style="text-align: right;">1,123,463千円</td></tr> <tr><td>・均等割額</td><td style="text-align: right;">26,674千円</td></tr> <tr><td>・所得割額</td><td style="text-align: right;">1,096,789千円</td></tr> </table>	納税義務者数	8,897人	・特別徴収	5,027人	・普通徴収	3,870人	年税額	1,123,463千円	・均等割額	26,674千円	・所得割額	1,096,789千円	<p>【目的】 個人の町県民税の課税</p> <p>【内容】</p> <p>①税率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・均等割 町民税3,000円、県民税1,000円 ・所得割 <li style="padding-left: 20px;">200万円以下の金額 <li style="padding-left: 40px;">町民税 3% 県民税 2% <li style="padding-left: 20px;">200万円を超える金額 <li style="padding-left: 40px;">町民税 8% 県民税 2% <li style="padding-left: 20px;">700万円を超える金額 <li style="padding-left: 40px;">町民税 10% 県民税 3% <p>②納期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通徴収 <li style="padding-left: 20px;">第1期 6月15日～同月30日 <li style="padding-left: 20px;">第2期 8月1日～同月31日 <li style="padding-left: 20px;">第3期 10月1日～同月31日 <li style="padding-left: 20px;">第4期 1月1日～同月31日 ・特別徴収 <li style="padding-left: 20px;">6月から翌年5月までの年12回で、徴収した月の翌月10日まで <p>③条例で定める均等割の非課税基準 前年中の合計所得金額が 28万円×（本人＋控除対象配偶者 ＋扶養親族）＋扶養加算18万円以下の人</p> <p>【参考】</p> <p>①平成15年度課税状況</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>納税義務者数</td><td style="text-align: right;">4,929人</td></tr> <tr><td>・特別徴収</td><td style="text-align: right;">2,519人</td></tr> <tr><td>・普通徴収</td><td style="text-align: right;">2,410人</td></tr> <tr><td>年税額</td><td style="text-align: right;">440,470千円</td></tr> <tr><td>・均等割額</td><td style="text-align: right;">8,158千円</td></tr> <tr><td>・所得割額</td><td style="text-align: right;">432,312千円</td></tr> </table>	納税義務者数	4,929人	・特別徴収	2,519人	・普通徴収	2,410人	年税額	440,470千円	・均等割額	8,158千円	・所得割額	432,312千円
納税義務者数	283,865人																																																																
・特別徴収	165,277人																																																																
・普通徴収	118,588人																																																																
年税額	31,656,033千円																																																																
・均等割額	745,167千円																																																																
・所得割額	30,910,866千円																																																																
納税義務者数	13,285人																																																																
・特別徴収	6,855人																																																																
・普通徴収	6,430人																																																																
年税額	1,144,116千円																																																																
・均等割額	32,764千円																																																																
・所得割額	1,111,352千円																																																																
納税義務者数	4,349人																																																																
・特別徴収	2,125人																																																																
・普通徴収	2,224人																																																																
年税額	416,040千円																																																																
・均等割額	11,609千円																																																																
・所得割額	404,431千円																																																																
納税義務者数	8,897人																																																																
・特別徴収	5,027人																																																																
・普通徴収	3,870人																																																																
年税額	1,123,463千円																																																																
・均等割額	26,674千円																																																																
・所得割額	1,096,789千円																																																																
納税義務者数	4,929人																																																																
・特別徴収	2,519人																																																																
・普通徴収	2,410人																																																																
年税額	440,470千円																																																																
・均等割額	8,158千円																																																																
・所得割額	432,312千円																																																																

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																																																																																																															
18	地方税の取扱い	財務部会																																																																																																															
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																																																																																																															
8	法人市民税の取扱い	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会																																																																																																															
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町																																																																																																												
担当課名	市民税課			税務課	税務課																																																																																																												
根拠法令等	地方税法、市税条例			地方税法、町税条例	地方税法、町税条例																																																																																																												
歳出予算額（平成18年度）	6,116千円			75千円	73千円																																																																																																												
歳入予算額（平成18年度）	0千円			0千円	0千円																																																																																																												
【事務事業の内容】	<p>【目的】 法人市民税の課税</p> <p>【内容】 ①税率 ・均等割</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>(資本金等)</th> <th>(従業者数)</th> <th>(税率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人超</td> <td>175万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td>1億円超</td> <td>50人超</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超</td> <td>50人超</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td>5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・法人税割 (資本金等) (税率) 10億円以上 14.7% 5億円以上 13.5% 5億円未満 12.3%</p> <p>【参考】 ①平成16年度課税状況 納税義務者数 13,771法人 均等割 1,379,221千円 法人税割 5,212,692千円 合計 6,591,913千円</p>	(資本金等)	(従業者数)	(税率)	50億円超	50人超	300万円		50人以下	41万円	10億円超	50人超	175万円		50人以下	41万円	1億円超	50人超	40万円		50人以下	16万円	1千万円超	50人超	15万円		50人以下	13万円	1千万円以下	50人超	12万円		50人以下	5万円	上記以外		5万円	<p>【参考】 ①平成16年度課税状況 納税義務者数 355法人 均等割 61,194千円 法人税割 88,628千円 合計 149,822千円</p>	<p>【参考】 ①平成16年度課税状況 納税義務者数 237法人 均等割 19,212千円 法人税割 8,204千円 合計 27,416千円</p>	<p>【目的】 法人町民税の課税</p> <p>【内容】 ①税率 ・均等割</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>(資本金等)</th> <th>(従業者数)</th> <th>(税率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人超</td> <td>175万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td>1億円超</td> <td>50人超</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超</td> <td>50人超</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td>5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・法人税割 (資本金等) (税率) 5億円以上 14.7% 2億円以上 13.5% 2億円未満 12.3%</p> <p>【参考】 ①平成16年度課税状況 納税義務者数 446法人 均等割 45,735千円 法人税割 92,037千円 合計 137,772千円</p>	(資本金等)	(従業者数)	(税率)	50億円超	50人超	300万円		50人以下	41万円	10億円超	50人超	175万円		50人以下	41万円	1億円超	50人超	40万円		50人以下	16万円	1千万円超	50人超	15万円		50人以下	13万円	1千万円以下	50人超	12万円		50人以下	5万円	上記以外		5万円	<p>【目的】 法人町民税の課税</p> <p>【内容】 ①税率 ・均等割</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>(資本金等)</th> <th>(従業者数)</th> <th>(税率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人超</td> <td>175万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td>1億円超</td> <td>50人超</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超</td> <td>50人超</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td>5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・法人税割 一律12.3%</p> <p>【参考】 ①平成15年度課税状況 納税義務者数 201法人 均等割 16,085千円 法人税割 21,854千円 合計 37,939千円</p>	(資本金等)	(従業者数)	(税率)	50億円超	50人超	300万円		50人以下	41万円	10億円超	50人超	175万円		50人以下	41万円	1億円超	50人超	40万円		50人以下	16万円	1千万円超	50人超	15万円		50人以下	13万円	1千万円以下	50人超	12万円		50人以下	5万円	上記以外		5万円
(資本金等)	(従業者数)	(税率)																																																																																																															
50億円超	50人超	300万円																																																																																																															
	50人以下	41万円																																																																																																															
10億円超	50人超	175万円																																																																																																															
	50人以下	41万円																																																																																																															
1億円超	50人超	40万円																																																																																																															
	50人以下	16万円																																																																																																															
1千万円超	50人超	15万円																																																																																																															
	50人以下	13万円																																																																																																															
1千万円以下	50人超	12万円																																																																																																															
	50人以下	5万円																																																																																																															
上記以外		5万円																																																																																																															
(資本金等)	(従業者数)	(税率)																																																																																																															
50億円超	50人超	300万円																																																																																																															
	50人以下	41万円																																																																																																															
10億円超	50人超	175万円																																																																																																															
	50人以下	41万円																																																																																																															
1億円超	50人超	40万円																																																																																																															
	50人以下	16万円																																																																																																															
1千万円超	50人超	15万円																																																																																																															
	50人以下	13万円																																																																																																															
1千万円以下	50人超	12万円																																																																																																															
	50人以下	5万円																																																																																																															
上記以外		5万円																																																																																																															
(資本金等)	(従業者数)	(税率)																																																																																																															
50億円超	50人超	300万円																																																																																																															
	50人以下	41万円																																																																																																															
10億円超	50人超	175万円																																																																																																															
	50人以下	41万円																																																																																																															
1億円超	50人超	40万円																																																																																																															
	50人以下	16万円																																																																																																															
1千万円超	50人超	15万円																																																																																																															
	50人以下	13万円																																																																																																															
1千万円以下	50人超	12万円																																																																																																															
	50人以下	5万円																																																																																																															
上記以外		5万円																																																																																																															

事務事業現況調書

合併協議事項番号 18	合併協議事項 地方税の取扱い	専門部会名 財務部会			
事務事業番号 6	事務事業名 固定資産税の取扱い	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	資産税課			税務課	税務課
根拠法令等	地方税法 市税条例			地方税法 町税条例	地方税法 町税条例
歳出予算額(平成18年度)	91,346千円			19,750千円	9,558千円
歳入予算額(平成18年度)	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 固定資産税(土地、家屋、償却資産)の課税</p> <p>【内容】 ①税率 1.4%</p> <p>②納期 第1期 5月1日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 9月1日～9月30日 第4期 12月1日～12月25日</p> <p>③市街化区域農地の課税 相模原市は三大都市圏の特定市であるため、市街化区域内の農地については宅地並みの課税を行っている</p> <p>【参考】 ①課税状況(平成16年度課税状況) 土地 納税義務者 117,561人 税額 18,324,921千円 家屋 納税義務者 154,754人 税額 15,174,554千円 償却資産 納税義務者 4,651人 税額 5,999,003千円 計 納税義務者 276,966人 税額 39,498,478千円 ※土地、家屋の状況(平成17年度概要調書) 土地 筆数(免税点以上) 253,746筆 面積(") 56,205,111㎡ 家屋 棟数(免税点以上) 144,302棟 床面積(") 26,551,237㎡</p>	<p>【参考】 ①課税状況(平成16年度課税状況) 土地 納税義務者 9,739人 税額 587,530千円 家屋 納税義務者 9,441人 税額 620,639千円 償却資産 納税義務者 288人 税額 224,576千円 計 納税義務者 19,468人 税額 1,432,745千円 ※土地、家屋の状況(平成17年度概要調書) 土地 筆数(免税点以上) 48,387筆 面積(") 29,189,974㎡ 家屋 棟数(免税点以上) 12,933棟 床面積(") 1,409,997㎡</p>	<p>【参考】 ①課税の状況税額(平成16年度課税状況) 土地 納税義務者 2,863人 税額 187,654千円 家屋 納税義務者 3,090人 税額 189,217千円 償却資産 納税義務者 151人 税額 127,303千円 計 納税義務者 6,104人 税額 504,174千円 ※土地、家屋の状況(平成17年度概要調書) 土地 筆数(免税点以上) 16,059筆 面積(") 10,626,535㎡ 家屋 棟数(免税点以上) 4,616棟 床面積(") 494,142㎡</p>	<p>【目的】 固定資産税(土地、家屋、償却資産)の課税</p> <p>【内容】 ①税率 1.4%</p> <p>②納期 第1期 5月15日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月25日 第4期 2月1日～2月末日</p> <p>③市街化区域農地の課税 城山町は三大都市圏の特定市でないため、市街化区域内の農地については宅地並み課税を行っていない</p> <p>【参考】 ①課税状況(平成16年度課税状況) 土地 納税義務者 6,809人 税額 659,819千円 家屋 納税義務者 6,476人 税額 456,237千円 償却資産 納税義務者 224人 税額 137,385千円 計 納税義務者 13,509人 税額 1,253,441千円 ※土地、家屋の状況(平成17年度概要調書) 土地 筆数(免税点以上) 22,085筆 面積(") 11,581,938㎡ 家屋 棟数(免税点以上) 8,370棟 床面積(") 983,083㎡</p>	<p>【目的】 固定資産税(土地、家屋、償却資産)の課税</p> <p>【内容】 ①税率 1.4%</p> <p>②納期 第1期 5月15日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月25日 第4期 2月1日～2月末日</p> <p>【参考】 ①課税状況(平成15年度課税状況) 土地 納税義務者 3,597人 税額 203,292千円 家屋 納税義務者 3,323人 税額 236,641千円 償却資産 納税義務者 172人 税額 109,118千円 計 納税義務者 7,092人 税額 549,051千円 ※土地、家屋の状況(平成16年度概要調書) 土地 筆数(免税点以上) 34,704筆 面積(") 32,281,739㎡ 家屋 棟数(免税点以上) 5,076棟 床面積(") 554,982㎡</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 18	合併協議事項 地方税の取扱い	専門部会名 財務部会																																																																																																																																																																																																																							
事務事業番号 10	事務事業名 軽自動車税の取扱い	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会																																																																																																																																																																																																																							
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町																																																																																																																																																																																																																				
担当課名	市民税課			税務課	税務課																																																																																																																																																																																																																				
根拠法令等	地方税法、市税条例、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車税の税率の特例に関する条例			地方税法、町税条例	地方税法、町税条例																																																																																																																																																																																																																				
歳出予算額（平成18年度）	4,758千円			791千円	431千円																																																																																																																																																																																																																				
歳入予算額（平成18年度）	0千円			0千円	0千円																																																																																																																																																																																																																				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 軽自動車税の課税</p> <p>【内容】 ①納期 5月11日～31日 ②税率</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>原付 50cc</td> <td>ミニカー</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>50超90cc以下</td> <td></td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>90cc超</td> <td></td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>軽自 二輪</td> <td></td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td></td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td>四輪以上</td> <td>乗用 営業用</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物用 営業用</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊 農耕作業用</td> <td></td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td>4,700円</td> </tr> <tr> <td>二輪小型自動車</td> <td></td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・米軍構成員等の所有するもの</td> </tr> <tr> <td>原付</td> <td></td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>軽自 二輪・三輪</td> <td></td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>四輪以上</td> <td></td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>二輪小型自動車</td> <td></td> <td>1,000円</td> </tr> </table> <p>【参考】 ①平成16年度課税状況</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>原付</td> <td>36,428件</td> <td>38,402千円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>57,511件</td> <td>317,453千円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊</td> <td>1,606件</td> <td>3,966千円</td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車</td> <td>6,631件</td> <td>26,524千円</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>102,176件</td> <td>386,345千円</td> </tr> <tr> <td>米軍関係</td> <td>98件</td> <td>128千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>102,274件</td> <td>386,473千円</td> </tr> </table>	原付 50cc	ミニカー	2,500円		その他	1,000円	50超90cc以下		1,200円	90cc超		1,600円	軽自 二輪		2,400円	三輪		3,100円	四輪以上	乗用 営業用	5,500円		自家用	7,200円		貨物用 営業用	3,000円		自家用	4,000円	小型特殊 農耕作業用		1,000円		その他	4,700円	二輪小型自動車		4,000円	・米軍構成員等の所有するもの			原付		500円	軽自 二輪・三輪		1,000円	四輪以上		3,000円	二輪小型自動車		1,000円	原付	36,428件	38,402千円	軽自動車	57,511件	317,453千円	小型特殊	1,606件	3,966千円	二輪の小型自動車	6,631件	26,524千円	小計	102,176件	386,345千円	米軍関係	98件	128千円	合計	102,274件	386,473千円	<p>【参考】 ①平成16年度課税状況</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>原付</td> <td>2,680件</td> <td>2,823千円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>7,471件</td> <td>42,410千円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊</td> <td>269件</td> <td>629千円</td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車</td> <td>428件</td> <td>1,712千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>10,848件</td> <td>47,574千円</td> </tr> </table> <p>【参考】 ①平成16年度課税状況</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>原付</td> <td>800件</td> <td>840千円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>2,130件</td> <td>11,464千円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊</td> <td>86件</td> <td>231千円</td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車</td> <td>161件</td> <td>644千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,177件</td> <td>13,179千円</td> </tr> </table>	原付	2,680件	2,823千円	軽自動車	7,471件	42,410千円	小型特殊	269件	629千円	二輪の小型自動車	428件	1,712千円	合計	10,848件	47,574千円	原付	800件	840千円	軽自動車	2,130件	11,464千円	小型特殊	86件	231千円	二輪の小型自動車	161件	644千円	合計	3,177件	13,179千円	<p>【目的】 軽自動車税の課税</p> <p>【内容】 ①納期 5月11日～31日 ②税率</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>原付 50cc</td> <td>ミニカー</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>50超90cc以下</td> <td></td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>90cc超</td> <td></td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>軽自 二輪</td> <td></td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td></td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td>四輪～</td> <td>乗用 営業用</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物用 営業用</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊 農耕作業用</td> <td></td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td>4,700円</td> </tr> <tr> <td>二輪小型自動車</td> <td></td> <td>4,000円</td> </tr> </table> <p>【参考】 ①平成16年度課税状況</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>原付</td> <td>2,048件</td> <td>2,153千円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>3,968件</td> <td>22,407千円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊</td> <td>182件</td> <td>446千円</td> </tr> <tr> <td>二輪の小型～</td> <td>294件</td> <td>1,176千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,492件</td> <td>26,182千円</td> </tr> </table>	原付 50cc	ミニカー	2,500円		その他	1,000円	50超90cc以下		1,200円	90cc超		1,600円	軽自 二輪		2,400円	三輪		3,100円	四輪～	乗用 営業用	5,500円		自家用	7,200円		貨物用 営業用	3,000円		自家用	4,000円	小型特殊 農耕作業用		1,600円		その他	4,700円	二輪小型自動車		4,000円	原付	2,048件	2,153千円	軽自動車	3,968件	22,407千円	小型特殊	182件	446千円	二輪の小型～	294件	1,176千円	合計	6,492件	26,182千円	<p>【目的】 軽自動車税の課税</p> <p>【内容】 ①納期 5月16日～31日 ②税率</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>原付 50cc</td> <td>ミニカー</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>50超90cc以下</td> <td></td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>90cc超</td> <td></td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>軽自 二輪</td> <td></td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td></td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td>四輪～</td> <td>乗用 営業用</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物用 営業用</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊 農耕作業用</td> <td></td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td>4,700円</td> </tr> <tr> <td>二輪小型自動車</td> <td></td> <td>4,000円</td> </tr> </table> <p>【参考】 ①平成15年度課税状況</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>原付</td> <td>1,340件</td> <td>1,391千円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>2,242件</td> <td>12,818千円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊</td> <td>70件</td> <td>205千円</td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車</td> <td>345件</td> <td>1,076千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,997件</td> <td>15,490千円</td> </tr> </table>	原付 50cc	ミニカー	2,500円		その他	1,000円	50超90cc以下		1,200円	90cc超		1,600円	軽自 二輪		2,400円	三輪		3,100円	四輪～	乗用 営業用	5,500円		自家用	7,200円		貨物用 営業用	3,000円		自家用	4,000円	小型特殊 農耕作業用		1,600円		その他	4,700円	二輪小型自動車		4,000円	原付	1,340件	1,391千円	軽自動車	2,242件	12,818千円	小型特殊	70件	205千円	二輪の小型自動車	345件	1,076千円	合計	3,997件	15,490千円
原付 50cc	ミニカー	2,500円																																																																																																																																																																																																																							
	その他	1,000円																																																																																																																																																																																																																							
50超90cc以下		1,200円																																																																																																																																																																																																																							
90cc超		1,600円																																																																																																																																																																																																																							
軽自 二輪		2,400円																																																																																																																																																																																																																							
三輪		3,100円																																																																																																																																																																																																																							
四輪以上	乗用 営業用	5,500円																																																																																																																																																																																																																							
	自家用	7,200円																																																																																																																																																																																																																							
	貨物用 営業用	3,000円																																																																																																																																																																																																																							
	自家用	4,000円																																																																																																																																																																																																																							
小型特殊 農耕作業用		1,000円																																																																																																																																																																																																																							
	その他	4,700円																																																																																																																																																																																																																							
二輪小型自動車		4,000円																																																																																																																																																																																																																							
・米軍構成員等の所有するもの																																																																																																																																																																																																																									
原付		500円																																																																																																																																																																																																																							
軽自 二輪・三輪		1,000円																																																																																																																																																																																																																							
四輪以上		3,000円																																																																																																																																																																																																																							
二輪小型自動車		1,000円																																																																																																																																																																																																																							
原付	36,428件	38,402千円																																																																																																																																																																																																																							
軽自動車	57,511件	317,453千円																																																																																																																																																																																																																							
小型特殊	1,606件	3,966千円																																																																																																																																																																																																																							
二輪の小型自動車	6,631件	26,524千円																																																																																																																																																																																																																							
小計	102,176件	386,345千円																																																																																																																																																																																																																							
米軍関係	98件	128千円																																																																																																																																																																																																																							
合計	102,274件	386,473千円																																																																																																																																																																																																																							
原付	2,680件	2,823千円																																																																																																																																																																																																																							
軽自動車	7,471件	42,410千円																																																																																																																																																																																																																							
小型特殊	269件	629千円																																																																																																																																																																																																																							
二輪の小型自動車	428件	1,712千円																																																																																																																																																																																																																							
合計	10,848件	47,574千円																																																																																																																																																																																																																							
原付	800件	840千円																																																																																																																																																																																																																							
軽自動車	2,130件	11,464千円																																																																																																																																																																																																																							
小型特殊	86件	231千円																																																																																																																																																																																																																							
二輪の小型自動車	161件	644千円																																																																																																																																																																																																																							
合計	3,177件	13,179千円																																																																																																																																																																																																																							
原付 50cc	ミニカー	2,500円																																																																																																																																																																																																																							
	その他	1,000円																																																																																																																																																																																																																							
50超90cc以下		1,200円																																																																																																																																																																																																																							
90cc超		1,600円																																																																																																																																																																																																																							
軽自 二輪		2,400円																																																																																																																																																																																																																							
三輪		3,100円																																																																																																																																																																																																																							
四輪～	乗用 営業用	5,500円																																																																																																																																																																																																																							
	自家用	7,200円																																																																																																																																																																																																																							
	貨物用 営業用	3,000円																																																																																																																																																																																																																							
	自家用	4,000円																																																																																																																																																																																																																							
小型特殊 農耕作業用		1,600円																																																																																																																																																																																																																							
	その他	4,700円																																																																																																																																																																																																																							
二輪小型自動車		4,000円																																																																																																																																																																																																																							
原付	2,048件	2,153千円																																																																																																																																																																																																																							
軽自動車	3,968件	22,407千円																																																																																																																																																																																																																							
小型特殊	182件	446千円																																																																																																																																																																																																																							
二輪の小型～	294件	1,176千円																																																																																																																																																																																																																							
合計	6,492件	26,182千円																																																																																																																																																																																																																							
原付 50cc	ミニカー	2,500円																																																																																																																																																																																																																							
	その他	1,000円																																																																																																																																																																																																																							
50超90cc以下		1,200円																																																																																																																																																																																																																							
90cc超		1,600円																																																																																																																																																																																																																							
軽自 二輪		2,400円																																																																																																																																																																																																																							
三輪		3,100円																																																																																																																																																																																																																							
四輪～	乗用 営業用	5,500円																																																																																																																																																																																																																							
	自家用	7,200円																																																																																																																																																																																																																							
	貨物用 営業用	3,000円																																																																																																																																																																																																																							
	自家用	4,000円																																																																																																																																																																																																																							
小型特殊 農耕作業用		1,600円																																																																																																																																																																																																																							
	その他	4,700円																																																																																																																																																																																																																							
二輪小型自動車		4,000円																																																																																																																																																																																																																							
原付	1,340件	1,391千円																																																																																																																																																																																																																							
軽自動車	2,242件	12,818千円																																																																																																																																																																																																																							
小型特殊	70件	205千円																																																																																																																																																																																																																							
二輪の小型自動車	345件	1,076千円																																																																																																																																																																																																																							
合計	3,997件	15,490千円																																																																																																																																																																																																																							

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項			専門部会名										
18	地方税の取扱い			財務部会										
事務事業番号	事務事業名			協議ランク										
9	事業所税の取扱い			<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会										
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町									
担当課名	市民税課			税務課	税務課									
根拠法令等	地方税法、市税条例													
歳出予算額（平成18年度）	104千円													
歳入予算額（平成18年度）	0千円													
【事務事業の内容】	<p>【目的】 事業所税の課税</p> <p>【内容】</p> <p>①課税団体 人口30万人以上の市等</p> <p>②納税義務者 事務所又は事業所において事業を行う法人若しくは個人</p> <p>③税率 資産割 事業所床面積 1㎡当り600円 従業者割 従業者給与総額の 0.25%</p> <p>④免税点 資産割 市内の全事業所の面積が1,000㎡以下 従業者割 従業者100人以下</p> <p>⑤課税免除 旧津久井町及び旧相模湖町に所在し、合併により新たに課税対象となる事業所等は、合併年度を含む6年度（平成22年度まで）の間は課税免除としている。</p> <p>【参考】</p> <p>①平成16年度課税状況</p> <table style="font-size: small;"> <tr> <td>資産割</td> <td>525法人</td> <td>1,999,540千円</td> </tr> <tr> <td>従業者割</td> <td>123法人</td> <td>400,281千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>527法人</td> <td>2,399,821千円</td> </tr> </table>			資産割	525法人	1,999,540千円	従業者割	123法人	400,281千円	合計	527法人	2,399,821千円	課税対象外	課税対象外
資産割	525法人	1,999,540千円												
従業者割	123法人	400,281千円												
合計	527法人	2,399,821千円												

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
18	地方税の取扱い	財務部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	市たばこ税の取扱い	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	市民税課			税務課	税務課
根拠法令等	地方税法、市税条例			地方税法、町税条例	地方税法、町税条例
歳出予算額(平成18年度)	10千円			0千円	0千円
歳入予算額(平成18年度)	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市たばこ税の課税</p> <p>【内容】 ①税率 旧3級品以外 1,000本につき2,977円 旧3級品 1,000本につき1,412円</p> <p>【参考】 ①平成16年度課税状況 納税義務者数 18社 旧3級品以外 1,214,836千本 旧3級品 9,374千本 合計 1,224,210千本</p>	<p>【参考】 ①平成16年度課税状況 納税義務者数 4社 旧3級品以外 144,432千円 旧3級品 488千円 合計 49,273千円</p> <p>145,119千円</p>	<p>【参考】 ①平成16年度課税状況 納税義務者数 3社 旧3級品以外 18,134千本 旧3級品 416千本 合計 18,550千本</p> <p>54,573千円</p>	<p>【目的】 町たばこ税の課税</p> <p>【内容】 ①税率 旧3級品以外 1,000本につき2,977円 旧3級品 1,000本につき1,412円</p> <p>【参考】 ①平成16年度課税状況 納税義務者数 5社 旧3級品以外 40,353千本 旧3級品 120,130千本 合計 40,641千本</p> <p>120,537千円</p>	<p>【目的】 町たばこ税の課税</p> <p>【内容】 ①税率 旧3級品以外 1,000本につき2,977円 旧3級品 1,000本につき1,412円</p> <p>【参考】 ①平成15年度課税状況 納税義務者数 5社 旧3級品以外 19,444千本 旧3級品 138千本 合計 19,582千本</p> <p>54,576千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名																																																															
18	地方税の取扱い		財務部会																																																															
事務事業番号	事務事業名		協議ランク																																																															
7	都市計画税の取扱い		■A協議会 □B幹事会 □C専門部会																																																															
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町																																																													
担当課名	資産税課			税務課	税務課																																																													
根拠法令等	地方税法 市税条例			地方税法 町税条例																																																														
歳出予算額 (平成18年度)	19,070千円			3,761千円																																																														
歳入予算額 (平成18年度)	0千円			0千円																																																														
【事務事業の内容】	<p>【目的】 都市計画税（土地、家屋）の課税</p> <p>【内容】</p> <p>①税率 0.3%</p> <p>②納期 第1期 5月1日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 9月1日～9月30日 第4期 12月1日～12月25日</p> <p>③市街化区域農地の課税 相模原市は三大都市圏の特定市であるため、市街化区域内の農地については宅地並みの課税を行っている</p> <p>【参考】</p> <p>①課税状況（平成16年度課税状況）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>土地</td><td></td></tr> <tr><td>納税義務者</td><td>113,041人</td></tr> <tr><td>税額</td><td>5,476,402千円</td></tr> <tr><td>家屋</td><td></td></tr> <tr><td>納税義務者</td><td>150,882人</td></tr> <tr><td>税額</td><td>3,377,357千円</td></tr> <tr><td>計</td><td></td></tr> <tr><td>納税義務者</td><td>263,923人</td></tr> <tr><td>税額</td><td>8,853,759千円</td></tr> </table> <p>※土地、家屋の状況（平成17年度概要調書）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>土地</td><td></td></tr> <tr><td>筆数(免税点以上)</td><td>196,331筆</td></tr> <tr><td>面積(")</td><td>43,199,000㎡</td></tr> <tr><td>家屋</td><td></td></tr> <tr><td>棟数(免税点以上)</td><td>139,547棟</td></tr> <tr><td>床面積(")</td><td>25,765,591㎡</td></tr> </table>			土地		納税義務者	113,041人	税額	5,476,402千円	家屋		納税義務者	150,882人	税額	3,377,357千円	計		納税義務者	263,923人	税額	8,853,759千円	土地		筆数(免税点以上)	196,331筆	面積(")	43,199,000㎡	家屋		棟数(免税点以上)	139,547棟	床面積(")	25,765,591㎡	<p>【目的】 都市計画税（土地、家屋）の課税</p> <p>【内容】</p> <p>①税率 0.3%</p> <p>②納期 第1期 5月15日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月25日 第4期 2月1日～2月末日</p> <p>③市街化区域農地の課税 城山町は三大都市圏の特定市でないため、市街化区域内の農地については宅地並み課税を行っていない</p> <p>【参考】</p> <p>①課税状況（平成16年度課税状況）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>土地</td><td></td></tr> <tr><td>納税義務者</td><td>5,564人</td></tr> <tr><td>税額</td><td>156,560千円</td></tr> <tr><td>家屋</td><td></td></tr> <tr><td>納税義務者</td><td>5,381人</td></tr> <tr><td>税額</td><td>85,748千円</td></tr> <tr><td>計</td><td></td></tr> <tr><td>納税義務者</td><td>10,945人</td></tr> <tr><td>税額</td><td>242,308千円</td></tr> </table> <p>※土地、家屋の状況（平成17年度概要調書）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>土地</td><td></td></tr> <tr><td>筆数(免税点以上)</td><td>11,886筆</td></tr> <tr><td>面積(")</td><td>1,884,000㎡</td></tr> <tr><td>家屋</td><td></td></tr> <tr><td>棟数(免税点以上)</td><td>6,379棟</td></tr> <tr><td>床面積(")</td><td>782,662㎡</td></tr> </table>		土地		納税義務者	5,564人	税額	156,560千円	家屋		納税義務者	5,381人	税額	85,748千円	計		納税義務者	10,945人	税額	242,308千円	土地		筆数(免税点以上)	11,886筆	面積(")	1,884,000㎡	家屋		棟数(免税点以上)	6,379棟	床面積(")	782,662㎡	課税なし
土地																																																																		
納税義務者	113,041人																																																																	
税額	5,476,402千円																																																																	
家屋																																																																		
納税義務者	150,882人																																																																	
税額	3,377,357千円																																																																	
計																																																																		
納税義務者	263,923人																																																																	
税額	8,853,759千円																																																																	
土地																																																																		
筆数(免税点以上)	196,331筆																																																																	
面積(")	43,199,000㎡																																																																	
家屋																																																																		
棟数(免税点以上)	139,547棟																																																																	
床面積(")	25,765,591㎡																																																																	
土地																																																																		
納税義務者	5,564人																																																																	
税額	156,560千円																																																																	
家屋																																																																		
納税義務者	5,381人																																																																	
税額	85,748千円																																																																	
計																																																																		
納税義務者	10,945人																																																																	
税額	242,308千円																																																																	
土地																																																																		
筆数(免税点以上)	11,886筆																																																																	
面積(")	1,884,000㎡																																																																	
家屋																																																																		
棟数(免税点以上)	6,379棟																																																																	
床面積(")	782,662㎡																																																																	

事務事業現況調書

合併協議事項番号 18	合併協議事項 地方税の取扱い	専門部会名 財務部会			
事務事業番号 13	事務事業名 入湯税の取扱い	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	市民税課 地方税法、市税条例			税務課	税務課 地方税法、町税条例
根拠法令等					
歳出予算額（平成18年度）	0千円				0千円
歳入予算額（平成18年度）	0千円				0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 入湯税の課税</p> <p>【内容】</p> <p>①税率 入湯客1人1日について150円</p> <p>②課税免除 ・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ・入湯料金が1,000円以下の公衆浴場に入湯する者</p> <p>※ 課税実績なし</p>	<p>【参考】 課税実績なし</p>		課税対象外	<p>【目的】 入湯税の課税</p> <p>【内容】</p> <p>①税率 入湯客1人1日について150円</p> <p>②課税免除 ・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</p> <p>【参考】</p> <p>①平成15年度課税状況 総利用者数 134,127人 （内課税利用者数 123,997人） 特別徴収義務者 3人 課税総額 18,599,550円</p>

協議第23号

国民健康保険事業の取扱いについて

事務事業現況調査

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
19	国民健康保険事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	国民健康保険税の取扱い		■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	国民健康保険課		町民課・収納課・税務課		
根拠法令等	地方税法、相模原市税条例		地方税法、城山町国民健康保険税条例		
			地方税法、藤野町国民健康保険税条例		
歳出予算額(平成18年度)	0千円		0千円		
歳入予算額(平成18年度)	19,713,564千円		847,211千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 国民健康保険は、加入者の皆さんが病気やけがをされたとき、安心して医療が受けられることができるよう普及から経費(保険税)を出し合い、お互いに助け合おうという制度。国民健康保険はその財源の一つ。 一般被保険者と退職被保険者となる。</p> <p>【内容】 保険税の計算方法は、次の①～④の4つの項目をもとに医療分と介護分をそれぞれ計算し、合算額をおさめていただく。 ・保険税(医療分) ①所得割 (前年中の総所得金額-基礎控除)の5.76% 基礎控除 330,000円 ②資産割 固定資産税(土地・家屋)の10.0% ③均等割額(1人当たり年間) 22,500円 ④平等割額(1世帯当たり年間) 22,800円 課税限度額 53万円</p> <p>・保険税(介護分) ①所得割 (前年中の総所得金額-基礎控除)の1.15% ②資産割 固定資産税(土地・家屋)の2.6% ③均等割額(1人当たり年間) 5,100円 ④平等割額(1世帯当たり年間) 5,400円 課税限度額 8万円</p> <p>【18年度予算の積算内訳】 ・医療給付費分現年課税分一般被保険者分 予算額(収納額)=調定額×収納率90% 所得割 調定額 8,758,910千円×90% =予算額 7,883,019千円 資産割 調定額 794,829千円×90% =予算額 715,346千円 被保険者均等割 調定額 3,852,429千円×90% =予算額 3,467,186千円 世帯別平等割 調定額 2,100,573千円×90% =予算額 1,890,516千円 合計 調定額 15,506,741千円×90% =予算額 13,956,067千円</p>		<p>【目的】 国民健康保険は、加入者の皆さんが病気やけがをされたとき、安心して医療が受けられることができるよう普及から経費(保険税)を出し合い、お互いに助け合おうという制度。国民健康保険はその財源の一つ。 一般被保険者と退職被保険者となる。</p> <p>【内容】 保険税の計算方法は、次の①～④の4つの項目をもとに医療分と介護分をそれぞれ計算し、合算額をおさめていただく。 ・保険税(医療分) ①所得割 (前年中の総所得金額-基礎控除)の6.65% 基礎控除 330,000円 ②資産割 固定資産税(土地・家屋)の35.03% ③均等割額(1人当たり年間) 22,660円 ④平等割額(1世帯当たり年間) 19,810円 課税限度額 53万円</p> <p>・保険税(介護分) ①所得割 (前年中の総所得金額-基礎控除)の1.18% ②資産割 固定資産税(土地・家屋)の8.76% ③均等割額(1人当たり年間) 7,200円 ④平等割額(1世帯当たり年間) 4,400円 課税限度額 9万円</p> <p>【18年度予算の積算内訳】 ・医療給付費分現年課税分一般被保険者分 予算額(収納額)=調定額×収納率90% 所得割 調定額 373,060千円×90% =予算額 335,754千円 資産割 調定額 84,532千円×90% =予算額 76,079千円 被保険者均等割 調定額 144,144千円×90% =予算額 129,729千円 世帯別平等割 調定額 64,010千円×90% =予算額 57,609千円 合計 調定額 665,746千円×90% =予算額 599,171千円</p>		
	<p>【目的】 国民健康保険は、加入者の皆さんが病気やけがをされたとき、安心して医療が受けられることができるよう普及から経費(保険税)を出し合い、お互いに助け合おうという制度。国民健康保険はその財源の一つ。 一般被保険者と退職被保険者となる。</p> <p>【内容】 保険税の計算方法は、次の①～④の4つの項目をもとに医療分と介護分をそれぞれ計算し、合算額をおさめていただく。 ・保険税(医療分) ①所得割 (前年中の総所得金額-基礎控除)の5.7% 基礎控除 330,000円 ②資産割 固定資産税(土地・家屋)の39.5% ③均等割額(1人当たり年間) 18,200円 ④平等割額(1世帯年間) 20,000円 課税限度額 53万円</p> <p>・保険税(介護分)【17.8.15改正】 ①所得割 (前年中の総所得金額-基礎控除)の1.15% ②資産割 固定資産税(土地・家屋)の9.87% ③均等割額(1人当たり年間) 5,100円 ④平等割額(1世帯年間) 5,400円 課税限度額 8万円</p> <p>【17年度当初予算の積算内訳】 ・医療給付費分現年課税分一般被保険者分 17年度予算額 223,048千円 所得割 課税標準 2,470,053千円 税率 5.7% 調定見込額 税額 140,793千円 超過額 11,395千円 調定額 129,398千円 賦課割合 65.7%</p>				

事務事業現況調査

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	国民健康保険税の取扱い	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>・介護納付金分現年課税分一般被保険者分 予算額(収納額) = 調定額 × 収納率(85%) 所得割 調定額 745,853千円 × 収納率85% = 予算額 633,975千円 資産割 調定額 57,343千円 × 収納率85% = 予算額 48,742千円 被保険者均等割 調定額 273,172千円 × 収納率85% = 予算額 232,196千円 世帯別平等割 調定額 217,390千円 × 収納率85% = 予算額 184,782千円 合計 調定額 1,293,758千円 × 収納率85% = 予算額 1,099,695千円</p> <p>・滞納繰越分 医療給付費分滞納繰越分 調定額 7,557,137千円 × 収納率10.2% = 予算額 770,828千円</p> <p>・滞納繰越分 介護納付金分滞納繰越分 調定額 325,782千円 × 収納率18.54% = 予算額 60,400千円</p> <p>・現年課税分 ・退職被保険者等医療給付費分課税分 予算額(収納額) = 調定額 × 収納率98% 所得割 調定額 1,905,573千円 × 収納率98% = 予算額 1,867,461千円 資産割 調定額 151,860千円 × 収納率98% = 予算額 148,823千円 被保険者均等割 調定額 1,013,595千円 × 収納率98% = 予算額 993,323千円 世帯別平等割 調定額 468,220千円 × 収納率98% = 予算額 458,856千円 合計 調定額 3,539,248千円 × 収納率98% = 予算額 3,468,463千円</p> <p>・退職被保険者等介護納付金分課税分 予算額(収納額) = 調定額 × 収納率98% 所得割 調定額 159,429千円 × 収納率98% = 予算額 156,240千円 資産割 調定額 14,650千円 × 収納率98% = 予算額 14,357千円 被保険者均等割 調定額 86,805千円 × 収納率98% = 予算額 85,069千円 世帯別平等割 調定額 70,760千円 × 収納率98% = 予算額 69,345千円 合計 調定額 331,644千円 × 収納率98% = 予算額 325,011千円</p> <p>・退職被保険者等医療給付費分滞納繰越分 調定額 234,693千円 × 収納率12.74% = 29,900千円</p> <p>・退職被保険者等介護納付金分滞納繰越分 調定額 13,468千円 × 収納率23.76% = 3,200千円</p> <p>【電算システムの概要】 機種 NEC ACOS4 保守 NEC 資格賦課計算 納税通知書発行</p>			<p>・介護納付金分現年課税分一般被保険者分 予算額(収納額) = 調定額 × 収納率(90%) 所得割 調定額 29,153千円 × 90% = 予算額 26,237千円 資産割 調定額 6,931千円 × 90% = 予算額 6,238千円 被保険者均等割 調定額 14,870千円 × 90% = 予算額 13,383千円 世帯別平等割 調定額 6,670千円 × 90% = 予算額 6,003千円 合計 調定額 57,625千円 × 90% = 予算額 51,861千円</p> <p>・滞納繰越分 医療給付費分滞納繰越分 18年度予算額 24,945千円</p> <p>・滞納繰越分 介護納付金分滞納繰越分 18年度予算額 2,153千円</p> <p>・現年課税分 ・退職被保険者等医療給付費分課税分 予算額(収納額) = 調定額 × 収納率99% 所得割 調定額 76,013千円 × 99% = 予算額 75,253千円 資産割 調定額 17,019千円 × 99% = 予算額 16,849千円 被保険者均等割 調定額 45,441千円 × 99% = 予算額 44,986千円 世帯別平等割 調定額 12,939千円 × 99% = 予算額 12,809千円 合計 調定額 151,412千円 × 99% = 予算額 149,897千円</p> <p>・退職被保険者等介護納付金分課税分 予算額(収納額) = 調定額 × 収納率99% 所得割 調定額 9,182千円 × 99% = 予算額 9,090千円 資産割 調定額 2,022千円 × 99% = 予算額 2,002千円 被保険者均等割 調定額 5,742千円 × 99% = 予算額 5,684千円 世帯別平等割 調定額 2,430千円 × 99% = 予算額 2,406千円 合計 調定額 19,376千円 × 99% = 予算額 19,182千円</p> <p>・滞納繰越分 医療給付費分滞納繰越分 18年度予算額 1千円</p> <p>・滞納繰越分 介護納付金分滞納繰越分 18年度予算額 1千円</p> <p>【電算システムの概要】 機種 NEC IPX7300 保守 NEC 資格賦課計算 納税通知書発行</p>	<p>資産割 課税標準 84,364千円 税率 39.5% 調定見込額 税額 33,323千円 超過額 1,525千円 調定額 31,798千円 賦課割合 65.7% 被保険者均等割 課税標準 3,570人 均等割額 18,200円 調定見込額 税額 64,974千円 軽減額 10,094千円 調定額 54,880千円 賦課割合 34.3% 世帯別平等割 課税標準 1,779世帯 平等割額 20,000円 調定見込額 税額 35,580千円 軽減額 6,548千円 調定額 29,032千円 賦課割合 34.3% 合計 税額 274,670千円 超過額等 29,562千円 調定額 245,108千円 収納率 91.0% ・介護納付金分現年課税分一般被保険者分 17年度予算額 18,770千円 所得割 課税標準 1,360,941千円 税率 0.85% 調定見込額 税額 11,568千円 超過額 899千円 調定額 10,669千円 賦課割合 63.3% 資産割 課税標準 29,702千円 税率 9.87% 調定見込額 税額 2,931千円 超過額 104千円 調定額 2,827千円 賦課割合 63.3% 被保険者均等割 課税標準 1,191人 均等割額 3,900円 調定見込額 税額 4,645千円 軽減額 552千円 調定額 4,093千円 賦課割合 36.7% 世帯別平等割 課税標準 883世帯 平等割額 4,600円 調定見込額 税額 4,062千円 軽減額 322千円 調定額 3,740千円 賦課割合 36.7% 合計 税額 23,206千円 超過額等 1,877千円 調定額 21,329千円 収納率 88.0%</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	国民健康保険税の取扱い	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
【事務事業の内容】					・医療給付費滞納繰越分 一般被保険者分 17年度予算額 9,613千円 調定見込額 92,261千円 収納率10.42% 収入見込額9,613千円 ・介護納付金分納繰越分 一般被保険者分 17年度予算額560千円 調定見込額5,374千円 収納率10.43% 収入見込額 560千円 ・医療給付費現年課税分 退職被保険者等分 17年度予算額45,917千円 所得割 課税標準435,982千円 税率5.7% 調定見込額 税額 24,851千円 超過額 742千円 調定額24,109千円 賦課割合 66.9% 資産割 課税標準17,707千円 税率39.5% 調定見込額 税額 6,994千円 超過額 41千円 調定額6,953千円 賦課割合 66.9% 被保険者均等割 課税標準630人 均等割額18,500円 調定見込額 税額 11,655千円 軽減額 1,056千円 調定額10,599千円 賦課割合 33.1% 世帯別平等割 課税標準 261世帯 平等割額20,000円 調定見込額 税額 5,220千円 軽減額 500千円 調定額4,720千円 賦課割合 33.1% 合計 税額 48,720千円 超過額等 2,339千円 調定額46,381千円 収納率99.0% ・介護納付金分現年課税分退職被保険者分 17年度予算額3,368千円 所得割 課税標準134,352千円 税率0.85% 調定見込額 税額 1,142千円 超過額 0千円 調定額 1,142千円 賦課割合 47.4% 資産割 課税標準4,770千円 税率9.87% 調定見込額 税額 471千円 超過額 0千円

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	国民健康保険税の取扱い	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
【事務事業の内容】					調定額 471千円 賦課割合 47.4% 被保険者均等割 課税標準 266人 均等割額 3,900円 調定見込額 税額 1,037千円 軽減額 68千円 調定額 969千円 賦課割合 52.6% 世帯別平等割 課税標準 192世帯 平等割額 4,600円 調定見込額 税額 883千円 軽減額 63千円 調定額 820千円 賦課割合 52.6% 合計 税額 3,533千円 超過額等 131千円 調定額 3,402千円 収納率 99.0% ・医療給付費滞納繰越分 17年度予算額 150千円 調定見込額 925千円 収納率 16.2% 収入見込額 150千円 ・介護納付金分滞納繰越分 17年度予算額 7千円 調定見込額 7千円 収納率 100.0% 収入見込額 7千円 【電算システムの概要】 機種 東芝クライアントサーバ 保守 日本電子計算(株) 資格賦課計算 納税通知書発行

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	証明手数料	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	国民健康保険課			町民課・収納課	町民課
根拠法令等	相模原市手数料条例			城山町手数料条例	藤野町手数料条例
歳出予算額（平成18年度）	0千円			0千円	0千円
歳入予算額（平成18年度）	30千円			1千円	1千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】 国民健康保険資格証明手数料及び納税証明手数料 1件300円</p> <p>・納税証明書は国民健康保険課、各総合事務所の市民課、津久井4出張所窓口のみ発行。 1ヶ年度で300円の手数料。 証明書項目は、「納付すべき税額」「納付済額」、「納期限未到来額」、「未納額」で必要年度別に記載。</p> <p>【電算システムの概要】 機種NEC クライアントサーバー 保守NECフィールドینگ 納税通知書の発行</p>				
				<p>【内容】 国民健康保険納税証明手数料 1件300円</p> <p>・納税証明書は収納課窓口で発行。 1ヶ年度で300円の手数料。 証明項目は、「納付すべき税額」、「納付済額」、「納期限未到来額」、「未納額」で、必要年度別に記載。</p>	<p>【内容】 国民健康保険納税証明手数料 1件300円</p> <p>・納税証明書は一般会計で税務課にて発行。 1ヶ年度300円の手数料。 証明書項目は、「納付すべき税額」「納付済額」「未納税額」で必要年度別に記載。</p> <p>国民健康保険資格証明書手数料 1件100円</p> <p>【電算システムの概要】 機種 東芝クライアントサーバー 保守 日本電子計算(株) 納税通知書の発行</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
19	国民健康保険事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	各種国民健康保険組合補助金		■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	国民健康保険課			町民課	町民課
根拠法令等	国民健康保険法				
歳出予算額 (平成18年度)	3,721千円				
歳入予算額 (平成18年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 県内の国民健康保険組合（7組合）に対して、国民健康保険法第75条（都道府県及び市町村は、国民健康保険事業に要する費用に対し、補助金を交付し、又は貸付金を貸し付けることができる）に基づき、補助金を交付するもの。</p> <p>【補助金の概要】 相模原市における各種国保組合への補助金助成は、昭和54年度から開始された。本市の補助金交付の算定根拠として、各種国保組合被保険者が毎年、保険料算定のため組合に提出する課税証明手数料（100円）分を組合員数に乘じた額を補助することとした。 平成7年度からは、県下各市町村の補助金交付状況をふまえ、250円へ増額変更を行い、現在に至っている。</p> <p>【補助基準】 当該年度の4月1日現在において本市に住所を有する者、若しくはその従事者に単価を乗じた額 補助金額＝当該年度4月1日現在の被保険者数 × 250円 （建設連合国民健康保険組合神奈川支部は125円）</p> <p>【参考】 積算根拠 神奈川県建設連合国民健康保険組合 組合員数9,305 × 250円 神奈川県医師国民健康保険組合 組合員数865 × 250円 神奈川県歯科医師国民健康保険組合 組合員数878 × 250円 神奈川県建設業国民健康保険組合 組合員数2,313 × 250円 神奈川県薬剤師国民健康保険組合 組合員数197 × 250円 神奈川県食品衛生国民健康保険組合 組合員数1,208 × 250円 建設連合（神奈川支部）国民健康保険組合 組合員数253 × 125円</p>			<p>該当なし</p> <p>*平成15年度で終了。</p> <p>【参考】 ・平成15年度の補助金交付実績 神奈川建設連合国民健康保険組合 組合員数288 × 150円＝43,200円</p>	<p>該当なし</p> <p>*平成15年度で終了。</p> <p>【参考】 ・平成15年度の補助金交付実績 神奈川県建設連合国民健康保険組合 組合員数85人 × 150円＝12,750円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	診療報酬明細書点検嘱託員経費	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	国民健康保険課			町民課	町民課
根拠法令等	相模原市診療報酬明細書点検嘱託員設置要綱				
歳出予算額 (平成18年度)	19,121千円			1,193千円	2,013千円
歳入予算額 (平成18年度)	30千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 国民健康保険の医療費適正化を図ることを目的に、専門的な知識を要するレセプトの内容審査・点検体制の更なる充実を図るため、有資格者や経験のある診療報酬明細書点検嘱託員（平成9年度から非常勤特別職）の任用に要する経費</p> <p>【特定財源の内訳】 ・労働保険被保険者負担金 30千円 【18年度予算の積算内訳】 ・報酬 17,248千円 非常勤特別職員報酬 嘱託員報酬 8人×日給8,800円×245日 ・共済費 1,354千円 ・社会保険料 1,332,112円 ・旅費 393千円 報酬明細書点検嘱託員研修旅費 連合会研修（横浜） 2,420円×12人=29,040円 県研修（関内） 2,580円×12人=30,960円 診療報酬明細書点検嘱託員旅費 332,070千円 ・需用費126千円 参考図書 107,100円 診療報酬明細書点検事務用消耗品 18,000円</p>			<p>該当なし ただし、神奈川県国民健康保険団体連合会に診療報酬明細書点検を委託。 【特定財源の内訳】 ・一般会計繰入金 1,193千円 【18年度予算の積算内訳】 委託料 1,193千円 積算根拠 79,513件×15円</p>	<p>該当なし ただし、神奈川県国民健康保険団体連合会及び民間専門業者に診療報酬明細書点検を委託。 国保連合会委託料 456千円 民間専門業者委託料 1,557千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
10	国民健康保険団体連合会負担金	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	国民健康保険課			町民課	町民課
根拠法令等	国民健康保険法			国民健康保険法	国民健康保険法
歳出予算額（平成18年度）	7,744千円			257千円	275千円
歳入予算額（平成18年度）	0千円			257千円	275千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 国民健康保険団体連合会の設置「保険者は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会を設立することができる。連合会は法人とする。国民健康保険団体連合会の年会費等負担金。」</p> <p>【内容】 ・算出方法 保険者割 100,000円×1市=100,000円</p> <p>① 診療施設割 2,000円-② 被保険者割（各市町村の被保険者により算出） 7,641,450円</p> <p>③ ①+②+③=7,743,450円</p> <p>【一部事務組合等の概要】 神奈川県国民健康保険団体連合会 国民健康保険法第83条 「保険者は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会を設立することができる。」</p> <p>・主な業務 診療報酬の審査・支払委託 国民健康保険団体連合会の主事業 保険者の事務の共同処理及び連絡等 診療報酬の審査及び支払 国保運営資金の融資 保健事業に関すること 国保に関する調査研究 その他必要な事業</p>		<p>【目的】 国民健康保険団体連合会の設置「保険者は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会を設立することができる。連合会は法人とする。国民健康保険団体連合会の年会費等負担金。」</p> <p>【内容】 ・算出方法 保険者割 100,000円×1町=100,000円 ・被保険者割（各市町村の被保険者により算出） 9,187人×17円00銭=156,179円</p> <p>合計（保険者割+被保険者割） 256,179円</p> <p>【特定財源の内訳】 一般会計繰入金 257千円</p> <p>【一部事務組合等の概要】 神奈川県国民健康保険団体連合会 国民健康保険法第83条 「保険者は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会を設立することができる。」</p> <p>・主な業務 診療報酬の審査・支払委託 国民健康保険団体連合会の主事業 保険者の事務の共同処理及び連絡等 診療報酬の審査及び支払 国保運営資金の融資 保健事業に関すること 国保に関する調査研究 その他必要な事業</p>		<p>【目的】 国民健康保険団体連合会の設置「保険者は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会を設立することができる。連合会は法人とする。国民健康保険団体連合会の年会費等負担金。」</p> <p>【内容】 ・算出方法 保険者割 100,000円×1町=100,000円 被保険者割 172,500円</p> <p>診療施設割 2,000円</p> <p>保険者割100,000円+被保険者割 172,500+診療施設2,000円 =274,500円</p> <p>【特定財源の内訳】 一般会計繰入金 275千円</p> <p>【一部事務組合等の概要】 神奈川県国民健康保険団体連合会 国民健康保険法第83条 「保険者は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会を設立することができる。」</p> <p>・主な業務 診療報酬の審査・支払委託 国民健康保険団体連合会の主事業 保険者の事務の共同処理及び連絡等 診療報酬の審査及び支払 国保運営資金の融資 保健事業に関すること 国保に関する調査研究 その他必要な事業</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
19	国民健康保険事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	保険税収納率向上特別対策事業		■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	国民健康保険課			町民課・収納課	町民課・税務課
根拠法令等	相模原市国民健康保険収納推進員設置要綱			城山町国民健康保険税を滞納している世帯に係る被保険者等の取扱いに関する要綱	藤野町国民健康保険税滞納者の被保険者証等の取扱いに関する要綱
歳出予算額（平成18年度）	69,487千円			0（一般会計から歳出）	229千円
歳入予算額（平成18年度）	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>保険税収納率向上特別対策事業費</p> <p>【目的】</p> <p>平成4年度から事務費負担金中、人件費及び助産費補助金が一般財源化されたことに伴い新設された国民健康保険特別対策費補助金のうち、「保険税収納率向上特別対策事業」に対して補助金が交付されたものである。</p> <p>主として、収納推進員による保険税未収納分徴収を進めるほか、サーバを利用した滞納整理を推進し、収納率向上を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>国民健康保険収納率向上特別対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収納率向上対策本部会議の設置 ・ 休日納税相談 年9回 ・ 休日臨戸訪問 年5回（管理職員1回） ・ 夜間納税相談 年2回（9日） ・ 夜間臨戸訪問 年1回（管理職員1回） ・ 滞納整理強化月間 年4回 ・ 滞納世帯に短期被保険者証を交付している期間6月 ・ 短期被保険証の交付世帯のうち納付相談又は納付指導に応じようとする世帯等に被保険者資格証明書を交付している。 <p>【18年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報酬 42,076千円 ・ 共済費 5,500千円 ・ 旅費 925千円 ・ 需用費 1,605千円 ・ 使用料及び賃借料（サーバー端末機借料） 8,483千円 ・ 委託料 150千円 計 58,739千円 <p>【電算システムの概要】</p> <p>機種NEC</p> <p>保守NECフィールドینگ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 欠損判定 ・ 交渉記録の管理 ・ 廻分の管理 ・ 再発行、分割納付書の発行 ・ 資格証対象者の抽出 ・ 各種統計資料 			<p>【目的】</p> <p>平成4年度から事業費負担金中、人件費及び助産費補助金が一般財源化されたことに伴い、新設された国民健康保険特別対策費補助金のうち「保険税収納率向上特別対策」に対して、補助金が交付されたものである。</p> <p>主として、収納課による保険税未納者の個人情報管理を行い、徴収を進めるほか、サーバを利用した滞納整理を行い収納率の向上を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>国民健康保険収納率向上特別対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間来庁納付約束のみ夜間対応 ・ 滞納世帯に短期被保険者証を交付している。期間 6月及び12月 ・ 短期被保険者証の交付世帯のうち納付相談又は納付指導に応じようとする世帯等に被保険者資格証明書を交付している。 <p>短期証・資格者証の詳細は要綱どおり</p> <p>【18年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託料 滞納管理システム保守業務委託 108,150円×12ヶ月 = 1,297,800円 	<p>【目的】</p> <p>滞納管理システムの活用により、税務課収納班と町民課国保担当が保険証交付と併せて、臨戸を中心として滞納額の収納の当る。又、部長と収納部門担当でチーム編成をした特別収納班を編成し、全庁体制で収納の強化を図る。</p> <p>主として、収納課による保険税未納者の個人情報管理を行い、徴収を進めるほか、サーバを利用した滞納整理を行い収納率の向上を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>国民健康保険収納率向上特別対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間臨戸訪問、電話催告等 ・ 滞納世帯に短期被保険者証を交付している。期間 1月、3月、6月 ・ 短期被保険者証の交付世帯のうち納付相談又は納付指導に応じようとする世帯等に被保険者資格証明書を交付している。 <p>短期証・資格者証の詳細は要綱どおり</p> <p>【17年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 徴収費 徴収車の維持管理費 219千円 通行料 10千円 （滞納管理システムの運行費は税務課が対応）

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	保険税収納率向上特別対策事業	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
	電話催告事業経緯費 【目的】 国民健康保険滞納者解消のため、滞納がある対象者に対して電話による納付督促を行い、納付にかかる意識を喚起、納付阻害要因を確認することで滞納額増加を最小限にとどめることを目的とする。 【18年度予算の積算内訳】 ・ 役員費 1,558千円 ・ 委託料 7,930千円 ・ 使用料及び賃借料 660千円 ・ 備品購入費 600千円 計 10,748千円				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項			専門部会名	
19	国民健康保険事業の取扱い			市民部会	
事務事業番号	事務事業名			協議ランク	
12	運営協議会経費			■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	国民健康保険課			町民課	町民課
根拠法令等	国民健康保険法			国民健康保険法	国民健康保険法
歳出予算額 (平成18年度)	506千円			219千円	313千円
歳入予算額 (平成18年度)	0千円			219千円	313千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。 <p>「重要事項」とは、</p> <ol style="list-style-type: none"> 一部負担金 保険料の賦課割合 給付期間・保険給付の種類及び内容並びに保健事業の実施大綱の策定に関すること。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員の選任 (任期2年、定数13名) 公益代表各種団体から推薦4名 被保険者代表被保険者の中から市長が選任 (2名は公券) 4名 保険医代表4名 被用者保険等被保険者を代表する委員1名 <p>【18年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> 報酬504千円 運営協議会委員報酬12,600千円×40人 = 504,000円 旅費2千円 			<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。 <p>「重要事項」とは、</p> <ol style="list-style-type: none"> 一部負担金 保険料の賦課割合 給付期間・保険給付の種類及び内容並びに保健事業の実施大綱の策定に関すること。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員の選任 (任期2年、定数6名) 公益代表各種団体から2名 被保険者代表被保険者の中から町長が選任2名 保険医代表2名 <p>【参考事項】</p> <p>委員任期は、平成19年12月16日まで</p> <p>【18年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> 報酬215千円 会長 年額37,500円 委員 年額35,500円×5名 = 177,500円 需用費 2千円 消耗品費 (事務用品代) 役務費 2千円 通信運搬費 (会議通知等) <p>【特定財源】</p> <p>一般会計繰入金 219千円</p>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。 <p>「重要事項」とは、</p> <ol style="list-style-type: none"> 一部負担金 保険料の賦課割合 給付期間・保険給付の種類及び内容並びに保健事業の実施大綱の策定に関すること。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員の選任 (任期2年、定数9名) 被保険者を代表する委員3名 保険医又は保険業判師を代表する委員3名 公益を代表する委員3名 <p>【17年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> 報酬 281千円 会長年額35,700円 委員年額30,600円 旅費 22千円 需用費 10千円 <p>【特定財源の内訳】</p> <p>一般会計繰入金 313千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 19	合併協議事項 国民健康保険事業の取扱い	専門部会名 市民部会			
事務事業番号 13	事務事業名 療養給付費	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	国民健康保険課			町民課	町民課
根拠法令等	国民健康保険法			国民健康保険法	国民健康保険法
歳出予算額(平成18年度)	32,450,000千円			1,181,110千円	461,110千円
歳入予算額(平成18年度)	20,033,039千円			612,200千円	269,686千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 被保険者(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。)の疾病及び負傷に関しては次の各号に掲げる療養の給付を行う。</p> <p>(1) 診察 (2) 薬剤 (3) 処置、手術その他の治療 (4) 居室における療養上の管理及びその療養に伴う世話、その他の看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話、その他の看護。</p> <p>給付期間(治ゆ、中止、死亡)まで。</p> <p>【特定財源の概要】 (一般被保険者療養給付費) 一般被保険者療養給付費等負担金 6,386,323千円 特別調整交付金 94,800千円 財政調整交付金 1,318,868千円 一般被保険者療養給付費繰入金 916,750千円 一般被保険者療養給付費繰入金 256,916千円 合計 8,973,657千円 (退職被保険者等療養給付費) 現年度分 11,059,382千円 【18年度予算の積算内訳】 (一般被保険者療養給付費) 18年度予算額 20,200,000千円 (退職被保険者等療養給付費) 18年度予算額 12,250,000千円</p>			<p>【目的】 被保険者(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。)の疾病及び負傷に関しては次の各号に掲げる療養の給付を行う。</p> <p>(1) 診察 (2) 薬剤 (3) 処置、手術その他の治療 (4) 居室における療養上の管理及びその療養に伴う世話、その他の看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話、その他の看護。</p> <p>給付期間(治ゆ、中止、死亡)まで。</p> <p>【特定財源の概要】 (一般被保険者療養給付費) 一般被保険者療養給付費等負担金 263,646千円 国普通調整交付金 26,489千円 県普通調整交付金 57,615千円 合計 347,750千円 (退職被保険者等療養給付費) 現年度分 264,450千円 【18年度予算の積算内訳】 (一般被保険者療養給付費) 18年度予算額 775,430千円 (退職被保険者等療養給付費) 18年度予算額 405,680千円</p>	<p>【目的】 被保険者(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。)の疾病及び負傷に関しては次の各号に掲げる療養の給付を行う。</p> <p>(1) 診察 (2) 薬剤 (3) 処置、手術その他の治療 (4) 居室における療養上の管理及びその療養に伴う世話、その他の看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話、その他の看護。</p> <p>給付期間(治ゆ、中止、死亡)まで。</p> <p>【特定財源の内訳】 (一般被保険者療養給付費) 一般被保険者療養給付費等負担金 119,473円 一般会計繰入金 17,316千円 合計 136,789千円 (退職被保険者等療養給付費) (現年度分) 132,897千円 合計 132,897千円 【17年度予算の積算内訳】 (一般被保険者療養給付費) 17年度予算額 307,144千円 (支出内訳) 被保険者 2,582人 件数 22,278件(H16年報C表) 保険者負担額 307,144,000円 保険者負担額(1件当り) 13,787円 保険者負担額(1人当り) 118,956円 受診率 ・1件当たり保険者負担額=保険者負担額÷件数 17年度一般被保険者(老健対象者を除く) 見込み 2,582件 ・1人当たり保険者負担額=保険者負担額÷一般被保険者数 17年度一般被保険者(老健対象者を除く) 見込み 2,554人 ・受診率=件数÷平均被保険者数 (退職被保険者等療養給付費) 17年度予算額 153,966千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	療養給付費	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
【事務事業の内容】					(支出内訳) 被保険者638人 件数 10,258件 (H16年報F表) 保険者負担額 153,966,000円 保険者負担額(1件当り) 15,009円 保険者負担額(1人当り) 241,326円 受診率 16.08 ・1件当たり保険者負担額=保険者負担額÷件数 ・17年度退職被保険者等見込み総件数 ・1人当たり保険者負担額=保険者負担額÷退職 被保険者数 ・17年度退職被保険者等数見込み 638人 ・受診率=件数÷平均被保険者

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
14	療養費	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	国民健康保険課			町民課	町民課
根拠法令等	国民健康保険法			国民健康保険法	国民健康保険法
歳出予算額(平成18年度)	608,410千円			23,860千円	3,603千円
歳入予算額(平成18年度)	312,617千円			15,568千円	1,926千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 被保険者が療養の給付、入院時食事療養費の支給若しくは特定療養費の支給を受けられなかった場合、事後に保険者から現金をもって支払を受ける現金支給制度。</p> <p>【内容】 療養費の支給要件 1 療養の給付を行うことが困難であると認めるとき 2 緊急その他やむを得ない理由により保険医療機関以外で診療等を受けた場合が必要であると認めるとき 3 被保険者証を提示しないで診療を受け、提示しなかったことが緊急その他やむを得ない理由によると認めるとき(主として旅行中の急病)その他柔道整復師による施術を受けた場合、あんま、はりきゅう、マッサージを受けた場合などは療養の給付に代えて療養費を支給するものとする。</p> <p>【特定財源の内訳】 (一般被保険者療養費) 一般被保険者療養給付費等負担金 130,913千円 (退職被保険者療養費) 現年度分 181,704千円 【18年度予算の積算内訳】 (一般被保険者療養費) 18年度予算額 405,302千円 (退職被保険者療養費) 18年度予算額 203,108千円</p>			<p>【目的】 被保険者が療養の給付、入院時食事療養費の支給若しくは特定療養費の支給を受けられなかった場合、事後に保険者から現金をもって支払を受ける現金支給制度。</p> <p>【内容】 療養費の支給要件 1 療養の給付を行うことが困難であると認めるとき 2 緊急その他やむを得ない理由により保険医療機関以外で診療等を受けた場合が必要であると認めるとき 3 被保険者証を提示しないで診療を受け、提示しなかったことが緊急その他やむを得ない理由によると認めるとき(主として旅行中の急病)その他柔道整復師による施術を受けた場合、あんま、はりきゅう、マッサージを受けた場合などは療養の給付に代えて療養費を支給するものとする。</p> <p>【特定財源の内訳】 (一般被保険者療養費) 療養給付費等負担金 4,828千円 県調整交付金 3,183千円 合計 8,011千円 (退職被保険者等療養費) 現年度分 7,577千円 【18年度予算の積算内訳】 (一般被保険者療養費) 18年度予算額 14,200千円 (退職被保険者等療養費) 18年度予算額 9,660千円</p>	<p>【目的】 被保険者が療養の給付、入院時食事療養費の支給若しくは特定療養費の支給を受けられなかった場合、事後に保険者から現金をもって支払を受ける現金支給制度。</p> <p>【内容】 療養費の支給要件 1 療養の給付を行うことが困難であると認めるとき 2 緊急その他やむを得ない理由により保険医療機関以外で診療等を受けた場合が必要であると認めるとき 3 被保険者証を提示しないで診療を受け、提示しなかったことが緊急その他やむを得ない理由によると認めるとき(主として旅行中の急病)その他柔道整復師による施術を受けた場合、あんま、はりきゅう、マッサージを受けた場合などは療養の給付に代えて療養費を支給するものとする。</p> <p>【特定財源の内訳】 (一般被保険者療養費) 一般被保険者療養給付費等負担金 2,498千円 (退職被保険者療養費) 現年度分 1,105千円 【17年度予算の積算内訳】 (一般被保険者療養費) 17年度予算額 2,498千円 被保険者数 2,582人 件数 437件 保険者負担額 2,498千円 保険者負担額1件当り 5,716円 保険者負担額1人当り 967円 (退職被保険者療養費) 17年度予算額 1,105千円 被保険者数 638人 件数 130件 保険者負担額 1,105千円 保険者負担額1件当り 8,500円 保険者負担額1人当り 1,732円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
15	診療報酬審査支払手数料	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	国民健康保険課			町民課	町民課
根拠法令等	国民健康保険法			国民健康保険法	国民健康保険法
歳出予算額 (平成18年度)	119,808千円			4,575千円	2,722千円
歳入予算額 (平成18年度)	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>国民健康保険法第45条第5項の規定による審査支払いに関する事務委託手数料</p> <p>国民健康保険法第87条により診療報酬審査委員会を国保連合会に設置し、審査委員(185人)は、県知事が委嘱する。</p>			<p>【内容】</p> <p>国民健康保険法第45条第5項の規定による審査支払いに関する事務委託手数料</p> <p>国民健康保険法第87条により診療報酬審査委員会を神奈川県国民健康保険団体連合会に設置し、審査委員(185人)は、県知事が委嘱する。</p> <p>【18年度予算の積算内訳】</p> <p>支出内訳</p> <p>被保険者数(一般+退職) 7,764人</p> <p>*被保険者数は、老健給付対象者を除いた数</p> <p>件数(一般+退職) 98,880件</p> <p>件審査手数料総額 4,575,000円</p>	<p>【内容】</p> <p>国民健康保険法第45条第5項の規定による審査支払いに関する事務委託手数料</p> <p>国民健康保険法第87条により診療報酬審査委員会を国保連合会に設置し、審査委員(185人)は、県知事が委嘱する。</p> <p>【17年度予算の積算内訳】</p> <p>支出内訳</p> <p>被保険者数(一般+退職) 3,220人</p> <p>(被保険者数は、老健給付対象者を除いた数)</p> <p>件数(一般+退職) 71,628件</p> <p>審査手数料総額 2,722,000円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
16	高額療養費	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	国民健康保険課			町民課	町民課
根拠法令等	国民健康保険法			国民健康保険法	国民健康保険法
歳出予算額 (平成18年度)	3,639,126千円			122,880千円	41,901千円
歳入予算額 (平成18年度)	3,039,167千円			73,156千円	35,370千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 高額療養費制度は、被保険者の療養に要した費用が著しく高額であるときに、一部負担金として支払った額の一部を支給する制度である。</p> <p>【内容】 同一の月に受けた療養に係る一部負担金等の自己負担限度額が合算対象基準額以上のものについて国保世帯単位で合算を行い、合算額から自己負担限度額（高額療養費算定基準額）を控除した額を高額療養費として支給する。</p> <p>【参考事項】 平成6年10月から入院給食の部分は、高額対象から除かれた。</p> <p>さらに、平成13年1月1日に国保法が改正され負担限度額を負担能力や医療費に応じたものとするため、これまでの「一般」と「低所得者」に「上位所得者」を加えた3区分するとともに、かかった医療費が一定額を超えた場合、その額の1%が加算される。</p> <p>【特定財源の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般被保険者高額療養費 <li style="padding-left: 20px;">一般被保険者療養給付費等負担金 756,023千円 <li style="padding-left: 20px;">一般被保険者高額療養費交付金 1,121,575千円 <li style="padding-left: 40px;">合 計 1,877,598千円 ・退職被保険者等高額療養費 <li style="padding-left: 20px;">現年度分 1,161,569千円 <p>【18年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般被保険者高額療養費 2,340,629千円 ・退職被保険者等高額療養費 1,298,497千円 			<p>【目的】 高額療養費制度は、被保険者の療養に要した費用が著しく高額であるときに、一部負担金として支払った額の一部を支給する制度である。</p> <p>【内容】 同一の月に受けた療養に係る一部負担金等の自己負担限度額が合算対象基準額以上のものについて国保世帯単位で合算を行い、合算額から自己負担限度額（高額療養費算定基準額）を控除した額を高額療養費として支給する。</p> <p>【参考事項】 平成6年10月から入院給食の部分は、高額対象から除かれた。</p> <p>さらに、平成13年1月1日に国保法が改正され負担限度額を負担能力や医療費に応じたものとするため、これまでの「一般」と「低所得者」に「上位所得者」を加えた3区分するとともに、かかった医療費が一定額を超えた場合、その額の1%が加算される。</p> <p>【特定財源の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般被保険者高額療養費 <li style="padding-left: 20px;">一般被保険者療養給付費等負担金 22,292千円 <li style="padding-left: 20px;">一般被保険者高額療養費交付金 20,636千円 <li style="padding-left: 40px;">合 計 42,928千円 ・退職被保険者等高額療養費 <li style="padding-left: 20px;">現年度分 30,228千円 <p>【18年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般被保険者高額療養費 86,130千円 ・退職被保険者等高額療養費 36,750千円 	<p>【目的】 高額療養費制度は、被保険者の療養に要した費用が著しく高額であるときに、一部負担金として支払った額の一部を支給する制度である。</p> <p>【内容】 同一の月に受けた療養にかかる一部負担金の自己負担限度額が合算対象基準額異常のものについて国保世帯単位で合算を行い、合算額から自己負担限度額（高額療養費算定基準額）を控除した額を高額療養費として支給する。</p> <p>【参考事項】 平成6年10月から入院給食の部分は、高額対象から除かれた。</p> <p>さらに、平成13年1月1日に国民健康保険法が改正され、負担限度額を負担能力や医療費に応じたものとするため、これまでの「一般」と「低所得者」に「上位所得者」を加えた3区分するとともに、かかった医療費が一定額を超えた場合、その額の1%が加算される。</p> <p>【特定財源の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般被保険者高額療養費 <li style="padding-left: 20px;">一般被保険者療養給付費等負担金 10,541千円 <li style="padding-left: 20px;">高額療養費共同事業負担金 12,052千円 <li style="padding-left: 40px;">合 計 22,593千円 ・退職被保険者等高額療養費 <li style="padding-left: 20px;">療養給付費交付金（現年度分） 12,777千円 <p>【17年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般被保険者高額療養費 <li style="padding-left: 20px;">17年度予算額 27,099千円 <p>（支出内訳）</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者数（若人） 2,582人 件数 452件 保険者負担額 27,099,000円 1件当たり保険者負担額＝保険者負担額÷件数 1人当たり保険者負担額＝保険者負担額÷退職職者数（老健該当者を除く） ・退職被保険者等高額療養費 <li style="padding-left: 20px;">17年度予算額 14,802千円 <p>（支出内訳）</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者等数 638人 件数 303件 保険者負担額 14,802,000円

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
16	高額療養費	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>◎受領委任払制度を実施 一部負担金の支払いが困難な人にとって適用されるもので、自己負担限度額だけを医療機関へ支払い、被保険者が申請して受けとるべき高額療養費に相当する金額を保険者（市）が直接医療機関へ支払う制度。</p> <p>【電算システムの概要】 機種NEC ACOS4 保守NEC 資格の判定 滞納有無の判定 対象者の判定</p>			<p>◎受領委任払い制度を実施 一部負担金の支払いが困難な人にとって適用されるもので、自己負担限度額だけを医療機関へ支払い、被保険者が申請して受け取るべき高額療養費に相当する金額を保険者（町）が直接医療機関へ支払う制度。</p> <p>(参考) 16年度 実績 全1,280件110,695,613円 のうち 62件 7,541,694円</p> <p>◎高額療養費資金貸付を実施 【目的】 国民健康保険法第57条の2の規定による高額療養費の支給を受けることが見込まれる者の属する世帯の世帯主に対し、高額療養費の支給を受けるまでの間、当該高額療養費の支給するに係る療養に要する費用を支払うための資金を貸付けることにより、被保険者の福祉の向上に寄与する。</p> <p>【内容】 基金の額 2,000千円 貸付額 高額療養費支給見込み額の9割 利息 無利息 16年度実績 なし 16年度末現在 1件 25千円 16年度末現在高3,140,094円 *現在、受領委任払が主流になっていて、貸付は休止に近い状態である。</p>	<p>1件当り保険者負担額＝保険者負担額÷件数 1人当り保険者負担額＝保険者負担額÷退職被保険者等数</p> <p>◎受領委任払い制度及び高額医療費資金貸し付けは実施していない。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 19	合併協議事項 国民健康保険事業の取扱い	専門部会名 市民部会			
事務事業番号 17	事務事業名 移送費	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	国民健康保険課			町民課	町民課
根拠法令等	国民健康保険法			国民健康保険法	国民健康保険法
歳出予算額(平成18年度)	1,500千円			80千円	60千円
歳入予算額(平成18年度)	771千円			33千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 負傷、疾病等により移動が困難な患者が、医師の指示により、一時的、緊急的な必要性があつて移送された場合に、経済的な補てんを行い、必要な医療を受けることを可能にするとの考え方による現金給付。</p> <p>【内容】 ・支給額 最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定した額。 ・支給要件 ①移送により法に基づく適切な療養を受けたこと。 ②移送の原因である疾病又は負傷により移動することが著しく困難であったこと。 ③緊急その他やむを得なかったこと。</p> <p>【特定財源の内訳】 ・一般被保険者移送費 一般被保険者療養給付費等負担金323千円 ・退職被保険者移送費 現年度分448千円</p> <p>【18年度予算額】 一般被保険者移送費1,000千円 退職被保険者等移送費500千円</p>			<p>【目的】 負傷、疾病等により移動が困難な患者が、医師の指示により、一時的、緊急的な必要性があつて移送された場合に、経済的な補てんを行い、必要な医療を受けることを可能にするとの考え方による現金給付。</p> <p>【内容】 ・支給額 最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定した額。 ・支給要件 ①移送により法に基づく適切な療養を受けたこと。 ②移送の原因である疾病又は負傷により移動することが著しく困難であったこと。 ③緊急その他やむを得なかったこと。</p> <p>【特定財源の内訳】 ・一般被保険者移送費 療養給付費等負担金 17千円 県調整交付金 3千円 ・退職被保険者等移送費 療養給付費交付金 13千円</p> <p>【18年度予算額】 一般被保険者移送費 50千円 退職被保険者等移送費 30千円</p>	<p>【目的】 負傷、疾病等により移動が困難な患者が、医師の指示により、一時的、緊急的な必要性があつて移送された場合に、経済的な補てんを行い、必要な医療を受けることを可能にするとの考え方による現金給付。</p> <p>【内容】 ・支給額 最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定した額。 ・支給要件 ①移送により法に基づく適切な療養を受けたこと。 ②移送の原因である疾病又は負傷により移動することが著しく困難であったこと。 ③緊急その他やむを得なかったこと。</p> <p>【17年度予算額】 一般被保険者移送費30千円 退職被保険者等移送費30千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
18	出産育児一時金	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	国民健康保険課			町民課	町民課
根拠法令等	国民健康保険法、相模原市国民健康条例			国民健康保険法、城山町国民健康保険条例	国民健康保険法 藤野町国民健康保険条例
歳出予算額(平成18年度)	398,400千円			15,000千円	6,000千円
歳入予算額(平成18年度)	0千円			10,000千円	4,000千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 平成6年国保法改正により、「出産」という保険事故に対する「助産費」と「育児手当金」を統合して創設。</p> <p>【内容】 妊娠85日以上の出産で、生産、死産、人工流産の別なく、また妊娠の原因のいかんを問わず給付対象となる。1人につき30万円が支給される。被保険者の出産に対する現金給付 【18年度予算の積算内訳】 300千円×1,328件</p> <p>◎受領委任払い制度を実施 出産費の支払いが困難な人に限って適用されるもので、被保険者が申請して受け取るべき出産育児一時金(30万円)の受領を病院等へ委任し、出産費に相当する金額を保険者(市)が直接医療機関へ支払う制度。</p> <p>【参考】 16年度実績全1,220件366,000千円のうち 310件 93,000千円を受領委任払い</p> <p>【電算システムの概要】 機種 NEC ACOS4 保守 NEC 資格の判定 滞納有無の判定 対象者の判定</p>			<p>【目的】 平成6年、国民健康保険法改正により、「出産」という保険事故に対する「助産費」と「育児手当金」を統合して創設。</p> <p>【内容】 妊娠85日以上の出産で、生産、死産、人工流産の別なく、また妊娠の原因のいかんを問わず給付対象となる。1人につき30万円が支給される。被保険者の出産に対する現金給付。 【18年度予算の積算内訳】 300千円×50件 【特定財源の内訳】 一般会計繰入金10,000千円</p> <p>◎受領委任払い制度を実施 出産費の支払いが困難な人に限って適用されるもので、被保険者が申請して受け取るべき出産育児一時金の受領を病院等へ委任し、出産費に相当する金額を保険者(町)が直接医療機関へ支払う制度。</p> <p>【参考】 16年度実績 全58件 17,400千円のうち 14件 4,200千円を受領委任払い</p>	<p>【目的】 平成6年国保法改正により、「出産」という保険事故に対する「助産費」と「育児手当金」を統合して創設。</p> <p>【内容】 妊娠85日以上の出産で、生産、死産、人工流産の別なく、また妊娠の原因のいかんを問わず給付対象となる。1人につき30万円が支給される。被保険者の出産に対する現金給付 【17年度予算の積算内訳】 300千円×20件 【特定財源の内訳】 一般会計繰入金 4,000千円</p> <p>【参考】 16年度実績 全19件 5,700千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
19	葬祭費	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	国民健康保険課			町民課	町民課
根拠法令等	国民健康保険法 相模原市国民健康保険条例			国民健康保険法、城山町国民健康保険条例	国民健康保険法 藤野町国民健康保険条例
歳出予算額（平成18年度）	225,760千円			6,400千円	3,000千円
歳入予算額（平成18年度）	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】 被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に対し8万円が支給される。 被保険者の死亡に対する現金給付 【18年度予算の積算内訳】 @80千円×2,822件</p> <p>【電算システムの概要】 機種 NEC ACOS4 保守 NEC 資格の判定 滞納有無の判定 対象者の判定</p>			<p>【内容】 被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に対し8万円を支給する。 被保険者の死亡に対する現金給付 【18年度予算の積算内訳】 80千円×80件</p>	<p>【内容】 被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に対し6万円が支給される。 被保険者の死亡に対する現金給付 【17年度予算の積算内訳】 @60千円×50件</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
20	精神・結核医療付加金	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	国民健康保険課			町民課	町民課
根拠法令等	国民健康保険法、 相模原市国民健康保険条例				
歳出予算額（平成18年度）	31,460千円				
歳入予算額（平成18年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 平成7年7月に「精神保健法」が改正されたことに伴い、従来の当該公費負担医療にかかる一部負担金免除の相模原市国民健康保険条例を廃止し、任意給付としての付加金制度を創設したものの。</p> <p>【内容】 被保険者（老人保健医療の対象者を除く）が、精神または結核の公費負担医療（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める措置入院及び通院医療、結核予防法に定める命令入所及び適正医療）を受療した場合には、医療機関の窓口において一部費用を支払う必要がない。 これは、受療した被保険者の診療費用について、公費（県費）負担以外の部分につき、精神・結核医療付加金として、本市がその被保険者に代わって直接医療機関へ支払う。 医療機関の窓口で、これらの公費負担医療に係る一部負担金を被保険者が支払った場合は、申請に基づき当該一部費用相当額の精神・結核医療付加金を世帯主に支給する。 なお、障害者自立支援法の施行に伴い、精神・結核ともに7月1日からこの制度は廃止される。</p>			該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
21	老人保健拠出金	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	国民健康保険課			町民課	町民課
根拠法令等	老人保健法			老人保健法	老人保健法
歳出予算額 (平成18年度)	11,050,312千円			417,039千円	173,929千円
歳入予算額 (平成18年度)	3,553,828千円			190,025千円	60,444千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>老人保健医療に要する費用については、この制度の国及び地方公共団体の公的責任を従来の制度（老人福祉法）による負担割合等勘案して国が10分の2、都道府県及び市町村は10分の0.5を負担し、残りの10分の7を医療保険各法の保険者が共同で拠出するものとされていた。</p> <p>なお、平成3年の改正により老人保健施設療養費、老人訪問看護療養費等については、公費負担が2分の1に引き上げられている。</p> <p>拠出金の算定については、前々年度の確定数値に予想伸び率（医療費、老人加入率等）を基に当該年度の概算拠出額を算定し、あわせて前々年度の概算拠出額の確定に伴う精算を行う。</p> <p>健康保険法等の一部を改正する法律（平成14年法律第102号）が平成14年10月1日施行され、平成14年10月1日から、上記保険者負担分が5年間で段階的に10分の5まで引き下げられることとなった。</p> <p>【特定財源の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人保健医療費拠出金負担金 3,020,705千円 ・財政調整交付金 533,123千円 				
	<p>【内容】</p> <p>老人保健医療に要する費用については、この制度の国及び地方公共団体の公的責任を従来の制度（老人福祉法）による負担割合等勘案して国が10分の2、都道府県及び市町村は10分の0.5を負担し、残りの10分の7を医療保険各法の保険者が共同で拠出するものとされていた。</p> <p>なお、平成3年の改正により老人保健施設療養費、老人訪問看護療養費等については、公費負担が2分の1に引き上げられている。</p> <p>拠出金の算定については、前々年度の確定数値に予想伸び率（医療費、老人加入率等）を基に当該年度の概算拠出額を算定し、あわせて前々年度の概算拠出額の確定に伴う精算を行う。</p> <p>健康保険法等の一部を改正する法律（平成14年法律第102号）が平成14年10月1日施行され、同日から上記保険者負担分が5年間で段階的に10分の5まで引き下げられることとなった。</p> <p>【特定財源の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人保健医療費拠出金 老人保健医療費拠出金負担金 114,673千円 療養給付交付金 75,352千円 合計 190,025千円 <p>【18年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人保健医療費拠出金 412,626千円 (内訳) 一般（老人） 1,386人 加入割合 15.1% 医療費拠出金 412,626,000円 ・老人保健事務費拠出金 4,413千円 (内訳) 一般（老人） 1,386人 加入割合 15.1% 事務費拠出金 4,413,000円 <p>【参考】</p> <p>事務費拠出金は、市町村における審査支払の事務の執行に要する費用並びに社会保険診療報酬支払基金における保険者拠出金の徴収及び市町村に対する交付金の交付業務の処理に要する費用に充てられる。</p>				
	<p>【老人医療拠出金制度の概要】</p> <p>老人保健医療に要する費用については、この制度の国及び地方公共団体の公的責任を従来の制度（老人福祉法）による負担割合等勘案して国が10分の2、都道府県及び市町村は10分の0.5を負担し、残りの10分の7を医療保険各法の保険者が共同で拠出するものとされていた。</p> <p>なお、平成3年の改正により老人保健施設療養費、老人訪問看護療養費等については、公費負担が2分の1に引き上げられている。</p> <p>拠出金の算定については、前々年度の確定数値に予想伸び率（医療費、老人加入率等）を基に当該年度の概算拠出額を算定し、あわせて前々年度の概算拠出額の確定に伴う精算を行う。</p> <p>健康保険法等の一部を改正する法律（平成14年法律第102号）が平成14年10月1日施行され、平成14年10月1日から、上記保険者負担分が5年間で段階的に10分の5まで引き下げられることとなった。</p> <p>【特定財源の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療養給付費負担金 60,444千円 <p>【17年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人保健医療費拠出金 173,929千円 (内訳) 一般（老人） 982人 加入割合 23.37% 医療費拠出金 173,928,688円 ・老人保健事務費拠出金2,270千円 (内訳) 一般（老人） 982人 加入割合 23.37% 事務費拠出金 2,369,253円 <p>【参考】</p> <p>事務費拠出金は、市町村における審査支払の事務の執行に要する費用並びに社会保険診療報酬支払基金における保険者拠出金の徴収及び市町村に対する交付金の交付業務の処理に要する費用に充てられる。</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号 19	合併協議事項 国民健康保険事業の取扱い	専門部会名 市民部会			
事務事業番号 22	事務事業名 介護納付金	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	国民健康保険課			町民課	町民課
根拠法令等	介護保険法			介護保険法	介護保険法
歳出予算額(平成18年度)	3,967,295千円			155,605千円	60,228千円
歳入予算額(平成18年度)	2,056,284千円			79,939千円	25,325千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】 医療保険者は、国民健康保険税を徴収し、社会保険診療報酬支払基金に対し、納付金を納付する義務を負う。 支払基金は、各年度につき各医療保険者が納付すべき納付金額を決定し通知する。 納付金の算定については、前々年度の第2号被保険者数から当該年度の予想被保険者数を求め、これに1人当たり負担見込額を乗じ、当該年度の概算納付額を算定し、あわせて前々年度の概算納付額の確定に伴う精算を行う。</p> <p>【特定財源の内訳】 介護納付金負担金 1,348,879千円 普通調整交付金 350,520千円 財政調整交付金 287,518千円 一般被保険者療養給付費繰入金 55,141千円 一般被保険者療養給付費繰入金 14,226千円</p>			<p>【内容】 医療保険者は、国民健康保険税を徴収し、社会保険診療報酬支払基金に対し、納付金を納付する義務を負う。 支払基金は、各年度につき各医療保険者が納付すべき納付金額を決定し通知する。 納付金の算定については、前々年度の第2号被保険者数から当該年度の予想被保険者数を求め、これに1人当たり負担見込額を乗じ、当該年度の概算納付額を算定し、あわせて前々年度の概算納付額の確定に伴う精算を行う。</p> <p>【18年度予算の積算内訳】 介護納付金額 155,605千円 2号被保険者数 3,071人</p> <p>【特定財源の内訳】 療養給付費負担金 52,485千円 普通調整交付金 8,000千円 県調整交付金 19,199千円 療養給付費交付金 255千円 合計 79,939千円</p>	<p>【内容】 医療保険者は、国民健康保険税を徴収し、社会保険診療報酬支払基金に対し、納付金を納付する義務を負う。 支払基金は、各年度につき各医療保険者が納付すべき納付金額を決定し通知する。 納付金の算定については、前々年度の第2号被保険者数から当該年度の予想被保険者数を求め、これに1人当たり負担見込額を乗じ、当該年度の概算納付額を算定し、あわせて前々年度の概算納付額の確定に伴う精算を行う。</p> <p>【17年度予算の積算内訳】 介護納付金額 60,228千円 2号被保険者数 1,434人</p> <p>【特定財源の内訳】 療養給付費負担金 24,091千円 一般会計繰入金 1,234千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 19	合併協議事項 国民健康保険事業の取扱い	専門部会名 市民部会			
事務事業番号 23	事務事業名 高額医療費共同事業医療費拠出金	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	国民健康保険課			町民課	町民課
根拠法令等					
歳出予算額 (平成18年度)	1,121,575千円			41,276千円	17,219千円
歳入予算額 (平成18年度)	560,786千円			33,020千円	8,608千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 高額療養費共同事業は、高度な医療費に対する保険者間の再保険制度。 実施主体は、県国民健康保険団体連合会であり、保険者から拠出金を徴し、1か月1件当り80万円を超える医療費が発生した場合、各保険者に交付金として交付する。</p> <p>【特定財源の内訳】 高額医療費共同事業医療費拠出金 (国庫) 280,393千円 高額医療費共同事業医療費拠出金 (県) 280,393千円 合計560,786千円</p>			<p>【目的】 高額療養費共同事業は、高度な医療費に対する保険者間の再保険制度。 実施主体は、県国民健康保険団体連合会であり、保険者から拠出金を徴し、1か月1件当り80万円を超える医療費が発生した場合、各保険者に交付金として交付する。</p> <p>【特定財源の内訳】 高額医療費共同事業医療費交付金 33,020千円</p>	<p>【目的】 高額療養費共同事業は、高度な医療費に対する保険者間の再保険制度として昭和58年度に創設されたが、平成15年度から平成17年度までの3年間、更なる国保財政の安定的な運営を図るため、制度が法制化されるとともに、対象医療費について80万円を超える額から70万円を超える額に拡充が図られた。 実施主体は、県国民健康保険団体連合会であり、保険者から拠出金を徴し、1か月1件当り70万円を超える医療費が発生した場合、各保険者に交付金として交付する。</p> <p>【特定財源の内訳】 高額医療費共同事業国庫負担金 4,304千円 高額医療費共同事業県負担金 4,304千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
19	国民健康保険事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
24	退職者医療共同事業拠出金		■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	国民健康保険課			町民課	町民課
根拠法令等					
歳出予算額 (平成18年度)	50千円			5千円	5千円
歳入予算額 (平成18年度)	0千円			5千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職者高額医療費共同事業医療費拠出金 【18年度予算の積算内訳】 国保連合会に拠出するもので、年金受給者一覧表の作成件数が毎年異なることから、16年度と同額を見込み名目計上。 2,951件×単価6.5円＝拠出金19,181円 【参考】 退職者医療共同事業に対する拠出に要する経費 社会保険庁が所有する年金受給者データを国保連合会を通じて、参照するための経費。 国保連合会が作成する年金受給者一覧表の作成件数の実績に応じて拠出する。 			<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職者高額医療費共同事業医療費拠出金 【18年度予算の積算内訳】 神奈川県国民健康保険団体連合会に拠出するもので、年金受給者一覧表の作成件数が毎年異なることから、同額を見込み名目計上。 700件×単価6円＝4,200円 【特定財源】 職員給与費等繰入金 5千円 【参考】 退職者医療共同事業に対する拠出に要する経費。社会保険庁が所有する年金受給者データを神奈川県国民健康保険団体連合会を通じて、参照するための経費。 神奈川県国民健康保険団体連合会が、作成する年金受給者一覧表の件数に応じて拠出する。 	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職者高額医療費共同事業医療費拠出金 【17年度予算の積算内訳】 国保連合会に拠出するもので、年金受給者一覧表の作成件数が毎年異なることから、16年度と同額を見込み名目計上。 500件×単価10円＝5,000円 【参考】 退職者医療共同事業に対する拠出に要する経費 社会保険庁が所有する年金受給者データを国保連合会を通じて、参照するための経費。 国保連合会が作成する年金受給者一覧表の作成件数の実績に応じて拠出する。

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
25	健康診査等委託事業	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	国民健康保険課			町民課	町民課
根拠法令等					
歳出予算額 (平成18年度)	10,420千円				
歳入予算額 (平成18年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 加入者の健康づくりを応援するための保健事業</p> <p>【内容】 30歳代の加入者を対象とした健康審査(費用1,000円)保険税の未納がない世帯の人が対象。</p> <p>【18年度予算の積算内訳】 需用費70千円 健康診査票70,000円×1,000枚 =70,000円 委託料10,350千円</p>			該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
26	人間ドック助成事業	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	国民健康保険課			町民課	町民課
根拠法令等	相模原市国民健康保険人間ドック事業実施要綱			城山町国民健康保険人間ドック事業実施要綱	藤野町国民健康保険短期人間ドック施設運営要綱
歳出予算額(平成18年度)	103,437千円			5,023千円	2,000千円
歳入予算額(平成18年度)	0千円			0千円	250千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 加入者の健康づくりを応援するための保健事業</p> <p>【内容】 40歳以上の被保険者を対象として、人間ドック検診料の一部助成を実施。</p> <p>【18年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需用費 37千円 <li style="padding-left: 20px;">消耗品費 37千円 ・委託料 103,400千円 <li style="padding-left: 20px;">人間ドック助成委託 4,700人×22,000円 =103,400千円 <p>【電算システムの概要】</p> <p>機種 NEC ACOS4 保守 NEC 対象者の判定</p>			<p>【目的】 加入者の健康づくりを応援するための保健事業</p> <p>【内容】 満35歳以上74歳未満の被保険者(老健対象者を除く)を対象として、人間ドック検査料の一部助成を実施。</p> <p>【18年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需用費 3千円 ・消耗品費 ・役務費 20千円 ・通信運搬費 ・委託料 5,000千円 人間ドック受検料助成(4指定医療機関) 250人×20,000円 =5,000,000円 	<p>【目的】 加入者の健康づくりを応援するための保健事業</p> <p>【内容】 人間ドックを利用しようとする日の前年度から年間を通じて藤野町の被保険者で、35歳以上の被保険者(老人保健法による医療受給対象者は除く。)を対象として、人間ドックの検診料の一部助成を実施。</p> <p>【17年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人間ドック助成委託 20,000円×100名 <p>【特定財源の内訳】 運営強化事業費(県補助金)250千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
27	疾病分類調査委託事業	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	国民健康保険課			町民課	町民課
根拠法令等					
歳出予算額（平成18年度）	500千円				
歳入予算額（平成18年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>疾病分析の国民健康保険事業運営上の基礎資料とするため、医科分については毎年5月分の診療報酬明細書を全件調査し、柔道施術分については、3か月分（11月・2月・8月分）の療養費支給申請書の抽出を行いそれぞれの内容分析を実施。</p> <p>【18年度予算の積算内訳】</p> <p>委託料500千円</p> <p>疾病分類調査委託 416,430円</p> <p>柔道施術疾病分類調査委託83,160円</p>			該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
28	国民健康保険事業に係る限度額適用・標準負担額減額の認定	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	国民健康保険課			町民課	町民課
根拠法令等	国民健康保険法 国民健康保険法施行規則			国民健康保険法、国民健康保険法施行規則	国民健康保険法 国民健康保険法施行規則
歳出予算額（平成18年度）	0千円			0千円	0千円
歳入予算額（平成18年度）	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p><70歳未満></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民税非課税世帯（世帯主と加入者全員が市民税非課税の場合）に該当する方が入院される場合、あらかじめ申請することにより「国民健康保険標準負担額減額認定証」が交付される。医療機関等で保険証とあわせて提示することにより、入院時の食事代（標準負担額）の負担額が軽減される。 <p style="text-align: right;">※過去12ヶ月の入院日数90日までの入院1食当たりの食事代 210円</p> <p style="text-align: right;">※90日を超える入院 1食当たりの食事代 160円</p> <p><70歳以上></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民税非課税世帯に該当する方が入院される場合、あらかじめ申請することにより「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額証」が交付される。医療機関等で保険証及び高齢受給者証とあわせて提示することにより、入院に係る1か月当たりの自己負担限度額及び入院時食事代（標準負担額）の負担額が軽減される。 ・自己負担限度額 ・市民税非課税世帯 ○世帯主と加入者全員が市民税非課税の場合の自己負担限度額 <ul style="list-style-type: none"> ※外来（個人ごと） 8,000円 ※外来＋入院（世帯） 24,600円 ○世帯主と加入者全員が市民税非課税でいずれの人も一定基準以下の場合 <ul style="list-style-type: none"> ※外来（個人ごと） 8,000円 ※外来＋入院（世帯） 15,000円 ・入院時食事代 <ul style="list-style-type: none"> ・市民税非課税世帯 世帯主と加入者全員が市民税非課税の場合 過去12ヶ月の入院日数 <ul style="list-style-type: none"> ※90日までの入院 1食当たりの食事代 210円 ※90日を超える入院 1食当たりの食事代 160円 ※世帯主と加入者全員が市民税非課税でいずれの人も一定基準以下の場合 1食当たりの食事代 100円 			<p>【内容】</p> <p><70歳未満></p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民税非課税世帯（世帯主と加入者全員が町民税非課税の場合）に該当する方が入院される場合、あらかじめ申請することにより「国民健康保険標準負担額減額認定証」を交付する。医療機関等で保険証とあわせて提示することにより、入院時の食事代（標準負担額780円）の負担額が次のように軽減される。 <p style="text-align: right;">過去12ヶ月の入院日数 入院1食当たりの食事代</p> <p style="text-align: right;">90日まで 210円</p> <p style="text-align: right;">90日を超えたとき 160円</p> <p><70歳以上></p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民税非課税世帯に該当する方が入院される場合、あらかじめ申請することにより「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額証」が交付される。医療機関等で保険証及び高齢受給者証とあわせて提示することにより、入院に係る1か月当たりの自己負担限度額及び入院時食事代（標準負担額780円）の負担額が軽減される。 ・自己負担限度額 ・町民税非課税世帯 ○世帯主と加入者全員が町民税非課税の場合の自己負担限度額 <ul style="list-style-type: none"> ※外来（個人ごと） 8,000円 ※外来＋入院（世帯） 24,600円 ○世帯主と加入者全員が町民税非課税でいずれの人も一定基準以下の場合の自己負担限度額 <ul style="list-style-type: none"> ※外来（個人ごと） 8,000円 ※外来＋入院（世帯） 15,000円 ・入院時食事代 <ul style="list-style-type: none"> ・町民税非課税世帯 ○世帯主と加入者全員が町民税非課税の場合 過去12ヶ月の入院日数 入院1食当たりの食事代 <ul style="list-style-type: none"> ※90日までの 210円 ※90日を超えたとき 160円 ※世帯主と加入者全員が町民税非課税でいずれの人も一定基準以下の場合、入院1食当たりの食事代 100円 	<p>【内容】</p> <p><70歳未満></p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民税非課税世帯（世帯主と加入者全員が町民税非課税の場合）に該当する方が入院される場合、あらかじめ申請することにより「国民健康保険標準負担額減額認定証」が交付される。医療機関等で保険証とあわせて提示することにより、入院時の食事代（標準負担額）の負担額が軽減される。 <p style="text-align: right;">※過去12ヶ月の入院日数90日までの入院1日当たりの食事代 650円</p> <p style="text-align: right;">※90日を超える入院 1日当たりの食事代 500円</p> <p><70歳以上></p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民税非課税世帯に該当する方が入院される場合、あらかじめ申請することにより「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額証」が交付される。医療機関等で保険証及び高齢受給者証とあわせて提示することにより、入院に係る1か月当たりの自己負担限度額及び入院時食事代（標準負担額）の負担額が軽減される。 ・自己負担限度額 ・町民税非課税世帯 ○世帯主と加入者全員が町民税非課税の場合の自己負担限度額 <ul style="list-style-type: none"> ※外来（個人ごと） 8,000円 ※外来＋入院（世帯） 24,600円 ○世帯主と加入者全員が町民税非課税でいずれの人も一定基準以下の場合 <ul style="list-style-type: none"> ※外来（個人ごと） 8,000円 ※外来＋入院（世帯） 15,000円 ・入院時食事代 <ul style="list-style-type: none"> ・町民税非課税世帯 ○世帯主と加入者全員が町民税非課税の場合 過去12ヶ月の入院日数90日までの入院1日当たりの食事代 650円 ※90日を超える入院1日当たりの食事代 500円 ※世帯主と加入者全員が町民税非課税でいずれの人も一定基準以下の場合 1日当たりの食事代 300円

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
19	国民健康保険事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
29	国民健康保険事業に係る一部負担金		■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	国民健康保険課			町民課	町民課
根拠法令等	国民健康保険法			国民健康保険法、城山町国民健康保険条例	国民健康保険法
歳出予算額 (平成18年度)	0千円			0千円	0千円
歳入予算額 (平成18年度)	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 濫受診の防止と保険財政に対する負担の軽減を意図して採用されている制度であり、被保険者は療養の給付に要する費用の一部を負担する。 一部負担の方法は、療養の給付に要する費用の一定率を負担させる方法を取り、保険医療機関等の窓口で一部負担金を支払う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳未満の乳幼児 = 2割 ・ 3歳以上70歳未満の人 = 3割 ・ 高齢受給者証のある人 = 1割 (所得の状況により2割) 		<p>【目的】 濫受診の防止と保険財政に対する負担の軽減を意図して採用されている制度であり、被保険者は療養の給付に要する費用の一部を負担する。 一部負担の方法は、療養の給付に要する費用の一定率を負担させる方法を取り、保険医療機関等の窓口で一部負担金を支払う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳未満の乳幼児 2割 ・ 3歳以上70歳未満の人 3割 ・ 高齢受給者証のある人 1割 (所得の状況により2割) 		<p>【目的】 濫受診の防止と保険財政に対する負担の軽減を意図して採用されている制度であり、被保険者は療養の給付に要する費用の一部を負担する。 一部負担の方法は、療養の給付に要する費用の一定率を負担させる方法を取り、保険医療機関等の窓口で一部負担金を支払う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳未満の乳幼児 = 2割 ・ 3歳以上70歳未満の人 = 3割 ・ 高齢受給者証のある人 = 1割 (所得の状況により2割)

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
19	国民健康保険事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
30	国民健康保険事業に係る特定疾病に係る認定		■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	国民健康保険課			町民課	町民課
根拠法令等	国民健康保険法施行規則			国民健康保険法施行規則	国民健康保険法施行規則
歳出予算額 (平成18年度)	(注) 高額療養費総予算額に含まれる。			0千円	0千円
歳入予算額 (平成18年度)	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 高度な治療を著しく長期間に渡って継続しなければならぬため1か月の自己負担限度額を1万円とし、それを超える分について高額療養費を現物給付することにより、本人の負担を軽減させる。</p> <p>【内容】 次の3つの病気にあてはまる人に特定疾病療養受療証を発行する。 ・人工腎臓を実施している慢性腎不全 ・血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害 (いわゆる血友病) ・抗ウイルス剤を与えている後天性免疫不全症候群 (H i V 感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。)</p>		<p>【目的】 高度な治療を著しく長期間に渡って継続しなければならぬため1ヶ月の自己負担限度額を1万円をとし、それを超える分について高額療養費を現物給付することにより、本人の負担を軽減させる。</p> <p>【内容】 次の3つの病気のいずれかにあてはまる人に特定疾病療養受療証を発行する。 ・人工腎臓を実施している慢性腎不全 ・血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害 (いわゆる血友病) ・抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群 (H i V 感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。)</p>		<p>【目的】 高度な治療を著しく長期間に渡って継続しなければならぬため1か月の自己負担限度額を1万円とし、それを超える分について高額療養費を現物給付することにより、本人の負担を軽減させる。</p> <p>【内容】 次の3つの病気にあてはまる人に特定疾病療養受療証を発行する。 ・人工腎臓を実施している慢性腎不全 ・血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害 (いわゆる血友病) ・抗ウイルス剤を与えている後天性免疫不全症候群 (H i V 感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。)</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項				専門部会名	
19	国民健康保険事業の取扱い				市民部会	
事務事業番号	事務事業名				協議ランク	
31	被保険者資格の認定及び被保険者証等の交付				■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町	
担当課名	国民健康保険課			町民課	町民課	
根拠法令等	国民健康保険法施行規則			国民健康保険法施行規則	国民健康保険法施行規則	
歳出予算額(平成18年度)	0千円			0千円	0千円	
歳入予算額(平成18年度)	0千円			0千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 現行の国民健康保険制度は国民皆保険であり、市町村又は特別区の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者となることが義務づけられている。よって、保険者たる市町村及び特別区は上記のものについて国民健康保険の資格の認定を必要とする必要がある(法第6条の適用除外者除く)。 また、市町村及び特別区は国民健康保険法施行規則第6条の規定に基づき、世帯主に対してその世帯に属する被保険者の被保険者証の交付が義務づけられている。</p> <p>【内容】 ・被保険者証等の交付 1 交付 被保険者証の交付は、以下の場合を除き原則郵送扱いとし、回収を含め慎重に取り扱う。また、通院等の理由で、すぐに被保険者証を必要とする場合は、被保険者証明書にて対応する。 (1) 窓口交付できる場合 ① 適正な加入等の手続きを経て、加入者又は世帯員(国保加入者を要件としない)の者が、写真付証明書等(運転免許証・パスポート・市民証、障害者手帳、雇用保険受給資格証等)により、窓口にてその本人と確認できる場合。 ② 加入者が写真付証明書等(運転免許証・パスポート・市民証等障害者手帳、雇用保険受給資格証等)等により、窓口にてその本人と確認できない場合でも、旧証(現に有効な既交付済国保被保険者証を原則)を持参した場合。(ただし、転居、世帯分離などで加入者と同一世帯でない被保険者証は郵送) (2) 証回収について 資格異動などに伴い、被保険者証が変更される場合は、旧証は速やかに回収する。窓口回収ができない場合は、返信用封筒を渡し郵送にて返還させる。 2. 更新時の交付 隔年の10月1日をもって被保険者証の更新を行っている。 新証は、居住・滞納状況などを考慮の上、書留(配達記録郵便)にて送付する。</p>		<p>【目的】 現行の国民健康保険制度は国民皆保険であり、市町村又は特別区の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者となることが義務づけられている。よって、保険者たる市町村及び特別区は上記のものについて国民健康保険の資格の認定を必要とする必要がある(法第6条の適用除外者除く)。 また、市町村及び特別区は国民健康保険法施行規則第6条の規定に基づき、世帯主に対してその世帯に属する被保険者の被保険者証の交付が義務づけられている。</p> <p>【内容】 ・被保険者証等の交付 1 交付 被保険者証の交付は、以下の場合を除き原則郵送扱いとし、回収を含め慎重に取り扱う。また、通院等の理由で、すぐに被保険者証を必要とする場合は、被保険者証明書にて対応する。 (1) 窓口交付できる場合 ① 適正な加入等の手続きを経て、加入者又は世帯員(国保加入者を要件としない)の者が、写真付証明書等(運転免許証・パスポート・障害者手帳、雇用保険受給資格証等)により、窓口にてその本人と確認できる場合。 ② 加入者が写真付証明書等(運転免許証・パスポート・障害者手帳、雇用保険受給資格証等)等により、窓口にてその本人と確認できない場合でも、旧証(現に有効な既交付済国保被保険者証を原則)を持参した場合。(ただし、加入者と同一住所でない場合は郵送) (2) 証回収について 資格異動などに伴い、被保険者証が変更される場合は、旧証を速やかに回収する。窓口回収ができない場合は、郵送にて返還させるようにする。 2 更新時の交付 隔年の10月1日を持って被保険者証の更新を行っている。 新証は、居住・滞納状況などを考慮の上、配達記録郵便にて有効期限1週間前に届けることができるように送付する。</p>		<p>【目的】 現行の国民健康保険制度は国民皆保険であり、市町村又は特別区の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者となることが義務づけられている。よって、保険者たる市町村及び特別区は上記のものについて国民健康保険の資格の認定を必要とする必要がある(法第6条の適用除外者除く)。 また、市町村及び特別区は国民健康保険法施行規則第6条の規定に基づき、世帯主に対してその世帯に属する被保険者の被保険者証の交付が義務づけられている。</p> <p>【内容】 ・被保険者証等の交付 1 交付 被保険者証の交付は、以下の場合を除き原則郵送扱いとし、回収を含め慎重に取り扱う。また、通院等の理由で、すぐに被保険者証を必要とする場合は、被保険者証明書にて対応する。 (1) 窓口交付できる場合 ① 適正な加入等の手続きを経て、加入者又は世帯員(国保加入者を要件としない)の者が、証明書等(運転免許証・パスポート・障害者手帳、雇用保険受給資格証等)により、窓口にてその本人と確認できる場合。 ② 加入者が証明書等(運転免許証・パスポート、障害者手帳、雇用保険受給資格証等)等により、窓口にてその本人と確認できない場合でも、旧証(現に有効な既交付済国保被保険者証を原則)を持参した場合。(ただし、転居、世帯分離などで加入者と同一世帯でない被保険者証は郵送) (2) 証回収について 資格異動などに伴い、被保険者証が変更される場合は、旧証は速やかに回収する。窓口回収ができない場合は、返信用封筒を渡し郵送にて返還させる。 2. 更新時の交付 隔年の10月1日をもって被保険者証の更新を行っている。新証は、居住・滞納状況などを考慮の上、書留(配達記録郵便)にて送付する。 【電算システムの概要】 機種 東芝クライアントサーバー 保守 日本電子計算(株)</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
31	被保険者資格の認定及び被保険者証等の交付	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会				
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町	
【事務事業の内容】	【電算システムの概要】 機種 NEC ACOS4 保守 NEC 対象者の抽出 保険証の発行			【電算システムの概要】 機種 NEC IPX7300 保守 NEC 対象者の抽出 保険証の発行 【参考】 平成17年10月の保険証更新の経費 被保険者証印刷(一般) 7,000枚×22.85=159,950円 被保険者証印刷(退職) 2,000枚×57.60円=115,200円 被保険者証封筒印刷 5,300枚×10.50円=55,650円 被保険者証郵送料 5,000件×260円=1,300,000円		

事務事業現況調書

合併協議事項番号 19	合併協議事項 国民健康保険事業の取扱い	専門部会名 市民部会			
事務事業番号 32	事務事業名 国民健康保険診療所管理運営事業	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	国民健康保険課			町民課	町民課
根拠法令等					藤野町国民健康保険診療所条例・藤野町国民健康保険診療所施行規則 藤野町国民健康保険診療所の使用料及び手数料に関する条例・藤野町国民健康保険診療所職員の特殊勤務手当に関する条例・藤野町国民健康保険診療所職員の特殊勤務手当に関する規則
歳出予算額（平成18年度）	151,000千円				55,000千円
歳入予算額（平成18年度）	5,200千円				8,127千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 国民健康保険の被保険者に対し、療養の給付を行なうため、診療施設を津久井町青根に設置。</p> <p>【内容】 ・健康診断及び健康相談 ・療養の指導及び相談 ・診察 ・薬剤又は治療材料の投与及び支給 ・処置、手術及びその他の治療 ・保健事業</p> <p>【診療所使用料】 (1)片道2キロメートル以下の場合300円 (2)片道2キロメートルを超え4キロメートル以下の場合400円 (3)片道4キロメートルを超える場合前号の額に2キロメートル増すごとに（2キロメートル未満の端数があるときは2キロメートルとする。）300円を加算した額</p> <p>【診療所手数料】 (1)普通診断書1通につき1,575円 (2)特別診断書1通につき4,200円 (3)死亡診断書1通につき3,150円 (4)死体検案書1通につき3,150円 (5)証明書1通につき1,050円</p>	<p>【目的】 国民健康保険の被保険者に対し、療養の給付を行なうため、診療施設を津久井町青根に設置。</p> <p>【内容】 ・健康診断及び健康相談 ・療養の指導及び相談 ・診察 ・薬剤又は治療材料の投与及び支給 ・処置、手術及びその他の治療 ・保健事業</p> <p>【16年度決算】 年間診療日数 250日 年間診療人数 6,012人 （1日当たり26.0人） 年間診療収入 42,944千円 （1日当たり172千円）</p> <p>【特定財源の内訳】 一般会計繰入金 7,000千円 事業勘定繰入金 4,893千円 （半径4キロ以内に医療機関が無い場合、国からへき地診療施設に指定されており、調整交付金でへき地診療分の補助金を交付されている。当該補助金は、国保事業勘定会計で受け、国保診療所勘定に繰出している。）</p> <p>【診療所使用料】</p> <p>診療 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第72号）により算定した額。ただし、健康保険法（大正11年法律第70号）その他の法令の規定により、給付又は負担される額については、当該機関から徴収する。</p> <p>被保険者証等を提出しない者の一般診療 同上（診療）の算定額に150/100を乗じて得た額</p> <p>死体の処置 1体につき4,200円</p> <p>健康診断</p>	<p>【目的】 一般患者の診療及び本町における保健施設の中核として、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。</p> <p>【内容】 ・健康診断及び健康相談 ・療養の指導及び相談 ・診察 ・薬剤又は治療材料の投与及び支給 ・処置、手術及びその他の治療</p> <p>【16年度決算見込】 年間診療日数 190日 年間診療人数 9,021人 （1日当たり47.4人） 年間診療収入 95,665千円 （1日当たり503千円）</p> <p>【特定財源の内訳】 一般会計繰入金 0千円</p> <p>【診療所使用料】 診療 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）により算定した額及び老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成6年厚生省告示第72号）により算定した額。ただし、健康保険法（大正11年法律第70号）その他の法令の規定により、給付又は負担される額については、当該機関から徴収する。</p> <p>被保険者証等を提出しない者の一般診療 同上（診療）の算定額に150/100を乗じて得た額</p> <p>死体の処置 1体につき4,380円</p> <p>往診車の使用料 相模湖町の区域内 300円 相模湖町の区域外 片道2キロメートル以下 300円 片道2キロメートルを超えるとき 300円に、2キロメートルを超える片道の往診距離2キロメートル（2キロメートル未満の端数があるときは、それを2キロメートルとして計算する。）につき150</p>	該当なし	<p>【目的】 一般患者の診療及び本町における保健施設の中核として、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。</p> <p>【内容】 ・健康診断及び健康相談 ・療養の指導及び相談 ・診察 ・薬剤又は治療材料の投与及び支給 ・処置、手術及びその他の治療</p> <p>【16年度決算】 年間診療日数 240日 年間診療人数 4,509人 （1日当たり18.8人） 年間診療収入 51,118千円 （1日当たり213千円）</p> <p>【特定財源】 一般会計繰入金 8,127千円</p> <p>【診療所使用料】 診療 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）により算定した額及び老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成6年厚生省告示第72号）により算定した額。ただし、健康保険法（大正11年法律第70号）その他の法令の規定により、給付又は負担される額については、当該機関から徴収する。被保険者証等を提出しない者の一般診療同上（診療）の算定額に150/100を乗じて得た額</p> <p>往診車の使用料 片道2Km以下 800円・片道2キロメートルを超え1Km増すごとに100円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	19	合併協議事項	国民健康保険事業の取扱い			専門部会名	市民部会		
事務事業番号	32	事務事業名	国民健康保険診療所管理運営事業			協議ランク	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町				
【事務事業の内容】		<p style="text-align: center;">1件につき1,050円</p> <p>往診車の使用料 次により算出した額とその額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条の税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）との合計額とする。</p> <p>片道2キロメートルまで300円 片道4キロメートルまで400円 片道4キロメートル以上2キロメートル増すごと（端数切上げ）300円</p> <p>その他 健康診断において特別の経費を要したときは、診療報酬点数表（乙）により算定した額</p> <p>【診療所手数料】</p> <p>普通診断書 1通につき1,570円 特別診断書 1通につき4,200円 死亡診断書 1通につき3,150円 死体検案書 1通につき3,150円 証明書 1通につき1,050円</p> <p>【医療機器】</p> <p>平成17年度予算</p> <p>医療事務システム保守管理委託料 158千円 医療事務機械器具借上料 64千円</p> <p>【電算システムの概要】</p> <p>機種 NEC 保守 NEC</p>	<p style="text-align: center;">円の割合による金額を加算した金額</p> <p>容器使用料</p> <p>投薬ビン 30円 点眼ビン 30円 軟こうつぼ（小）20円 軟こうつぼ（大）30円</p> <p>【診療所手数料】</p> <p>死亡診断書 1通につき2,930円 普通診断書 1通につき1,480円 死体検案書 1通につき2,930円 特別の様式による診断書 1通につき4,380円 証明書 1通につき990円</p> <p>【医療機器】</p> <p>平成17年度予算</p> <p>内視鏡・携帯用気管支ファイバースコープ・超音波診断装置・高周波手術装置・パルスオキシメーター リース料 1,966千円 医療事務システム保守管理委託料 216千円 医療事務機器リース料704千円</p>		<p>容器使用料</p> <p>投薬ビン 60mm・100mm 50円 投薬ビン 200mm 100円 軟こうつぼ（小）50円 軟こうつぼ（大）50円 点眼ビン 50円</p> <p>【診療所手数料】</p> <p>死亡診断書 1通につき3,000円 普通診断書 1通につき1,500円 特別の様式による診断書 1通につき4,500円</p> <p>証明書 1通につき1,000円</p> <p>【医療機器等】</p> <p>医療事務機器リース料 512千円 医療事務機器保守点検委託料 211千円 窓口業務委託料 4,070千円</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
33	財政調整基金	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	国民健康保険課			町民課	町民課
根拠法令等				地方自治法、城山町国民健康保険診療報酬等支払準備基金の設置、管理および処分に関する条例	地方自治法 藤野町国民健康保険給付費支払準備基金条例
歳出予算額（平成18年度）				34千円	1千円
歳入予算額（平成18年度）				34千円	1千円
【事務事業の内容】	該当なし			<p>【目的】 国民健康保険給付費支払の財源に不足を生じた時の財源に充てるため設置。</p> <p>【内容】 国民健康保険給付費支払の財源が不足する場合、基金の全部又は一部を財源として処分する。</p> <p>【基金の現在高】 平成17年度末現在高 61,711,659円</p> <p>【特定財源の内訳】 基金利子 34,000円</p>	<p>【目的】 国民健康保険給付費支払の財源に不足を生じた時の財源に充てるため設置。</p> <p>【内容】 国民健康保険給付費支払の財源が不足する場合、基金の全部又は一部を財源として処分する。</p> <p>【基金の現在高】 平成16年度末現在高 26,459千円</p> <p>【特定財源の内訳】 基金利子 1,000円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 19	合併協議事項 国民健康保険事業の取扱い	専門部会名 市民部会			
事務事業番号 34	事務事業名 医療費通知	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	国民健康保険課			町民課	町民課
根拠法令等					
歳出予算額 (平成18年度)	19,422千円			952千円	334千円
歳入予算額 (平成18年度)	0千円			500千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 医療費通知は、医療費の適正化対策の一環として、健康に対する認識を深めさせ、国保事業の健全な運営に資することをねらいとして加入者へ通知している。</p> <p>【内容】 神奈川県国民健康保険団体に委託 ・通知回数 年6回 ・通知件数 1回約55,000件 年間約330,000件 ・通知対象 全世帯 ・通知内容 受診年月、受診者名、入院・通院・歯科・薬局の別、入院・通院の日数、医療費の額、医療機関名</p>	<p>【内容】 神奈川県国民健康保険団体に委託 ・通知回数 年6回 ・通知件数 1回約2,500件 年間約15,000件 ・通知対象 全世帯 ・通知内容 受診年月、受診者名、入院・通院・歯科・薬局・柔整・訪問の別、入院・通院の日数、医療費の額・食事療養金額</p>	<p>【内容】 神奈川県国民健康保険団体に委託 ・通知回数 年6回 ・通知件数 1回約903件 年間約5,416件 ・通知対象 全世帯 ・通知内容 受診年月、受診者名、入院・通院・歯科・薬局・柔整・訪問の別、入院・通院の日数、医療費の額・食事療養金額</p>	<p>【目的】 医療費通知は、医療費の適正化対策の一環として、健康に対する認識を深めさせ、国保事業の健全な運営に資することをねらいとして加入者へ通知している。</p> <p>【内容】 神奈川県国民健康保険団体に委託 ・通知回数 年6回 ・通知件数 1回につき約2,350件 年間約14,100件 ・通知対象 全世帯 ・通知内容 受診年月、受診者名、入院・通院・歯科・薬局・柔整・訪問の別、入院・通院の日数、医療費の額・食事療養金額</p> <p>【特定財源の内訳】 特別調整交付金 500千円</p>	<p>【目的】 医療費通知は、医療費の適正化対策の一環として、健康に対する認識を深めさせ、国保事業の健全な運営に資することをねらいとして加入者へ通知している。</p> <p>【内容】 神奈川県国民健康保険団体に委託 ・通知回数 年6回 ・通知件数 1回約960件 年間約5,760件 ・通知対象 全世帯 ・通知内容 受診年月、受診者名、入院・通院・歯科・薬局・柔整・訪問の別、入院・通院の日数、医療費の額・食事療養金額</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
35	調整交付金	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	国民健康保険課			町民課	町民課
根拠法令等	国民健康保険法、算定政令			国民健康保険法、算定政令	国民健康保険法、算定政令
歳出予算額（平成18年度）	0千円			0千円	0千円
歳入予算額（平成18年度）	450,520千円			34,989千円	1千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 国保事業の財政は、定率の国庫負担のほかは保険税をその財源としてこれを随うのが原則であるが、市町村の産業構造、住民所得、家族構成等の差異により、被保険者の保険税負担能力には市町村間においてかなりの格差が存在している。調整交付金は、このような定率の国庫負担のみでは解消できない市町村間の財政力の不均衡を調整するため昭和33年に設けられた制度。</p> <p>【内容】 ・普通調整交付金 当該市町村で負担した医療費、介護納付金の納付に要する（調整対象需要額）から保険料収入額（調整対象収入額）を控除した不足額を公平に随うことを旨として交付。 ・特別調整交付金 災害等による保険料（税）の減免額がある場合、結核・精神病に係る医療費が多額である場合等、普通調整交付金の配分により措置できない特別の事情がある場合に、その事情を考慮して交付。</p> <p>【平成16年度決算額】 ・普通調整交付金 374,833,000円 ・特別調整交付金 276,781,000円 特別調整交付金交付状況 11年度 354,840,000円 12年度 322,564,000円 13年度 325,951,000円 14年度 313,750,000円 15年度 317,500,000円</p> <p>※算定6令第4条抜粋 第1項 調整交付金は普通交付金及び特別調整交付金とする。 第3項 特別調整交付金は、災害その他特別の事情がある市町村に対し厚生省令で定めるところにより交付する。 第5項 特別調整交付金の総額は、調整交付金の総額の20/100に相当する額とする。 調整交付金については、上記の算定政令に明記されているように、交付要件が不確定である。</p>			<p>【目的】 国保事業の財政は、定率の国庫負担のほかは保険税をその財源としてこれを随うのが原則であるが、市町村の産業構造、住民所得、家族構成等の差異により、被保険者の保険税負担能力には市町村間においてかなりの格差が存在している。調整交付金は、このような定率の国庫負担のみでは解消できない市町村間の財政力の不均衡を調整するため昭和33年に設けられた制度。</p> <p>【内容】 ・普通調整交付金 当該市町村で負担した医療費、介護納付金の納付に要する（調整対象需要額）から保険料収入額（調整対象収入額）を控除した不足額を公平に随うことを旨として交付。 ・特別調整交付金 災害等による保険料（税）の減免額がある場合、結核・精神病に係る医療費が多額である場合等、普通調整交付金の配分により措置できない特別の事情がある場合に、その事情を考慮して交付。</p> <p>【平成16年度決算見込み】 ・普通調整交付金 26,208,000円 ・特別調整交付金 34,489,000円 特別調整交付金交付状況 11年度 9,643,000円 12年度 5,086,000円 13年度 12,000,000円 14年度 5,500,000円 15年度 0円</p> <p>※算定政令第4条抜粋 第1項 調整交付金は普通交付金及び特別調整交付金とする。 第3項 特別調整交付金は、災害その他特別の事情がある市町村に対し厚生省令で定めるところにより交付する。 第5項 特別調整交付金の総額は、調整交付金の総額の20/100に相当する額とする。 調整交付金については、上記の算定政令に明記されているように、交付要件が不確定である。</p>	<p>【目的】 国保事業の財政は、定率の国庫負担のほかは保険税をその財源としてこれを随うのが原則であるが、市町村の産業構造、住民所得、家族構成等の差異により、被保険者の保険税負担能力には市町村間においてかなりの格差が存在している。調整交付金は、このような定率の国庫負担のみでは解消できない市町村間の財政力の不均衡を調整するため昭和33年に設けられた制度。</p> <p>【内容】 ・普通調整交付金 当該市町村で負担した医療費、介護納付金の納付に要する（調整対象需要額）から保険料収入額（調整対象収入額）を控除した不足額を公平に随うことを旨として交付。 ・特別調整交付金 災害等による保険料（税）の減免額がある場合、結核・精神病に係る医療費が多額である場合等、普通調整交付金の配分により措置できない特別の事情がある場合に、その事情を考慮して交付。</p> <p>【平成16年度決算】 ・普通調整交付金 25,121,000円 ・特別調整交付金 2,380,000円 特別調整交付金交付状況 10年度 1,330,000円 11年度 10,837,000円 12年度 269,000円 13年度 1,120,000円 14年度 2,473,000円 15年度 2,530,000円</p> <p>※算定政令第4条抜粋 第1項 調整交付金は普通交付金及び特別調整交付金とする。 第3項 特別調整交付金は、災害その他特別の事情がある市町村に対し厚生省令で定めるところにより交付する。 第5項 特別調整交付金の総額は、調整交付金の総額の20/100に相当する額とする。 調整交付金については、上記の算定政令に明記されているように、交付要件が不確定である。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
36	第三者行為	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	国民健康保険課			町民課	町民課
根拠法令等	国民健康保険法、民法			国民健康保険法、民法	国民健康保険法、民法
歳出予算額（平成18年度）	0千円			0千円	0千円
歳入予算額（平成18年度）	0千円			510千円	2千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】 交通事故等のように他人（第三者）の不法行為によって生じた場合、不法行為による損害賠償と保険者による保険給付との関係の調整が必要となる。この調整のため、国民健康保険で保険医療機関等にかかる場合は、事前に国民健康保険課に届出をしなければなりません。届出を受けた場合、保険者（市）は保険給付した価額の限度において第三者に対する求償権を取得する。</p> <p>【18年度予算の積算内訳】 一般被保険者保険給付費賠償金 ＜給付事由が第三者行為（交通事故等）により生じた場合の損害賠償請求による収入。＞ 60,000,000円 退職被保険者等保険給付費賠償金 10,000,000円</p> <p>平成16年度累計 ・一般被保険者 賠償金 378件 保険者負担額 66,997,034円 ・退職被保険者 賠償金 51件 保険者負担額 10,868,462円</p>			<p>【内容】 交通事故等のように他人（第三者）の不法行為によって生じた場合、不法行為による損害賠償と保険者による保険給付との関係の調整が必要となる。この調整のため、国民健康保険で保険医療機関等にかかる場合は、事前に国民健康保険課に届出をしなければなりません。届出を受けた場合、保険者（市）は保険給付した価額の限度において第三者に対する求償権を取得する。</p> <p>【18年度予算の積算内訳】 一般被保険者保険給付費賠償金 ＜給付事由が第三者行為（交通事故等）により生じた場合の損害賠償請求による収入。＞ 500,000円 退職被保険者等保険給付費賠償金 10,000円</p> <p>平成16年度累計 ・一般被保険者 賠償金 10件 保険者負担額 3,008,516円 ・退職被保険者等 賠償金 0件 保険者負担額 0円</p>	<p>【内容】 交通事故等のように他人（第三者）の不法行為によって生じた場合、不法行為による損害賠償と保険者による保険給付との関係の調整が必要となる。この調整のため、国民健康保険で保険医療機関等にかかる場合は、事前に町民課に届出をしなければなりません。届出を受けた場合、保険者（町）は保険給付した価額の限度において第三者に対する求償権を取得する。</p> <p>【17年度予算の積算内訳】 一般被保険者第三者納付金 ＜給付事由が第三者行為（交通事故等）により生じた場合の損害賠償請求による収入。＞ 1,000円 退職被保険者等第三者納付金 1,000円</p> <p>平成16年度累計 ・一般被保険者 賠償金 0件 保険者負担額 0円 ・退職被保険者 賠償金 0件 保険者負担額 0円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
37	不当利得	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	国民健康保険課			町民課	町民課
根拠法令等	民法			民法	民法
歳出予算額 (平成18年度)	0千円			0千円	0千円
歳入予算額 (平成18年度)	19,000千円			2千円	2千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 法律上の原因がなく、他人の財産又は労務によって利益を受け、これが為に他人に損失を及ぼし、その利益と損失との間に因果関係があるとき、不当利得が発生する。具体的には、国民健康保険による保険給付を受けることができないにもかかわらず、保険給付を受けた場合である。</p> <p>【内容】 社会保険等へ加入後「国保の被保険者証」で受診すると、国保が支払った医療給付費分は、市へ返還してもらう。 これは、社会保険加入日から社会保険の資格があるにもかかわらず、職場から「被保険者証」の交付がおくられるため、「国保被保険者証」で受診してしまうからである。</p> <p>【18年度予算の積算内訳】 ・一般被保険者保険給付費返納金 (不当利得によって保険給付を得たものについて、その給付について返納請求した収入。) 14,000,000円 ・退職被保険者保険給付費返納金 5,000,000円</p> <p>※平成16年度累計 ・一般被保険者 戻入 3,206件 保険者負担額 22,493,325円 返納金 2,966件 保険者負担額 24,532,267円 ・退職被保険者 戻入 215件 保険者負担額 2,006,031円 返納金 313件 保険者負担額 8,425,554円</p> <p>【電算システムの概要】 機種 NEC ASOS 4 保守 NEC 対象者の抽出</p>			<p>【目的】 法律上の原因がなく、他人の財産又は労務によって利益を受け、これが為に他人に損失を及ぼし、その利益と損失との間に因果関係があるとき、不当利得が発生する。具体的には、国民健康保険による保険給付を受けることができないにもかかわらず、保険給付を受けた場合である。</p> <p>【内容】 社会保険等へ加入後「国保の被保険者証」で受診すると、国保が支払った医療給付費分は、市へ返還してもらう。 これは、社会保険加入日から社会保険の資格があるにもかかわらず、職場から「被保険者証」の交付がおくられるため、「国保被保険者証」で受診してしまうからである。</p> <p>【18年度予算の積算内訳】 ・一般被保険者保険給付費返納金 (不当利得によって保険給付を得たものについて、その給付について返納請求した収入。) 1,000円 ・退職被保険者等保険給付費返納金 1,000円</p> <p>※平成16年度累計 ・一般被保険者 戻入 0件 保険者負担額 0円 返納金 0件 保険者負担額 0円 ・退職被保険者等 戻入 0件 保険者負担額 0円 返納金 0件 保険者負担額 0円</p>	<p>【目的】 法律上の原因がなく、他人の財産又は労務によって利益を受け、これが為に他人に損失を及ぼし、その利益と損失との間に因果関係があるとき、不当利得が発生する。具体的には、国民健康保険による保険給付を受けることができないにもかかわらず、保険給付を受けた場合である。</p> <p>【内容】 社会保険等へ加入後「国保の被保険者証」で受診すると、国保が支払った医療給付費分は、町へ返還してもらう。 これは、社会保険加入日から社会保険の資格があるにもかかわらず、職場から「被保険者証」の交付がおくられるため、「国保被保険者証」で受診してしまうからである。</p> <p>【17年度予算の積算内訳】 ・一般被保険者返納金 (不当利得によって保険給付を得たものについて、その給付について返納請求した収入。) 1,000円 ・退職被保険者保険給付費返納金 1,000円</p> <p>※平成16年度累計 ・一般被保険者 戻入 0件 保険者負担額 0円 返納金 0件 保険者負担額 0円 ・退職被保険者 戻入 0件 保険者負担額 0円 返納金 0件 保険者負担額 0円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
19	国民健康保険事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
38	コンビニ納付及び電子納付システム開発経費		<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会		
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	国民健康保険課			町民課・収納課	町民課
根拠法令等					
歳出予算額 (平成18年度)	2,615千円			0千円	0千円
歳入予算額 (平成18年度)	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市税（国民健康保険税を含む）について、納税者の利便の向上、収納事務の効率化などの観点から、平成18年度から電子納付及びコンビニ納付システムを導入し、各種料金等についても、順次拡大をはかるもの。</p> <p>【内容】 マルチペイメントネットワークシステム（以下「Pay-easy」）を利用した電子納付システム及び収納代行会社が構築するコンビニ納付システムを導入して、納税者が、銀行や郵便局での窓口納付に加え、コンビニ店頭やパソコン、敬体電話、ATMを利用して24時間いつでも納税ができるよう、納税環境の整備を図る。 Pay-easyやコンビニ収納システムによる消込データを使用して、自動消込処理システムを構築し、収納事務の効率化を図る。</p>			該当なし	

協議第24号

介護保険事業の取扱いについて

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名							
20	介護保険事業の取扱い	保健福祉部会							
事務事業番号	事務事業名	協議ランク							
6	介護保険料の取扱い	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会							
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町				
担当課名	介護保険課 介護保険法、市介護保険条例			高齢者福祉課・収納課 介護保険法、町介護保険条例	健康福祉課 介護保険法、町介護保険条例				
根拠法令等									
歳出予算額（平成18年度）	0千円			0千円	0千円				
歳入予算額（平成18年度）	4,976,551千円			185,565千円	68,628千円				
【事務事業の内容】	<p>1 目的 介護保険事業に要する費用のうち、第1号被保険者分を負担能力に応じて負担する。</p> <p>2 納付義務者 市内に居住する65歳以上の者（第1号被保険者）</p> <p>3 保険料額 割合 年額保険料 第1段階 0.40 19,200円 生活保護受給・老齢福祉年金受給者非課税世帯 第2段階 0.50 24,000円 世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下 第3段階 0.70 33,600円 世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超 第4段階 1.00 48,000円 本人が市民税非課税 第5段階 1.20 57,600円 本人が市民税課税で合計所得金額が200万円未満 第6段階 1.50 72,000円 本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上500万円未満 第7段階 1.75 84,000円 本人が市民税課税で合計所得金額が500万円以上1,000万円未満 第8段階 2.00 96,000円 本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上</p> <p>4 納期（普通徴収） 第1期・・・6月1日～ 6月30日 第2期・・・7月1日～ 7月31日 第3期・・・8月1日～ 8月31日 第4期・・・9月1日～ 9月30日 第5期・・・10月1日～ 10月31日 第6期・・・11月1日～ 11月30日 第7期・・・12月1日～ 12月25日 第8期・・・1月1日～ 1月31日 第9期・・・2月1日～ 2月末日 第10期・・・3月1日～ 3月31日</p> <p>5 保険料減免（生活困窮） 収入が生活保護基準以下、預貯金が単身世帯で350万円、世帯員1人増えるごとに100万円を加算した額以下の者・・・第1段階の2分の1に減額</p>			<p>1 目的 介護保険事業に要する費用のうち、第1号被保険者分を負担能力に応じて負担する。</p> <p>2 納付義務者 町内に居住する65歳以上の者（第1号被保険者）</p> <p>3 保険料額 割合 年額保険料 第1段階 0.50 22,680円 生活保護受給・老齢福祉年金受給者非課税世帯 第2段階 0.50 22,680円 世帯全員が町民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下 第3段階 0.75 34,020円 世帯全員が町民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超 第4段階 1.00 45,360円 本人が町民税非課税 第5段階 1.25 56,700円 本人が町民税課税で合計所得金額が200万円未満 第6段階 1.50 68,040円 本人が町民税課税で合計所得金額が200万円以上500万円未満 第7段階 1.60 72,570円 本人が町民税課税で合計所得金額が500万円以上1,000万円未満 第8段階 1.75 79,380円 本人が町民税課税で合計所得金額が1,000万円以上</p> <p>4 納期（普通徴収） 第1期・・・7月1日～ 7月31日 第2期・・・8月1日～ 8月31日 第3期・・・9月1日～ 9月30日 第4期・・・10月1日～ 10月31日 第5期・・・11月1日～ 11月30日 第6期・・・12月1日～ 12月25日 第7期・・・1月1日～ 1月31日 第8期・・・2月1日～ 2月末日</p> <p>5 保険料減免（生活困窮） 第1・第2・第3段階で収入が生活保護基準以下、預貯金が100万円以下の者・・・第1段階の2分の1に減額</p> <p>6 平成18年度予算 185,565千円</p>			<p>1 目的 介護保険事業に要する費用のうち、第1号被保険者分を負担能力に応じて負担する。</p> <p>2 納付義務者 町内に居住する65歳以上の者（第1号被保険者）</p> <p>3 保険料額 割合 年額保険料 第1段階 0.50 16,200円 生活保護受給・老齢福祉年金受給者非課税世帯 第2段階 0.75 24,300円 世帯全員が町民税非課税 第3段階 1.00 32,400円 本人が町民税非課税 第4段階 1.25 40,500円 本人が町民税課税で合計所得金額が200万円未満 第5段階 1.50 48,600円 本人が町民税課税で合計所得金額が200万円以上</p> <p>4 納期（普通徴収） 第1期・・・4月15日～4月30日 第2期・・・6月15日～6月30日 第3期・・・8月15日～8月31日 第4期・・・10月15日～10月31日 第5期・・・12月15日～12月25日 第6期・・・2月15日～2月末日</p> <p>5 保険料減免（生活困窮） 独自減免は規定なし</p> <p>6 平成16年度決算見込 67,898千円</p>		

事務事業現況調書

合併協議事項番号 20	合併協議事項 介護保険事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会			
事務事業番号 8	事務事業名 訪問介護サービス利用者負担助成事業	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	介護保険課			高齢者福祉課	健康福祉課
根拠法令等	・ 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱			・ 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱	・ 法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担軽減措置事業実施要綱 ・ 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱
歳出予算額（平成18年度）	4,000千円			240千円	281千円
歳入予算額（平成18年度）	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 目的 障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた低所得の障害者で、介護保険制度の適用を受けることになったもの等について、利用者負担の軽減措置を講じることによりサービスの継続的利用の促進を図る。</p> <p>2 事業の内容（18年度） ○対象者及び減額割合 ■ 経過措置対象者 ・ 障害者で、生計中心者が所得税非課税かつ17年度未認定者 … H19.6.30まで利用者負担3%。その後段階的に引き上げ。平成20年7月1日から通常の10%負担となる。 ■ 制度移行措置対象者 ・ 障害者自立支援法において境界層該当として定率負担額が0円となっているもの … 全額免除</p> <p>3 平成18年度認定見込者数 80人</p> <p>4 平成18年度予算 4,000千円</p>			<p>1 目的 障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた低所得の障害者で、介護保険制度の適用を受けることになったもの等について、利用者負担の軽減措置を講じることによりサービスの継続的利用の促進を図る。</p> <p>2 事業の内容（18年度） ○対象者及び減額割合 ■ 経過措置対象者 ・ 障害者で、生計中心者が所得税非課税かつ17年度未認定者 … H19.6.30まで利用者負担3%。その後段階的に引き上げ。平成20年7月1日から通常の10%負担となる。 ■ 制度移行措置対象者 ・ 障害者自立支援法において境界層該当として定率負担額が0円となっているもの … 全額免除</p> <p>3 平成18年度認定見込者数 3人</p> <p>4 平成18年度予算 240千円</p>	<p>1 目的 保険制度施行の際、現に訪問介護を利用していた高齢者及び平成12年度以降訪問介護サービスを利用する障害者で、利用料の負担が困難な者に対して、経過措置として利用者負担を軽減し、軽減した利用料部分を助成する。</p> <p>2 事業の内容 ○対象者 ・ 高齢者 介護保険施行の際、現に訪問介護を利用しており、引き続き訪問介護サービスを利用する者。生計中心者が所得税非課税の者。 利用者負担6% ・ 身障者 訪問介護サービスを利用している障害者、生計中心者が所得税非課税の者。 利用者負担3%</p> <p>3 平成16年度認定者数（実績）高齢者 3人 障害者 2人</p> <p>4 平成16年度決算見込 239千円</p> <p>5 その他 本事業については、平成16年度をもって高齢者は終了したが、障害者のサービスについては、継続している。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 20	合併協議事項 介護保険事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会			
事務事業番号 9	事務事業名 社会福祉法人利用者負担助成事業	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	介護保険課			高齢者福祉課	健康福祉課
根拠法令等	国 社会福祉法人等による生計困難者に対する 介 護 保 険 サービス に 係 る 利 用 者 負 担 額 軽 減 制 市 度 事 業 実 施 要 綱 市 社会福祉法人等による生計困難者に対する介			国 社会福祉法人等による生計困難者に対する介 護 保 険 サービス に 係 る 利 用 者 負 担 額 減 免 措 置 事 業 実 施 要 綱	国 社会福祉法人等による生計困難者に対 する介護保険サービスに係る利用者負 担額減免措置事業実施要綱
歳出予算額（平成18年度）	10,000千円			64千円	0千円
歳入予算額（平成18年度）	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	1 目的 介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人 が、その社会的役割に鑑み、低所得で特に生計 困難である者に対して、利用者負担を減免する 場合に、その一部を助成する。 2 事業の内容 ○軽減対象事業 訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・ 特別養護老人ホーム ○申請者 助成金の申請者は社会福祉法人 ○減免対象者及び減免の割合 市民税非課税世帯のうち、特に生計困難 である者 利用者負担額の1/4(高齢福祉年金受給者 1/2) ○助成の範囲 減免した総額が利用者負担総額の1%を 超えた部分の1/2の範囲内 3 18年度予算 10,000千円			1 目的 介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人 が、その社会的役割に鑑み、低所得で特に生計 困難である者に対して、利用者負担を減免する 場合に、その一部を助成する。 2 事業の内容 ○軽減対象事業 訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・ 特別養護老人ホーム ○申請者 助成金の申請者は社会福祉法人 ○減免対象者及び減免の割合 市民税非課税世帯のうち、特に生計困難 である者 利用者負担額の1/4(高齢福祉年金受給者 1/2) ○助成の範囲 減免した総額が利用者負担総額の1%を 超えた部分の1/2の範囲内 3 18年度予算 64千円	
				1 目的 介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人 が、その社会的役割に鑑み、低所得で特に生計 困難である者に対して、利用者負担を減免する 場合に、その一部を助成する。 2 事業の内容 ○軽減対象事業 訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・ 特別養護老人ホーム ○申請者 助成金の申請者は社会福祉法人 ○減免対象者及び減免の割合 市民税非課税世帯のうち、特に生計困難 である者 利用者負担額の1/2程度 ○助成の範囲 減免した総額が利用者負担総額の1 %を超えた部分の1/2の範囲内 3 16年度決算見込 ○なし	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																	
20	介護保険事業の取扱い	保健福祉部会																	
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																	
11	介護サービス適正実施指導事業	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会																	
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町														
担当課名	介護保険課			高齢者福祉課	健康福祉課														
根拠法令等	市 相模原市介護相談員派遣事業実施要綱 相模原市介護支援専門員現任研修事業実施要綱			国 高齢者在宅福祉事業費補助金交付要綱															
歳出予算額（平成18年度）	6,894千円			604千円															
歳入予算額（平成18年度）	0千円			0千円															
【事務事業の内容】	<p>1 目的 介護保険制度を適正に実施するため保険者としてサービスの質の向上・確保を図る。</p> <p>2 事業の内容</p> <p>(1) 介護相談員の派遣 特別養護老人ホームに介護相談員が訪問し、利用者の相談に応じ、利用者と施設職員との橋渡し役としてサービスの改善を行う。</p> <p style="text-align: right;">平成18年度予定 24人 (平成17年度 16人)</p> <p>(2) 医療介護連携推進事業 医師とケアマネジャーとの連携を強化し、ケアマネジャーの専門性を向上させることにより、適切なケアプランに基づく要介護状態の維持・改善の向上を図る。</p> <p>3 平成18年度予算</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>(1) 介護相談員の派遣</td> <td style="text-align: right;">2,516千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 医療介護連携推進事業委託</td> <td style="text-align: right;">3,950千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 事業者説明会等</td> <td style="text-align: right;">428千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: right;">6,894千円</td> </tr> </table>	(1) 介護相談員の派遣	2,516千円	(2) 医療介護連携推進事業委託	3,950千円	(3) 事業者説明会等	428千円	合 計	6,894千円			<p>1 目的 介護保険制度を適正に実施するため保険者としてサービスの質の向上・確保を図る。</p> <p>2 事業の内容 介護相談員の派遣（郡内介護保険施設）施設に介護相談員が訪問し、利用者の相談に応じ、利用者と施設職員との橋渡し役としてサービスの改善を行う。</p> <p style="text-align: right;">平成18年度予定 3人 (平成17年度 3人)</p> <p>3 平成18年度予算</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>(1) 介護相談員の派遣</td> <td style="text-align: right;">597千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 旅費</td> <td style="text-align: right;">2千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 需用費</td> <td style="text-align: right;">5千円</td> </tr> </table>	(1) 介護相談員の派遣	597千円	(2) 旅費	2千円	(3) 需用費	5千円	該当なし
(1) 介護相談員の派遣	2,516千円																		
(2) 医療介護連携推進事業委託	3,950千円																		
(3) 事業者説明会等	428千円																		
合 計	6,894千円																		
(1) 介護相談員の派遣	597千円																		
(2) 旅費	2千円																		
(3) 需用費	5千円																		

事務事業現況調書

合併協議事項番号 20	合併協議事項 介護保険事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会			
事務事業番号 12	事務事業名 介護認定審査会	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	介護保険課 介護保険法、市介護保険条例等			高齢者福祉課 介護保険法、町介護保険条例等	健康福祉課 介護保険法、町介護保険条例等、相模湖町藤野町介護認定審査会設置規約
根拠法令等					
歳出予算額(平成18年度)	73,433千円			2,772千円	3,379千円
歳入予算額(平成18年度)	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 目的 被保険者が要介護者又は要支援者に該当するかを審査・判定するため、介護認定審査会を開催する。</p> <p>2 平成18年度事業の内容 ○内容……介護認定審査会の運営に要する経費 ○条例委員定数……180人以内(18年度……150人) ○合議体数……30合議体(南北各15部会) 一合議体定数5人 ○委員の任期……2年 第1期 H11.10.1 ~ H13.3.31 第2期 H13.4.1 ~ H15.3.31 第3期 H15.4.1 ~ H17.3.31 第4期 H17.4.1 ~ H19.3.31</p> <p>3 平成18年度事業の概要 ○開催日……毎週火曜日～金曜日 ○開催時間……午後1時30分～3時30分 ○開催場所……北部 市民会館会議室 南部 南合同庁舎 ○開催回数……668回(北部 332回 南部 336回) ○審査・判定件数……18,500件 ○合議体数……30(南北各15部会) ○委員数……150人(医師40、看護師30、施設代表30、その他50)</p> <p>4 平成18年度事業費の内訳 ○報酬 72,749千円 非常勤特別職員報酬 審査会開催件数年22.5回×30部会(部会長会議、委嘱式、研修を含む。) 医師・歯科医師 @30,000円 その他委員 @19,000円 ○報償費 45千円 委員研修講師謝礼 ○旅費 329千円 審査会委員旅費 ○需用費 183千円 消耗品費 ○使用料及び賃借料 127千円 審査会会場使用料、委嘱式会場賃借料</p>			<p>1 目的 被保険者が要介護者又は要支援者に該当するかを審査・判定するため、介護認定審査会を開催する。</p> <p>2 平成18年度事業の内容 ○内容……介護認定審査会の運営に要する経費 ○条例委員定数……8人以内(18年度……8人) ○委員の任期……2年 第1期 H11.10.1 ~ H13.3.31 第2期 H13.4.1 ~ H15.3.31 第3期 H15.4.1 ~ H17.3.31 第4期 H17.4.1 ~ H19.3.31</p> <p>3 平成18年度事業の概要 ○開催日……月2回開催(隔週開催) ○開催時間……午後1時と3時から ○開催場所……町保健福祉センター3階会議室 ○開催回数……24回 ○審査・判定件数……850件 ○合議体数……1 ○委員数……8人(医師3、歯科医師2、保健師1、社会福祉士1、介護福祉士1)</p> <p>4 平成18年度事業費の内訳 ○報酬 2,262千円 認定審査会委員報酬 医師・歯科医師 @27,000円 その他委員 @19,000円 ○旅費 72千円 費用弁償、普通旅費 ○需用費 28千円 消耗品費、食糧費 ○役務費 410千円 電話料、郵便料、手数料</p>	<p>1 目的 被保険者が要介護者又は要支援者に該当するかを審査・判定するため、介護認定審査会を開催する。</p> <p>2 平成17年度事業の内容 ○内容……介護認定審査会の運営に要する経費 ○条例委員定数……10人以内(17年度……8人) ○合議体数……2合議体 一合議体定数5人 ○委員の任期……2年 第1期 H11.10.1 ~ H13.3.31 第2期 H13.4.1 ~ H15.3.31 第3期 H15.4.1 ~ H17.3.31 第4期 H17.4.1 ~ H19.3.31</p> <p>3 平成16年度事業の概要 ○開催日……月2～3回(月曜日) ○開催時間……午後1時15分～3時30分 ○開催場所……町役場 ○開催回数……26回 ○審査・判定件数……336件 ○合議体数……2 ○委員数……8人(医師2、保健師1、施設代表2、看護師2、その他1)</p> <p>4 平成17年度事業費の内訳 ○報酬 1,414千円 認定審査会委員報酬 医師・歯科医師 @27,000円 その他委員 @19,000円 ○共済費 137千円 臨時職員保険料 ○貸金 1,432千円 非常勤職員旅費 ○旅費 88千円 審査会委員旅費 ○需用費 175千円 消耗品費、燃料費、修繕料 ○役務費 89千円 郵便料、電話、手数料 ○委託料 44千円 機器保守委託</p> <p>* 審査会を相模湖町と共同設置のため事業費は1/2を計上しています。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項					
20	介護保険事業の取扱い					
事務事業番号	事務事業名					
13	要介護認定事務					
専門部会名						
保健福祉部会						
協議ランク						
■A協議会 □B幹事会 □C専門部会						
相模原市		(旧津久井町)		(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	介護保険課				高齢者福祉課	健康福祉課
根拠法令等	介護保険法、市条例				介護保険法、町条例	介護保険法、町条例、相模湖町・藤野町介護認定審査会設置規約
歳出予算額(平成18年度)	188,049千円				4,967千円	2,257千円
歳入予算額(平成18年度)	0千円				0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 目的 被保険者からの認定申請に基づき、認定調査及び主治医意見書をもとに要介護及び要支援の認定を行う。</p> <p>2 平成18年度の事業内容 ○内容…要介護認定事務に要する経費 ①認定調査に係る経費 ②主治医意見書に係る経費 ③認定システムに係る経費</p> <p>3 平成18年度の事業概要 ○申請者数…19,000件(新規4,000件、更新13,500件、変更1,500件) ○認定調査 直営調査 7,500件(常勤1,500件、非常勤6,000件) 委託調査 11,500件(在宅9,500件、施設2,000件) 委託単価 在宅 @5,250円 施設 @3,150円 ○主治医意見書…18,900件(在宅13,800件、施設5,100件) ○認定システム…認定支援システム保守委託</p> <p>4 平成18年度事業費の内訳 ○報酬 33,396千円 認定調査員報酬 ○報償費 30千円 認定調査員研修講師謝礼 ○旅費 434千円 費用弁償、普通諸費 ○需用費 5,933千円 消耗品費、印刷製本費 ○役務費 89,846千円 電話料、郵便料、手数料 ○委託料 56,008千円 認定調査事務委託、認定システム保守委託、主治医意見書記入研修会委託 ○使用料及び賃借料 2,402千円 認定調査時駐車料、認定支援システム機器リ</p>				<p>1 目的 被保険者からの認定申請に基づき、認定調査及び主治医意見書をもとに要介護及び要支援の認定を行う。</p> <p>2 平成17年度の事業内容 ○内容…要介護認定事務に要する経費 ①認定調査に係る経費 ②主治医意見書に係る経費</p> <p>3 平成16年度の事業概要 ○申請者数…400件(予定) 3 平成16年度の事業概要 ○申請者数…364(新規90件、更新259件、変更9件) ○認定調査 直営調査 289件(常勤28件・非常勤0件) 委託調査 55件(在宅0件、施設55件) 委託単価 在宅 @3,150円 施設 @3,150円 ○主治医意見書…352件(在宅229件、施設123件) 4 平成17年度事業費の内訳 ○旅費 37千円 普通旅費 ○役務費 1,968千円 意見書作成料、郵便料 ○委託料 252千円 認定調査事務委託</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号 20	合併協議事項 介護保険事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会			
事務事業番号 14	事務事業名 介護(介護予防)サービス等給付事業	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	介護保険課			高齢者福祉課	健康福祉課
根拠法令等	介護保険法、市介護保険条例			介護保険法、町介護保険条例	介護保険法、町介護保険条例
歳出予算額(平成18年度)	20,412,834千円			809,056千円	428,100千円
歳入予算額(平成18年度)	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>○介護保険で利用できるサービスは、国で定めた以下のサービス。</p> <p>1 自宅で受けるサービス</p> <p>(1)訪問介護(ホームヘルプサービス)</p> <p>(2)訪問入浴介護</p> <p>(3)訪問看護</p> <p>(4)訪問リハビリテーション</p> <p>(5)居宅療養管理指導</p> <p>2 通所して受けるサービス</p> <p>(1)通所介護(デイサービス)</p> <p>(2)通所リハビリテーション(デイケア)</p> <p>3 短期入所するサービス</p> <p>(1)短期入所生活介護</p> <p>(2)短期入所療養介護</p> <p>4 入所先を自宅とみなすサービス</p> <p>(1)特定施設入所者生活介護</p> <p>5 その他自宅で受けられるサービス</p> <p>(1)福祉用具の貸与・購入費の支給</p> <p>(2)住宅改修費の支給</p> <p>(3)居宅介護支援(ケアプランの作成など)</p> <p>6 地域密着型サービス</p> <p>(1)小規模多機能型居宅介護</p> <p>(2)認知症対応型共同生活介護(グループホーム)</p> <p>(3)認知症対応型通所介護</p> <p>7 施設サービス</p> <p>(1)介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)</p> <p>(2)介護老人保健施設</p> <p>(3)介護療養型医療施設</p> <p>8 その他のサービス</p> <p>・特定入所者介護(介護予防)サービス</p> <p>・高額介護サービス</p> <p>9 平成18年度事業費の内訳</p> <p>(1)居宅介護(介護予防)サービス等給付費 9,873,537千円</p> <p>(2)施設介護サービス等給付費 8,629,270千円</p> <p>(3)居宅介護(介護予防)福祉用具購入費 62,939千円</p> <p>(4)居宅介護(介護予防)住宅改修費 162,231千円</p> <p>(5)居宅介護(介護予防)サービス計画等給付費 859,186千円</p> <p>(6)介護報酬審査支払手数料 25,670千円</p> <p>(7)特定入所者介護(介護予防)サービス費 508,195千円</p> <p>(8)高額介護(介護予防)サービス費 291,806千円</p>			<p>○介護保険で利用できるサービスは、国で定めた以下のサービス。</p> <p>1 自宅で受けるサービス</p> <p>(1)訪問介護(ホームヘルプサービス)</p> <p>(2)訪問入浴介護</p> <p>(3)訪問看護</p> <p>(4)訪問リハビリテーション</p> <p>(5)居宅療養管理指導</p> <p>2 通所して受けるサービス</p> <p>(1)通所介護(デイサービス)</p> <p>(2)通所リハビリテーション(デイケア)</p> <p>3 短期入所するサービス</p> <p>(1)短期入所生活介護</p> <p>(2)短期入所療養介護</p> <p>4 入所先を自宅とみなすサービス</p> <p>(1)特定施設入所者生活介護</p> <p>(2)短期入所療養介護</p> <p>5 その他自宅で受けられるサービス</p> <p>(1)福祉用具の貸与・購入費の支給</p> <p>(2)住宅改修費の支給</p> <p>(3)居宅介護支援(ケアプランの作成など)</p> <p>6 地域密着型サービス</p> <p>(1)小規模多機能型居宅介護</p> <p>(2)認知症対応型共同生活介護(グループホーム)</p> <p>(3)認知症対応型通所介護</p> <p>7 施設サービス</p> <p>(1)介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)</p> <p>(2)介護老人保健施設</p> <p>(3)介護療養型医療施設</p> <p>8 その他のサービス</p> <p>・特定入所者介護(介護予防)サービス</p> <p>・高額介護サービス</p> <p>9 平成18年度事業費の内訳</p> <p>(1)居宅介護(介護予防)サービス等給付費 345,328千円</p> <p>(2)施設介護サービス等給付費 392,542千円</p> <p>(3)居宅介護(介護予防)福祉用具購入費 2,125千円</p> <p>(4)居宅介護(介護予防)住宅改修費 6,520千円</p> <p>(5)居宅介護(介護予防)サービス計画等給付費 28,316千円</p> <p>(6)介護報酬審査支払手数料 761千円</p> <p>(7)特定入所者介護(介護予防)サービス費 28,323千円</p> <p>(8)高額介護(介護予防)サービス費 5,141千円</p>	<p>○介護保険で利用できるサービスは、国で定めた以下の17種類のサービス。</p> <p>1 自宅で受けるサービス</p> <p>(1)訪問介護(ホームヘルプサービス)</p> <p>(2)訪問入浴介護</p> <p>(3)訪問看護</p> <p>(4)訪問リハビリテーション</p> <p>(5)居宅療養管理指導</p> <p>2 通所して受けるサービス</p> <p>(1)通所介護(デイサービス)</p> <p>(2)通所リハビリテーション(デイケア)</p> <p>3 短期入所するサービス</p> <p>(1)短期入所生活介護</p> <p>(2)短期入所療養介護</p> <p>4 入所先を自宅とみなすサービス</p> <p>(1)痴呆対応型共同生活介護(グループホーム)</p> <p>(2)特定施設入所者生活介護</p> <p>5 その他自宅で受けられるサービス</p> <p>(1)福祉用具の貸与・購入費の支給</p> <p>(2)住宅改修費の支給</p> <p>(3)居宅介護支援(ケアプランの作成など)</p> <p>6 施設サービス</p> <p>(1)介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)</p> <p>(2)介護老人保健施設</p> <p>(3)介護療養型医療施設</p> <p>7 平成17年度事業費の内訳</p> <p>(1)居宅介護(支援)サービス等給付費 133,567千円</p> <p>(2)施設介護サービス等給付費 276,553千円</p> <p>(3)居宅介護(支援)福祉用具購入費 856千円</p> <p>(4)居宅介護(支援)住宅改修費 2,141千円</p> <p>(5)居宅介護(支援)サービス計画等給付費 14,983千円</p> <p>(6)介護報酬審査支払手数料 600千円</p> <p>(7)高額介護(居宅支援)サービス費 2,300千円</p> <p>○平成16年度介護(支援)サービス等給付事業決算見込 395,777千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 20	合併協議事項 介護保険事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会			
事務事業番号 27	事務事業名 介護保険給付費支払準備基金積立金	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	介護保険課 市 介護保険給付費支払準備基金条例			高齢者福祉課 町 介護保険給付費支払基金条例	健康福祉課 町 介護保険給付費支払基金条例
根拠法令等					
歳出予算額 (平成18年度)	200千円			1千円	878千円
歳入予算額 (平成18年度)	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 目的 年度間の財政の調整に必要な資金を積み立て、財政の健全な運営に資する。</p> <p>(2) 積立て 決算上、余剰金を生じたとき、余剰金の全部又は一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる。</p> <p>(3) 処分 保険料又は国庫支出金等の歳入に不足を生じたとき、又は介護保険の給付財源等に不足を生じたとき処分をすることができる。</p> <p>2 基金残高</p> <p style="padding-left: 20px;">平成17年度末 197,451千円</p>			<p>1 事業内容</p> <p>(1) 目的 年度間の財政の調整に必要な資金を積み立て、財政の健全な運営に資する。</p> <p>(2) 積立て 決算上、余剰金を生じたとき、余剰金の全部又は一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる。</p> <p>(3) 処分 保険料又は国庫支出金等の歳入に不足を生じたとき、又は介護保険の給付財源等に不足を生じたとき処分をすることができる。</p> <p>2 基金残高</p> <p style="padding-left: 20px;">平成17年度末 0千円</p>	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 目的 年度間の財政の調整に必要な資金を積み立て、財政の健全な運営に資する。</p> <p>(2) 積立て 決算上、余剰金を生じたとき、余剰金の全部又は一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる。</p> <p>(3) 処分 保険料又は国庫支出金等の歳入に不足を生じたとき、又は介護保険の給付財源等に不足を生じたとき処分をすることができる。</p> <p>2 基金残高</p> <p style="padding-left: 20px;">平成16年度末 64,341千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 20	合併協議事項 介護保険事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会			
事務事業番号 28	事務事業名 介護保険事業計画	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	介護保険課 介護保険法			高齢者福祉課 介護保険法	健康福祉課 介護保険法
根拠法令等					
歳出予算額(平成18年度)	0千円			0千円	0千円
歳入予算額(平成18年度)	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 事業内容</p> <p>介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、厚生大臣が定めた基本方針に即し、3年ごとに市の介護保険事業計画を定める。</p> <p>2 事業策定期間</p> <p>第1期 H12年度～H14年度 第2期 H15年度～H17年度 第3期 H18年度～H20年度</p> <p>※第3期の策定はH17年度に実施</p>			<p>1 事業内容</p> <p>介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、厚生大臣が定めた基本方針に即し、3年ごとに町の介護保険事業計画を定める。</p> <p>2 事業策定期間</p> <p>第1期 H12年度～H14年度 第2期 H15年度～H17年度 第3期 H18年度～H20年度</p> <p>※第3期の策定はH17年度に実施</p>	<p>1 事業内容</p> <p>介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、厚生大臣が定めた基本方針に即し、3年ごとに町の介護保険事業計画を定める。</p> <p>2 事業策定期間</p> <p>第1期 H12年度～H14年度 第2期 H15年度～H17年度 第3期 H18年度～H20年度</p> <p>※第3期の策定はH17年度に実施予定</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
20	介護保険事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
29	被保険者資格の管理及び被保険者証の交付	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	介護保険課 介護保険法			高齢者福祉課 介護保険法	健康福祉課 介護保険法
根拠法令等					
歳出予算額（平成18年度）	1,410千円			87千円	54千円
歳入予算額（平成18年度）	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 目的 年齢到達（65歳到達）、住民異動等の理由による得喪を管理し、取得者には被保険者証を交付、喪失者からは返還してもらう。</p> <p>○65歳到達者 到達月前月の20日以降本人送付</p> <p>○転入者・転居者 1日～10日→11日以降本人送付 11日～20日→原則21日以降本人送付 21日～ 末日→原則1日以降本人送付</p> <p>○被保険者証の再交付 申請後1日～2日位で本人送付</p>			<p>1 目的 年齢到達（65歳到達）、住民異動等の理由による得喪を管理し、取得者には被保険者証を交付、喪失者からは返還してもらう。</p> <p>○65歳到達者 到達月の上旬に本人送付</p> <p>○転入者・転居者 転入者は届出日の翌日または翌々日に本人送付 転居者は届出時に被保険者証の修正または差替え</p> <p>○被保険者証の再交付 申請後1日～2日位で本人送付</p>	
				<p>1 目的 年齢到達（65歳到達）、住民異動等の理由による得喪を管理し、取得者には被保険者証を交付、喪失者からは返還してもらう。</p> <p>○65歳到達者 到達月の前月末に本人送付</p> <p>○転入者・転居者 異動票に基づき、随時本人へ送付</p> <p>○被保険者証の再交付 申請後、即時交付</p> <p>※現在使用している被保険者証の有効期限 平成18年3月31日</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
20	介護保険事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
31	訪問看護サービス利用者負担助成事業	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	介護保険課			高齢者福祉課	健康福祉課
根拠法令等				町 介護保険訪問看護利用者負担金助成事業実施要綱	
歳出予算額 (平成18年度)				34千円	
歳入予算額 (平成18年度)				0千円	
【事務事業の内容】	該当なし			1 目的 医療管理が必要な方にとって訪問看護サービスは病状の悪化を防ぐとともに、利用意向がありながら利用が少ないため、サービスの増進と低所得者対策を目的とするもの。 2 事業の内容 ○対象者 訪問看護サービス利用者のうち町民税非課税世帯の方 ○助成内容 利用者負担額の2分の1を町で助成する 3 平成18年度予定者数 1人 (平成17年度 1人) 4 平成18年度予算 34千円	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
20	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
32	地域支援事業	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	介護予防推進室			高齢者福祉課	健康福祉課
根拠法令等	介護保険法				
歳出予算額(平成18年度)	606,933千円			45,183千円	
歳入予算額(平成18年度)	0千円			0千円	
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 地域包括支援センターを中核として、高齢者が「要介護・要支援状態」になることを予防するとともに、「要介護・要支援状態」になっても住み慣れた身近な地域で自立した日常生活を行うことが出来るよう支援する。(介護保険制度の改正による平成18年度からの新規事業)</p> <p>【対象】 要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者や 要介護者の家族など</p> <p>【事業内容及び予算】 ○介護予防事業 ・特定高齢者把握事業(1,578千円) ・運動機能向上事業(3,886千円) ・介護予防訪問事業(72千円) ・給食サービス事業(181,421千円) ・介護予防普及啓発事業(337千円) ○包括的支援事業 ・地域包括支援センター運営事業(401,496千円) ○任意事業 ・家族介護教育事業(127千円) ・認知症高齢者見守り事業(2,424千円) ・家族介護慰労金支給事業(1,340千円) ・成年後見制度利用支援事業(2,583千円) ・あじさい住宅等緊急通報システム運営事業(11,669千円)</p> <p>【予算の財源】 第1号被保険者保険料 77,471千円 第2号被保険者保険料 31,600千円 国交付金 149,336千円 県交付金 74,668千円 一般会計繰入金 74,668千円 一般会計繰入金(市単独事業分) 199,094千円 利用者負担金 96千円</p>			<p>【事業目的】 地域包括支援センターを中核として、高齢者が「要介護・要支援状態」になることを予防するとともに、「要介護・要支援状態」になっても住み慣れた身近な地域で自立した日常生活を行うことが出来るよう支援する。(介護保険制度の改正による平成18年度からの新規事業)</p> <p>【対象】 要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者や 要介護者の家族など</p> <p>【事業内容及び予算】 ○介護予防事業 ・特定高齢者把握事業 地域包括支援センター運営費を含む ・筋力向上トレーニング事業(10,350千円) ・生きがい対応型デイサービス(3,282千円) ・給食サービス事業(5,485千円) 地域支援事業には位置づけていません ○包括的支援事業 ・地域包括支援センター運営事業(20,875千円)一般会計(4,041千円)介護会計 ○任意事業(1,150千円) ・家族介護慰労金支給事業 地域支援事業では位置づけていません。 町単独事業 ・成年後見制度利用支援事業 地域包括支援センター運営費を含む</p> <p>【予算の財源】 第1号被保険者保険料 3,072千円 第2号被保険者保険料 3,754千円 国交付金 4,669千円 県交付金 2,333千円 一般会計繰入金 2,765千円 利用者負担金 1,275千円</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
20	介護保険事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
33	財政安定化基金貸付金返還金	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	介護保険課			高齢者福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成18年度）				4,500千円	
歳入予算額（平成18年度）				0千円	
【事務事業の内容】	該当なし			1 事業の内容 平成15年度から平成17年度までの3年間の介護給付費増加により、保険料と給付実績に差が生じ財源不足となったため、財政安定化基金より平成17年度に借入れ、第3期保険料で返還する。 2 返還額 平成18年度 4,916,219円 平成19年度 4,916,219円 平成20年度 4,916,219円 合計 14,748,657円 ※ 当初予算作成時より貸付金申請時の見込が増えたため、予算額と返還額に差が生じております。	該当なし

協議第25号

保健衛生事業の取扱いについて

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	保健衛生功労者表彰事業	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	地域保健課			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市保健衛生功労者表彰要綱				
歳出予算額（平成18年度）	209千円				
歳入予算額（平成18年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>1. 事業目的 永年にわたり市の保健衛生事業に従事し、公衆衛生の向上や学校保健の進展などに寄与した者・団体及び施設に対し、その功労を顕彰することを目的とする。 <対象者> 医師、歯科医師、薬剤師、助産師、看護師、獣医師、理容師、美容師、学校医・歯科医、市民健康づくり運動普及員など地域医療、保健衛生事業、献血運動の推進に功労のあった個人、団体又は施設。</p> <p>2. 平成16年度の事業の概要 受賞者内訳（実績） 保健衛生事業の推進に功労のあった方 19名、5施設 相模原市非常勤職員等として功労のあった方 17名 献血運動の推進に功労のあった方 1事業所 計 36名、5施設 1事業所</p> <p>3. 事業費内訳（千円） 報償費： 6 委員謝礼 需用費： 106 消耗品費、印刷製本費 使用料及び賃借料： 10 市民会館使用料 盆載賃借料</p>			津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	市民健康づくり運動推進事業	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	地域保健課 相模原市健康づくり普及員設置運営要綱			保健推進課 健康しろやま普及員設置要綱	健康福祉課 ふじのまち健康普及員設置要綱
根拠法令等					
歳出予算額(平成18年度)	8,165千円			668千円	279千円
歳入予算額(平成18年度)	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p><楽しむ健康づくり推進事業></p> <p>【事業概要】 保健医療計画『みんな元気「さがみはら健康プラン21」』の推進を図る一環として、市民が身近な場所で楽しく取り組める健康づくりを普及する</p> <p>【事業内容】 個人、家庭、地域社会が一体となって気軽に楽しく健康づくりに取り組む「市民総ぐるみ健康づくり運動」を市民と行政のパートナーシップにより推進するため、市民のボランティア組織「さがみはら市民健康づくり会議」へ事業委託し、地域に根ざした健康づくりを市民の立場から効果的に推進する。</p> <p>【委託内容】 1. 健康づくりに係る啓発活動 2. 気軽にできる運動の推進 3. 栄養・食生活改善の推進 4. 健康づくり地域モデル事業の実施</p> <p>【平成16年度事業費】 委託料決算 1,494千円</p> <p><健康づくり普及員経費></p> <p>【名称】 相模原市健康づくり運動普及員連絡会</p> <p>【団体の目的】 健康づくり運動を地域に根ざしたものとして推進するための、地域のリーダーとなる。</p> <p>【活動内容等】 会議の開催、事業の実施、研修、普及啓発等</p> <p>【自治体との関わり】 公民館長からの推薦、市が委嘱 補助団体、2年任期</p> <p>【組織の状況】 市が委嘱</p> <p>【役員構成】 会長1・副会長2・会計1・監事2・会員43名</p> <p>【事業費】 報償費 4,550千円 需用費 37千円 補助金 802千円</p>	<p><健康さがみこ推進員活動事業></p> <p>H15より新推進員養成(子育て支援)</p> <p>【名称】 健康さがみこ推進員</p> <p>【団体の目的】 住民が自ら健康を守り、推進するという地域に根ざした健康づくり運動を展開するため、健康づくりの運動の推進としてさがみこ健康推進員を設置する。</p> <p>町の子どもとその家族の心と身体の健康づくり、子育て支援活動などを含む、健康づくりの活動を担うものとする。</p> <p>【活動内容等】 (1) 健康づくり運動の普及、啓蒙 (2) 健康づくりに関する情報の収集及び提供 (3) 保健事業への参加及び協力</p> <p>平成16年度人数：11名 平成16年4月から2名加わり11名 ・平成16年度連絡会4回のべ30人参加 ・保健事業へ協力53回のべ86人参加</p> <p>【予算額】 活動謝礼 60千円 育成講師謝礼 40千円</p>	<p><地域健康づくり事業></p> <p>【事業概要】 町民の健康づくりの意識と知識の普及を図るため、地区で実施する。</p> <p>【事業内容】 健康ウォークや健康教室等手軽にできる健康づくりの普及・啓発事業推進する。</p> <p>【事業費】 委託料 300千円</p> <p><健康しろやま普及員活動事業費></p> <p>補助団体</p> <p>【名称】 健康しろやま普及員連絡会</p> <p>【団体の目的】 健康づくり運動を地域に根ざしたものとして推進するための、地域のリーダーとなる。</p> <p>【活動内容等】 会議の開催、事業の実施、研修、普及啓発等</p> <p>【自治体との関わり】 町の委嘱団体・2年任期</p> <p>【組織の状況】 12地区の自治会長の推薦により町が委嘱</p> <p>【役員構成】 会長1・副会長1・書記1・会員48名</p> <p>【その他特記事項】 【事業費】 報償費290千円(普及員謝礼240/講師謝礼50) 賃金9千円 需用費40千円 役務費29千円</p>	<p><地域巡回食生活改善事業></p> <p>【事業概要】 介護予防及び医療費対策として、藤野町に多い高血圧・脳卒中を予防するための食生活改善の推進をはかる。</p> <p>【事業内容】 教育委員会・社会福祉協議会・まちづくり課等の各イベント会場を利用し、食生活改善推進団体の協力を得て食生活改善について普及啓発を実施。</p> <p>【事業費】 E-5-7 健康教育事業にて計上</p> <p><ふじのまち健康普及員活動事業></p> <p>【名称】 ふじのまち健康普及員</p> <p>【団体の目的】 住民が自ら健康を守り育てるための地域に根ざした健康づくり運動を推進する。</p> <p>【事業内容】 会議の開催、研修会の実施、事業の実施、普及啓発等</p> <p>【人員】 35~40人(うち会長1名、副会長4名、書記4名)</p> <p>【事業費】 活動謝礼 175千円 講師謝礼 40千円 需要費 20千円 役務費 23千円 使用料 0千円 負担金 21千円</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号 21	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い	専門部会名 保健所部会		
事務事業番号 9	事務事業名 市民健康づくり運動推進事業	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		
	相模原市 (旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>推薦により町長が委嘱 2年任期(再任を妨げず) 【役員構成】 (会員83名) 会長1・副会長1・会計1・書記2</p> <p>補助会 【名称】 健康普及員連絡会補助会 【目的】 健康づくり運動を地域に根ざしたものとすため、各種の事業を実施する。 【内容等】 事業活動補助費 【金額】 H17予算300千円 その他特記事項：事業費(千円)140千円 H17予算内訳 普及員養成講座 講師謝礼80千円 消耗品費26千円 役務費34千円</p>			

事務事業現況調書

合併協議事項番号	21	合併協議事項	保健衛生事業の取扱い			専門部会名	保健所部会
事務事業番号	10	事務事業名	健康づくりのつどい開催事業			協議ランク	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会
			相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	地域保健課					保健推進課	健康福祉課
根拠法令等							
歳出予算額 (平成18年度)	0円 (さがみはら市民健康づくり会議への委託料に全額)						
歳入予算額 (平成18年度)	0千円						
【事務事業の内容】	<p><健康づくりのつどい> 【目的】 市民の健康づくり運動についての意識の高揚を図ることを目的として「健康づくりのつどい」を開催する。 【内容等】 市民のボランティア組織「さがみはら市民健康づくり会議」へ事業委託し、市民健康づくり推進月間の核事業として10月下旬に実施。 健康づくりのきっかけになるよう健康相談や健康チェックコーナーなどを行う。 【金額】平成16年度補助金決算額 900千円 【その他特記事項】 平成16年度は市制50周年記念事業としてNHK健康フェアと同時開催 補助金のほか、NHK健康フェア委託料として2,980千円</p>	<p><つどい健康フォーラム21> 【主催】 津久井町(事務局：健康福祉課健康支援係) 【主管】 つどい健康フォーラム21実行委員会 【団体の目的】 保健計画を推進していく為に、関係者だけでなく一般市民・関係機関・行政等が合意形成を図り、協働で取組む関係づくりを目的にフォーラムを開催する。 【活動内容等】 つどい健康フォーラム21の開催 【組織の状況】 平成16年度は各地区の健康づくり推進会議より代表をもって組織。平成17年度は町健康づくり推進協議会に属する団体より選出していく予定。 実行委員組織の設置・育成・活動支援を実施 【役員構成】 実行委員長1名、副実行委員長2名 【予算】 平成16年度実績：141千円 町一般会計より：141千円 (報償費120千円 需用費21千円) 平成17年度予算：207千円 (一般会計より) (報償費150千円、消耗品費28千円、食糧費1千円、通信費28千円) テーマによって老人保健健康教育事業補助金対象経費</p> <p><3万人健康ウォーク> 【主催】 3万人健康ウォーク実行委員会 【町との関係】 事務局：健康福祉課健康支援係 実行委員の育成・活動支援を必要に応じ実施。 かながわ健康財団の協力を得ている。(謝礼) 【団体の目的】 継続した健康ウォークイベント事業を通して、身体・心の健康づくりにとどまらず、自然や人との繋がりを深め、一人ひとりが自分らしくいきいきと健やかに暮らせる町づくりを推進する。また、実行委員を組織し、町民レベルで横の繋がりを深めることを通し、協働で取組む体制づくりを構築する。 【活動内容等】 3万人健康ウォークの開催 実行委員会の開催</p>	該当なし	該当なし			

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会		
事務事業番号	事務事業名	協議ランク		
10	健康づくりのつどい開催事業	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町
【事務事業の内容】	<p>【組織の状況】 平成15年度、町ウォークリーダー研修了者より賛同者を募り企画検討委員を組織、検討を重ね実行委員会を設立。平成16年度以後、主旨に賛同し、一緒に活動を希望する人を随時加え、会員の拡大を図る。</p> <p>【役員構成】 実行委員長 1名、副実行委員長 2名、会計1名、書記1名</p> <p>【予算】 平成16年度実績：71千円 町一般会計より：71千円 (報償費44千円 需要費27千円) 老人保健健康教育事業補助金対象経費</p> <p>平成17年度予算 町一般会計：60千円 報償費44千円 消耗品費16千円 (別に県国保連補助金として 報償費90千円、消耗品費10千円 計100千円)</p>			

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	在宅ケア連携事業		■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	地域保健課			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額(平成18年度)	2,803千円				
歳入予算額(平成18年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【名称】 相模原市在宅ケア対策事業補助金</p> <p>【補助対象】 相模原市医師会</p> <p>【目的】 在宅療養者に対する適切な医療体制の充実を図る</p> <p>【事業概要】 在宅療養者から医療機関等に関する相談に応じる 在宅ケア連携室の運営や病院、診療所等医療機関相互の連携体制等の調査研究を行う相模原市医師会の在宅ケア事業に対し補助を行うもの。</p> <p>【16年度決算額】 負担金、補助及び交付金4,184千円</p> <p>【名称】 訪問看護等連絡会議</p> <p>【事業概要】 在宅療養者に関わる訪問看護師等を対象に、より質の高い在宅サービスの提供を図るため、連絡会議や研修を実施する。</p> <p>【16年度決算額】 講師謝礼 @15千円×2時間=30千円</p>			該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
12	献血推進事業	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	地域保健課			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等	安全な血液製剤の安定供給の確保に関する法律			安全な血液製剤の安定供給の確保に関する法律	安全な血液製剤の安定供給の確保に関する法律
歳出予算額（平成18年度）	1,101千円			11千円	24千円
歳入予算額（平成18年度）	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【概要】</p> <p><献血></p> <p>医療に必要な血液を献血により確保するため、献血思想の普及を図り、もって地域住民の健康と福祉に寄与する。</p> <p>【事業内容】</p> <p>企業・各種団体（ライオンズクラブ等）の協力のもと献血車を配車し、血液供給体制の確保を図る。</p> <p>平成18年度（計画）</p> <p>実施会場129 配車台数 104</p> <p>平成16年度（実績）</p> <p>実施会場 113 配車台数 95</p> <p>献血実績（人） 200ml：365、400ml：4118、成分：14</p> <p><骨髄バンクドナー登録会></p> <p>各種団体（骨髄移植推進財団、ライオンズクラブ等）の協力のもと骨髄バンク登録会を実施し、ドナー登録者の確保を図る。</p> <p>【事業費の内訳】</p> <p>賞金 15千円（非常勤看護師賞金）</p> <p>需用費 1,080千円</p> <p>消耗品費（献血広報用消耗品 1,381千円、医療材料費20千円）</p> <p>会場使用料 6千円</p>		<p>【概要】</p> <p>医療に必要な血液を献血により確保するため、献血思想の普及を図り、もって地域住民の健康と福祉に寄与する。</p> <p>【事業内容】</p> <p>企業等の協力のもと献血車を配車し、血液供給体制の確保を図る。</p> <p>平成18年度（計画）</p> <p>実施会場 4 配車台数 3</p> <p>平成17年度（実績）</p> <p>実施会場 3 配車台数 2</p> <p>献血実績（人） 200ml：7、400ml：97、成分：0</p> <p>【事業費の内訳】</p> <p>旅費2</p> <p>普通旅費</p> <p>需用費</p> <p>消耗品（献血協力者記念品9千円）</p>		<p>【概要】</p> <p>医療に必要な血液を献血により確保するため、献血思想の普及を図り、もって地域住民の健康と福祉に寄与する。</p> <p>【事業内容】</p> <p>各種団体（ふじの温泉病院等）の協力のもと献血車を配車し、血液供給体制の確保を図る。</p> <p>平成17年度（計画）</p> <p>実施会場 1 配車台数 1</p> <p>平成16年度（実績）</p> <p>実施会場 1 配車台数 1</p> <p>献血実績（人） 200ml：1</p> <p>400ml：21</p> <p>成分：0</p> <p>【事業費の内訳】</p> <p>消耗品費（献血協力者記念品24千円）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
14	栄養改善事業	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	地域保健課・中央保健センター			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等	健康増進法			健康増進法	健康増進法
歳出予算額（平成18年度）	4,249千円			516千円	269千円
歳入予算額（平成18年度）	774千円			0千円	0千円
	<p>【事業概要】 栄養改善思想の普及・啓発を図るため、地域における栄養改善の推進者として食生活推進員を養成する（食生活改善推進員養成講座の開催）とともに、地域において市民向けに生活習慣病予防の調理講習会を食生活改善推進団体「わかな会」に委託し実施する。 また特定給食施設等に対する巡回指導、特定給食施設等従事者に講習会を実施する。 <中央保健センター> 【事業内容】 ・食生活改善推進員養成講座 年15回実施 【予算額】2,125千円 【事業費内訳】 賃金：非常勤賃金（栄養士） 1,432千円 30千円 報償費： 30千円 需要費：消耗品費・印刷製本費・賄材料費 53千円 委託料： 610千円 (内訳) 栄養表示普及啓発講習会実施委託 年24回 調理講習会実施委託（障害者対象） 年1回 調理講習会実施委託（高齢者世帯） 年12回 生活習慣病予防調理講習会実施委託 年24回 特定財源【名称】保健事業負担金（国・県） 【金額】200千円 【補助率】1/3・1/3 <地域保健課> 【事業内容】 ・特定給食施設等講習会 年4回実施 ・特定給食施設等個別指導 年間実施 ・栄養表示推進事業等 【予算額】605千円 【事業費内訳】 賃金：非常勤賃金（栄養士）（10人分） 148千円 45千円 報償費： 45千円 需要費：消耗品費・印刷製本費：234千円 委託料： 148千円 負担金： 30千円 (内訳) 食生活改善推進員現任研修実施委託（4回） 58千円 食生活改善推進員ブロック別研修実施委託（1回） 90千円</p>	<p>【事業概要】 栄養改善思想の普及・啓発を図るため、地域における栄養改善の推進者として食生活推進員を養成する（食生活改善推進員養成講座の開催）。また、食生活改善を地域で推進するための活動を助成する。 【事業内容】 ・食生活改善推進員養成講座 年15回 ・各種食生活改善推進事業 ・町食生活改善推進団体助成金 ・津久井町栄養士連絡会 予定回数5回 【金額】193千円 【事業費内訳】 需用費：消耗品費・賄材料費 61千円 ・食生活改善推進事業 賃金：非常勤栄養士賃金（6回分） 42千円 需用費：消耗品費 20千円 負担金、補助及び交付金 70千円 【特記事項】 食生活改善推進員養成講座は相模原市、城山町、藤野町で合同開催。 *食生活改善推進事業費として予算計上し、健康教育で使用 <糖尿病教室>年5回 報償費：謝礼 38千円 内訳 医師 30千円×1回 住民 3千円×2回 0B会 2千円×1回 需用費：消耗品費 15千円 賄材料費 8千円 <<健康教育に再掲>></p>	<p>【事業概要】 栄養改善思想の普及・啓発を図るため、地域における栄養改善の推進者として食生活推進員を養成する（食生活改善推進員養成講座の開催）。また、食生活改善推進団体「津久志会」の協力を得て生活習慣病予防の料理教室を実施する。 【事業内容】 ・食生活改善推進員養成講座 年15回 ・食生活改善栄養指導 4回 ・町食生活改善推進団体助成金 【金額】189千円 【事業費内訳】 賃金（栄養士） 13千円 需用費 5千円 報償費 10千円 食生活改善推進員養成講座 報償費 100千円 需用費 61千円 【特記事項】 食生活改善推進員養成講座は相模原市、城山町、藤野町で合同開催。</p>	<p>【事業概要】 栄養改善思想の普及・啓発を図るため、地域における栄養改善の推進者として食生活推進員を養成する（食生活改善推進員養成講座の開催）。また、地域において町民向けに生活習慣病予防の栄養改善教室の調理を食生活改善推進団体城山支部に委託し実施する。 【事業内容】 ・食生活改善推進員養成講座 年15回実施 ・地域食生活改善推進事業 年1回 ・栄養改善教室 年12回 【事業費内訳】 賃金 71千円 非常勤賃金（栄養士）（13人分） 報償費 110千円 需要費 105千円 消耗品費・印刷製本費・賄材料費 230千円 委託料 230千円 食生活改善地区組織活動委託料 【特記事項】 食生活改善推進員養成講座は相模原市、城山町、藤野町で合同開催</p>	<p>【事業概要】 栄養改善思想の普及・啓発を図るため、地域における栄養改善の推進者として食生活推進員を養成する（食生活改善推進員養成講座の開催）。また、地域において町民向けに食生活改善のための事業を食生活改善推進団体「津久志会」に委託し実施する。 【事業内容】 ・食生活改善推進員養成講座 年15回 ・地域巡回食生活改善事業 年6回 ・食生活改善推進事業委託 【事業費内訳】 ・養成講座 40千円 負担金補助及び交付金 ・地域巡回食生活改善事業 報償費 33千円 需用費 90千円 使用料 6千円 ・食生活改善推進事業委託 委託料 100千円</p>
				地域保健課業務については、津久井保健福祉事務所業務のため該当なし	地域保健課業務については、津久井保健福祉事務所業務のため該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
16	病院・診療所等指導事業	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	地域保健課			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等	医療法 あん摩指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律 臨床検査技師、衛生検査技師等の関する法律 柔道整復師法 等				
歳出予算額（平成18年度）	3,844千円				
歳入予算額（平成18年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業概要】 医療法等の規定に基づき病院、診療所等の許可、規制指導を行い、地域医療の向上を図るもの。</p> <p>(対象施設) 病院 3 〇 医科診療所 339 歯科診療所 309 助産所 16 衛生検査所 4 施術所（あんま、はり、きゆう、柔道整復） 567</p> <p>【事業内容】 病院、衛生検査所、介護老人保健施設等への立入検査 各法令に基づく許可事務、届出 医療安全相談窓口での相談業務（非常勤看護師2名）</p> <p>【事業の実績】（平成16年度） 立入検査 病院 3 〇 衛生検査所 4 介護老人保健施設 7 有床診療所 2 許可、届出等 病院 1 9 3 医科診療所 1 4 7 歯科診療所 9 6 助産所 6 衛生検査所 2 歯科技工所 8 あはき 5 2 柔道整復 3 7</p> <p>衛生検査所の立入検査には、精度管理専門委員3名が同行している。</p> <p>【事業費の内訳】 報酬 3,524千円 報償費 16千円 旅費 180千円 需用費 124千円</p>			津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	保健衛生統計調査事業		■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	地域保健課			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等	統計法、人口動態調査令、国民生活基礎調査規則、医療法、介護保険法、母体保護法、地域保健法他関係法令、地方自治法				
歳出予算額（平成18年度）	4,262千円				
歳入予算額（平成18年度）	4,262千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業概要】 保健衛生に関する基礎資料を得ることを目的として、厚生労働省からの委託により保健衛生統計調査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口動態調査 ・病院報告 ・医療施設動態調査 ・地域保健、老人保健事業報告 ・衛生行政報告例 ・国民生活基礎調査 ・介護サービス施設、事業所調査 ・医師、歯科医師、薬剤師調査 ・21世紀成年者縦断調査 ・人口問題基本調査 ・患者調査 ・受療行動調査 ・中高年縦断調査 <p>【事業の内容】（平成16年度実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民生活基礎調査（毎年） 国民生活基礎調査（15地区）、21世紀成年者縦断調査（12地区） ・介護サービス施設、事業所調査（毎年） 介護老人保健施設（9施設）、介護療養型医療施設（12施設）、訪問看護ステーション（12施設）、居宅サービス事業所（2施設） ・三師調査（業務従事者届含む。隔年実施） ・月例報告：医療施設動態調査、病院報告、人口動態調査 ・年度報告：衛生行政報告例、地域保健・老人保健事業報告 <p>【事業費の内訳】（千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <歳入> 保健衛生統計調査委託費：4,414 <歳出> 報酬：1,396 非常勤特別職員報酬 報償費：0 謝礼 旅費：37 需用費：357 消耗品費 役務費：51 郵便料 			津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
18	国民健康・栄養調査等事業	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	地域保健課			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等	健康増進法				健康増進法
歳出予算額（平成18年度）	1,170千円				0千円
歳入予算額（平成18年度）	1123千円				0千円
【事務事業の内容】	<p>【事業説明】 健康増進法の規定に基づき、国民の食品摂取量、栄養素等摂取量の実態を把握するとともに、栄養と健康の関係を明らかにし、広く健康増進対策等に必要の基礎資料を得ることを目的とする調査を実施する。調査は、無作為に抽出された全国で300ヶ所の調査区を対象としてその調査区内の世帯及び世帯員について実施する。</p> <p>○平成16年度実績 【事業内容】 ・調査対象 2調査区 23世帯 ・調査時期 平成16年11月 【経費内訳】 ・賃金：非常勤（栄養士・看護師）22人分 157千円 ・旅費 3千円 ・需用費 443千円 消耗品費 国民栄養調査用消耗品 歩数計：75個、キッチンスケール：23個 調査協力者記念品 医薬材料費 ・委託料：血液検査業務委託（16人分）63千円 ・使用料及び賃借料 3千円</p> <p>特定財源 【名称】国民健康・栄養調査委託金（国） 【内容等】健康増進法に基づく、国民健康・栄養調査に係る事務費 【金額】669千円 【補助率】10/10</p>			<p>津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。</p> <p>津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。</p> <p>※ただし、藤野町の脳卒中の標準化死亡比が高いため、脳卒中発症と関連が深い生活習慣について調査し、町民にとって重点的に改善すべき生活習慣の内容を明らかにするため下記の事業を町単独で実施（5年後再調査予定）。</p> <p>【事業内容】 ○アンケート調査 ・脳卒中を発症した人と発症していない人の生活習慣を比較する。 ○町民栄養調査 ・調査対象 S地区 100世帯 F地区 60世帯 平成15年度末に調査し、平成16年度に集計分析中。 【事業費内訳】 ○平成15年度 報償費 220千円 役務費（郵便料） 96千円 ○平成16年度 0千円 ○平成17年度 0千円</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号 21	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い	専門部会名 保健所部会			
事務事業番号 19	事務事業名 保健所情報化推進事業	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	地域保健課			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額(平成18年度)	10,686千円			0千円	41千円
歳入予算額(平成18年度)	82千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>保健所業務情報システム 次の15のサブシステムからなるシステムの運用・維持(結核予防対策、精神保健福祉対策、難病対策、機能訓練事業、保健指導相談日計、環境衛生施設管理、環境衛生営業管理、クリニック、衛生検査、犬の登録管理、手数料管理、医事管理、薬事管理、食品衛生管理、健康度評価)。マイクロソフトアクセスで作成したシステム。システム保守委託を行っている。</p> <p>○機器の構成 サーバー5台、ネットワークハードディスク2台、クライアント87台、プリンター10台(機器はメンテナンスリース)</p> <p>○OWISH(厚生労働総合情報システム) インターネットを利用した厚生労働省のシステムで公衆衛生予防や全国的な保健統計へ情報提供を行う。</p> <p>平成16年度実績(単位:千円) 事業費計 21,966 需用費 1,489 役務費 74 委託料 11,349 使用・賃借料 9,054</p> <p>予算計上し、情報システムの運用管理を行っている事業の該当はなし</p> <p>基本健康診査事業は、15年度より保健所と旧2町、城山町、藤野町の協力で、アクセスで作成した入力フォームによりデータ入力を行っている。健康教育該当者の抽出や、健康課題の分析などに使っている。</p> <p>基本健康診査の問診票が健康度評価のA0票同様なので、必要により相談・教育の該当者として抽出。</p> <p>入力は保健係と健康支援係での手入力</p> <p>健康管理システム(ヘルセンオール)を運用するためのコンピューターリース及び維持管理をおこなっている。(国保会計)</p> <p>機器の構成:クライアント2台、プリンター1台</p> <p>平成16年度実績 使用料及び賃借料 1,248千円 平成17年度予算 使用料及び賃借料 1,248千円</p> <p>津久井保健福祉事務所が作成した基本健康診査事業のデータ入力用ソフト(MSアクセス)に平成15年度からのデータ入力を職員が行っている</p> <p>【事業概要】 基本健康診査事業は、14年度分から保健所と4町の協力により、アクセスで作成したシステム受診者データを入力している。</p> <p>【事業費】 臨時職員等賃金 41千円</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名																																				
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会																																				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク																																				
21	総合保健医療センター維持管理補修事業		■A協議会 □B幹事会 □C専門部会																																				
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町																																		
担当課名	地域保健課			保健推進課	健康福祉課																																		
根拠法令等																																							
歳出予算額 (平成18年度)	184,322千円	6,051千円		36,062千円																																			
歳入予算額 (平成18年度)	7,523千円	5千円		0千円																																			
【事務事業の内容】	<p>相模原市総合保健医療センター（ウェルネスさがみはら）の施設管理・維持補修を行うもの。延べ床面積 20,978.74㎡（A館8階建B館5階建）メディカルセンターなどがあり、夜間も開館している施設の性格等を考慮し、警備・設備については、総合管理委託を採用している。その他については、清掃業務委託、植栽管理委託、一般廃棄物及び紙類等リサイクル処分委託、機械警備委託、自家用電気工作物保守業務管理、ペットボトルリサイクル処分委託、施設諸室の行事業内・予約等のシステムである管理情報システムの機器保守及びプログラム保守、機器リースを行っている。</p> <p>17年度予算（単位：千円）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>維持管理費</td><td></td></tr> <tr><td> 事業計</td><td style="text-align: right;">197,331</td></tr> <tr><td> 需用費</td><td style="text-align: right;">75,278</td></tr> <tr><td> 役務費</td><td style="text-align: right;">392</td></tr> <tr><td> 委託料</td><td style="text-align: right;">120,557</td></tr> <tr><td> 使用・賃借</td><td style="text-align: right;">1,099</td></tr> <tr><td> 負担金・補助</td><td style="text-align: right;">5</td></tr> </table> <p>修繕費</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td> 事業計</td><td style="text-align: right;">1,500</td></tr> <tr><td> 需用費</td><td style="text-align: right;">1,500</td></tr> </table>		維持管理費		事業計	197,331	需用費	75,278	役務費	392	委託料	120,557	使用・賃借	1,099	負担金・補助	5	事業計	1,500	需用費	1,500	<p>津久井保健センターの施設管理・維持補修を行うもの。（2階建）</p> <p>清掃業務、機械警備、自家用電気工作物保守業務管理、エレベーター保守、自動ドア保守等の委託中心</p> <p>17年度予算（単位：千円）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>維持管理費</td><td></td></tr> <tr><td> 事業計</td><td style="text-align: right;">5,874</td></tr> <tr><td> 委託料</td><td style="text-align: right;">2,892</td></tr> <tr><td> 役務費</td><td style="text-align: right;">117</td></tr> <tr><td> 使用・賃借</td><td style="text-align: right;">30</td></tr> <tr><td> 備品購入費</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td> 修繕費</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td> その他</td><td style="text-align: right;">2,835</td></tr> </table>	維持管理費		事業計	5,874	委託料	2,892	役務費	117	使用・賃借	30	備品購入費	0	修繕費	0	その他	2,835	<p>保健福祉センター維持管理事業費</p> <p>【内容】 保健福祉センター建物・設備・その他全般の機能を維持し、管理する。</p> <p>平成17年度予算額（歳出）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○需用費（消耗品費・燃料費・食料費・高熱水費・備品修繕費・施設修繕費等）(9,287千円) ○役務費（通信運搬費・手数料・災害保険料）(428千円) ○委託料（総合管理業務・その他設備保守等）(25,438千円) ○使用料及び賃借料(869千円) ○備品購入費(40千円) <p>※保健福祉センターの概要</p> <p>【構造】 鉄筋コンクリート造 地上3階</p> <p>【規模】 敷地面積 6,940㎡ 延床 2,808㎡</p>	該当なし
維持管理費																																							
事業計	197,331																																						
需用費	75,278																																						
役務費	392																																						
委託料	120,557																																						
使用・賃借	1,099																																						
負担金・補助	5																																						
事業計	1,500																																						
需用費	1,500																																						
維持管理費																																							
事業計	5,874																																						
委託料	2,892																																						
役務費	117																																						
使用・賃借	30																																						
備品購入費	0																																						
修繕費	0																																						
その他	2,835																																						

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
42	墓地等紛争調停委員会	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	地域保健課			環境防災課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市墓地等の経営の許可等に関する条例				
歳出予算額 (平成18年度)	90千円				0千円
歳入予算額 (平成18年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業概要】</p> <p>相模原市墓地等の経営の許可等に関する条例に基づく墓地等申請予定者（拡張申請予定者を含む）と近隣住民との紛争調停にあたり、市長が必要と認め調停を行う際に、墓地等紛争調停委員会に諮問し、意見を聞くもの</p> <p>委員 3名（弁護士、学識経験者、市〇B）</p>			該当なし	該当なし

事務事業現況調査

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
43	保健医療計画	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会				
担当課名	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町	
根拠法令等	地域保健課			保健推進課	健康福祉課	
歳出予算額 (平成18年度)	54千円			114千円	0千円 (地域福祉課分に計上)	
歳入予算額 (平成18年度)	0千円			0千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>国の「健康日本21」、「かながわ健康プラン21」及び「相模原市21世紀総合計画」との整合性を踏まえ、平成12年に「さがみはら健康都市宣言」を行うとともに、21世紀の健康づくりの道標となる『相模原市保健医療計画～みんな元気「さがみはら健康プラン21」～』を平成14年度から22年度までの9ヵ年計画を策定した。</p> <p>本計画は、「さがみはら健康都市宣言」を基本理念に、生活習慣病やその原因となる生活習慣病の課題に対し、「栄養・食生活」、「身体活動・運動」や「休養・こころの健康づくり」について健康目標を定めるとともに、健康目標達成に向けた保健医療諸施策の推進方策等について定めています。</p> <p>●基本理念 健康を自らつくり、みんなで支え合う「健康都市」さがみはら～個人家庭地域が一体となった生涯にわたる健康づくり～</p> <p>・基本目標Ⅰ 健康づくりの実践により、生涯にわたる健康づくりを進めます</p> <p>・基本目標Ⅱ 安心して暮らせるよう、社会全体で支援していく環境づくりを進めます</p> <p>・基本目標Ⅲ 適切な医療サービスを受けられるよう、医療体制の整備を進めます</p> <p>・基本目標Ⅳ 健康目標の達成のために、より良い生活習慣への改善を進めます</p> <p>健康増進法及び「健康日本21」、「健やか親子21」を踏まえ、ヘルスプロモーションの視点にたった21世紀の健康づくりの道標となる『津久井町保健計画～つくい芽生芽木プラン21～』を平成15年度から24年度までの10ヵ年計画を策定した。</p> <p>本計画は、基本理念のもと「行政行動計画」と町民による「地区健康なまちづくり行動計画」の2本立てとし、それぞれに「目指す姿」「指標目標」「数値目標」「自分・家族・地域・行政・関係機関ができること」を定めています。</p> <p>●基本理念 「子どもからお年寄りまで、津久井の全ての人たちが自分らしくいきいきと健やかに暮らせるよう、一人ひとりが自然や人とのつながりを育み、支えあう環境を目指し、協働で取組む」</p> <p>●ライフステージ別目指す姿</p> <p><妊娠・出産期> 主体的に妊娠・出産にのぞめる</p> <p><乳幼児期> すべての子どもが愛されている安心感やからだのよさを感じ、心豊かに育つ</p> <p><学童・思春期> 自分のことを大切に思い、セルフコントロールできる</p> <p><若壮年期> 生活や生き方から健康を振り返る機会を持つ</p> <p><高齢期> 自分が築いてきた地域の中で、いきいきと充実した毎日を送る</p> <p><障害・在宅療養児者> 心のバリアフリーを感じ、元気に気持ちよく過ごせる</p> <p>●小学校区別に地区健康なまちづくり行動計画 7地区9部会別に策定</p> <p>●計画の推進体制 <行政計画推進体制> ・津久井町保健計画推進協議会の設置・その年度の課題に応じ専門部会を設置。「母子保健部会」「歯科保健部会」「糖尿病対策部会」「心の健康づくり部会」を開催</p> <p><地区健康なまちづくり行動計画推進体制> 町健康づくり推進協議会を設置。地区健康づくり推進会議、普及員、自治会、食改進等地域の健康づくりに向け取り組んでいる組織団体の連携を深め計画の推進を図る。</p> <p>●平成17年度予算</p> <p>国の「健康日本21」、「かながわ健康プラン21」及び「第4次総合計画」・「東北地区保健医療計画」との整合性を踏まえ、平成14・15年に「健康さがみこ21計画」を策定した。</p> <p>この計画は他の障害者計画・高齢者計画・介護保険計画・子育て支援計画・保健医療福祉連携システム計画と共に相模湖町総合保健福祉計画に位置づけられています。平成16年度から25年度までの10年間を計画期間としています。</p> <p>本計画は、「地域と共に自分らしい健康づくりをめざして」を基本理念に、早世と健康上の障害を予防することによって、町民の健康寿命を延長し、町民一人ひとりが「生活の質」を高め、心豊かに生活できる活力ある相模湖の実現をめざします。</p> <p>8つの重点領域（栄養と食生活・運動習慣づくり・休養とこころの健康づくり・健康診査と疾病予防・適正体重・歯と口の健康・たばこ・アルコール）ごとにめざす目標を定めています。</p> <p>・基本方針1 一次予防の重視</p> <p>・基本方針2 町民主体の健康づくり</p> <p>・基本方針3 健康づくり支援のための環境づくり</p> <p>・基本方針4 具体的な目標や目安となる指標の設定</p> <p>【会議】 保健・医療・福祉連携システム推進会議（年3回）</p> <p>【予算内訳】 保健・医療・福祉連携システム推進会議 （国保会計120千円） 医師・歯科医師10千円×2人×3回＝60千円 その他委員 5千円×4人×3回＝60千円</p> <p>国の「健康日本21」、「かながわ健康プラン21」を推奨し、21世紀にふさわしい「健康な町しろやま」をめざし、前計画の「健やかさがこたます城山町」を築くことを継承し、平成13年度から22年度までの10ヵ年計画を策定した。</p> <p>本計画は、「自らの健康は自らつくる」を基本理念に、基本方向を（1）町民一人ひとりが自主的な健康の保全を図る。健康づくり運動の推進（2）生涯にわたる一貫した保健・医療・福祉サービス体制の確立、充実（3）早世と障害を予防し、生活の質を高め、実り豊かな生涯づくりを推進するものである。</p> <p>●基本理念 ・<町民の主体性の確立> この計画は、町民の能力を重視する。従来の専門家主導の健康づくりから、町民の主体性を優先し、町民自身のセルフケア能力を高めるための支援を行う。</p> <p>・<環境整備の重視> 健康づくりは、個人の努力のみで実現できるものではなく、社会環境、地域資源の開発が必要である。町民が自分の健康に気をくばり、主体的な健康づくり推進ができるよう、環境の整備を行う。</p> <p>・<町民の自主的参加> 健康づくりは、町民が行政に依存せず、自分たちの役割を自覚し、行動する過程を重視することが大切である。町民を含む関係者が、科学的な事実に基づき、効果的な事業を選択し、地域の健康特性や健康に関連した地域資源の配置を明確にするなど、健康づくりの経過を共有する。</p> <p>○会議 計画の進行管理のため開催 医師・歯科医師・学識経験者 2回×3人×10千円＝60千円 その他委員 2回×9人×3千円＝54千円</p> <p>【目的】 藤野町の総合計画の基本理念である「安心で質の高い暮らしを作るふれあいの地域社会」をめざした「藤野町保健福祉総合計画」を策定した。</p> <p>【内容】 ○計画の位置づけ 「藤野町第4次総合計画」の保健福祉部門の計画として、次の国が定めた法や指針を町レベルで実施するための計画として位置づける。 「母子保健計画」「新エンゼルプラン」「新障害者プラン」「すこやか親子21」「次世代育成支援計画」「健康日本21」</p> <p>「健康増進法」「老人保健事業第4次計画」「高齢者保健福祉計画」「地域福祉計画」「ゴールドプラン21」</p> <p>○計画の柱 ①乳幼児期から青年期の保健福祉計画 ②障害者保健福祉計画 ③高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画</p> <p>○計画の期間 ①乳幼児期から青年期。平成12～21年度（平成15～16年度に中間見直し中） ②障害者 平成12～21年度（平成13～14年度に改定した。） ③高齢者 平成15～19年度（平成13～14年度に改定した。）</p> <p>○会議 計画の策定及び進行管理のため、毎年委員会及び部会を開催。 委員会 年1～2回 部会 年3～4回×3部会</p> <p>【事業内訳】 地域福祉課3-17「地域福祉計画」に計上。</p>					

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																																																																																																																											
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会																																																																																																																											
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																																																																																																																											
45	医師等医療関係従事者の免許事務	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会																																																																																																																											
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町																																																																																																																								
担当課名	地域保健課			保健推進課	健康福祉課																																																																																																																								
根拠法令等	医師法・歯科医師法・薬剤師法・臨床検査技師法、衛生検査技師等に関する法律・理学療法士法及び作業療法士法・診療放射線技師法・視能訓練士法・歯科技工士法・保健師助産師看護師法・栄養士法																																																																																																																												
歳出予算額（平成18年度）	0千円																																																																																																																												
歳入予算額（平成18年度）	0千円																																																																																																																												
【事務事業の内容】	【内容】 医療関係従事者の免許について、県への經由事務を行う。 免許事務取扱い件数 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>登録申請</th> <th>籍訂正</th> <th>再交付</th> <th>登録抹消 免許返納</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>医師</td><td>67</td><td>15</td><td>3</td><td>0</td><td>85</td></tr> <tr><td>歯科医師</td><td>8</td><td>5</td><td>1</td><td>0</td><td>14</td></tr> <tr><td>薬剤師</td><td>79</td><td>44</td><td>2</td><td>0</td><td>125</td></tr> <tr><td>診療放射線技師</td><td>11</td><td>2</td><td>1</td><td>0</td><td>14</td></tr> <tr><td>診療エックス線技師</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>臨床検査技師</td><td>57</td><td>19</td><td>1</td><td>0</td><td>77</td></tr> <tr><td>衛生検査技師</td><td>17</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>18</td></tr> <tr><td>理学療法士</td><td>20</td><td>6</td><td>0</td><td>0</td><td>26</td></tr> <tr><td>作業療法士</td><td>18</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>20</td></tr> <tr><td>視能訓練士</td><td>7</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>9</td></tr> <tr><td>歯科技工士</td><td>7</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td><td>9</td></tr> <tr><td>保健師</td><td>86</td><td>48</td><td>0</td><td>0</td><td>134</td></tr> <tr><td>助産師</td><td>4</td><td>7</td><td>0</td><td>0</td><td>11</td></tr> <tr><td>看護師</td><td>225</td><td>210</td><td>14</td><td>0</td><td>449</td></tr> <tr><td>栄養士</td><td>197</td><td>18</td><td>6</td><td>0</td><td>221</td></tr> <tr><td>准看護師</td><td>45</td><td>39</td><td>19</td><td>0</td><td>103</td></tr> <tr><td>受胎調節実地指導員</td><td>4</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>5</td></tr> <tr><td>死体解剖資格認定</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td></tr> <tr><td>合計</td><td>854</td><td>419</td><td>49</td><td>0</td><td>1322</td></tr> </tbody> </table>				登録申請	籍訂正	再交付	登録抹消 免許返納	合計	医師	67	15	3	0	85	歯科医師	8	5	1	0	14	薬剤師	79	44	2	0	125	診療放射線技師	11	2	1	0	14	診療エックス線技師	0	0	0	0	0	臨床検査技師	57	19	1	0	77	衛生検査技師	17	1	0	0	18	理学療法士	20	6	0	0	26	作業療法士	18	2	0	0	20	視能訓練士	7	2	0	0	9	歯科技工士	7	0	2	0	9	保健師	86	48	0	0	134	助産師	4	7	0	0	11	看護師	225	210	14	0	449	栄養士	197	18	6	0	221	准看護師	45	39	19	0	103	受胎調節実地指導員	4	1	0	0	5	死体解剖資格認定	2	0	0	0	2	合計	854	419	49	0	1322	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。
	登録申請	籍訂正	再交付	登録抹消 免許返納	合計																																																																																																																								
医師	67	15	3	0	85																																																																																																																								
歯科医師	8	5	1	0	14																																																																																																																								
薬剤師	79	44	2	0	125																																																																																																																								
診療放射線技師	11	2	1	0	14																																																																																																																								
診療エックス線技師	0	0	0	0	0																																																																																																																								
臨床検査技師	57	19	1	0	77																																																																																																																								
衛生検査技師	17	1	0	0	18																																																																																																																								
理学療法士	20	6	0	0	26																																																																																																																								
作業療法士	18	2	0	0	20																																																																																																																								
視能訓練士	7	2	0	0	9																																																																																																																								
歯科技工士	7	0	2	0	9																																																																																																																								
保健師	86	48	0	0	134																																																																																																																								
助産師	4	7	0	0	11																																																																																																																								
看護師	225	210	14	0	449																																																																																																																								
栄養士	197	18	6	0	221																																																																																																																								
准看護師	45	39	19	0	103																																																																																																																								
受胎調節実地指導員	4	1	0	0	5																																																																																																																								
死体解剖資格認定	2	0	0	0	2																																																																																																																								
合計	854	419	49	0	1322																																																																																																																								

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	結核診査協議会経費	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	保健予防課			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等	結核予防法 結核診査協議会条例(市)				
歳出予算額(平成18年度)	2,302千円				
歳入予算額(平成18年度)	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】 結核予防法第48条第1項の規定により、市長の諮問に応じ、結核患者に対する従業禁止及び入所命令並びに結核医療費の公費負担申請に関する事項を審議する。 【内容】 ・委員数 6名(結核の予防又は結核患者の医療に関する事業に従事する者4名及び医療以外の学識経験を有する者2名を市長が任命する。) ・任期 2年 ・開催 原則月2回 ・委員報酬 1回につき 19,000円			津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	結核定期健康診断・予防接種事業	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	保健予防課			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等	結核予防法 結核予防法の施行に関する規則(市) 結核健康診断事業補助金交付要綱			結核予防法	結核予防法
歳出予算額(平成18年度)	28,419千円			1,477千円	695千円
歳入予算額(平成18年度)	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 結核予防法第4条に基づく、定期の結核健康診断及び第13条に基づく乳児に対するBCG接種を行う。</p> <p>【内容】 ①定期の健康診断(胸部X線検査) 神奈川県結核予防会に委託して実施している。 ②乳児のBCG接種 医師や看護師を非常勤特別職員として委嘱し、市内の公共施設において集団予防接種(一部個別接種)を行っている。 ③結核健康診断補助金(中核市事務) 結核予防法第56条の規定に基づく学校や福祉施設が実施する定期健康診断費用の補助。 ・国の定めた基準単価×実施人数×補助率2/3</p> <p>【参考】 ①定期の健康診断 ・平成18年度実施回数 57回 ・平成18年度予算額 2,610,000円 ・平成16年度受診者数 6,034人 ②乳児のBCG接種 ・嘱託医報酬・委託 延348人×31,300円 ・技術補助員報酬 延620人×4,600円 ・事務補助員報酬 延229人×2,450円 ・医薬材料費(BCG777等) 6,713,000円 (いずれも平成18年度予算額) ・平成18年度実施時期 (旧相模原市域はポリオ実施月の4月・10月を除く毎月) ・平成18年度実施会場 延86会場 (ウエルネスさがみはら他 全4会場) ・平成18年度接種予定者数 6,270人 (平成16年度BCG接種者数 6,870人) ③結核健康診断補助金 ・平成18年度予算額 4,500,000円 ④津久井郡医師会肺疾患研究事業助成金 ・平成18年度予算額 80,000円</p> <p>【電算システム(予防接種システム)の概要】 ○機能 予防接種記録の履歴管理、各種統計作成、個別接種分医療機関支払処理 ○説明 システムのデータは、保健所内のサーバで管理。データ更新・検索等の作業は、各担当者のパソコンで可能。</p>	<p>【目的】 ①定期の健康診断 ・平成18年度実施回数 6回 ・平成16年度受診者数 305人 ②乳児のBCG接種 ・医師報酬・委託 延12人×31,300円 ・技術補助員賃金 延24人×4,600円 ・医薬材料費(BCG777等) 243,000円 (いずれも平成18年度予算額) ・平成18年度実施時期 毎月1回 ・平成18年度実施会場 津久井保健センター ・平成18年度接種予定者数 220人 (平成16年度BCG接種者数 203人) ③津久井郡医師会肺疾患研究事業助成金 平成18年度予算額 40,000円 平成16年度決算額 40,000円</p>	<p>【目的】 ①定期の健康診断 ・平成18年度実施回数 6回 ・平成16年度受診者数 547人 ②乳児のBCG接種 ・医師報酬・報酬 延10人×31,300円 ・技術補助員賃金 延10人×4,600円 ・医薬材料費(BCG777等) 143,000円 (いずれも平成18年度予算額) ・平成18年度実施時期 8月、2月を除く毎月1回 ・平成18年度実施会場 相模湖総合事務所 ・平成18年度接種予定者数 50人 (平成16年度BCG接種者数 71人) ③津久井郡医師会肺疾患研究事業助成金 平成18年度予算額 40,000円</p>	<p>【目的】 結核予防法第4条に基づく、定期の結核健康診断及び第13条に基づく乳児に対するBCG接種を行う。</p> <p>【内容】 ①定期の健康診断(胸部X線検査) 神奈川県結核予防会に委託して実施している。 ②乳児のBCG接種 医師や看護師を非常勤特別職員として雇用し、保健福祉センターにおいて集団予防接種を行っている。 ③津久井郡医師会肺疾患研究事業助成金 津久井郡医師会の肺疾患研究事業に対しての助成(助成金40,000円)</p> <p>【参考】 ①定期の健康診断 ・平成18年度実施回数 5回 ・平成18年度予算額 221,000円 ・平成16年度受診者数 305人 ②乳児のBCG接種 ・医師報酬 延24人×31,300円 ・技術補助員賃金 延24人×5,100円 ・事務補助員賃金 延24人×2,670円 ・医薬材料費(BCG777等) 300,000円 (いずれも平成18年度予算額) ・平成18年度実施時期 毎月1回 ・平成18年度実施会場 保健福祉センター ・平成18年度接種予定者数 200人 (平成16年度BCG接種者数 287人) ③津久井郡医師会肺疾患研究事業助成金 平成18年度予算額 40,000円</p> <p>【電算システム(予防接種システム)の概要】 ○該当なし</p>	<p>【目的】 結核予防法第4条に基づく、定期の結核健康診断及び第13条に基づく乳児に対するBCG接種を行う。</p> <p>【内容】 ①定期の健康診断(胸部X線検査) 京浜保健衛生協会に委託して実施している。 ②乳児のBCG接種 平成17年度から委託医療機関における個別接種として実施している。 【参考】 ①定期の健康診断 ・平成17年度実施回数 2回 ・平成17年度予算額 192,500円 ・平成16年度受診者数 624人 ②乳児のBCG接種 ・委託料 331,275円 ・印刷製本費 3,150円 ・医薬材料費(BCG777等) 167,369円 (いずれも平成17年度予算額) ・平成17年度接種予定者数 50人 (平成16年度BCG接種者数 75人) ③津久井郡医師会肺疾患研究事業助成金 平成17年度予算額 40,000円 平成16年度決算額 40,000円</p> <p>【電算システム(予防接種システム)の概要】 ○該当なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	結核定期外健康診断事業	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	保健予防課			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等	結核予防法 保健事業費等国庫負担（補助）金交付要綱（国）				
歳出予算額（平成18年度）	1,819千円				
歳入予算額（平成18年度）	391千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 結核予防法の規定により、結核予防上特に必要があると認められる場合に対象者及び期日を指定して定期外の健康診断を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>①管理検診 結核登録者に対する精密検査。 保健所及び委託医療機関において実施。</p> <p>②家族検診 結核患者の家族及び同居者に対する定期外検診。 保健所及び委託医療機関において実施。</p> <p>③接触者集団検診 結核患者との接触者に対する定期外検診。 保健所及び委託検診機関において実施。</p> <p>【参考】</p> <p>①管理検診・家族検診委託実施分 ・平成18年度予算額 1,080,000円 ・平成18年度予定者数 180人</p> <p>②接触者集団検診委託実施分 ・平成18年度予算額 240,000円 ・平成18年度予定回数 2回×検診車2台</p> <p>【特定財源】</p> <p>・名称 疾病予防対策事業費等補助金 ・内容 定期外検診に対する国庫補助金 ・金額 391千円 ・補助率 1/2</p>			津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	結核医療扶助事業	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	保健予防課			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等	結核予防法 結核医療費国庫負担(補助)金交付要綱(国) 結核予防法の施行に関する規則(市)				
歳出予算額(平成18年度)	46,983千円				
歳入予算額(平成18年度)	34,210千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 結核予防法第34条及び第35条並びに第41条の規定により、結核医療に要した医療費に対し、公費負担を行う。</p> <p>【内容】 公費負担にあたっては、患者からの公費負担申請に基づき、結核診査協議会への諮問を経て、その適否を決定し、第34条申請者に対しては医療に要した費用の95%、第35条申請者には全額公費負担を行い、緊急時の特例として第41条の規定に基づく療養費を支給する。</p> <p>【参考】 ○平成18年度予算額 ・第34条分(一般患者) 2,810千円 ・第35条分(従業禁止・命令入所患者) 43,740千円 ・第41条分(療養費) 200千円 ○患者数(平成17年12月31日現在) ・第34条関係 94人 ・第35条関係 12人</p> <p>【特定財源】 ①結核医療費国庫負担金 ・内容 第35条の医療費に対する国庫負担金 ・金額 32,805千円(平成17年度予算額) ・補助率 3/4 ②結核医療費国庫補助金 ・内容 第34条の医療費に対する国庫補助金 ・金額 1,405千円(平成17年度予算額) ・補助率 1/2</p>			<p>津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。 なお、「公費負担対象医療費の一部負担金に係る助成要綱」により、加入している健康保険の種類にかかわらず、医療費の自己負担分(5%)について、全額助成している。 ・平成16・17年度助成実績 なし</p>	<p>津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
10	結核患者管理指導事業	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	保健予防課			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等	結核予防法 結核対策特別促進事業実施要綱(国)				
歳出予算額(平成18年度)	3,402千円				
歳入予算額(平成18年度)	2,979千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 保健師の訪問や医療機関からの情報提供により結核患者の病状を把握し、的確な患者管理を行う。 また、平成18年度から結核患者を確実に治療し、再発による感染の拡大や多剤耐性菌の出現防止を図るため、保健師、看護師、薬局薬剤師による患者の服薬支援(DOTS)を行う。</p> <p>【内容】 ①定期病状調査 結核登録者のうち、医療費公費負担制度や管理検診制度により病状の把握が困難な者について医療機関から病状の報告書の提出を依頼する。 ②結核患者に対する服薬支援(DOTS) 保健所保健師による訪問指導のほか、看護師等による訪問服薬支援員制度及び薬局薬剤師による薬局DOTS制度により患者の服薬を直接確認する。</p> <p>【参考】 ①定期病状調査 ・平成18年度予算額 600千円 ・平成18年度予定件数 180件 ②結核患者に対する服薬支援(DOTS) ・平成18年度予算額 2,679千円 ・平成18年度予定件数 訪問服薬支援員実施分 延1,000件 薬局DOTS実施分 延1,000件</p> <p>【特定財源】 ・名称 疾病予防対策事業費等補助金 ・内容 結核患者に対する服薬支援(DOTS)に対する国庫補助金 ・金額 2,979千円(平成18年度予算額) ・補助率 10/10</p>			津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	結核対策特別促進事業	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	保健予防課			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等	結核予防法 結核対策特別促進事業実施要綱（国）				
歳出予算額（平成18年度）	167千円				
歳入予算額（平成18年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 結核対策の一層の充実を図るため、各種事業を実施する。</p> <p>【内容】</p> <p>①外国籍市民結核健康診断 保健所において年1回実施。</p> <p>②結核診査協議会委員等公開研修会 結核診査協議会委員等を対象とした県主催の研修会。年1回実施。</p> <p>③結核医療事業従事者研修会 指定医療機関の職員等を対象とした市主催の研修会。年1回実施。</p> <p>【参考】</p> <p>○平成18年度予算額</p> <p>①外国籍市民結核健康診断 翻訳・通訳費用、医薬材料費等 45,000円</p> <p>②結核診査協議会委員等公開研修会 講師謝礼、委員出席謝礼、旅費 90,640円</p> <p>④結核医療事業従事者研修会 講師謝礼 30,000円</p>			津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	結核児童療育給付事業		■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	保健予防課			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等	児童福祉法 身体障害児費及び結核児童療育費国庫負担金交付要綱(国) 結核児童療育給付に関する規則(市)				
歳出予算額(平成18年度)	489千円				
歳入予算額(平成18年度)	292千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 長期の療養を必要とする結核児童に対し、指定療育機関に入院させ、併せて学校教育を受けさせることにより、心身両面にわたる健全な育成を図る。</p> <p>【内容】 医療費、学習用品、日用品の給付。 ○平成18年度の事業内容 ・医療費 1人×6月×60,000円 ・学習用品 1人×6月×2,810円 ・日用品 1人×6月×18,510円 ※平成18年4月1日現在、対象者なし。</p> <p>【参考】 ○平成17年度給付実績なし。</p> <p>【特定財源】 ①結核児童療育費国庫負担金 ・内容 結核児童への療育給付に係る国庫負担金 ・金額 195千円(平成18年度予算額) ・補助率 1/2 ②結核児童療育給付自己負担金 ・内容 結核児童の扶養者の所得に応じて徴収する自己負担金 ・金額 97千円(平成18年度予算額) (1人×6月×16,200円)</p>			津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	感染症診査協議会経費	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	保健予防課			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 相模原市感染症診査協議会条例				
歳出予算額（平成18年度）	228千円				
歳入予算額（平成18年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条の規定により、市長の諮問に応じ、一類感染症の患者(疑似症、無症状病原体保有者、二類感染症の患者(一部疑似症を含む)が入院した後、72時間を超える入院が必要な時は、10日以内の期間を定めた入院勧告及び入院期間の延長に関する必要な事項を審議する。</p> <p>【内容】 ①二類感染症の患者(一部疑似症を含む)が発生し、かつ必要であると認めるときに開催する 平成16年度実績 未実施 委員・6名で組織。非常勤特別職。 内 訳・感染症指定医療機関の医師(相模原協同病院医師) 2名 ・感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者(市医師会推薦医師) 2名 ・医療以外の学識経験を有する者(市人権擁護委員) 2名 任 期 2年 報 酬 1回 19,000円 開 催 必要に応じて随時</p> <p>【参考】 平成18年度予算額 ①感染症診査協議会委員報酬 228,000円 ・単価19,000円×2回×6人 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条第2項に、二以上の保健所について一の協議会を置くことができると規定されているため、負担増はないと見込まれる。</p>			津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名						
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会						
事務事業番号	事務事業名	協議ランク						
14	感染症予防対策事業	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会						
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町			
担当課名	保健予防課			保健推進課	健康福祉課			
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律			感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律			
歳出予算額 (平成18年度)	6,582千円			0千円	212千円			
歳入予算額 (平成18年度)	395千円			0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第21、27、37条等の規定により、感染症発生時における対応及び感染症に関する正しい知識の普及啓発を実施する。また、二類（コレラ、細菌性赤痢、腸チフスなど）感染症患者の入院施設（旧伝染病隔離病舎）として借上げている病棟等相当分の土地賃借料を負担する。</p> <p>【内容】</p> <p>平成16年度実績</p> <p>①感染症発生時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生状況 12名 二類感染症 5名（バラチフス1件、細菌性赤痢 4件）、三類感染症 7名（腸管出血性大腸菌感染症7件） ・当該患者家族、接触者等の対応として検便検査（市衛生試験所にて実施）17名 <p>②感染症患者（一類、二類感染症患者（一部疑似症含む））の移送 1件</p> <p>③感染症入院患者（一類、二類感染症患者（一部疑似症含む））の医療費負担 28,904円/1件</p> <p>④感染症の病原体に汚染された場所の消毒 未実施</p> <p>⑤旧伝染病隔離病舎土地賃借料支払い 5,119,200円</p> <p>【参考】</p> <p>平成18年度予算</p> <p>①感染症患者移送委託 250,740円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単価62,685円/回×4回 <p>②感染症入院患者（二類感染症患者）の医療費負担 162,000円</p> <p>③感染症発生家屋消毒委託 31,500円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単価31,500円/件×1件 <p>浸水家屋消毒委託 210,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単価52,500円/日×4日 <p>重症急性呼吸器症候群発生家屋消毒委託 136,500円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単価 136,500円/件×1件 <p>感染症発生家屋ねずみ等駆除委託 94,500円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単価 94,500円/件×1件 <p>④旧伝染病隔離病舎土地賃借料 5,119,200円</p> <p>【特定財源】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 保健事業費等負担金（感染症予防事業、感染症患者入院医療費） ・内容 感染症法により政令市が行う事業に対する国庫補助金 ・金額 395千円（平成18年度予算額） ・補助率 1/2・3/4 			<p>【目的】</p> <p>感染症法に基づき、正しい知識の普及啓発とまん延を防止する。</p> <p>【内容】</p> <p>感染症法「消毒その他措置」に係る市町村の役割を行う。</p> <p>平成16年度未実施</p> <p>【参考】</p> <p>平成18年度予算 なし（平成17年度からは、消毒行為が発生した時点で予備費対応とする。）</p>				
				<p>【目的】</p> <p>感染症発生時、感染の予防や、まん延を防止するため保健所の指導の下、消毒を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>消毒液の購入・消毒業務の委託（ベストコントロール協会と協定している。）</p> <p>平成16年度未実施</p> <p>【参考】</p> <p>平成17年度予算</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">需用費（消耗品）</td> <td style="text-align: right;">75千円</td> </tr> <tr> <td>委託費</td> <td style="text-align: right;">137千円</td> </tr> </table> <p>○学校感染症対策要綱</p> <p>学校で0-157が発生した場合の対応マニュアルを作成し、教育委員会と共有している。</p>	需用費（消耗品）	75千円	委託費	137千円
需用費（消耗品）	75千円							
委託費	137千円							

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	感染症発生動向調査事業		■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	保健予防課			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律				
歳出予算額(平成18年度)	5,348千円				
歳入予算額(平成18年度)	2,428千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条から第16条の規定により、感染症の発生の状況、動向及び原因の調査を行い、その情報を関係機関に還元する。また、さらに広く感染症発生情報を収集する市医師会サーベイランス事業に対し補助を実施する。</p> <p>【内容】</p> <p>平成16年度実績</p> <p>① 1～5類感染症患者発生届出の受理 当該患者発生医療機関からの報告 38件</p> <p>② 5類感染症のうち28疾患についての患者数報告書(週報及び月報)の受理 29医療機関からの報告約1,500件 患者定点謝礼決算額 1,450,000円</p> <p>③ 5類感染症のうち14疾患についての病原体検査実施(検査の実施は、県衛生研究所) 当該病原体の提出を依頼している医療機関(4箇所)からの検体提出 55件 病原体定点謝礼決算額 105,000円 病原体検査手数料決算額 542,620円</p> <p>④ 情報の還元(年間65回・42箇所)(協力医療機関等へ郵送にて送付) 還元郵便料決算額 220,585円</p> <p>⑤ 市医師会の感染症サーベイランス事業補助 325,000円</p> <p>【参考】</p> <p>平成18年度予算額</p> <p>② 患者定点謝礼 1,500,000円 ・単価 50,000円×30定点(機関)</p> <p>③ 病原体定点謝礼 240,000円 ・単価 5,000円×12月分×4定点 病原体検査手数料 1,715,900円 ・単価26,080円(ウイルス)・1,150円(細菌)</p> <p>④ 還元郵便料 257,400円 ・単価 90円×65回発送(52週分(週報)及び12月分(月報))×44定点(機関)</p> <p>⑤ 市医師会同業補助 325,000円 ・単価 50,000円×13医療機関×1/2</p> <p>【特定財源】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 保健事業費等負担金(感染症発生動向調査事業) ・内容 感染症法により政令市が行う事業に対する国庫補助金 ・金額 2,428千円(平成18年度予算額) ・補助率 1/2 			津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
16	エイズ予防対策事業	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	保健予防課			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律				
歳出予算額(平成18年度)	1,457千円				
歳入予算額(平成18年度)	728千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 HIV感染予防及びエイズ患者やHIV感染者に対する差別、偏見の解消を図るため、エイズに関する正しい知識の普及啓発を実施。</p> <p>【内容】 ○エイズ予防講習会の開催 年1回 ○エイズ予防啓発冊子等の配布 ・市関係機関窓口、中・高・大学等に配布 ○各種イベントにおけるエイズ啓発コーナーの開設 ・桜まつり(2日間) ・大学祭等(2日) ○地域依頼健康教室の開催(保健師を派遣) ○世界エイズデー前後に啓発イベントの実施</p> <p>【参考】(18年度予算) ○総事業費 1,457千円 ○特定財源 (名称)エイズ対策促進事業補助金 (金額)728千円 充当先 エイズ予防対策事業費 728千円 職場研修費 54千円 (補助率) 1/2</p>			津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
17	集団予防接種事業	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	保健予防課			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等	予防接種法、相模原市予防接種問題協議会運営要綱、相模原市予防接種助成金交付要綱			予防接種法	予防接種法
歳出予算額（平成18年度）	30,546千円			808千円	277千円
歳入予算額（平成18年度）	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 18%;"> <p>【目的】 感染症の発病と蔓延を防止するため、予防接種法に基づいて、定期的予防接種を行う。</p> <p>【内容】 生後3か月から7歳5か月までの乳幼児（接種回数2回）を対象とした、急性灰白髄炎（ポリオ）ワクチンの接種を公民館等の会場で実施する。</p> <p>【電算システムの概要】 ○ 名称 予防接種システム (開発アプリケーション: Microsoft Access)</p> <p>○ 機能 ・ 予防接種記録の履歴管理（平成8年度から） ・ 各種統計作成 ・ 個別接種分医療機関支払処理（金額積算、支払明細書作成）</p> <p>○ 説明 システムのデータは保健所内のサーバで管理。データ更新・検索等の作業は各担当者のパソコンで可能。 接種記録の登録に際しては予診票を委託業者にパンチ依頼。納品されたデータFDをシステムでエラーチェックし、システムへ登録を行う。 ホストコンピュータで管理する住民記録からデータを取得し、月3回異動処理を行う。</p> <p>【参考】 ○ 平成18年度の事業 ・ 実施時期 年2回（上期：4月 下期：10月） ・ 予定人数 360人 ・ 実施会場 1会場（延6会場） ・ 医師委託・報酬 延18人×31,300円 ・ 技術補助員賃金 延25人×4,600円 ・ ワクチン購入費 18本×6,972円</p> <p>○ 平成16年度の実績 ・ 接種者数 上期：176人 下期：153人 合計：329人 ・ 使用ワクチン数 17本</p> </div> <div style="width: 18%;"> <p>【目的】 感染症の発病と蔓延を防止するため、予防接種法に基づいて、定期的予防接種を行う。</p> <p>【内容】 生後3か月から7歳5か月までの乳幼児（接種回数2回）を対象とした、急性灰白髄炎（ポリオ）ワクチンの接種を保健福祉センターで実施する。</p> <p>【電算システムの概要】 ○ 該当なし</p> <p>【参考】 ○ 平成18年度の事業 ・ 実施時期 年2回（上期：4月 下期：10月） ・ 予定人数 150人 ・ 実施会場 1会場（延3会場） ・ 医師委託 延6人×31,300円 ・ 技術補助員賃金 延6人×4,600円 ・ ワクチン購入費 7本×6,972円</p> <p>○ 平成16年度の実績 ・ 接種者数 上期：43人 下期：37人 合計：80人 ・ 使用ワクチン数 5本</p> </div> <div style="width: 18%;"> <p>【目的】 予防接種法に基づき、定期的予防接種を行う。</p> <p>【内容】 生後3か月から7歳5か月までの乳幼児（接種回数2回）を対象とした、急性灰白髄炎（ポリオ）ワクチンの接種を保健福祉センターで実施する。</p> <p>【電算システムの概要】 ○ 該当なし</p> <p>【参考】 ○ 平成18年度の事業 ・ 実施時期 年2回（上期：4月 下期：10月） ・ 予定人数 440人 ・ 実施会場 1会場（延6会場） ・ 医師報酬 延14人×31,300円 ・ 技術補助員賃金 延14人×5,100円 ・ 事務補助員賃金 延14人×2,670円 ・ ワクチン購入費 23本×6,972円</p> <p>○ 平成16年度の実績 ・ 接種者数 1回目：169人 2回目：187人 合計：356人 ・ 使用ワクチン数 22本</p> </div> <div style="width: 18%;"> <p>【目的】 感染症の発病と蔓延を防止するため、予防接種法に基づいて、定期的予防接種を行う。</p> <p>【内容】 生後3か月から7歳5か月までの乳幼児（接種回数2回）を対象とした、急性灰白髄炎（ポリオ）ワクチンの接種を中央町民センターで実施する。</p> <p>【電算システムの概要】 ○ 該当なし</p> <p>【参考】 ○ 平成17年度の事業 ・ 実施時期 年2回 （上期：4月 下期：10月） ・ 予定人数 130人 ・ 実施会場 1会場（延4会場） ・ 医師委託 延6人×31,300円 ・ 看護師賃金 延4人×5,550円 ・ 事務員賃金 延4人×2,340円 ・ ワクチン購入費 37,385円 ・ 印刷製本費 8,820円</p> <p>○ 平成16年度の実績 ・ 接種者数 上期：62人 下期：69人 合計：131人 ・ 使用ワクチン数 6本</p> </div> </div>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
18	個別予防接種事業	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	保健予防課			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等	予防接種法 相模原市予防接種問題協議会運営要綱 相模原市予防接種助成金交付要綱 結核予防法 予防接種法施行令の一部を改正する政令に伴う経過措置の実施について			予防接種法 城山町予防接種費用助成要綱	予防接種法 藤野町予防接種費用助成要綱
歳出予算額（平成18年度）	607,228千円			21,496千円	9,760千円
歳入予算額（平成18年度）	225千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 感染症の発病と蔓延防止のため、予防接種法及び結核予防法等に基づき定期的予防接種を行う。</p> <p>【内容】 予防接種法及び結核予防法に基づく三種混合、二種混合、麻しん風しん混合、日本脳炎、高齢者インフルエンザ予防接種、BCG（集団の日程では6ヶ月を超えてしまう場合）及び予防接種法施行令改正に伴う経過措置に基づき麻しん、風しんの予防接種を協力医療機関における個別接種で実施する。</p> <p>◎ 委託先 相模原市医師会、津久井郡医師会加入の相模原市医療機関、市外医療機関、北里大学病院</p> <p>◎ 委託料単価の積算方法 診療報酬点数を基準とした相模原市医師会との調整単価</p> <p>【参考】 ◎ 平成18年度 接種予定人員 三種混合他：約45,950人 高齢者インフルエンザ：約48,200人</p> <p>◎ 協力医療機関数 三種混合他：145機関（3月30日現在）、高齢者インフルエンザ：247機関（平成17年度実績）</p> <p>◎ 平成18年度 予防接種委託料予算額 592,476千円</p> <p>【相模原市予防接種助成金交付要綱】 特別な理由により、本市の協力医療機関以外で予防接種を受ける方に、支払った予防接種料の全額又は一部を補助するもの。（補助金） ・平成16年度の実績・・・113件</p> <p>【予防接種健康被害救済費補助金】 予防接種を受けたことに起因して健康被害が生じたと国で認定された者に対し、医療費及び医療手当等を給付するもの。（特定財源） ・補助率 国1/2、県1/4、市1/4</p> <p>【電算システムの概要（予防接種システム）】 ＜機能＞ ①予防接種接種状況の履歴管理（平成8年度接種分から蓄積）②各種統計作成 ③協力医療機関への支払明細書の作成 ＜説明＞ システムのデータは保健所内のサーバで管理。データ更新・検索等の作業は各担当者のパソコンで可能。接種記録の登録に際しては、委託業者に予診票の内容をデータ化依頼。納品されたデータFDをシステムでエラーチェックし、システムへの登録を行う。市のホストコンピュータで管理する住民記録から最新の住民情報を取得し、月3回住民情報</p>				
	<p>【目的】 感染症の発病と蔓延防止のため、予防接種法に基づき定期的予防接種を行う。</p> <p>【内容】 予防接種法に基づく三種混合、二種混合、麻しん風しん混合、日本脳炎、高齢者インフルエンザ予防接種及び予防接種法施行令改正に伴う経過措置に基づき麻しん、風しんの予防接種を協力医療機関における個別接種で実施する。</p> <p>◎ 委託先 協力医療機関</p> <p>◎ 委託料単価の積算方法 診療報酬点数を基準とした津久井郡医師会との調整単価</p> <p>【参考】 ◎ 平成18年度 接種予定人員 三種混合他：1,810人 高齢者インフルエンザ：1,300人</p> <p>◎ 協力医療機関数 三種混合他：7機関（6月1日現在）、高齢者インフルエンザ：13機関（平成17年度実績）</p> <p>◎ 平成18年度 予防接種委託料予算額 15,197千円</p> <p>【城山町予防接種費用助成要綱】 特別な理由により、委託先の協力医療機関以外で予防接種を受ける方に、支払った予防接種料の全額又は一部を補助するもの。（補助金） ・平成16年度の実績・・・3件</p> <p>【電算システムの概要（予防接種システム）】 ○該当なし</p>				
	<p>【目的】 感染症の発病と蔓延防止のため、予防接種法に基づき定期的予防接種を行う。</p> <p>【内容】 三種混合、二種混合、麻しん、風しん、日本脳炎、高齢者インフルエンザ予防接種を町内及び郡内の協力医療機関において個別接種で実施する。</p> <p>◎ 委託先 委託料単価の積算方法 診療報酬点数を基準とした津久井郡医師会との調整単価</p> <p>【参考】 ◎ 平成17年度 接種予定人員 三種混合他：893人 高齢者インフルエンザ：950人</p> <p>◎ 協力医療機関数 三種混合他：3機関（6月1日現在） 高齢者 インフルエンザ：24機関（平成16年度実績）</p> <p>◎ 平成17年度 予防接種委託料予算額 7,974千円</p> <p>【藤野町予防接種費用助成要綱】 特別な理由により、委託先の協力医療機関以外で予防接種を受ける方に、支払った予防接種料の全額又は一部を補助するもの。（補助金） ・平成16年度の実績・・・0件</p> <p>【電算システムの概要（予防接種システム）】 ○該当なし</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
19	特定疾患保健指導事業	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	保健予防課			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等	難病対策要綱				
歳出予算額（平成18年度）	1,800千円				
歳入予算額（平成18年度）	868千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 長期にわたり療養を必要とする難病患者及び家族に対して、在宅療養支援を行なう。</p> <p>【内容】（平成16年度 実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演会・相談会 開催回数 5回 参加者数 168人 相談者数 8人 ・患者と家族のつどい 開催回数 1回 ・随時相談 1,314件 電話 348件 ・訪問相談 常勤保健師 125件 非常勤保健師 75件 計 200件 ・事業費 1,009千円 ・財源 名称 難病患者地域支援対策推進事業補助金 372千円 補助率 1/2 名称 特定疾患事務取扱交付金 146千円 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定疾患医療受給者数 2,654人（平成17年3月31日現在） ・保健師 常勤 5人 非常勤 1人（訪問相談） ・事業費 1,800千円（平成18年度） ・財源 名称 難病患者地域支援対策推進事業補助金 722千円 補助率 1/2 名称 特定疾患事務取扱交付金 146千円 			津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし ※保健師による随時相談（電話・面接・訪問）としては対応している。 （平成16年度 実績） ・随時相談 延9件（電話 9件） ・家庭訪問 実2件 延8件

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項			専門部会名	
21	保健衛生事業の取扱い			保健所部会	
事務事業番号	事務事業名			協議ランク	
20	精神保健相談事業			■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	保健予防課			保健推進課・福祉推進課	
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律			精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	
歳出予算額（平成18年度）	40,046千円			0千円	
歳入予算額（平成18年度）	0千円			0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 精神障害者等の治療や社会参加、社会復帰・就労支援及び福祉サービスに関する相談を行う。</p> <p>【参考】 ○随時相談 16年度 電話106件 来所54件 ・事業費の内訳 需要費 消耗品費 13,125円 ○カウンセラーによるこころの相談室 16年度 相談実件数21件 延べ件数55件 ○法32条申請受付（公費負担） 16年度申請件数178件 ○法45条受付事務（障害者手帳） 16年度交付件数42件 ○法33条医療保護入院届等 16年度町長同意件数10件 解除件数6件</p>			<p>【目的】 地域における精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、医療・保健・福祉に関する相談を行う。</p> <p>【参考】 随時相談（保健師分） 16年度電話113件 文書 2件 面接 46件 法32条申請受付事務（公費負担） 平成16年度 38件 法45条申請受付事務（障害者手帳） 平成16年度 14件 法33条事務 平成16年度 1件</p>	
	<p>【内容】 嘱託医による定例相談 ウエルネスさがみはら：月2回 南保健福祉センター：月2回 随時相談 福祉職・保健師による随時相談 法24条調査 警察官通報に対する調査 法32条申請受付事務 通院医療費公費負担制度の申請受付、県への進達 法45条申請受付事務（障害者手帳） 精神障害者保健福祉手帳の申請受付、県への進達、手帳の交付 法33条事務 医療保護入院届等の県への進達 福祉のしおり発行 障害福祉課とともに3障害共通発行 障害福祉課とともに3障害共通発行</p> <p>【参考】 嘱託医による定例相談 16年度：41回85件 嘱託医報酬単価：31,300円 随時相談 16年度：電話3,372件 来所1,007件 文書 11件 法24条調査 16年度：35件 法32条申請受付事務（公費負担） 16年度：3,681件 法45条申請受付事務（障害者手帳） 平成16年度：1,074件 福祉のしおり発行 16年度：1,000部</p>			<p>【目的】 精神障害者等の治療や社会参加、社会復帰・就労支援及び福祉サービスに関する相談を行う。</p> <p>【内容】 ○嘱託医による定例相談、個別相談 年10回 【事業費】 ※障害福祉課10-41「障害者地域作業所運営事業」に計上 ○ホッと一息相談 カウンセラーによる定例相談 年6回 随時相談 福祉職・保健師による随時相談。 ○法32条申請受付事務 通院医療費公費負担制度の申請受付、県への進達 ○法45条申請受付事務（障害者手帳） 精神障害者保健福祉手帳の申請受付、県への進達、手帳の交付 【事業費】 180千円 【参考】 嘱託医による定例相談 平成16年度8回</p> <p>【内容】 随時相談 保健師による随時相談 授産施設で行う健康相談 保健師が町内の授産施設へ出向き行う 福祉推進課事務職による精神保健福祉関係事務 精神保健福祉法第32条（患者票）関係 精神保健福祉法第45条（障害者手帳）関係 精神保健医療費自己負担分助成関係 （「公費負担対象医療費の一部負担金に係る助成要綱」により、加入している健康保険の種類にかかわらず、医療費の自己負担分について、全額助成） その他相談及び訪問等</p> <p>【参考】 随時相談 16年度電話 76件 文書 0件 面接 51件 授産施設で行う健康相談 16年度年間 6回 延人数 31人</p> <p>法32条申請受付事務（公費負担） 平成16年4月1日現在 165人 法45条申請受付事務（障害者手帳） 平成16年4月1日現在 47人 平成16年度受付分 法32条関係受付相談事務（公費負担） 341件 法45条関係受付相談事務（障害者手帳） 91件</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
21	精神保健集団指導活動事業	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	保健予防課			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律			精神保健及び精神障害者に関する法律	
歳出予算額（平成18年度）	593千円			87千円	
歳入予算額（平成18年度）	0千円			0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 在宅の精神障害者に対し生活支援活動を通して、自立と社会参加・社会復帰の促進を図る。また、精神障害者を持つ家族のための教室を行い、病気の知識や関わり方等についての理解を深め、適切な対応ができるよう指導する。</p> <p>【内容】 集団指導教室の開催 家族教室の開催</p> <p>【参考】 集団指導教室の開催 16年度：年間54回、のべ567人参加 (料理、書道、話し合い及びスポーツなど) 講師謝礼： 50千円 教材等： 181千円 会場使用料： 15千円 家族教室の開催 16年度：年間9回、のべ207人参加 講師謝礼：50千円</p>			<p>【目的】 精神障害者が気軽に参加できる場をつくり、閉じこもりを予防する。</p> <p>【内容】 集団指導教室（集い）の開催</p> <p>【参考】 集団指導教室（集い）の開催 16年度年間 11回 延人数 39人 (料理、カラオケ、スポーツ、野外活動) 16年度事業費の内訳 報償費 講師謝礼：10千円 需用費 消耗品費：11千円 食料費： 3千円</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
22	精神保健訪問指導事業		■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町	
担当課名	保健予防課			保健推進課	健康福祉課	
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律			精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神保健障害者福祉に関する法律	
歳出予算額（平成18年度）	258千円			0千円	0千円	
歳入予算額（平成18年度）	0千円			0千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 精神障害者本人、家族及び医療機関等から依頼があったケースに対して訪問指導を行う。特に医療中断者等処遇困難なケースに関しては、必要に応じて精神科嘱託医の訪問指導やケース検討会等を開催し適切な指導を実施する。</p> <p>【内容】 福祉職、保健師による訪問指導 精神科嘱託医による訪問指導 ケース検討会の開催</p> <p>【参考】 福祉職、保健師による訪問指導 16年度：739件 精神科嘱託医による訪問指導 16年度：9件 嘱託医報酬単価：31,300円 ケース検討会の開催 16年度：4回</p>		<p>【参考】 保健師による訪問指導 16年度52件</p>		<p>【目的】 精神障害者本人、家族及び医療機関等から依頼があったケースに対して訪問指導を行う。</p> <p>【内容】 保健師による訪問指導</p> <p>【参考】 保健師による訪問指導 16年度 54件</p>	
			<p>【目的】 精神障害者本人、家族及び医療機関等から依頼があったケースに対して訪問指導を行う。特に医療中断者等処遇困難なケースに関しては、必要に応じて精神科嘱託医の訪問指導やケース検討会等を開催し適切な指導を実施する。</p> <p>【内容】 保健師による訪問指導 精神科嘱託医による訪問指導</p> <p>【参考】 保健師による訪問指導 16年度14件 精神科嘱託医による訪問指導 16年度 1件</p> <p>【事業費内訳】 障害福祉課10-41「障害者地域作業所運営事業」に計上</p>			

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
23	精神保健普及事業	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	保健予防課			保健推進課・福祉推進課	健康福祉課
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律			精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
歳出予算額（平成18年度）	166千円			110千円	0千円
歳入予算額（平成18年度）	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 医療機関、関係機関、地域作業所等との連携を深め、地域精神保健福祉の推進を図る。また、当事者会や家族会及びボランティアの組織育成及びその活動を支援するとともに、精神保健思想の普及啓発活動を行う。</p> <p>【内容】 普及講演会、公開講座開催 地域作業所、関係機関連絡会議 当事者会、家族会支援 ボランティア育成支援 社会適応訓練事業のための相談及び事業所訪問 16年度：対象者なし</p> <p>【参考】 普及講演会 16年度：5回、161人参加 公開講座 16年度：1回、72人参加 講師謝礼：76千円 地域作業所、関係機関連絡会議 地域作業所運営委員会、地域生活支援センター連絡会議への参加 当事者会、家族会支援 16年度：3団体のべ38回 ボランティア育成支援 16年度：2回 社会適応訓練事業のための相談及び事業所訪問 16年度：対象者なし</p>	<p>【目的】 医療機関、関係機関、地域作業所等との連携を深め、地域精神保健福祉の推進を図る。</p> <p>【内容】 ○普及講演会、公開講座開催（16年度関係機関との共催事業として新規で実施予定） ○生活ホーム運営支援（運営会議・入居判定会議等） ○家族会支援 ○実務担当者会議</p> <p>【参考】 ○生活ホーム運営支援（運営会議・入居判定会議等） 16年度 6回 17年度 6回 ○家族会支援 16年度 1団体3回 17年度 1団体3回 ○実務担当者会議 16年度 2回 17年度 1回 ○精神保健福祉地域交流事業 16年度 1回 90名参加 16年度 1回予定 ・事業費の内訳（17年度） 報償費 講師謝礼30千円 その他、実行委員会に「県精神保健福祉地域交流事業負担金」の交付10万円を受けての実施</p>	<p>【目的】 町民の精神的健康の保持及び増進を図るため、また、精神障害者に対する理解を深めるため正しい知識の普及を行う。また、精神障害者の家族が孤立しないように親睦・情報交換の場をつくり、精神障害者の福祉の増進及び社会復帰を図るための活動を支援する。</p> <p>【内容】 シンポジウム、家族会支援</p> <p>【参考】 「心の病」を考えるつどい 16年度1回 延37人参加 家族会支援 16年度1団体12回</p>	<p>【目的】 町民の精神的健康の保持及び増進を図るため、また、精神障害者に対する理解を深めるため正しい知識の普及を行う。また、精神障害者の家族が孤立しないように親睦・情報交換の場をつくり、精神障害者の福祉の増進及び社会復帰を図るための活動を支援する。</p> <p>【内容】 講演会、家族会支援、市民団体支援</p> <p>【参考】 講演会 16年度 2回 延 107人参加 家族会支援 16年度 団体 12回 市民団体支援 16年度 団体 5回 精神保健福祉地域交流事業に関する市民団体支援（実行委員会） 16年度 5回 ・事業費の内訳 講師謝礼 30,000円×2人 *18年度 精神保健福祉地域交流事業県負担金の廃止に伴い、講師謝礼50,000円を予算化した。</p>	<p>【目的】 医療機関、関係機関、地域作業所等との連携を深め地域精神保健福祉の推進をはかる。また、家族会やボランティアの組織育成及びその活動を支援するとともに精神保健思想の普及啓発活動を行う。</p> <p>【内容】 障害者計画部会開催、地域作業所支援、家族会支援、ボランティア支援、地域作業所開放（たんぼの家）、花まつり、生活ホーム運営支援、ジョブコーチ、社会適応訓練幹旋。</p> <p>【参考】 ○障害者計画部会開催 16年度 2回 ○地域作業所相談 16年度 6回+随時 ○家族会 16年度 12回（うち、1回参加） ○ボランティア支援（精神科医との座談会） 16年度 2回 ○作業所開放（常時） ○花まつり 1回 事業費は福祉予算に計上</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
24	精神障害者社会参加促進事業	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	保健予防課			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律			精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
歳出予算額(平成18年度)	220千円			0千円	0千円
歳入予算額(平成18年度)	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地域で生活する精神障害者の自立と社会参加の促進を図るための交流会や地域特性に応じた精神保健福祉対策を推進するための連絡会を行う。</p> <p>【内容】 あじさい交流会 ソフトバレーボール大会開催 地域精神保健福祉連絡協議会</p> <p>【参考】 あじさい交流会 16年度：1回、260名参加 委託料：110千円 地域精神保健福祉連絡協議会 16年度：1回開催 委員謝礼：89千円</p>	<p>【目的】 地域で生活する精神障害者の自立と社会参加の促進を図る</p> <p>【内容】 ・ほのぼの100人運動会支援</p> <p>【参考】 ほのぼの100人運動会 16年度1回、159名参加 平成17年度1回支援</p>	<p>【目的】 地域で生活する精神障害者の自立及び社会参加の促進を図るための地域住民との交流を深める活動を支援する。</p> <p>【内容】 ほのぼの100人運動会 町は後援</p> <p>【参考】 ほのぼの100人運動会 16年度1回延参加人数159人 (内本町の参加人数41人)</p>	<p>【目的】 地域で生活する精神障害者の自立及び社会参加の促進を図るための地域住民との交流を深める活動を支援する。</p> <p>【内容】 ほのぼの100人運動会 町は後援</p> <p>【参考】 ほのぼの100人運動会 16年度1回延参加人数159人 (内本町の参加人数41人)</p>	<p>【目的】 地域で生活する精神障害者の自立と社会参加の促進を図る。</p> <p>【内容】 ・ほのぼの100人運動会(町は後援) ・障害者保健福祉計画部会 (社会参加促進について検討)</p> <p>【参考】 ほのぼの100人運動会 16年度1回延参加人数159人</p> <p>※地域精神保健福祉連絡協議会については、津久井保健福祉事務所にて実施。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
25	高齢者認知症対策事業	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	保健予防課			高齢者福祉課	健康福祉課
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律			介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) 城山町家族介護者元気回復事業実施要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要綱
歳出予算額(平成18年度)	1,033千円			0千円	0千円
歳入予算額(平成18年度)	500千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 高齢者認知症に関する専門医の相談体制を整備するとともに、在宅の痴呆老人及びその介護を行っている家族を支援する。</p> <p>○保健予防課</p> <p>【内容】 嘱託医による定例相談 ウエルネスさがみはら：月2回 南合同庁舎：月2回 事業は中央保健センターで実施 家族会(友知草の会)の組織育成 役員会等に出席</p> <p>【参考】 嘱託医による定例相談 16年度：24回49件 嘱託医報酬単価：31,300円</p> <p>【特財名称】 保健事業負担金・国及び県</p> <p>【内容等】 高齢者認知症対策事業に対する補助金</p> <p>【金額】 国：250千円 県：250千円</p> <p>【補助率】 国：1/3 県：1/3</p> <p>○中央保健センター</p> <p>【参考】 ○事業及び回数等 ・高齢者認知症相談 予定回数24回 延人数49人 ・高齢者認知症家族教室 予定回数10回 延人数199人 ・高齢者認知症予防教室 予定回数12回 延人数188人</p>				
				17年度で廃止	<p>【目的】 老人性痴呆疾患に関する専門医の相談を行うとともに、在宅痴呆老人及びその介護を行っている家族を支援する。</p> <p>【内容】 ①嘱託医による相談 年6回 ②介護者交流事業 年2回 (一泊旅行1回、演芸観賞1回) ③介護家族健康相談 保健師による相談 年2回 ホッと一息相談(カウンセラー) 年6回 ④介護家族健康教室 年2回 ⑤痴呆予防事業 生涯現役宣言教室 15地区 のびのびクラブ 15地区 (地域ふれあいサロン)</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会		
事務事業番号	事務事業名	協議ランク		
25	高齢者認知症対策事業	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会		
	相模原市 (旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>○事業費の内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報償費 178,000円 <ul style="list-style-type: none"> 老人性痴呆家族教室医師謝礼 @15,000円×2H×2人 同健康運動指導士謝礼 @8,000円×1回×2人 痴呆予防教室作業療法士謝礼(本庁、南) @8,500円×3H×4人 ・需用費 27,000円 ・消耗品 27,000円 <p>【電算システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○名称 「保健所システム」 ○内容 保健所業務に関する支援システム。 			

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
26	エイズ検査・相談事業	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	保健予防課			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律				
歳出予算額（平成18年度）	6,230千円				
歳入予算額（平成18年度）	3,115千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 HIV感染の予防及びまん延の防止を図るため、 無料・匿名による相談やHIV抗体検査並びに 患者・感染者の相談、指導等を実施。</p> <p>【内容】</p> <p>○HIV抗体検査 ・毎週火曜日 午前9時から11時 市メディカルセンター ・隔週土曜日 午後2時から4時 ソレイユさがみ</p> <p>○医師・保健師による個別相談 ○電話・窓口相談（随時） 【参考】（18年度予算）</p> <p>○総事業費 6,230千円 ・賃金 2人が交代勤務 230千円 （非常勤看護師） ・需用費 2,651千円 ・委託料 3,233千円 土曜検査委託料 （結核予防会へ委託） ・使用料及び賃借料 116千円</p> <p>○特定財源 （名称）性感染症検査等事業補助金 （金額）3,115千円 （補助率）1/2</p> <p>○HIV等抗体検査を実施するために必要な人員 ・医師 1名 ・保健師 1名 ・事務 1名 ・非常勤看護師 1名</p>			津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
27	性感染症検査・相談事業	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	保健予防課			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律				
歳出予算額（平成18年度）	2,530千円				
歳入予算額（平成18年度）	668千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 性感染症の予防及びまん延の防止を図り、HIV感染症の予防につなげるため、無料・匿名による相談や性器クラミジア・梅毒の抗体検査並びに患者・感染者の相談、指導等を実施。</p> <p>【内容】 ○性器クラミジア・梅毒抗体検査 （HIV抗体検査と同時実施） ○医師・保健師による個別相談 （抗体検査時に実施） ○電話・窓口相談 ・随時</p> <p>【参考】（18年度予算） ○総事業費 2,530千円 ・検査用試薬・医療材料費</p> <p>○特定財源 （名称）性感染症検査等実施補助金 （金額）668千円 （補助率）検査費の1/2 クラミジア @1,800×700人 梅毒 @ 110×700人 の1/2</p>			津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
28	難病患者等短期入所事業	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	保健予防課			福祉推進課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市難病患者等短期入所事業実施要綱			城山町難病患者等短期入所事業実施要綱	
歳出予算額 (平成18年度)	113千円			73千円	
歳入予算額 (平成18年度)	56千円			18千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 在宅難病患者等を介護している家族が疾病等により居宅で介護ができない場合に、当該難病患者等を一時的に施設に入所させることで、難病患者等及び家族の福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】 ・平成17年度 実績なし</p> <p>【参考】 ・特定疾患医療受給者数 2,654人 (平成17年3月31日現在) ・事業費 113千円 (平成18年度) ・財源 名称 難病患者等居宅生活支援事業補助金 56千円 入所日数 7日間 × @16,090 補助率 1/2</p>			<p>【目的】 難病患者等の介護をしている家族が疾病等の理由により、居宅における介護が出来ない場合、一時的に施設を利用することにより、本人及び家族の福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】 ・平成17年度 実績なし</p> <p>【参考】 ・特定疾患医療受給者数 115人 (平成17年3月31日現在) ・事業費 73千円 (平成18年度) ・財源 難病患者等居宅生活支援事業補助金 18千円 入所日数 5日間 × @14,540 補助率 1/4 (国)</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
29	難病患者等ホームヘルプサービス事業		■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	保健予防課			福祉推進課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市難病患者等ホームヘルプサービス事業運営要綱			城山町難病患者等ホームヘルプサービス事業実施要綱	
歳出予算額（平成18年度）	1,253千円			67千円	
歳入予算額（平成18年度）	476千円			41千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 難病患者等の家庭にホームヘルパーを派遣し、家事等援助を行なうことで、難病患者等の安定した療養生活の確保を図る。</p> <p>【内容】（平成16年度 実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体介護（食事、排泄、衣類着脱等の介助） ・ 家事援助（調理、洗濯、掃除等の援助） ・ 外出時の付き添い ・ 相談及び助言 ・ 実利用者 8人 <ul style="list-style-type: none"> 家事援助 249回 297時間 身体介護 12回 33時間 ・ 財源 <ul style="list-style-type: none"> 難病患者等居宅生活支援事業補助金 191千円 事業費587,070円－204,210円（自己負担額） 補助率 1/2 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームヘルパー ・ 財源（平成18年度） <ul style="list-style-type: none"> 難病患者等居宅生活支援事業補助金 476千円 事業費1,252,560円－300,000円（自己負担額） 補助率 1/2 		<p>※平成17年度からの新規事業。</p> <p>【目的】 日常生活を営むのに支障がある難病患者等のいる家族にホームヘルパーを派遣する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成16年度 0件 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費 67千円（平成18年度） ・ 財源 <ul style="list-style-type: none"> 難病患者等居宅生活支援事業補助金 40千円 身体介護 12時間 家事援助 12時間 計 24時間 補助率 1/4（国） 1/2（県） ・ 難病患者等ホームヘルプサービス利用料 1千円 		
					該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
32	ひきこもり相談・支援事業		<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会		
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	保健予防課			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額(平成18年度)	960千円				
歳入予算額(平成18年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 ひきこもり状態にある者の家族からの相談に対応し、背景にある問題を整理し、家族自身が問題に向き合い、家族関係を修正することを通してひきこもりの解決に向かうことができるよう支援する。</p> <p>【内容】 ひきこもり相談会 平成17年度9回予定 ひきこもり研修会 平成17年度2回予定 自助グループ形成支援 平成17年度12回予定 うちアドバイザーによる支援6回</p>			<p>該当なし</p> <p>※一般の相談業務の中で対応しており、個別事業としては未実施。</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
12	医事・薬事等指導事業	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	生活衛生課			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等	薬事法、毒物及び劇物取締 麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、あへん法				
歳出予算額（平成18年度）	533千円				0千円
歳入予算額（平成18年度）	0千円				0千円
【事務事業の内容】	<p>薬事指導事業</p> <p>【目的】 薬事法、毒物及び劇物取締法に基づく薬局、医薬品販売業等の許可、毒物劇物販売業の登録等の許認可及び監視指導を行うことにより、医薬品等の品質及び安全性の確保を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 薬事法に基づく薬局、医薬品販売業等の許可、監視指導等 ○ 毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物販売業の登録、監視指導等 ○ 麻薬及び向精神薬取締法に基づく免許申請等の經由事務 ○ 薬事講習会の開催 新規薬局開設者等を対象に、専門的知識の普及向上を図ることを目的に実施 <p>薬物乱用防止対策事業</p> <p>【目的】 広域化、低年齢化傾向にある薬物乱用問題に対処するため地域における薬物乱用防止体制の充実強化及び啓発活動の推進を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 薬物乱用防止連絡会の開催 目的…関係団体との連絡調整を行うことにより地域に密着した薬物乱用防止事業に資する ○ 薬物相談薬局研修会の開催 目的…薬物相談薬局の薬剤師を対象に、薬物に対する知識の習得を図る ○ 街頭キャンペーンを中心とする啓発活動 目的…啓発資料の配布、パネル展示、広報車による広報等を行い、市民に対し薬物乱用防止の普及啓発を図る 			津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	<p>薬物乱用防止対策</p> <p>【目的】 薬物乱用防止の小学校の授業について、講師の派遣など技術支援を行い、薬物依存防止を図る。</p> <p>【内容】 学校出前講座 ・薬物 ・タバコ ・アルコール ※町内6校の小学校の要請に応じて対応。</p> <p>【事業費】 思春期保健事業（1-37）の項に計上。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	食品衛生事業	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	生活衛生課			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等	食品衛生法 神奈川県食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例				
歳出予算額（平成18年度）	8,512千円				
歳入予算額（平成18年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・食品関係営業施設の許可（政令34業種、県条例に基づく営業）新規約1,000件、更新約1,000件 更新分は食品衛生協会に委託（3,228千円） ・報告営業審査、受理（食品販売業、給食施設等） ・食品関係営業施設監視指導（許可・報告営業施設、緑日・祭礼等） ・食鳥検査法に基づく監視指導 ・食品関係営業者（食品衛生責任者）講習会の実施 約80回（食品衛生協会に35回分を委託1,056千円） ・食品等の衛生確保 食品等の取去及び検査約400件、違反食品処理、輸入食品衛生対策、苦情処理約150件、試買検査約40件等 ・食中毒対策 食中毒等食品に起因する事件・事故発生時の対応、食中毒予防月間事業の実施による市民・営業者への啓発活動 ・食品衛生推進委員、指導員活動補助金（補助金額：118千円） 食品衛生協会が自主的に活動している本事業に対して補助することにより、営業者の一層の自主管理の促進を図るもの。 ・食品衛生協会運営事業補助金（補助金額：1,232千円） 食品衛生・公衆衛生の発展に寄与するとともに、協会の円滑な運営を促進するもの。 ・食中毒予防キャンペーン事業補助金（補助金額：280千円） 食品衛生協会が実施している当該事業を支援することにより、公衆衛生・食品衛生の普及・向上を図るもの。 			津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし ・食中毒対策 0-157発生時に対応。0-157が発生した場合の対応について、要綱を作成。（平成15年度～）

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
14	環境衛生関係営業施設等指導事務	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	生活衛生課			保健推進課	まちづくり課
根拠法令等	理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法				
歳出予算額（平成18年度）	134千円				
歳入予算額（平成18年度）	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】 理容所、美容所、クリーニング所などの環境衛生関係営業施設等について、各法令の規定に基づき許可又は確認を行うとともに、監視指導等を実施することにより衛生措置基準の遵守を図る。 【内容】 ○ 理容所、美容所、クリーニング所の検査、確認及び監視指導 ○ 旅館、興行場、公衆浴場の許可及び監視指導 ○ 衛生講習会の実施 理容業、美容業を対象に衛生措置基準の遵守等を図ることを目的に実施。			津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
15	生活環境対策事業	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	生活衛生課			環境防災課	まちづくり課
根拠法令等	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 温泉法 水道法等				
歳出予算額（平成18年度）	229千円				
歳入予算額（平成18年度）	0千円				
【事務事業の内容】	生活環境対策 【目的】 特定建築物、水道、家庭用品などについて各法令の規定に基づく各種届出を受理するとともに、監視指導等を実施することにより衛生的な生活環境を確保する 【内容】 <input type="checkbox"/> 各種届出等の受理 <input type="checkbox"/> 対象施設の監視指導 <input type="checkbox"/> 家庭用品の安全確保対策 試買検査の実施により、衣料品等家庭用品に起因する健康被害の発生を防止する <input type="checkbox"/> シックハウス相談 室内測定用検知管式測定器によるホルムアルデヒド等検知 災害時の給水対策			津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
16	狂犬病予防事業	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	生活衛生課			環境防災課	まちづくり課
根拠法令等	狂犬病予防法			狂犬病予防法	狂犬病予防法
歳出予算額(平成18年度)	45,237千円			507千円	278千円
歳入予算額(平成18年度)	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 狂犬病予防法の規定による狂犬病の発生予防、犬による危害発生の未然防止を図るため、犬の登録や狂犬病予防注射の勧奨と注射済票の交付などを実施する。</p> <p>【内容】 ○ 狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射の勧奨と注射済票の交付 ○ 狂犬病予防定期集合注射の実施 ○ 狂犬病予防法に基づく犬の抑留、処分業務 ○ 犬の捕獲及び搬送業務</p> <p>【平成16年度の概要】 ○ 犬の登録及び狂犬病予防注射実施状況 登録頭数 28,016頭 登録申請頭数 2,949頭 注射実施頭数 24,507頭 ○ 狂犬病予防定期集合注射委託(相模原市獣医師会) 14日 40会場で実施 ○ 犬の登録、注射促進協力事業委託 ○ 犬の抑留等業務委託(神奈川県) ○ 犬の捕獲等業務委託(日本通運(株)厚木支店) ○ 個別通知発送委託…狂犬病予防注射通知書印刷</p> <p>【事業費内訳】 (報償費) 謝礼 281千円(犬評価人手当) (需用費) 消耗品費 499千円(二重リング等) 印刷製本費 1,291千円(犬鑑札等) (役務費) 郵便料 1,650千円(集合注射お知らせ) (委託料) 事務作業委託料 内訳 2,251千円(集合注射) 2,130千円(促進協力事業) 7,244千円(抑留等委託) 14,133千円(捕獲等委託) 474千円(通知作成委託)</p>	<p>【平成16年度の概要】 ○ 犬の登録及び狂犬病予防注射実施状況 登録頭数 815頭 登録申請頭数 73頭 注射実施頭数 642頭 ○ 狂犬病予防定期集合注射委託(津久井郡獣医師会) 4日 26会場で実施</p>	<p>【平成16年度の概要】 ○ 犬の登録及び狂犬病予防注射実施状況 登録頭数 815頭 登録申請頭数 73頭 注射実施頭数 642頭 ○ 狂犬病予防定期集合注射委託(津久井郡獣医師会) 3日 21会場で実施</p>	<p>【目的】 狂犬病予防法の規定による狂犬病の発生予防、犬による危害発生の未然防止を図るため、犬の登録や狂犬病予防注射の勧奨と注射済票の交付などを実施する。</p> <p>【内容】 ○ 狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射の勧奨と注射済票の交付 ○ 狂犬病予防定期集合注射の実施</p> <p>【平成16年度の概要】 ○ 犬の登録及び狂犬病予防注射実施状況 登録頭数 1,778頭 登録申請頭数 144頭 注射実施頭数 1,457頭 ○ 狂犬病予防定期集合注射委託(津久井郡獣医師会) 3日 12会場で実施 ○ 犬の登録、注射促進協力事業委託 ○ 犬の登録管理システム保守管理委託</p> <p>【事業費内訳】 (賃金) 臨時雇賃金 42千円(集合注射臨時雇) (旅費) 普通旅費 5千円 (需用費) 消耗品費 135千円(二重リング等) 印刷製本費 45千円(愛犬手帳等) (役務費) 通信運搬費 115千円(集合注射お知らせ及び注射勧告通知) (委託料) 内訳 142千円(促進協力事業) 23千円(システム賃借料)</p>	<p>【目的】 狂犬病予防法の規定による狂犬病の発生予防、犬による危害発生の未然防止を図るため、犬の登録や狂犬病予防注射の勧奨と注射済票の交付などを実施する。</p> <p>【内容】 ○ 狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射の勧奨と注射済票の交付 ○ 狂犬病予防定期集合注射の実施</p> <p>【平成16年度の概要】 ○ 犬の登録及び狂犬病予防注射実施状況 登録頭数 873頭 登録申請頭数 73頭 注射実施頭数 698頭 ○ 狂犬病予防定期集合注射委託(津久井郡獣医師会)4日 31会場で実施 ○ 犬の登録、注射促進協力事業委託 ○ 犬の登録管理システム保守管理委託</p> <p>【事業費内訳】 (賃金) 臨時雇賃金24千円(集合注射臨時雇) (需用費) 消耗品費 60千円(二重リング等) 印刷製本費 30千円(愛犬手帳等) (役務費) 郵送料 55千円(集合注射お知らせ) (委託料) 内訳 46千円(促進協力事業) 63千円(システム保守管理)</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	動物愛護事業		■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	生活衛生課			環境防災課	まちづくり課
根拠法令等	動物の愛護及び管理に関する法律、神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例				
歳出予算額（平成18年度）	13,688千円				
歳入予算額（平成18年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>1. 犬・猫不妊去勢手術助成事業</p> <p>【目的】 野犬・野猫の増加を防止するため、市民が飼い犬、飼い猫に行う不妊・去勢手術に対して助成を行う。</p> <p>【内容】 <補助金額> 犬 オス 3,000円/頭 メス 4,000円/頭 猫 オス 2,800円/匹 メス 4,000円/匹</p> <p>【16年度見込み頭数】 犬 オス 200頭 メス 305頭 猫 オス 600頭 メス 1,000頭</p> <p>2. 負傷犬・猫処置事業</p> <p>【目的】 動愛法に基づき、公共の場所で疾病にかかり又は負傷した犬・猫の収容等の処置を行う。</p> <p>【内容】 負傷等した犬、猫の収容等の処置業務を相模原市獣医師会へ委託。 【17年度見込み件数】 120件</p> <p>動物愛護普及事業</p> <p>【目的】 動物の適正な飼養に関する事業等を実施することにより、市民の動物愛護思想の普及・啓発を図る。</p> <p>【内容】 ○ 犬のふん持ち帰り啓発看板の配布 ○ 動物愛護事業の実施 「子犬のしつけ教室」を相模原市獣医師会へ委託 ○ 動物の愛護及び管理に関する法律に基づき引き取った犬、猫等の抑留及び処分を神奈川県へ委託</p>			該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
18	衛生害虫等駆除事業	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	生活衛生課			環境防災課	まちづくり課
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律				
歳出予算額（平成18年度）	5,441千円				
歳入予算額（平成18年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 感染症の媒介原因となる衛生害虫等の苦情相談及び駆除を行うことにより、市民の衛生害虫に対する不快感を取り除き、快適な生活環境の確保に努める。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スズメバチの巣の駆除 ・スズメバチ以外のハチの駆除方法指導 ・ねずみ駆除用薬剤の希望者への配布 ・感染症の媒介原因となる衛生害虫発生時の駆除指導等 <p>【概要】</p> <p>はち駆除等実施状況</p> <p>駆除件数 138件 指導件数 921件</p> <p>ねずみ・昆虫等 苦情・相談処理件数 133件</p> <p>【事業費内訳】 (需用費)</p> <p>消耗品費 90千円(殺鼠剤等)</p> <p>(委託料)</p> <p>事務作業等委託料 2,016千円(スズメバチ駆除)</p>			<p>該当なし</p> <p>事業立てはしていないが、衛生害虫等の苦情相談及びスズメバチ等の駆除用の防護服の貸し出しを行い町民の衛生害虫に対する不快感を取り除き、快適な生活環境の確保に努めている。</p>	<p>該当なし</p> <p>スズメバチ等のハチの駆除</p> <p>本町では、害虫等の駆除については管理者の責任において対応していただくことを原則としている。但し、相談等を受けた場合は、専門業者等の紹介を行っている。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
19	調理師等免許事務	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	生活衛生課			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等	食品衛生法				
歳出予算額（平成18年度）	0千円				
歳入予算額（平成18年度）	0千円				
【事務事業の内容】	【内容】 調理師、製菓衛生師、ふぐ包丁師の各免許の經由事務。 これらの免許は県の許可であるが、市保健所が經由事務を行う。 約300件			津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																					
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会																					
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																					
7	衛生検査事業	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会																					
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町																		
担当課名	衛生試験所			保健推進課	健康福祉課																		
根拠法令等	地域保健法 食品衛生法																						
歳出予算額(平成18年度)	61,740千円																						
歳入予算額(平成18年度)																							
【事務事業の内容】	<p>【目的】 衛生上の試験・検査を行うことを目的とする。</p> <p>【平成16年度事業概要】</p> <p>1 市民からの依頼検査 衛生検査手数料の項参照</p> <p>2 市が行う検査</p> <p>(1) 食品に関する検査(収去検査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・細菌検査 423検体 ・理化学検査 204検体 <p>(2) 環境衛生に関する検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆浴場の水質検査 26検体 ・家庭用品の検査 71検体 <p>(3) 感染症に関する検査 372検体</p> <p>(4) 食中毒に関する検査 186検体</p> <p>【平成17年度事業費内訳】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">名 称</td> <td style="width: 15%;">事業費(千円)</td> <td style="width: 70%;">説 明</td> </tr> <tr> <td>共済費</td> <td>334</td> <td>社会保険料(非常勤職員等1名)</td> </tr> <tr> <td>賃金</td> <td>2,841</td> <td>非常勤職員等2名</td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td>8,265</td> <td>検査用試薬、器具等消耗品</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>497</td> <td>外部検査委託手数料等</td> </tr> <tr> <td>備品購入費</td> <td>600</td> <td>検査用備品購入</td> </tr> </table> <p>【平成17年度検査従事職員数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 理化学検査 5名 細菌学検査 5名 			名 称	事業費(千円)	説 明	共済費	334	社会保険料(非常勤職員等1名)	賃金	2,841	非常勤職員等2名	需用費	8,265	検査用試薬、器具等消耗品	役務費	497	外部検査委託手数料等	備品購入費	600	検査用備品購入	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし
名 称	事業費(千円)	説 明																					
共済費	334	社会保険料(非常勤職員等1名)																					
賃金	2,841	非常勤職員等2名																					
需用費	8,265	検査用試薬、器具等消耗品																					
役務費	497	外部検査委託手数料等																					
備品購入費	600	検査用備品購入																					

事務事業現況調書

	合併協議事項		専門部会名																																						
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会																																						
事務事業番号	事務事業名		協議ランク																																						
8	衛生試験所維持管理事業		<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会																																						
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町																																				
担当課名	衛生試験所			保健推進課	健康福祉課																																				
根拠法令等	地域保健法 昭和22年9月5日 法律第101号																																								
歳出予算額(平成18年度)	26,757千円																																								
歳入予算額(平成18年度)	0千円																																								
【事務事業の内容】	<p>【目的】 衛生検査施設の維持管理を行う。</p> <p>【衛生検査施設の状況】</p> <p>1 場所 相模原市富士見6-5-8 神奈川県相模原合同庁舎内</p> <p>2 占有面積 406.77㎡ 衛生検査施設は、平成17年度まで神奈川県から無償供与を受けている。</p> <p>(主要諸室)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">諸室名称</td> <td style="width: 10%;">面積</td> <td style="width: 70%;">説明(対象)</td> </tr> <tr> <td>細菌検査室</td> <td>40.66㎡</td> <td>便の細菌検査など(便)</td> </tr> <tr> <td>臨床検査室</td> <td>25.89㎡</td> <td>性感染症の検査(血液)</td> </tr> <tr> <td>食品細菌検査室</td> <td>39.925㎡</td> <td>食品中の細菌検査(食品)</td> </tr> <tr> <td>理化学検査室</td> <td>95.72㎡</td> <td>添加物等の検査(食品、水)</td> </tr> <tr> <td>機器分析室</td> <td>43.705㎡</td> <td>測定機器類を設置</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>160.87㎡</td> <td>事務室、倉庫等</td> </tr> </table> <p>【平成17年度事業費の内訳】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">名称</td> <td style="width: 10%;">事業費(千円)</td> <td style="width: 80%;">説明</td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td>800</td> <td>検査機器等修繕費</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>1,328</td> <td>機器点検等委託</td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td>7,649</td> <td>検査機器のリース費</td> </tr> <tr> <td>負担金</td> <td>6,000</td> <td>庁舎維持管理費負担金</td> </tr> </table>			諸室名称	面積	説明(対象)	細菌検査室	40.66㎡	便の細菌検査など(便)	臨床検査室	25.89㎡	性感染症の検査(血液)	食品細菌検査室	39.925㎡	食品中の細菌検査(食品)	理化学検査室	95.72㎡	添加物等の検査(食品、水)	機器分析室	43.705㎡	測定機器類を設置	その他	160.87㎡	事務室、倉庫等	名称	事業費(千円)	説明	需用費	800	検査機器等修繕費	委託料	1,328	機器点検等委託	賃借料	7,649	検査機器のリース費	負担金	6,000	庁舎維持管理費負担金	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし
諸室名称	面積	説明(対象)																																							
細菌検査室	40.66㎡	便の細菌検査など(便)																																							
臨床検査室	25.89㎡	性感染症の検査(血液)																																							
食品細菌検査室	39.925㎡	食品中の細菌検査(食品)																																							
理化学検査室	95.72㎡	添加物等の検査(食品、水)																																							
機器分析室	43.705㎡	測定機器類を設置																																							
その他	160.87㎡	事務室、倉庫等																																							
名称	事業費(千円)	説明																																							
需用費	800	検査機器等修繕費																																							
委託料	1,328	機器点検等委託																																							
賃借料	7,649	検査機器のリース費																																							
負担金	6,000	庁舎維持管理費負担金																																							

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	保健と福祉のライブラリー事業	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	中央保健センター			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市保健所及び保健センター条例 相模原市保健所及び保健センター条例施行規則				
歳出予算額（平成18年度）	9,918千円				
歳入予算額（平成18年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 保健・医学・福祉関係の図書を収集し、市民に総合的な情報を提供するとともに、視覚障害者が必要とする点字・録音図書等を備えた専門的なライブラリーを設置し、市民の保健福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】 市立図書館等と連携しながら、図書の貸し出し等の業務を行っている。なお、管理運営業務は相模原市社会福祉協議会に委託している。</p> <p>【参考】 ○開室日等 月～金曜日 午前9時～午後7時 土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時</p> <p>○収蔵数 一般図書等 16,217冊 ビデオ等 823本 点字図書等 3,189冊 録音図書等 1,672冊 (平成17年3月末現在)</p> <p>【関係団体・慣行】 ○名称 「相模原市社会福祉協議会」</p> <p>【電算システム】 ○名称 「図書館システム」 ○内容 市立図書館、公民館等の図書室とオンラインで接続しているシステム。</p>			該当なし	<p>該当なし</p> <p>特に事業化はしていないが、教材として管理しているビデオテープの貸し出しを実施している。(貸し出し簿あり)</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 21	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い	専門部会名 保健所部会			
事務事業番号 7	事務事業名 健康教育事業	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	中央保健センター 老人保健法			保健推進課 老人保健法	健康福祉課 老人保健法
根拠法令等					
歳出予算額(平成18年度)	1,370千円			639千円	525千円
歳入予算額(平成18年度)	712千円			208千円	350千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識の普及を図るため、健康教育を実施する。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個別健康教育 <ul style="list-style-type: none"> ・高血圧、高脂血症、糖尿病、禁煙 予定回数 292回 延人数 500人 ○集団健康教育 <ul style="list-style-type: none"> ・病態別健康健康教育 予定回数 38回 延人数 630人 ・一般健康教育 予定回数 97回 延人数2,600人 ○事業費の内訳 <ul style="list-style-type: none"> ・報償費 <ul style="list-style-type: none"> 医師謝礼 @15,000円×1H×5人 健康運動指導士謝礼@6,000円×1H×4人+21,600円 臨床心理士謝礼@5,000円×2H×4人 看護師謝礼@1,300円×1H×24人 ・需用費 521,000円 <ul style="list-style-type: none"> 消耗品費 324,000円 物品修繕費 90,000円 医薬材料費 70,000円 食材料費 37,000円 ・委託料 116,840円 <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣改善健康教室健康運動指導士委託 52,970円 個別健康教育検査委託 64,470円 <p>【特定財源】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国庫支出金 保健事業負担金 ○県支出金 保健事業負担金 <p>【日報管理システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○内容 事業報告書の作成と統計事務を支援するシステム。保健所が運用・管理し、保守もやっている。 	<p>【目的】 「自らの健康を自らつくる」を基本理念に、生活習慣病を予防するための普及啓発及び壮年期からの健康づくりを推進する。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個別健康教室 <ul style="list-style-type: none"> ・高脂血症教室 年5コース(1コース半年間)(17年度実績) 実人数19人 ・喫煙者個別健康教育(平成18年度より) ○集団健康教育 <ul style="list-style-type: none"> ・歯周疾患健康教育 予定回数 5回 延人数 100人 ・病態別健康教育(糖尿病、健康セミナー) 予定回数 11回 延人数 261人 ・一般健康教育 予定回数 75回 延人数 2200人 ・介護家族健康教育 予定回数 1回 延人数 15人 ○事業費の内訳 <ul style="list-style-type: none"> ・賃金 249,000円 <ul style="list-style-type: none"> 栄養士賃金 134,300円 歯科衛生士賃金 102,000円 ・報償費 336,000円 <ul style="list-style-type: none"> 講師謝礼 @30,000円×4人 @10,000円×5回×2人 @5,000円×2人 @23,000円×2人 @25,000円×1人 ・医師謝礼 @30,000円×1人 ・需用費 68,000円 ・消耗品費 68,000円 <p>【特定財源】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国庫支出金 保健事業負担金 ○県支出金 保健事業負担金 <p>【日報管理システム】 なし</p>	<p>【目的】 痴呆・介護予防・早せ予防のため、健康情報の提供を行うとともに、健康的な生活習慣を実行できる環境を整備する。(グループづくり等)</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個別健康教育 <ul style="list-style-type: none"> ・喫煙(平成16年度から実施:実4人) ○集団健康教育 <ul style="list-style-type: none"> ・働き盛りの健康教室 ミドルエイジのヘルスセミナー 1回 マレットゴルフの健康教室 1回 ・生活習慣病予防教室 健康セミナー 2回(1コース) 足腰おたっしや教室 7回(1コース) ・がん集団検診時健康教室 2回 ・骨づくり健康教室 1回 ・健康出前講座 随時 <p>※ウォーキング大会1回、地域巡回食生活改善事業、地域ふれあいサロン健康教室は他の項に記載。</p> <p>【事業費内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○働き盛りの健康教室(ミドルエイジのヘルスセミナー・マレットゴルフ健康教室) 報償費 講師料: 41千円 需用費 消耗品: 67千円 使用料及び賃借料 3千円 ○生活習慣病予防教室 報償費 講師料: 84千円 需用費 消耗品: 10千円 役務費 郵便料: 5千円 腰痛対策指導委託料 63千円 使用料及び賃借料 70千円 ○がん集団検診時健康教室 報償費 35千円 需用費 教材費 30千円 ○健康出前講座(歯科分は21-27に計上) 報償費 講師料 23千円 需用費 教材費 25千円 役務費 切手代 10千円 ○個別健康教室 臨時職員賃金 12千円 需用費 教材費 30千円 役務費 17千円 ○ウォーキング大会 地域保健課1-23「健康増進事業」 		

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会		
事務事業番号	事務事業名	協議ランク		
7	健康教育事業	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会		
	相模原市 (旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
【事務事業の内容】				○骨づくり健康教室 1-28地域保健課「骨粗しょう症予防事業」に計上 【特定財源】 ○国庫支出金 保健事業負担金 ○県支出金 保健事業負担金 【日報管理システム】 なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	健康相談事業	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	中央保健センター			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等	老人保健法			老人保健法	老人保健法
歳出予算額(平成18年度)	1,018千円			77千円	56千円
歳入予算額(平成18年度)	680千円			40千円	36千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 健康管理に資するため、希望者への指導助言を行うとともに、基本健康診査の結果等によって保健指導等が必要な者に対して、必要な相談や指導を実施する。</p> <p>【内容】 予定回数 1,625回、予定延人数1,900人</p> <p>【参考】 ○重点健康相談 77回 延人数 472人 ・歯周疾患健康相談 30回 延人数 32人 ・生活習慣改善健康相談 予定回数47回、延人数340人 ○総合健康相談 予定回数1,548回、延人数1,428人 ・健康相談<庁内、電話> 1,482回 延人数 1,318人 ・栄養相談 66回 延人数 110人 ○事業費の内訳 ・需用費 364,000円 消耗品費 274,000円 物品修繕料 90,000円 ・委託料 550,752円 生活習慣改善健康相談健康運動指導士委託</p> <p>【特定財源】 ○国庫支出金 保健事業負担金 ○県支出金 保健事業負担金</p>			<p>【目的】 心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理が行えるよう支援する。</p> <p>【内容】 予定回数 39回、予定延人数 530人</p> <p>【参考】 ○重点健康相談 ・病態別 予定回数7回、延人数500人 ○歯周疾患健康相談 予定回数5回、延人数60人 ○総合健康相談 予定回数18回、延人数200人 ○健康相談(庁内) 予定回数16回、延人数20人 ○事業費の内訳 ・需用費 77千円 消耗品費 72千円 物品修繕料 5千円</p> <p>【特定財源】 ○国庫支出金 保健事業負担金 ○県支出金 保健事業負担金</p>	<p>【目的】 心身の健康について個別に相談を行い、自らの健康管理が行えるよう支援する。事業を通して町民と保健師の関係性の構築、健康課題の把握や人材の発掘の場としても位置づける。</p> <p>【内容】 ○地域巡回健康相談 15回 ○出張健康相談 随時 ○介護家族健康相談 2回 ○心の相談 16回 ・精神科医 10回 ・カウンセラー 6回 (事業費は精神の項に計上)</p> <p>【参考】 相談員賃金 17千円 需用費 教材費 10千円 役務費 10千円 備品購入費 29千円</p> <p>【特定財源】 ○国庫支出金 保健事業負担金 ○県支出金 保健事業負担金</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	訪問指導事業	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	中央保健センター			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等	老人保健法			老人保健法	老人保健法 介護保険、地域支え合い事業実施要綱
歳出予算額（平成18年度）	5,198千円			37千円	259千円
歳入予算額（平成18年度）	3,452千円			25千円	91千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 生活習慣病や要介護状態の予防等の目的のため、訪問指導が必要な方を対象に、保健師、栄養士等が家庭訪問により専門的な指導・助言を行う。</p> <p>【参考】 ○訪問予定人数 保健師 実人数529人 延人数300人 栄養士 実人数 40人 延人数 10人</p> <p>○事業費の内訳 ・ 賃金 5,119,000円 訪問指導業務補助賃金（保健師） 4,126,730円 訪問指導業務補助賃金（栄養士） 1,181,600円 ・ 需用費 48,000円 消耗品費 18,000円 物品修繕料 20,000円 医薬材料費費 10,000円</p> <p>【特定財源】 ○国庫支出金 保健事業負担金 ○県支出金 保健事業負担金</p> <p>【電算システム】 ○名称 「成人健康管理システム」 ○内容 基本健康診査の事後指導及び保健指導に係るシステム。</p> <p>○名称 「健康度評価管理システム」 ○内容 健康度評価に関するシステム。 * 介護予防の係る訪問指導は介護予防推進室が担当</p>	<p>【参考】 ○平成17年度訪問予定 延人数 125人 常勤保健師 延人数 100人 常勤栄養士 延人数 15人 非常勤理学療法士 延人数 5人 非常勤歯科衛生士 延人数 5人</p>	<p>【参考】 ○訪問リハビリはH15年度で終了 訪問リハビリのH15年度実績 47日 実人数39人 延人数247人 保健師訪問 16年度 実人数 239人 延人数 401人</p>	<p>【目的】 生活習慣病や要介護状態の予防、介護家族の健康管理のため訪問指導が必要な方を対象に、保健師、栄養士、歯科衛生士、理学療法士等が家庭訪問により専門的な指導・助言を行う。</p> <p>【参考】 ○訪問予定人数 保健師 実人数 450人 延人数650人 看護師 実人数 1人 延人数2人 栄養士 実人数 2人 延人数 2人 理学療法士 実人数 10人 延人数 35人 歯科衛生士 実人数 1人 延人数2人</p> <p>○事業費の内訳 ・ 賃金 33千円 (看護師) 11千円 (栄養士) 11千円 (歯科衛生士) 11千円 * (理学療法士) 296千円は機能訓練に計上している ・ 需用費 4千円 消耗品費 3千円 医薬材料費 1千円</p> <p>【特定財源】 ○国庫支出金 保健事業負担金 ○県支出金 保健事業負担金 〔電算システム〕 なし</p>	<p>【目的】 生活習慣病予防や介護予防のために訪問指導が必要な対象に、保健師、理学療法士が家庭を訪問し、必要な相談・助言を行う。介護保険認定調査を含む。</p> <p>【参考】 ・ 訪問リハビリ 16年度 30件（実16件） ・ 保健師による訪問 16年度 66件（実20件）</p> <p>【事業費内訳】 ・ 需用費 衛生材料 10千円 燃料費 70千円 修繕費（車両） 30千円 ・ 役務費 自動車保険料 27千円 ・ 負担金補助及び交付金 84千円 ・ 公課費 38千円 ※理学療法士の報酬費は福祉の項に計上（介護予防）</p> <p>【特定財源】 ○国庫支出金 保健事業負担金 ○県支出金 保健事業負担金</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
14	母子健康教育事業	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会				
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町	
担当課名	中央保健センター			保健推進課	健康福祉課	
根拠法令等	母子保健法			母子保健法	母子保健法	
歳出予算額(平成18年度)	3,892千円			1,615千円	2,066千円	
歳入予算額(平成18年度)				119千円	73千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 妊産婦や乳幼児を対象にした各種の健康事業を実施する。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業及び回数等(見込み) <ul style="list-style-type: none"> ・ハローマザークラス(母親・父親教室) <ul style="list-style-type: none"> 実施回数 54回 3200人 ・赤ちゃんすくすくセミナー(離乳食講習会) <ul style="list-style-type: none"> 実施回数 48回 人数748人 ・元気Kidsの食育セミナー(子どもの生活習慣予防教室) <ul style="list-style-type: none"> 実施回数 24回 延人数200人 ・親子で歯っぴいちゃれんじ大作戦(むし歯予防教室) <ul style="list-style-type: none"> 実施回数 58回 人数2,200人 ・びよびよサロン <ul style="list-style-type: none"> 実施回数24回 人数240人 ・ひばり教室(1歳6か月児健診等の事後指導教室) <ul style="list-style-type: none"> 実施回数 48回 人数1,920人 ・つばさクラブ(3歳6か月児健診等の事後指導教室) <ul style="list-style-type: none"> 実施回数 24回 人数720人 ・ことり教室(事後指導教室) <ul style="list-style-type: none"> 実施回数 42回 人数630人 ・ふれあい親子サロン <ul style="list-style-type: none"> 実施回数 275回 人数40,000人 ・おやこひだまり相談室 <ul style="list-style-type: none"> 実施回数 66回 人数198人 ○事業費内訳 <ul style="list-style-type: none"> ・賃金 987千円 <ul style="list-style-type: none"> 保健師 1,086千円 保育士 810千円 栄養士 91千円 ・報償費 1,412千円 ・需用費 357千円 ・役務費 136千円 【電算システム】 <ul style="list-style-type: none"> ○名称 「日報管理システム」 ○内容 事業報告書の作成と統計事務を支援するシステム。運用・管理及び保守は保健所職員が行っている。 		<p>【目的】 心身の健やかな成長のためのライフステージのテーマに沿った学習機会を提供し、親同士の交流を図りながら育児支援を行う。</p> <p>【参考】(平成18年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業及び回数等 <ul style="list-style-type: none"> ・母親父親教室 <ul style="list-style-type: none"> 予定回数20回 延人数150人(見込み) ・赤ちゃんすくすくセミナー(離乳食講習会) <ul style="list-style-type: none"> 予定回数6回 延人数100人 ・1歳かみかみセミナー(幼児食講習会) <ul style="list-style-type: none"> 予定回数6回 延人数100人 ・乳児学級(育児に関する講演会) <ul style="list-style-type: none"> 予定回数2回 延人数60人 ・赤ちゃんサロン(乳児の親同士の交流会) <ul style="list-style-type: none"> 予定回数21回 延人数300人 ・インファントマッサージ教室(4か月児健診事後指導教室) <ul style="list-style-type: none"> 予定回数24回 延人数120人 ・ひよこ教室(幼児健診事後指導教室) <ul style="list-style-type: none"> 予定回数44回 延人数600人 ・おかあさんの会 <ul style="list-style-type: none"> 予定回数11回 延人数22人 ・乳幼児健康相談 <ul style="list-style-type: none"> 予定回数12回 延人数700人 ・親子のすくすく相談(個別心理相談) <ul style="list-style-type: none"> 予定回数12回 延人数48人 ○事業費内訳(平成18年度) <ul style="list-style-type: none"> ・賃金853千円 <ul style="list-style-type: none"> 保健師 67千円 保育士 531千円 栄養士 130千円 助産師 67千円 事務員 36千円 ・歯科衛生士 22千円 ・報償費 746千円 ・需用費 65千円 ・役務費 16千円 		<p>【目的】 妊産婦や乳幼児を対象にした各種の健康事業を実施する。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業及び回数等(平成16年度実績) <ul style="list-style-type: none"> ・マザークラス(子育てグループ支援) <ul style="list-style-type: none"> 回数6回 実110人 延110人 ・母親・父親教室 <ul style="list-style-type: none"> 回数6回 実13人 延28人 ・子育て相談 <ul style="list-style-type: none"> 回数18回 実31人 延31人 ・子育てトーク <ul style="list-style-type: none"> 回数12回 実130人 延453人 ・親子教室 <ul style="list-style-type: none"> 回数48回 実24人 延688人 ・幼稚園の食育事業 <ul style="list-style-type: none"> 回数1回 実24人 延24人 ・子育て指導者研修 <ul style="list-style-type: none"> 回数1回 実27人 延27人 ・地域子育てワーキング <ul style="list-style-type: none"> 回数2回 実29回 延29回 ・発達相談 <ul style="list-style-type: none"> 回数30回 実43人 延58人 ・育児相談(歯科検診時) <ul style="list-style-type: none"> 回数12回 実142人 延151人 【事業費内訳】 <ul style="list-style-type: none"> ・賃金 1,583,860円 ・心理相談員 14人 245,600円 ・臨時職員 233人 1,376,660円 ・報償費 150,500円 ・需用費 168,000円 ・役務費 19,360円 ・負担金補助及び交付金 80,500円 ・備品購入費 21,000円 【特定財源】 <ul style="list-style-type: none"> ○県衛生費補助金(児童環境づくり基盤整備事業) 	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
19	栄養改善指導の実施	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	中央保健センター			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等	健康増進法 老人保健法 母子保健法			健康増進法 老人保健法 母子保健法	健康増進法 老人保健法 母子保健法
歳出予算額 (平成18年度)					他に計上
歳入予算額 (平成18年度)					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 母子、成人、高齢者の栄養に関する事業を実施することにより健康増進に資する。</p> <p>【内容】 母子、成人、高齢者の栄養に関する健康教育、健康相談、訪問指導及び乳幼児健康診査事業を実施する。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康診査事業 <ul style="list-style-type: none"> 4か月児健康診査 予定回数84回 1歳6か月児歯科健康診査 予定回数70回 2歳6か月児歯科健康診査 予定回数70回 3歳6か月児歯科健康診査 予定回数81回 乳幼児経過検診 予定回数20回 ○母子健康教育事業 <ul style="list-style-type: none"> ハローマザークラス 予定回数18回 赤ちゃんセミナー 予定回数48回 元気kidsの食育セミナー 予定回数12回 地区教育(子ども) 未定 ○健康教育事業 <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣改善教室 予定回数4回 素敵にやせるための教室 予定回数6回 個別健康教育 予定回数18回 ○健康相談事業 <ul style="list-style-type: none"> 栄養相談 予定回数66回 親子サロン 予定回数75回 生活習慣改善健康相談 予定回数37回 ○ヘルスアセスメント事業 <ul style="list-style-type: none"> ヘルスアセスメントB ○母子・成人・高齢者家庭訪問 <ul style="list-style-type: none"> 家庭訪問 <p>【電算システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○名称 「日報管理システム」 ○内容 事業報告書の作成と統計を支援するシステム。 ○名称 「成人健康管理システム」 ○内容 基本健康診査の事後指導及び保健指導に係るシステム。 <p>【特記事項】</p>	<p>【目的】 母子、成人、高齢者の栄養に関する事業を実施することにより健康増進に資する。</p> <p>【内容】 母子、成人の栄養に関する健康教育、相談、訪問指導及び乳幼児健康診査事業を実施する。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康診査事業 <ul style="list-style-type: none"> 4か月児健康診査 予定回数6回 10か月児健康診査 予定回数6回 1歳6か月児健康診査 予定回数6回 3歳児健康診査 予定回数6回 ○母子健康教育事業 <ul style="list-style-type: none"> 母親父親教室 予定回数4回 育児教室 予定回数2回 赤ちゃんすくすくセミナー 予定回数6回 1歳かみかみセミナー 予定回数6回 ○健康教育事業 <ul style="list-style-type: none"> 糖尿病教室 予定回数5回 個別健康教育 予定回数12回 健康づくり教室 予定回数12回 骨づくりセミナー 予定回数2回 糖尿病教室08会 予定回数6回 ○健康相談事業 <ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健康相談 予定回数6回 <p>【特記事項】 予算は以下の項にて計上。 ①乳幼児健康審査事業 ②母子健康教育事業 ③健康教育事業 ④栄養改善事業</p> <p>【電算システム】 なし</p>	<p>【目的】 母子、成人の栄養に関する事業を実施することにより健康増進に資する。</p> <p>【内容】 母子、成人の栄養に関する健康教育、相談、訪問指導及び乳幼児健康診査事業を実施する。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康診査事業 <ul style="list-style-type: none"> 4～5か月児健康診査 予定回数6回 9～10か月児健康診査 予定回数6回 1歳6か月児健康診査 予定回数6回 3歳児健康診査 予定回数6回 ○母子健康教育事業 <ul style="list-style-type: none"> 子育てトーク 予定回数12回 育児教室 予定回数1回 食育事業 予定回数4回 ○成人健康教育事業 <ul style="list-style-type: none"> 成人習慣病予防事業 予定回数2回 がん集団健診時健康教育 予定回数2回 骨づくり教室 予定回数1回 地域巡回食生活改善事業 予定回数6回 働き盛りの健康教室 予定回数1回 <p>【電算システム】 なし</p> <p>【特記事項】 予算は他の項にて計上。</p>		

事務事業現況調書

合併協議事項番号 21	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い	専門部会名 保健所部会			
事務事業番号 20	事務事業名 健康度評価事業	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	中央保健センター			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等	老人保健法			老人保健法	老人保健法
歳出予算額(平成18年度)	5,425千円			64千円	
歳入予算額(平成18年度)	3,616千円			0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 個人の生活習慣行動や社会・生活環境等の分析と基本健康診査等の結果から、個人の健康度を評価し適切な保健・福祉サービスへの参加に繋げることにより、生活習慣病予防と高齢者が要介護状態になることを予防する。</p> <p>【内容】 ○生活習慣病予防(A票) ①基本健康診査の受診者のうち、以下の対象に『生活習慣質問票A』を送付する。 ②返送された内容を『健康度評価管理システム』に入力し、アドバイス票を出力する。 ③結果を本人に返送または、面接により返却し、適切な保健事業を案内する。 ○生活機能低下予防(B票) 当該年度70歳以上の市民のうち基本健康診査未受診者へ『生活習慣質問票B』を送付、返送された内容を『健康度評価管理システム』に入力し、要介護状態に移行するリスクを評価する。その結果を本人に返送し、適切な保健・福祉事業を紹介する。虚弱高齢者(要介護状態に移行するリスクが高いと判定された者)については、保健師等が電話や訪問等で積極的に保健指導及び受診勧奨・事業参加をすすめるなどの事後指導を行う。</p> <p>【参考】 ○A票対象者 ①基本健康診査の結果、保健師要指導の指示があった者 ②同、異常なしのうち、40、50歳の者 ③同、要指導者のうち、40、45、50、55、60歳の者 ※平成18年度対象者見込みは、3,000人 返送見込み 1,380人 ○B票対象者 ※平成18年度対象者見込みは、約3,500名 返送見込み 1,225人</p> <p>【電算システム】 ○名称 『健康度評価管理システム』 ○内容 質問票回答データに基づく健康度評価及びアドバイス票出力に関する総合システム。</p>			<p>【目的】 個人の生活習慣行動や社会・生活環境等の分析と基本健康診査等の結果から、個人の健康度を評価し適切な保健・福祉サービスへの参加に繋げることにより、生活習慣病を予防する。</p> <p>【内容】 ○生活習慣病予防(A票) 基本健康診査受診者のうち、結果が異常なし、または要指導の40～64歳の者に対しA票(城山町用に改変)を送付し、返送者に対して個別アドバイス及び適切な保健事業の案内を送付する。 【参考】 平成18年度対象者見込みは700人 返送見込みは300人</p> <p>該当なし</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
21	口腔衛生事業		■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	中央保健センター			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等	地域保健法			地域保健法	地域保健法
歳出予算額（平成18年度）	7,226千円			49千円	5千円
歳入予算額（平成18年度）	792千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【事業概要】 乳幼児から成人高齢者の歯科保健推進のため、ライフステージに応じた専門的、技術的指導を行う。</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ むし歯予防教室 ○ 重度う蝕ハイリスク幼児予防対策事業 ○ 学校歯科巡回指導 ○ 在宅療養者等訪問口腔衛生事業 ○ サプライ室運営等 <p>【事業費内訳】 単位千円</p> <p>①賃金 (5,305)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サプライ室業務賃金（看護師） のべ404名 ・ 学校歯科巡回指導（歯科衛生士） のべ181名 ・ 継続歯科健康診査賃金（事務） のべ82名 ・ 健康教育事業（歯科衛生士） のべ71名 <p>②報償費 (47)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅歯科衛生士研修会講師謝礼 @1,5000×1回 ・ 歯科医師謝礼（乳幼児歯科健診） @31,300×1回 <p>③需用費 (1,599)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消耗品費 (269) <ul style="list-style-type: none"> 歯科健診業務用消耗品 オートクレーブ（滅菌消毒機）用記録用紙 歯科相談用消耗品 歯科訪問指導業務用消耗品 歯つびいちゃれんじ大作戦用消耗品 ・ 物品修繕料 (108) ・ 医薬材料費 (1,222) <ul style="list-style-type: none"> 歯科健診業務用医薬品 歯つびいちゃれんじ大作戦用医薬材料費 <p>④役務費 (15)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手数料 ・ オートクレーブ検査料 <p>⑤委託料 (260)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オートクレーブ保守委託 			<p>【事業概要】 健康状態や生活環境などを総合的に考慮した歯科保健支援を必要とする幼児（保育所・幼稚園・年長児）に対し、歯科保健指導の啓発のために巡回指導を実施する。</p> <p>【事業内容】 町立保育所・幼稚園巡回歯科保健指導</p> <p>【事業費内訳】 単位千円</p> <p>①賃金 (44)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科衛生士 (@5,100+300) × 8回 <p>②需用費 (5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬材料費 歯科健診業務用医薬品（手袋、レッドコート等） <p>平成17年度実績（3施設4クラス各2回実施） 前期 4回90名 後期 4回90名</p>	<p><フォロー-歯科検診></p> <p>【目的】 幼児歯科検診のう蝕ハイリスク児のフォローとして歯科検診および相談を実施し、う蝕の重症化予防をはかる。</p> <p>【事業内容】 津久井保健福祉事務所と町がタイアップし、歯科医師による検診と歯科衛生士によるフッ素やサホライド塗布および歯科衛生相談を実施。</p> <p>回数：年6回</p> <p>【事業費】 需要費 5千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
22	保健所一般健康相談事業	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	中央保健センター			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市保健所及び保健センター条例 相模原市保健所及び保健センター条例施行規則 相模原市保健所一般健康相談事業実施要綱				
歳出予算額（平成18年度）	4,153千円				
歳入予算額（平成18年度）	507千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業概要】 血液検査・尿検査・胸部X線検査等を行い、検査結果に基づき医師・保健師等による健康相談を実施する。</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施場所：ウエルネスさがみはら ・実施回数：年24回（原則毎週水曜日・隔週で検査・相談を実施） ・実施人数：年1,200人（1回あたり50人） <p>【事業費内訳】</p> <p>報酬：非常勤特別職員報酬 24回×@31,300円×1人＝752千円</p> <p>旅費：費用弁償24回×@1,000円×1人＝24千円</p> <p>需要費：218千円 （消耗品費・物品修繕料・医薬材料費）</p> <p>委託料 3,159千円</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般健康相談血液検査業務委託 一般健康相談実施委託 <p>特定財源 【名称】保健事業負担金（国・県） 【金額】507千円 【補助率】1/3・1/3</p>			該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
23	健康手帳交付事業	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	中央保健センター			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等	老人保健法 国保健康事業実施要領 相模原市成人保健事業実施要綱			老人保健法	老人保健法
歳出予算額 (平成18年度)	744千円			9千円	10千円
歳入予算額 (平成18年度)	532千円			6千円	6千円
【事務事業の内容】	<p>【事業概要】 老人保健法に基づき、健康診査の記録、その他老後における健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療の確保に資するため作成し配布する。</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配布対象：40歳以上の市民(39歳以下の希望者)にも配布) ・ 配布窓口：中央保健センター 保健福祉総合相談課 地域医療課 ・ 配布時期：基本健康診査受診券一斉送付時(4月末：50・60歳の人) 健康相談実施時 老人保健法医療受給者証交付時(75歳到達時) その他再交付等については交付希望時に随時配布 <p>【予算額】 744千円</p> <p>【事業費内訳】</p> <p>需用費</p> <ul style="list-style-type: none"> 消耗品費 744千円 健康手帳(ビニールカバー付) 850冊 119千円 健康手帳(ビニールカバーなし) 7,734冊 625千円 <p>特定財源</p> <p>【名称】保健事業負担金(国・県)</p> <p>【金額】 532千円</p> <p>【補助率】 1/3・1/3</p>	<p>【事業概要】 老人保健法に基づき、健康診査の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理を行うとともに、適切な医療の確保に資するため作成し配布する。</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配布対象：40歳以上の町民(39歳以下の希望者)にも配布) ・ 配布窓口：保健推進課 町民課 ・ 配布方法：健康相談実施時 老人保健法医療受給者証交付時(75歳到達時) その他随時再交付 <p>【予算額】 9千円</p> <p>【事業費内訳】</p> <p>需用費</p> <ul style="list-style-type: none"> 消耗品費 9千円 健康手帳 100冊 7千円 ビニールカバー(三つ折り) 100枚 2千円 <p>特定財源</p> <p>【名称】保健事業負担金(国・県)</p> <p>【金額】 6千円</p> <p>【補助率】 1/3・1/3</p>	<p>【事業概要】 老人保健法に基づき、健康診査の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理を行うとともに、適切な医療の確保に資するため作成し配布する。</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配布対象：40歳以上の町民 ・ 配布窓口：健康福祉課 町民課 ・ 配布方法：健康相談、がん集団検診受診時、老人保健法医療受給者証 交付時(75歳到達時)その他随時再交付 <p>【予算額】 5千円</p> <p>【事業費内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康手帳 10千円 <p>特定財源</p> <p>【名称】保健事業負担金(国・県)</p> <p>【金額】 6千円</p> <p>【補助率】 1/3・1/3</p>		

事務事業現況調書

合併協議事項番号 21	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い	専門部会名 保健所部会			
事務事業番号 24	事務事業名 健康増進事業	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	中央保健センター			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等	老人保健法				老人保健法 介護予防地域支え合い事業実施要綱
歳出予算額（平成18年度）	14,480千円			4,045千円	75千円
歳入予算額（平成18年度）	2302千円			24千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【事業概要】 高齢期の身体活動の維持、中高年の生活習慣病に着目し、身体活動の実践等を中心とした健康増進事業を健康教育の一環として実施するもの。また虚弱高齢者の介護予防のために、鍛えたい筋肉を効率よく安全に鍛えることができる機器を用いた筋力トレーニングを実施する。</p> <p>【事業内容】（対象者） 基本健康診査、職域の健康診査等により、生活習慣の改善に運動が必要とされた原則40歳以上の人等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動プログラム作成コース：年間48回実施（有料・体力測定手数料 1千円） ・運動習慣定着コース：年間58回実施（10日間コース） ・運動体験教室：年間36回実施（2日間コース） ・高齢者健康増進教室：年間18回実施（4日間コース） <p>【事業費内訳】 需用費 498千円 消耗品費 測定機器用消耗品 311千円 健康増進マニュアル 12千円 健康増進用消耗品 85千円 機器類修繕 90千円 委託料 施策事業委託料 健康増進事業運営委託 13,200千円</p> <p>報償費 1,728千円 医師謝礼（平日）@31,000円×24回、 （夜間）@39,100円×12回 （休日）@42,300円×12回</p> <p>特定財源 名称 保健事業費負担金（国・県） 金額 2,302千円 補助金 1/3・1/3</p>		<p>【目的】 心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に役立てる。</p> <p>【事業概要】 高齢期の身体活動の維持、中高年の生活習慣病予防のために、運動による継続した健康づくりの実践と保健福祉センター健康運動室の有効活用と利用の定着を目的とし健康教育の一環として実施するもの。</p> <p>【事業内容】 ①健康運動室利用講習会 年間12回 ②健康運動室トレーナー配置 年間6回 ③リフレッシュ体操教室 年間6回（2日間コース）</p> <p>【事業費内訳】 報償費 576千円 講師謝礼 ①12回×28,000円 ② 6回×20,000円 ③ 6回×20,000円</p>		<p>【事業概要】 高齢期身体活動の維持、中高年の生活習慣病予防を視点とした、健康増進事業を実施する。</p> <p>【事業内容】 ・足腰おたっしや教室 7回1コース ・転倒骨折予防事業 4日間1コース（2会場） 8日間1コース（1会場） ・生命の貯蓄体操普及事業（随時） 平成11年度から実施、平成12年度から自主組織化。初級者教室は町が開催。 ・ウォーキングマップ配布（平成11年度に作成。残20冊） ・ウォーキング大会 1回</p> <p>【事業費】 介護予防及び健康教育に計上</p> <p><ウォーキング大会> 報償費（講師料） 32千円 需用費（記念品等） 30千円 負担金補助（保険料） 10千円 役務費（郵便料） 3千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項			専門部会名	
21	保健衛生事業の取扱い			保健所部会	
事務事業番号	事務事業名			協議ランク	
25	基本健康診査事業			■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	中央保健センター			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等	老人保健法 国民健康事業実施要領 相模原市基本健康診査実施要領			老人保健法 保健事業実施要領(国)	老人保健法 保健事業実施要領(国)
歳出予算額(平成18年度)	1,268,838千円			35,150千円	11,066千円
歳入予算額(平成18年度)	315,078千円			11,540千円	3,827千円
【事務事業の内容】	<p>【事業概要】 近年の疾病動向を踏まえ、保健対策上重要な課題である心臓病、脳卒中等の循環器疾患及び肝疾患の予防並びに早期発見を図り、栄養や運動等の生活指導や適切な治療に結び付けるため、市・郡医師会加入の協力医療機関において実施する。 なお、65歳以上の者を対象に、生活機能低下の早期把握及び早期対応を図るため、基本チェックリストなどの生活機能評価を実施する。 また、厚生労働省の「C型肝炎緊急総合対策」の動向を踏まえ、肝炎に起因する肝硬変や肝がんへの移行を未然に防ぐことを目的に、平成14年度から5年間で肝炎検査を実施する。</p> <p>【事業内容】 ・対象者：40歳以上の職場等で健診を受ける機会のない市民(肝炎検査は、40歳から70歳までの5歳刻みの節目年齢該当者及び肝機能異常等の指摘を受けたことのある節目年齢対象者。) ・通知等：(1) 過去3年間に受診歴のある者・・・(4月末に受診券を送付) (2) 受診歴のない40歳から70歳までの5歳刻みの節目年齢該当者・・・(4月、8月に受診勧奨はがきを送付) ・想定対象者：118,425人 ・受診予定者：54,870人(受診率46.0%) 【予算額】 1,268,838千円 【事業費内訳】 需用費： 2,663千円 消耗品費 70千円 印刷製本費 2,593千円 委託料： 1,265,703千円 事務作業等委託料 基本健診受診券封入封かん作業委託 2,005千円 基本健診等受診勧奨通知封かん作業委託 1,145千円 健診関連機器撤去・データ消去料 17千円 施策事業委託料 基本健康診査委託 1,225,909千円 確定診断検査委託 36,627千円 その他使用料及び賃借料 472千円</p> <p>特定財源 【名称】保健事業負担金(国・県) 【内容等】 【金額】315,078千円 【補助率】1/3・1/3</p>			<p>【事業概要】 生活習慣病等の疾患の早期発見を図り、必要な者に対し栄養や運動等に関する保健指導、健康管理に結び付けるため、郡医師会に加入する町内医療機関の協力の下、各医療機関において実施する。 また、厚生労働省の「C型肝炎緊急総合対策」の動向を踏まえ、肝炎に起因する肝硬変や肝がんへの移行を未然に防ぐことを目的に、平成14年度から5年間で肝炎検査を実施する。</p> <p>【事業内容】 ・対象者：40歳以上の職場等で健診を受ける機会のない町民(肝炎検査は、40歳から70歳までの5歳刻みの節目年齢該当者及び肝機能異常等の指摘を受けた節目年齢該当者の者。) ・通知等：町内に住所を有する40歳以上の者全員に対し5月下旬に受診券を送付。 ・受診券送付予定数：12,600人 ・受診予定者：2,450人(受診率19.4%) 【予算額】 35,150千円 【事業費内訳】 需用費： 172千円 印刷製本費 172千円 委託料： 基本健康診査業務委託料 34,954千円 (基本健康診査分 33,912千円) (肝炎検査分 1,042千円)</p> <p>特定財源 【名称】保健事業費負担金(国・県) 【内容等】 【金額】11,540千円 【補助率】1/3・1/3</p>	
	<p>【事業概要】 近年の疾病動向を踏まえ、保健対策上重要な課題である心臓病、脳卒中等の循環器疾患及び肝疾患の予防並びに早期発見を図り、栄養や運動等の生活指導や適切な治療に結び付けるため、郡医師会加入の町内協力医療機関において実施する。 また、厚生労働省の「C型肝炎緊急総合対策」の動向を踏まえ、肝炎に起因する肝硬変や肝がんへの移行を未然に防ぐことを目的に、平成14年度から5年間で肝炎検査を実施する。</p> <p>【事業内容】 ・対象者：40歳以上の職場等で健診を受ける機会のない町民(肝炎検査は、40歳から70歳までの5歳刻みの節目年齢該当者及び肝機能異常等の指摘を受けた節目年齢該当者の者。) ・通知等：平成17年度から実施 ・平成16年度受診者：550人(受診率17.5%) 【予算額】 11,066千円 【事業費内訳】 需用費： 172千円 印刷製本費 172千円 役務費 (勧奨通知ハガキ)151千円 委託料： 基本健康診査業務委託料 10,743千円 (基本健康診査分 10,543千円) (肝炎検査分 200千円)</p> <p>特定財源 【名称】保健事業負担金(国・県) 【内容等】 【金額】3,827千円 【補助率】1/3・1/3</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
26	がん検診事業	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	中央保健センター			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市施設検診実施要綱 相模原市集団検診実施要綱				
歳出予算額(平成18年度)	485,330千円			7,527千円	2,873千円
歳入予算額(平成18年度)	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p><がん施設検診事業> 【事業概要】 がんの早期発見、早期治療を図るため、がん検診事業を市・郡医師会加入の協力医療機関及びメディカルセンターにおいて実施する。 【事業内容】 検診項目：胃がん・子宮がん・乳がん・肺がん・大腸がん 対象者：40歳以上の市民(子宮がんは20歳以上、 乳がんは30歳以上の女性) 【予算額】 387,750千円 【事業費内訳】 需用費：4,043千円 消耗品費 喀痰細胞診容器 756千円 印刷製本費 検診用帳票・実施結果票等 3,287千円 委託料：383,707千円 施設事業委託料 胃がん施設検診委託 98,729千円 子宮がん施設検診委託 112,773千円 乳がん施設検診委託 65,902千円 肺がん施設検診委託 74,428千円 大腸がん施設検診委託 31,875千円</p> <p><がん集団検診事業> 【事業概要】 がんの早期発見、早期治療を図るため、がん検診事業を検診機関に委託し、市内公共施設・小学校などにおいて検診車等により実施する。 【事業内容】 健診項目：胃がん・子宮がん・乳がん・肺がん・大腸がん 対象者：40歳以上の市民(子宮がんは20歳以上、 乳がんは30歳以上の女性) 【予算額】 78,891千円 【事業費内訳】 賃金：非常勤賃金(290人分) 841千円 報償費：委員謝礼(8人分) 101千円 需要費：消耗品等 630千円 役務費：手数料・保険料等 41千円 委託料：集団検診委託料 77,130千円 使用料及び賃借料 122千円 公課費 26千円</p>			<p><がん検診事業(施設、集団検診及び精密検査受診連絡事務)> 【事業概要】 がんの早期発見、早期治療に結び付けるため、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、肺がん、喀痰細胞診検診を実施する。また、「精密検査を要する」と結果が出た者については、精密検査を受診した医療機関から報告書の提出を受ける事により検査結果の把握を行うとともに町保健師による適切な事後指導を実施する。 【事業内容】 ・施設検診 郡医師会に加入する町内の医療機関のうち検診実施が可能な医療機関。 検診項目：子宮がん・乳がん 対象者：子宮がん・・・20歳以上の町民 乳がん・・・40歳以上の町民 ・集団検診 検診事業を検診機関に委託し、町保健福祉センターにおいて検診車等を用いて実施。(平成18年度は年7回実施。) 検診項目：胃がん・大腸がん・子宮がん・乳がん 肺がん・喀痰細胞診 対象者：胃がん・・・40歳以上の町民 大腸がん・・・40歳以上の町民 肺がん・・・40歳以上の町民 喀痰細胞診・・・40歳以上の町民 子宮がん・・・20歳以上の町民 乳がん(エコー)・・・30歳以上の町民 町民 乳がん(マンモグラフィー) 40歳以上の町民 町民 ・精密検査連絡事務手数料 「精密検査を要する」と結果が出た者の、精密検査の結果を報告してもらう事に対する事務手数料を負担する。 項目：全てのがん検診項目 対象：精密検査対象者のうち精密検査を受けた者。 【予算額】 7,527千円 【事業費内訳】 需用費：103千円 印刷製本費 検診票印刷等 役務費：24千円 手数料 精密検査連絡手数料</p>	<p><がん検診事業(施設、集団検診及び精密検査受診連絡事務)> 【事業概要】 がんの早期発見、早期治療に結び付けるため、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、肺がん、喀痰細胞診検診を実施する。また、「精密検査を要する」と結果が出た者については、精密検査を受診した医療機関から報告書の提出を受ける事により検査結果の把握を行うとともに町保健師による適切な事後指導を実施する。 【事業内容】 ○施設検診 郡医師会に加入する町内の医療機関のうち検診実施が可能な医療機関。 検診項目：子宮がん・乳がん 対象者：子宮がん・20歳以上の女性 乳がん・40歳以上の女性 ○集団検診 検診事業を検診機関に委託し、町民センターにおいて検診車等を用いて実施。(平成16年度は年2回実施。) 検診項目 ・胃がん・大腸がん・子宮がん・乳がん ・肺がん・喀痰細胞診 対象者 ・胃がん・・・40歳以上の町民 ・大腸がん・・・40歳以上の町民 ・肺がん・・・40歳以上の町民 ・喀痰細胞診・40歳以上の町民 ・子宮がん・・・20歳以上の女性 ・乳がん・・・40歳以上の女性 ○精密検査連絡事務手数料 「精密検査を要する」と結果が出た者の精密検査の結果を報告してもらう事に対する事務手数料を負担する。 項目：全てのがん検診項目 対象：精密検査対象者のうち精密検査を受けた者。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
27	成人歯科保健対策推進事業	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	中央保健センター			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市成人歯科健康診査実施要領				健康福祉課 老人保健法
歳出予算額(平成18年度)	9408千円			248千円	52千円
歳入予算額(平成18年度)	234千円			0千円	8千円
【事務事業の内容】	<p>補助団体 【名称】 (社)相模原歯科医師会</p> <p>補助金 【名称】 ①高齢者よい歯のコンクール事業補助金 ②高齢者等歯科保健医療事業補助金 【金額】 ①高齢者よい歯のコンクール事業補助金 600千円 ②高齢者等歯科保健医療事業補助金 2,409千円</p> <p>概要 【事業概要】 国において提唱・推進されている「8020運動」の本市における具体化を図るため、日頃から歯科健診などを受ける機会に恵まれない成人を対象に健診を実施し歯科保健対策を推進するとともに、歯科医師会が実施する歯科保健啓発活動の充実を図るため補助を行う。 【事業内容】 ・成人歯科健康診査の実施 対象者：40歳～45歳、50歳、55歳、60歳、70歳の市民 実施機関：相模原歯科医師会、津久井郡歯科医師会加入の協力医療機関 ・「高齢者よい歯のコンクール」開催への助成 相模原歯科医師会が実施する「高齢者よい歯のコンクール」の開催に対し、座間市とともに人口比率に応じた助成を行う。 ・高齢者等歯科保健医療事業に対する助成 要介護高齢者を寝たきりにさせないために、介護予防に視点を置いた口腔ケアや市民に広く歯周疾患の予防などを理解してもらうための教育活動など歯科医師会の実施する事業に助成を行う。 【予算額】 9,408千円 【事業費内訳】 需要費 印刷製本費 成人歯科健診帳票等 93千円 委託料 成人歯科健診委託 1150件 6,305千円 負担金、補助及び交付金 3,010千円</p> <p>特定財源 【名称】保健事業負担金(国・県)</p>	<p>補助団体 【名称】 津久井郡歯科医師会</p> <p>助成金 【名称】 訪問歯科推進事業協議会補助金 【内容】 要介護高齢者の介護予防を目的に口腔ケアを行う在宅訪問歯科指導など歯科医師会の実施する事業に助成を行う。 【予算額】 40千円</p>	<p>補助団体 【名称】 津久井郡歯科医師会</p> <p>助成金 【名称】 要介護者歯科診療助成金 【内容】 要介護高齢者の介護予防を目的に口腔ケアを行う在宅訪問歯科指導など歯科医師会の実施する事業に助成を行う。 【予算額】 40千円</p>	<p>補助団体 【名称】 津久井郡歯科医師会</p> <p>助成金 【名称】 要介護者歯科診療助成金 【内容】 要介護高齢者の介護予防を目的に口腔ケアを行う在宅訪問歯科指導など歯科医師会の実施する事業に助成を行う。 【予算額】 40千円</p> <p>※以前、県の補助事業であった「在宅寝たきり老人歯科診療」について、県では事業を終了しているが郡歯科医師会では事業の継続をしたい旨の要望があり、現在でも町の単独事業として継続している。</p>	<p>補助団体 【名称】 津久井郡歯科医師会</p> <p>助成金 【名称】 要介護者歯科診療助成金 【内容】 要介護高齢者の介護予防を目的に口腔ケアを行う在宅訪問歯科指導など歯科医師会の実施する事業に助成を行う。 【予算額】 40千円</p> <p>事業名：がん集団検診時歯科教室</p> <p>概要 【事業概要】 中央町民センターにおいて行われる集団がん検診の際に、がん検診受診者を対象に歯周疾患及び歯予防について、歯科衛生士による指導を実施。 【事業費内訳】 報償費 12千円 歯科衛生士</p> <p>特定財源 【名称】保健事業(国・県) 【金額】8千円 【補助率】1/3・1/3</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
28	骨粗しょう症予防事業	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	中央保健センター			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等	老人保健法 相模原市骨粗しょう症予防事業実施要綱			老人保健法	老人保健法
歳出予算額(平成18年度)	5,140千円			130千円	125千円
歳入予算額(平成18年度)	780千円			0千円	80千円
【事務事業の内容】	<p>【事業概要】 高齢者が健康で質の高い生活を送るため、ねたきりの原因の第2位となっている骨折の主要因の骨粗しょう症を予防し、ねたきり等要介護状態になることを防止するとともにねたきり者の減少を図る。</p> <p>【事業内容】 対象者：35歳～70歳の市民 実施会場：ウェルネスさがみはら・南メディカルセンター・シティプラザはしもと・津久井保健センター 実施内容：骨密度の測定及び測定結果に基づく事後指導 実施予定回数：年13回 実施予定人員：年2460人(200人×12回+20人×3回) 費用：有料(骨密度測定手数料) 1回700円</p> <p>【事業費内訳】 骨密度測定委託料 5,103千円 ・需用費 19千円 消耗品費 19千円</p> <p>特定財源 【名称】 保健事業負担金(国・県) 【金額】 780千円 【補助率】 1/3・1/3</p>		<p>【事業概要】 骨粗しょう症による骨折からの寝たきりを防ぐため自らの健康づくりのきっかけを与え方法を身につける。さらに、日常生活の中の身近なところから「歩く」ことでの健康づくりを勧める。</p> <p>【事業内容】 ①骨づくりセミナー 対象者：町内在住在勤の女性、年齢不問 実施会場：城山町保健福祉センター 実施内容：骨密度の測定、栄養及び運動指導 実施予定回数：年1回(2日間) 実施予定人員：30名 ②健康ウォーク 対象者：町民 実施会場：町内及び近隣 実施内容：ヘルスチェック、ウォーク 実施予定回数：年11回 実施予定人員：年330人(30人×11回)</p> <p>【事業費内訳】 ①骨づくりセミナー 骨密度測定委託料 84千円 栄養士賃金 11千円 健康運動士謝礼 25千円 材料費 5千円 ②健康ウォーク 消耗品費 5千円</p>		<p>○骨作り健康教室</p> <p>【事業概要】 要介護の原因第2位の骨折の主要因である骨粗しょう症を予防し、介護予防をはかる。</p> <p>【事業内容】 対象者：一般町民(定員30人) 実施会場：藤野町中央市民センター 実施内容：骨密度測定及び測定結果に基づく事後指導(運動・栄養)</p> <p>【事業費内訳】 賃金 6千円 需用費 5千円 役務費 4千円 骨密度測定委託料(30人分) 80千円 加速度脈波委託料(半日) 30千円</p> <p>特定財源 【名称】 保健事業負担金(国・県) 【金額】 80千円 【補助率】 1/3・1/3</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
29	生活習慣病対策事業	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	中央保健センター			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額 (平成18年度)	24,171千円				
歳入予算額 (平成18年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>補助団体 【名称】相模原市医師会</p> <p>補助金 【名称】 ①地域住民検診事業補助金 ②成人病栄養相談指導事業補助金 【金額】24,171千円</p> <p>【事業概要】 相模原市医師会が実施するがん検診に係る精度管理等の事業（地域住民検診事業）、栄養相談及び食事指導事業（成人病栄養相談指導事業）に対し助成を行う。 また、循環器疾患やがん等生活習慣病の予防を図るため、市民を対象とした講演会を実施する。</p> <p>【事業内容】 ①地域住民検診事業 がん一次検診（胃・子宮・乳・肺）、がん精密検査（胃・子宮・乳・肺・大腸）に係る精度管理に関して、相模原市医師会が実施する、読影判定・検診部会などの事業に補助を行う。 ②成人病栄養相談指導事業 高血圧、糖尿病及び肥満などの疾患を有する者に医師会が実施する栄養相談及び食事指導事業に対し補助を行う。 【予算額】 24,171千円 【事業費内訳】 報償費： @15千円×2時間＝ 30千円 負担金、補助及び交付金 ①地域住民検診事業補助金 23,848千円 ②成人病栄養相談事業補助金 293千円</p>			該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
30	母子健康手帳交付事業	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	中央保健センター			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等	母子保健法			母子保健法	母子保健法
歳出予算額（平成18年度）	1,892千円			58千円	23千円
歳入予算額（平成18年度）	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 母と子の健康管理の保持増進に役立てる。</p> <p>【事業内容】 対象者 市内に居住する妊婦 配付先 戸籍住民課、津久井市民課、相模湖市民課、 各出張所、保健福祉総合相談課、南保健 社総合相談課、中央保健センター、南保 健センター、津久井保健センター</p> <p>【平成17年度事業概要】（見込み） 交付数 6,300冊 外国語版交付数 86冊（英語34冊、中国12冊、ポルトガル5冊、タガログ25冊、韓国2冊、スペイン語8冊）</p> <p>【事業費の内訳】 報償費 60千円 翻訳謝礼 @20,000×3回 需用費 1,832千円 消耗品費 外国語版母子健康手帳@788×108冊 母子健康手帳@130.2×7,000冊 母子健康手帳袋@36.75×7,000袋 印刷製本費 妊婦健康診査受診票 1回目 @580×100冊 2回目 @610×100冊 先天性代謝異常症検査申込書 @5.25×7,000組 出生連絡票 @4.65円×7,250組 ほほえみ（副読本） @47円×8,250組</p>				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 母子の健康の保持増進のため、妊娠・出産・育児を通して一貫した健康管理に役立てる。</p> <p>【事業内容】 対象者 町内に居住する妊婦 交付場所 保健福祉センター保健推進課</p> <p>【平成17年度事業概要】 交付数 183冊 外国語版交付数 2冊（英語）</p> <p>【事業費の内訳】平成18年度 需用費 58千円 消耗品費 母子健康手帳@197円×230冊 外国語版母子手帳@845円×14冊</p>				
【事務事業の内容】	<p>【目的】（保健師による相談も実施） ①母と子の健康管理を役立てる。 ②妊婦の健康相談と保健師との信頼関係づくり。 ③妊婦のアンケートにより、妊婦の心身の健康や喫煙等の把握と共に、継続フォローが必要な虐待ハイリスク者を把握する。</p> <p>【事業内容】 ・対象者 町内在住の妊婦 ・交付先 健康福祉課</p> <p>【事業費の内訳】 需用費 23千円 消耗品費 母子健康手帳@210×75冊 外国語版母子健康手帳@900×2冊 母子健康手帳用カバー@37×70枚 母子手帳セット用ポリ袋@200×12袋</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
31	妊婦健康診査事業		■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町	
担当課名	中央保健センター			保健推進課	健康福祉課	
根拠法令等	母子保健法			母子保健法	母子保健法	
歳出予算額（平成18年度）	99,311千円			3,366千円	1094千円	
歳入予算額（平成18年度）	0千円			0千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 妊婦の健康管理のため、妊娠中2回の健康診査を協力医療機関に委託して実施する。</p> <p>【事業の内容】 対象：妊娠の届出をし、妊婦健康診査受診票の交付を受け（母子健康手帳の交付を受けた者を含む）、受診日において、市内に住所を有するもの。</p> <p>＜平成18年度受診予定者数＞ ○協力医療機関分 1回目 6,100人 2回目 5,600人 ○協力機関以外で受けた場合の助成分 1回目 13人 2回目 13人</p> <p>○検査内容 1回目 浮腫 尿蛋白 尿糖 ウロビリノーゲン 血色素 血小板 血圧 血液型 梅毒血清反応 H Bs抗原 2回目 浮腫 尿蛋白 尿糖 ウロビリノーゲン 血色素 血小板 血圧</p> <p>【平成16年度の事業の概要】 受診状況実績 受診者数 11,095人</p> <p>【事業費の内訳】 需用費 消耗品費 事務用消耗品 20千円 委託料 施策事業委託料 妊婦健康診査委託 99,076千円 1回目 @9,688.5円 6,100件 2回目 @7,138.5円 5,600件 負担金、補助金及び交付金 運営費等補助金 215千円 妊婦健康診査助成 1回目 @9,510円 13件 2回目 @6,960円 13件</p>		<p>【目的】 妊婦の健康管理のため、妊娠中2回の健康診査を協力医療機関に委託して実施する。</p> <p>【事業の内容】平成18年度 対象：妊娠の届出をし、妊婦健康診査受診票の交付を受け（母子健康手帳の交付を受けた者を含む）、受診日において、町内に住所を有するもの。</p> <p>＜平成18年度受診予定者数＞ ○協力医療機関分 1回目 200人 2回目 200人</p> <p>○検査内容 1回目 浮腫 尿蛋白 尿糖 ウロビリノーゲン 血色素 血小板 血圧 血液型 梅毒血清反応 H Bs抗原 2回目 浮腫 尿蛋白 尿糖 ウロビリノーゲン 血色素 血小板 血圧</p> <p>【平成16年度の事業の概要】 受診状況実績 対象者数 382人 受診者数 308人 受診率 80.6%</p> <p>【事業費の内訳】平成18年度 委託料 妊婦健康診査委託料 3,365,400円 1回目 @9,688.5円 200件 1,937,700円 ※事務費含む 2回目 @7,138.5円 200件 1,427,700円 ※事務費含む</p>		<p>【目的】 妊婦の健康管理のため、妊娠中2回の健康診査を協力医療機関に委託して実施する。</p> <p>【事業の内容】平成18年度 対象：妊娠の届出をし、妊婦健康診査受診票の交付を受け（母子健康手帳の交付を受けた者を含む）、受診日において町内に住所を有するもの。</p> <p>【平成17年度受診予定者数】 ○協力医療機関分 1回目 80人 2回目 80人 ○協力医療機関以外で受けた場合の助成 実施なし ○検査内容 1回目 浮腫 尿蛋白 尿糖 ウロビリノーゲン 血色素 血小板 血圧 血液型 梅毒血清反応 H Bs抗原 2回目 浮腫 尿蛋白 尿糖 ウロビリノーゲン 血色素 血小板 血圧</p> <p>【平成16年度の事業の概要】 受診状況実績 対象者数 63人 受診者数 61人 受診率 96.8%</p> <p>【事業費の内訳】平成18年度 委託料 妊婦健康診査委託料 1,093,754円 1回目 @9,688.5円 65件 629,752円※事務費含む 2回目 @7,138.5円 65件 464,002円※事務費含む ＜平成17年度受診予定者数＞ ○協力医療機関分 1回目 65人 2回目 65人</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
32	乳幼児健康診査事業	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	中央保健センター			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等	母子保健法			母子保健法	母子保健法
歳出予算額(平成18年度)	189,256千円			4,404千円	2,519千円
歳入予算額(平成18年度)	2,508千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>〔目的〕 乳児の健康増進を図るとともに、疾病の早期発見を図り、適切な指導を行うことを目的として健康診査を行う。</p> <p>〔事業内容〕 1) 4か月児健康診査 (集団) 市内5会場で実施 7回/月 未受診者については個別に通知対応 2) 8か月児健康診査 (個別) 協力医療機関で実施 未受診者については個別に通知対応 3) 1歳児健康診査 (個別) 協力医療機関で実施 4) 1歳6か月児健康診査(医科) (個別) 協力医療機関で実施 5) 1歳6か月児健康診査(歯科) (集団) 市内5会場で実施 70回/年 医科、歯科共未受診者については個別に通知対応 6) 2歳6か月児歯科健康診査 (集団) 市内5会場で実施 70回/年 (希望者にフッ素塗布) 7) 3歳6か月児健康診査 (集団) 市内5会場で実施 81回/年 (医科・歯科・視聴覚検査) 未受診者については個別に通知対応 8) 乳幼児精密健康診査 *乳幼児精密健康診査に係る経費については母子保健事業に計上 9) 乳幼児経過検診 市内2会場で実施 23回/年</p> <p>〔事業費の内訳〕 報酬 非常勤特別職員報酬 医師報酬 @ 31,300 × 466人 = 14,586千円 心理相談員報酬 @13,200 × 130回 = 1,716千円 @13,200 × 318回 = 4,198千円 視覚検査員報酬 @ 13,200 × 1人 × 81回 1070千円 委託料施設事業委託料(健康診査委託料) 166,097千円 報償費 理学療法士謝礼 644千円</p> <p>〔目的〕 乳幼児の心身の健康状態を把握し、生活習慣・養育状況の確認を通して総合的な育児支援を行う。</p> <p>〔事業内容〕平成18年度 1) 4か月児健康診査 (集団) 町内1会場で実施 1回/2ヶ月 未受診者については個別通知 2) 10か月児健康診査 (集団) 町内1会場で実施 1回/2ヶ月 未受診者については個別通知 3) 1歳6か月児健康診査(医科/歯科) (集団) 町内1会場で実施 1回/2ヶ月 未受診者については個別通知 4) 2歳児歯科健康診査 (歯科) (集団) 町内1会場で実施 1回/2ヶ月 未受診者については個別通知 5) 2歳6か月児歯科健康診査 (歯科) (集団) 町内1会場で実施 1回/2ヶ月 未受診者については個別通知 6) 3歳児健康診査(医科・歯科) (集団) 町内1会場で実施 1回/2ヶ月 未受診者については個別通知 7) 3歳10か月児歯科・視聴覚健康診査 (歯科・視聴覚検査) 1回/2ヶ月 (集団) 8) 乳幼児精密健康診査 *乳幼児精密健康診査に係る経費については母子保健事業に計上 9) 乳幼児経過健康診査 なし 〔事業費の内訳〕平成18年度 賞金 非常勤職員賞金 医師賞金 @28,500 × 48人 1,368千円 報償費 心理指導士謝礼 @17,000 × 12回 = 204千円 委託料 視聴覚検査委託 336千円 腎工コー検査委託 433千円 需用費 消耗品費 22千円 役務費 10千円 *中央保健センター「母子保健事業」欄にも計上</p> <p>〔目的〕 乳幼児の心身の健康状態を把握し、生活習慣・養育状況の確認を通して総合的な育児支援を行う。</p> <p>〔事業内容〕 1) 4か月児健康診査 (集団) 町内1会場で実施 1回/2ヶ月 未受診者については個別通知 2) 10か月児健康診査 (集団) 町内1会場で実施 1回/2ヶ月 未受診者については個別通知 3) 1歳6か月児健康診査(医科/歯科) (集団) 町内1会場で実施 1回/2ヶ月 未受診者については個別通知 4) 2歳児歯科健康診査 (歯科) (集団) 町内1会場で実施 1回/2ヶ月 未受診者については個別通知 5) 2歳6か月児歯科健康診査 (歯科) (集団) 町内1会場で実施 1回/2ヶ月 未受診者については個別通知 6) 3歳児健康診査 (医科・歯科) (集団) 町内1会場で実施 1回/2ヶ月 未受診者については個別に電話で受診勧奨 7) 3歳6か月児視聴覚健康診査 (視聴覚検査) (集団) 8) 乳幼児精密健康診査 *乳幼児精密健康診査に係る経費については母子保健事業に計上 9) 乳幼児経過健康診査 なし 〔事業費の内訳〕 賞金 非常勤職員賞金 医師賞金 @28,500 × 6人 171千円 歯科医師賞金 @26,500 × 18人 477千円 心理相談員賞金 @14,000 × 12人 168千円 非常勤職員 715千円 需用費 消耗品費 85千円 役務費 49千円</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
32	乳幼児健康診査事業	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
【事務事業の内容】	旅 費 費用弁償 673千円 負担金、補助及び交付金 272千円				委託料 医師委託料@28,500×12人 342千円 視聴覚検査委託 135千円 腎エコー検診委託 347千円 精密健康診査委託 30千円 * 中央保健センター「母子保健事業」欄にも計上 【特定財源】 母子保健衛生費国庫負担金 0円 母子保健衛生費県負担金 0円 育児等健康支援事業費補助金 0円

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
33	歯の衛生週間歯科保健事業	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	中央保健センター			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額 (平成18年度)	1,017千円				
歳入予算額 (平成18年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業概要】</p> <p>歯科保健に対する正しい知識の普及と意識の向上を図ることを目的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施期日 6月4日から10日の歯の衛生週間に前後する日曜日に、実施する。 ・対象者 市内在住、在勤の乳幼児から成人まで <p>(委託料)</p> <p>施策事業委託料 (相模原歯科医師会へ) 1,017千円</p>			該当なし	<p>該当なし</p> <p>※6月に保育所、幼稚園にて歯科教室を実施。 予算は歯科保健に計上。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 21	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い	専門部会名 保健所部会			
事務事業番号 34	事務事業名 妊産婦新生児訪問指導事業	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	中央保健センター			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等	母子保健法			母子保健法	母子保健法
歳出予算額（平成18年度）	5,216千円			331千円	82千円
歳入予算額（平成18年度）	0千円			194千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 妊産婦の妊娠、分娩、産褥期における健康増進及び新生児の発育並びに育児不安等に対応するため、母子訪問相談員、保健師の家庭訪問により保健指導を実施する。</p> <p>【事業内容】 (1) 対象 訪問指導を必要と認める生後6週間以内の第1子を持つ産婦、新生児及び妊婦</p> <p>(2) 訪問内容 ①日常生活指導、相談 ②疾病の早期発見 ③新生児の発育、栄養状態及び生活環境に関する指導</p> <p>【事業概要】 訪問予定数 1,360 世帯 平成16年度訪問人数 2,243人 所内指導 305人</p> <p>【事業費内訳】 非常勤特別職員報酬 5,136千円 母子訪問相談員報酬 @10,700×480人 費用弁償 80千円 母子訪問相談員費用弁償 @1,000×80人</p> <p>【電算システム】 名称 乳幼児管理システム 内容 乳幼児健康診査結果のデータベース化による統計管理及び保健指導に必要な情報の管理、指導計画支援 名称 日報管理システム 内容 事業報告書の作成と統計事務を支援</p>			<p>【目的】 親子の心身の健康状態の把握と、育児に関する適切な保健情報の提供により、育児不安の軽減を図る。</p> <p>【事業内容】平成18年度 (1) 対象 訪問指導を必要とする妊婦、及び新生児と産婦の全数</p> <p>(2) 訪問内容 ①親子の健康状態の観察 エジンバラ式産後うつチェックシート記入 ②育児環境・養育環境の把握 ③育児相談 ④予防接種相談 ⑤他</p> <p>【事業概要】 訪問予定数 200世帯 平成16年度訪問件数 126人</p> <p>【事業費内訳】平成18年度 非常勤職員賃金 278千円 助産師賃金 @5,250円×50人 需用費 53千円 消耗品費 2千円 印刷製本費 51千円</p>	
				<p>【目的】 妊産婦の妊娠、分娩、産褥期における健康増進及び新生児の発育並びに育児不安等に対応するため、母子訪問相談員、保健師及び助産師の家庭訪問により保健指導を実施する。</p> <p>【事業内容】 (1) 対象 訪問指導を必要と認める生後6週間以内の第1子を持つ産婦、新生児及び妊婦</p> <p>(2) 訪問内容 ①日常生活指導、相談 ②疾病の早期発見 ③新生児の発育、栄養状態及び生活環境に関する指導 ④虐待ハイリスク者のフォロー</p> <p>【事業概要】 訪問予定数 70 世帯 平成15年度事業実績 64 世帯</p> <p>【事業費内訳】 助産師 @3,000円×24人 需用費 10,000円</p> <p>【電算システム】 名称 乳幼児管理システム 内容 事業報告書の作成と統計事務を支援</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
35	母子保健事業	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	中央保健センター			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等	母子保健法			母子保健法	母子保健法
歳出予算額 (平成18年度)	26,349千円			9,889千円	30千円
歳入予算額 (平成18年度)	961千円			355千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 母子保健事業推進に係る費用及び乳幼児健康診査全般の経費を一括計上し、事業を円滑に実施する。 なお、国からの委託事業である「環境サーベイランス事業」経費を含む。</p> <p>【平成17年度事業の内容】 ・乳幼児健康診査の補助等に係る非常勤職員の賃金等 ・母子保健事業推進協議会経費 協議会開催予定 2回 協議会委員数 13人 ・乳幼児健康診査の精密健康診査に係る経費 ・環境サーベイランス事業の経費 3歳6か月児健康診査の際、大気汚染と呼吸器系の疾病との関係をアンケート調査</p> <p>【事業費の内容】 賃金 非常勤職員賃金等 11,623千円 報償費 母子保健事業推進協議会委員謝礼 252千円 旅費 11千円 需用費 消耗品費 495千円 印刷製本費 1,672千円 物品修繕料 120千円 医薬材料費 290千円 役務費 郵便料等 3,688千円 傷害保険料 507千円 クリーニング代 374千円 委託料 事務作業委託料 3,471千円 施設事業委託料 (各種精密健康診査) 1,394千円 使用料及び賃借料 母子保健システム機器使用料等 2,171千円 備品購入費 231千円 負担金、補助及び交付金 運営費等補助金 50千円</p>			<p>【目的】 母子保健事業推進に係る費用及び乳幼児健康診査全般の経費を一括計上し、事業を円滑に実施する。</p> <p>【平成17年度事業の内容】 ・乳幼児健康診査の補助等に係る非常勤職員の賃金等 ・乳幼児健康診査の精密健康診査に係る経費</p> <p>【事業費の内容】平成18年度 賃金 非常勤職員賃金 (乳幼児健康診査事務補助等) 2,693千円 報償費 204千円 需用費 消耗品費 10千円 医薬材料費 12千円 役務費 手数料 10千円 委託料 乳幼児精密健康診査委託料 30千円 腎エコー検診委託 433千円</p>	<p>○乳幼児期から青年期の保健福祉計画部会 【目的】 保健・福祉・医療・教育等の連携による乳幼児期から青年期の保健福祉の推進をはかるため、「乳幼児期から青年期の保健福祉計画」の策定、進行、管理、その他必要な事項について協議する。 【事業内容】 計画書の期間：10年(平成12～21年度) 中間見直し：平成15～16年度 会議開催回数：毎年3～4回 部会の親会議：藤野町保健福祉推進委員会 【事業内訳】 3-17地域福祉課「地域福祉計画策定事業」に計上</p> <p>○地域子育てワーキング 【目的】 地域全体で子育て支援ができるように、住民が主体的に考え活動し、連携して提供の場の提供。 【事業内容】 民生委員・教育委員会・学校との連携による講演会やシンポジウムの開催。 【事業内訳】 報償費 20千円 需用費 10千円</p> <p>○腎エコー検診(平成10年度開始) 【目的】 腎臓や尿管の奇形や障害を早期に発見し、慢性腎疾患を予防する。 【事業内容】 対象：概ね満1才未満の児。 方法：4～5ヵ月児健診の際に検査票を交付し、町内の医療機関で検査を実施。 【事業内訳】 (乳幼児健康診査事業に計上) ※検査票の印刷は、在庫で補っている。</p> <p>・『精密健康診査にかかわる経費』については、地域保健課1-32『乳幼児健康診査事業』に記載</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会		
事務事業番号	事務事業名	協議ランク		
35	母子保健事業	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会		
	相模原市 (旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>【特定財源】</p> <p>国庫支出金 環境保健サーベイランス調査 委基金</p> <p>【電算システム】</p> <p>名称 乳幼児管理システム 内容 乳幼児健康診査結果のデータベース化による統計管理及び保健指導に必要な情報管理、指導計画支援</p> <p>名称 日報管理システム 内容 事業報告書の作成、統計事務を支援</p>			

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
36	慢性疾患児保健指導事業		■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	中央保健センター			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等	母子保健法				
歳出予算額(平成18年度)	458千円				
歳入予算額(平成18年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 疾病により長期にわたり療養を必要とする児童等について適切な療育を確保するため、その問題及び療育の状況に応じた適切な指導を行い、日常生活における健康保持、増進及び福祉の向上を図る。そのための講演会、相談会を開催する。</p> <p>【内容】</p> <p>①慢性疾患予防講演会 テーマ：アレルギー疾患など 会場：ウエルネスさがみはら、南保健福祉センター、橋本公民館など 回数：8回 講師謝礼：37,500円/回(8人分) 保育士謝礼：2,625円/回(32人分) 周知方法：広報さがみはら、市ホームページ</p> <p>②未熟児教室 対象：出生体重がおおむね2000g未満のお子さんとその家族 内容：座談会、親子遊びなど 会場：ウエルネスさがみはら、大野南公民館など 回数：本庁地区、南地区各2回 保育士謝礼：2,625円/回(10人分) 周知方法：広報さがみはら、ちらし</p> <p>③多胎児教室 対象：双子、三つ子のお子さまとその家族 内容：座談会、親子遊びなど 会場：ウエルネスさがみはらなど 回数：本庁地区、南地区各1回 保育士謝礼：2,625円/回(18人分) 周知方法：広報さがみはら、ちらし</p> <p>④慢性疾患児訪問指導 対象：慢性疾患により長期療養が必要である児および家族 従事者：歯科医師、保健師、栄養士、歯科衛生士など</p>			津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
37	思春期保健事業	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	中央保健センター			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等	母子保健法			母子保健法	
歳出予算額(平成18年度)	151千円			80千円	178千円
歳入予算額(平成18年度)	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 思春期に関する正しい知識の普及・啓発を図ることを目的に健康教育や思春期セミナー等を開催する。また、思春期の様々な課題に対応するため、思春期保健担当者連絡会を開催する。</p> <p>【内容】</p> <p>①思春期保健セミナー テーマ：思春期特有の第二次性徴に関する内容や性教育。 会場：ウェルネスさがみはら、南保健福祉センター 回数：年2回 講師謝礼：30,000円/回 周知方法：広報、チラシ等</p> <p>②赤ちゃんふれあい体験教室 目的：思春期の子ども達に赤ちゃんふれあい機会を与え、育児のイメージを広げると共に生命の大切さを理解する。 会場：ウェルネスさがみはら、南保健福祉センター、橋本公民館 回数：年3回 対象：市内在住・在学の中学生・高校生 周知方法：広報、市内中学校・高等学校へチラシ</p> <p>③高校生のためのピア・カウンセリング講座 目的：性に関する正しい知識を持った看護学生から高校生に向けて伝え、語り合う性教育。 会場：市内高等学校 回数：年1回 周知方法：学校輪番制で行う為周知しません。 講師謝礼：@10,000円×2時間</p> <p>④思春期相談 目的：思春期に関する様々な悩みや相談に応じる。 受付日時：電話は平日8:30～17:00まで 面接希望の場合は要予約</p> <p>⑤思春期保健担当者連絡会 目的：思春期の様々な課題への対策を図る。 メンバー：産婦人科医師、精神科医師、警察、PTA、法務局、小学校・中学校・高等学校養護教諭、市学校関係機関等の代表。委員長は保健所長が務める。 回数：年2回 委員謝礼：医師のみ@12,600円×2人×2回 *消耗品費：教室関係で使用 20,000円</p>		<p>【目的】 思春期に関する正しい知識の普及・啓発を図ることを目的に主に児童・生徒の保護者や地域住民に対して健康教育を実施する。</p> <p>【内容】</p> <p>①思春期講座(保護者向け) テーマ：思春期の子どもを持つ保護者や地域住民を対象とした性や人権に対する健康教育 会場：城山町保健福祉センター 回数：年2回 講師謝礼：40,000円×2回 5,000円×1回 周知方法：広報、チラシ等</p>		<p>【目的】 思春期の子どもたちが思春期の心と体について理解し、生涯健康に過ごすための知識や力を身につけることを支援する。 ○学校等出前講座</p> <p>【事業の内容】 学校教育の一環として、学校の要望に応じて保健師や必要な専門職を派遣する。</p> <p>【事業実績】 平成15年度 食育・幼稚園1回 小学校5回 歯科・幼稚園2回 保育所1回 小学校1回 性教育・小学校2回 薬物・小学校1回 タバコ・小学校1回</p> <p>【事業費内訳】 報償費 70千円 需用費 30千円 役務費 2千円 使用料及び賃借料 10千円</p> <p>○心の健康講座 【事業の内容】 中学校の生徒、保護者、教員を対象に思春期の心の特徴と心の健康について講演会を実施。(中学校及びPTAと当該で共催)</p> <p>【事業実績】 平成15年度 1回 参加者：中学生351人、保護者60人、教員</p> <p>【事業内訳】 講師謝礼：60,000円/回 役務費 郵便料 3千円 運搬料 3千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
38	特定不妊治療費助成事業	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	中央保健センター			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等	国その他一市要綱				
歳出予算額 (平成18年度)	15,033千円				
歳入予算額 (平成18年度)	7,516千円				
【事務事業の内容】	【目的】 不妊治療を受けている夫婦に対して、その治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。 【事業の内容】 助成対象者：市内に住民登録・外国人登録があり、特定不妊治療を行っている夫婦 所得要件：夫及び妻の前年の所得の合計額が650万円未満 助成対象の治療法：配偶者間の体外受精及び顕微授精（上記以外での治療法では妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されたもの。） 助成額及び助成期間：特定不妊治療に要した費用に対し、1年度あたり10万円を限度に通算2年間とする。 助成方法：償還払い 助成対象医療機関：指定医療機関 【平成18年度事業費の内訳】 旅費 普通旅費 一般旅費 11千円 需用 消耗品費 事務用消耗品 10千円 役務費 郵便料 郵便料 12千円 扶助費 扶助費 特定不妊治療助成費 15,000千円 【特定財源】 国庫補助金母子保健衛生費補助金 7,516千円			津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。 ※ 県からの依頼に基づき、平成16年度10月から申請書交付やピーアール開始。

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
39	未熟児養育事業	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	中央保健センター			保健推進課	健康福祉課
根拠法令等	母子保健法				
歳出予算額（平成18年度）	38,100千円				
歳入予算額（平成18年度）	22,165千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 母子保健法に基づき、未熟児の養育医療の給付及び訪問指導を行う。</p> <p>【事業内容】 (1) 対象 未熟児 (2) 治療を行う機関 指定養育医療機関 (3) 公費負担の内容 健康保険等社会保険の給付の自己負担分のうち全部又は一部を負担</p> <p>【事業実績】（見込み） 平成17年度養育医療申請件数 167 件 訪問指導件数 172件</p> <p>【事業費内訳】 需用費 36千円 印刷製本費 未熟児訪問連絡票 役務費 64千円</p> <p>手数料 社会保険支払基金診査手数料 国民健康保険団体連合会診査手数料 38,000千円</p> <p>扶助費 養育医療費</p> <p>【特定財源】 国庫支出金 母子保健衛生費負担金15,834千円 未熟児養育医療自己負担金 6,331千円</p> <p>【電算システム】 名称 医療援護システム 養育医療の受付、決定及び支払管理を行っている。</p>			津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
40	自立支援医療給付(育成医療)事業	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	中央保健センター			福祉推進課	健康福祉課
根拠法令等	障害者自立支援法第5条第18項 障害者自立支援法施行規則第1条第1号 障害者自立支援法施行に関する規則				
歳出予算額(平成18年度)	28,100千円				
歳入予算額(平成18年度)	13,000千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 生まれつき又は病気などで身体に障害のある児童に対し、生活能力を得るために必要な医療の給付を行う。</p> <p>【事業内容】 基準等 (1) 対象 ・保護者が相模原市に居住する18歳未満の児童 (2) 治療を行う医療機関 指定自立医療機関 (3) 公費負担の内容 健康保険等社会保険の給付の自己負担分のうち全部又は一部を負担</p> <p>【事業費内訳】</p> <p>需用費 消耗品費 システム用消耗品 30千円</p> <p>役務費 社会保険支払基金審査手数料等 70千円</p> <p>扶助費 育成医療費 28,000千円</p> <p>【特定財源】 国庫補助金 障害障害者援護費及び結核児童療養費国庫負担金 13,000千円</p> <p>【電算システム】 名称 医療援護システム 育成医療の受付、決定及び支払管理を行っている。</p>			津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																															
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会																															
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																															
41	小児慢性特定疾患医療事業	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会																															
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町																												
担当課名	中央保健センター			福祉推進課	健康福祉課																												
根拠法令等	児童福祉法第21条の2の6 相模原市小児慢性特定疾患医療の給付に関する規則																																
歳出予算額(平成18年度)	97,248千円																																
歳入予算額(平成18年度)	48,089千円																																
【事務事業の内容】	<p>【目的】 慢性で特定の疾病を持つ児童に対し、適切な医療を受 けながら健全に育成していけるよう必要な医療の給付を行う。</p> <p>【事業内容】 基準等 (1) 治療を行う医療機関 市長が本事業を行うに適当と認められる医療機関に本事業を委託する。</p> <p>(2) 対象年齢 18歳未満の児童(継続の場合は、20歳の前日まで延長可)</p> <p>(3) 公費負担の内容 健康保険等社会保険の給付の自己負担分の全部又は一部を負担</p> <p>【事業費の内訳】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>報償費</td> <td>小児特定疾患協議会 審査部会委員謝礼 @16,000×14回</td> <td style="text-align: right;">224千円</td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td>普通旅費</td> <td style="text-align: right;">16千円</td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td>消耗品費</td> <td style="text-align: right;">35千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>印刷製本</td> <td style="text-align: right;">114千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>物品等修繕料</td> <td style="text-align: right;">50千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>役員費</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>郵便料</td> <td style="text-align: right;">600千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>手数料</td> <td>社会保険支払基金審査支払 手数料等</td> <td style="text-align: right;">1,209千円</td> </tr> <tr> <td>扶助費</td> <td></td> <td style="text-align: right;">95,000千円</td> </tr> </table> <p>【特定財源】 国庫補助金 小児慢性特定疾患治療研究事業 国庫補助金 48,089千円</p> <p>【電算システム】 名称 医療支援システム 小児慢性特定疾患の受付、決定及び支払 管理を行っている</p>			報償費	小児特定疾患協議会 審査部会委員謝礼 @16,000×14回	224千円	旅費	普通旅費	16千円	需用費	消耗品費	35千円		印刷製本	114千円		物品等修繕料	50千円		役員費			郵便料	600千円		手数料	社会保険支払基金審査支払 手数料等	1,209千円	扶助費		95,000千円	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。
報償費	小児特定疾患協議会 審査部会委員謝礼 @16,000×14回	224千円																															
旅費	普通旅費	16千円																															
需用費	消耗品費	35千円																															
	印刷製本	114千円																															
	物品等修繕料	50千円																															
	役員費																																
	郵便料	600千円																															
	手数料	社会保険支払基金審査支払 手数料等	1,209千円																														
扶助費		95,000千円																															

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
42	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	中央保健センター			福祉推進課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱			城山町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱	
歳出予算額(平成18年度)	1,000千円			100千円	
歳入予算額(平成18年度)	0千円			50千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 小児慢性特定疾患児で日常生活に支障のあるものに対して日常生活用具を給付し小児慢性特定疾患児の福祉の増進に寄与する。</p> <p>【事業内容】 基準等 (1) 日常生活用具の種類 便器ほか12品目</p> <p>(2) 対象者 相模原市で小児慢性特定疾患医療給付の対象になっている者</p> <p>(3) 助成内容 用具の基準額まで助成</p> <p>【事業費の内訳】 扶助費 日常生活用具助成 1,000千円</p>			<p>【目的】 小児慢性特定疾患児で日常生活に支障のあるものに対して日常生活用具を給付し小児慢性特定疾患児の福祉の増進に寄与する。</p> <p>【事業内容】 基準等 (1) 日常生活用具の種類 便器ほか12品目</p> <p>(2) 対象者 城山町で小児慢性特定疾患医療給付の対象 になっている者</p> <p>(3) 助成内容 給付の決定を受けた対象者の扶養義務者は 用具の給付を受けたときは、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部を負担するものとする。</p> <p>【事業費の内訳】 扶助費 日常生活用具助成 100千円</p>	該当なし

協議第29号

消防団の取扱いについて

事務事業現況調書

合併協議事項番号 25	合併協議事項 消防団の取扱い	専門部会名 消防部会																																																			
事務事業番号 6	事務事業名 消防賞慰金	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会																																																			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町																																																
担当課名	消防総務課			環境防災課	総務課																																																
根拠法令等	相模原市消防賞慰金条例			城山町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例	藤野町消防賞じゅつ金及び殉職者賞じゅつ金条例																																																
歳出予算額(平成18年度)	15,000千円			0千円	0千円																																																
歳入予算額(平成18年度)	0千円			0千円	0千円																																																
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消防職員及び団員が消防業務に従事するにあたって、一身の危険を顧みることなくその職務を遂行し、そのため死亡し、又は身体障害者となった場合において支給する。</p> <p>【内容】</p> <p>①殉職者賞慰金 3,000万円</p> <p>②障害者賞慰金</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>第1級</td><td>3,000万円</td></tr> <tr><td>第2級</td><td>2,770万円</td></tr> <tr><td>第3級</td><td>2,550万円</td></tr> <tr><td>第4級</td><td>2,320万円</td></tr> <tr><td>第5級</td><td>2,100万円</td></tr> <tr><td>第6級</td><td>1,890万円</td></tr> <tr><td>第7級</td><td>1,690万円</td></tr> <tr><td>第8級</td><td>1,500万円</td></tr> </table>	第1級	3,000万円	第2級	2,770万円	第3級	2,550万円	第4級	2,320万円	第5級	2,100万円	第6級	1,890万円	第7級	1,690万円	第8級	1,500万円			<p>【目的】 消防団員が消防業務に従事するにあたって、一身の危険を顧みることなくその職務を遂行し、そのため死亡し、又は身体障害者となった場合において賞じゅつ金を授与する。</p> <p>【内容】</p> <p>①殉職者賞じゅつ金 490万円以上2,520万円以下 ※功労の程度によって定める。</p> <p>②殉職者特別賞じゅつ金 その功労が特に抜群と認められる場合 3,000万円</p> <p>③障害者賞じゅつ金</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>第1級</td><td>490万円～2,060万円</td></tr> <tr><td>第2級</td><td>460万円～1,550万円</td></tr> <tr><td>第3級</td><td>410万円～1,360万円</td></tr> <tr><td>第4級</td><td>360万円～1,210万円</td></tr> <tr><td>第5級</td><td>310万円～1,030万円</td></tr> <tr><td>第6級</td><td>280万円～900万円</td></tr> <tr><td>第7級</td><td>230万円～760万円</td></tr> <tr><td>第8級</td><td>190万円～640万円</td></tr> </table> <p>※障害の等級の区分ごとに功労の程度によって定める。</p>	第1級	490万円～2,060万円	第2級	460万円～1,550万円	第3級	410万円～1,360万円	第4級	360万円～1,210万円	第5級	310万円～1,030万円	第6級	280万円～900万円	第7級	230万円～760万円	第8級	190万円～640万円	<p>【目的】 消防団員が消防業務に従事するにあたって、一身の危険を顧みることなくその職務を遂行し、そのため死亡し、又は身体障害者となった場合において賞じゅつ金を授与する。</p> <p>【内容】</p> <p>①殉職者賞じゅつ金 490万円以上2,520万円以下 ※功労の程度によって定める。</p> <p>②殉職者特別賞じゅつ金 その功労が特に抜群と認められる場合 3,000万円</p> <p>③障害者賞じゅつ金</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>第1級</td><td>490万円～2,060万円</td></tr> <tr><td>第2級</td><td>460万円～1,550万円</td></tr> <tr><td>第3級</td><td>410万円～1,360万円</td></tr> <tr><td>第4級</td><td>360万円～1,210万円</td></tr> <tr><td>第5級</td><td>310万円～1,030万円</td></tr> <tr><td>第6級</td><td>280万円～900万円</td></tr> <tr><td>第7級</td><td>190万円～630万円</td></tr> <tr><td>第8級</td><td>160万円～530万円</td></tr> </table> <p>※障害の等級の区分ごとに功労の程度によって定める。</p>	第1級	490万円～2,060万円	第2級	460万円～1,550万円	第3級	410万円～1,360万円	第4級	360万円～1,210万円	第5級	310万円～1,030万円	第6級	280万円～900万円	第7級	190万円～630万円	第8級	160万円～530万円
第1級	3,000万円																																																				
第2級	2,770万円																																																				
第3級	2,550万円																																																				
第4級	2,320万円																																																				
第5級	2,100万円																																																				
第6級	1,890万円																																																				
第7級	1,690万円																																																				
第8級	1,500万円																																																				
第1級	490万円～2,060万円																																																				
第2級	460万円～1,550万円																																																				
第3級	410万円～1,360万円																																																				
第4級	360万円～1,210万円																																																				
第5級	310万円～1,030万円																																																				
第6級	280万円～900万円																																																				
第7級	230万円～760万円																																																				
第8級	190万円～640万円																																																				
第1級	490万円～2,060万円																																																				
第2級	460万円～1,550万円																																																				
第3級	410万円～1,360万円																																																				
第4級	360万円～1,210万円																																																				
第5級	310万円～1,030万円																																																				
第6級	280万円～900万円																																																				
第7級	190万円～630万円																																																				
第8級	160万円～530万円																																																				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	
25	消防団の取扱い	消防部会	
事務事業番号	事務事業名	協議ランク	
8	消防団長等報酬	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	
	相模原市	城山町	藤野町
担当課名	消防総務課	環境防災課	総務課
根拠法令等	相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例	城山町特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例	藤野町特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例
歳出予算額（平成18年度）	49,510千円	5,289千円	6,975千円
歳入予算額（平成18年度）	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消防団1,314名分の報酬を支給する。</p> <p>【内容】 年額報酬 〈相模原市相模原消防団〉 団長 115,500円×1人=115,500円 副団長 89,400円×2人=178,800円 分団長 73,200円×9人=658,800円 副分団長 56,100円×18人=1,009,800円 部長 46,800円×56人=2,620,800円 副部長 38,000円×56人=2,128,000円 班長、団員 35,000円×620人=21,700,000円 合計 28,411,700円</p> <p>〈相模原市津久井消防団〉 団長 115,500円×1人=115,500円 副団長 89,400円×2人=178,800円 分団長 73,200円×8人=585,600円 副分団長 56,100円×16人=897,600円 部長 46,800円×28人=1,310,400円 副部長 38,000円×0人= 該当なし 班長、団員 35,000円×350人=12,250,000円 合計 15,337,900円</p> <p>〈相模原市相模湖消防団〉 団長 115,500円×1人=115,500円 副団長 89,400円×2人=178,800円 分団長 73,200円×4人=292,800円 副分団長 56,100円×4人=224,400円 部長 46,800円×16人=748,800円 副部長 38,000円×0人= 該当なし 班長、団員 35,000円×120人=4,200,000円 合計 5,760,300円</p>	<p>【目的】 消防団163名分の報酬を支給する。 (実員158名)</p> <p>【内容】 年額報酬 団長 141,000円×1人=141,000円 副団長 98,000円×2人=196,000円 分団長 84,000円×4人=336,000円 副分団長 58,000円×4人=232,000円 部長 53,000円×8人=424,000円 班長 29,000円×36人=1,044,000円 団員 27,000円×108人=2,916,000円</p>	<p>【目的】 消防団247名分の報酬を支給する。 (実員247名)</p> <p>【内容】 年額報酬 団長 135,600円×1人= 135,600円 副団長 89,700円×2人= 179,400円 分団長 74,400円×7人= 520,800円 副分団長 47,900円×14人= 670,600円 部長 35,700円×16人= 571,200円 副部長 28,500円×22人= 627,000円 班長 24,400円×63人= 1,537,200円 団員 22,400円×122人= 2,732,800円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																																																																																																							
25	消防団の取扱い	消防部会																																																																																																							
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																																																																																																							
9	消防団活動費（出動旅費）	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会																																																																																																							
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町																																																																																																				
担当課名	消防総務課			環境防災課	総務課																																																																																																				
根拠法令等	相模原市非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例			城山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例	藤野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例																																																																																																				
歳出予算額（平成18年度）	43,642千円			2,601千円	3,557千円																																																																																																				
歳入予算額（平成18年度）	0千円			0千円	0千円																																																																																																				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消防団の役員及び団員が水火災等の災害、訓練、整備、警戒等に出勤したときに支給する。</p> <p>【内容】 (1)支給額 ・水火災等の災害に出勤したとき 1回の出勤につき 3,000円 ・訓練、整備、警戒等に出勤したとき 日 額 2,500円</p> <p>(2)消防団の出動状況（平成17年度実績） （平成18年2月末現在）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>・火災</td><td style="text-align: right;">150</td></tr> <tr><td>・風災害</td><td style="text-align: right;">5</td></tr> <tr><td>・救助</td><td style="text-align: right;">5</td></tr> <tr><td>・各種災害</td><td style="text-align: right;">72</td></tr> <tr><td>・演習訓練</td><td style="text-align: right;">27</td></tr> <tr><td>・特別警戒</td><td style="text-align: right;">38</td></tr> <tr><td>・点検整備</td><td style="text-align: right;">830</td></tr> <tr><td>・広報・指導</td><td style="text-align: right;">119</td></tr> <tr><td>・誤報等</td><td style="text-align: right;">52</td></tr> <tr><td>合 計：</td><td style="text-align: right;">1,298 (件)</td></tr> </table>	・火災	150	・風災害	5	・救助	5	・各種災害	72	・演習訓練	27	・特別警戒	38	・点検整備	830	・広報・指導	119	・誤報等	52	合 計：	1,298 (件)	<p>消防団の出動状況（平成17年実績）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>・火災</td><td style="text-align: right;">9</td></tr> <tr><td>・風災害</td><td style="text-align: right;">2</td></tr> <tr><td>・救助（捜索）</td><td style="text-align: right;">4</td></tr> <tr><td>・各種災害</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td>・演習訓練</td><td style="text-align: right;">5</td></tr> <tr><td>・特別警戒</td><td style="text-align: right;">2</td></tr> <tr><td>・点検整備</td><td style="text-align: right;">1</td></tr> <tr><td>・広報・指導</td><td style="text-align: right;">2</td></tr> <tr><td>・誤報等</td><td style="text-align: right;">1</td></tr> <tr><td>合 計：</td><td style="text-align: right;">26 (件)</td></tr> </table>	・火災	9	・風災害	2	・救助（捜索）	4	・各種災害	0	・演習訓練	5	・特別警戒	2	・点検整備	1	・広報・指導	2	・誤報等	1	合 計：	26 (件)	<p>消防団の出動状況（平成17年度実績）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>・火災</td><td style="text-align: right;">7</td></tr> <tr><td>・風災害</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td>・救助（捜索）</td><td style="text-align: right;">1</td></tr> <tr><td>・各種災害</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td>・演習訓練</td><td style="text-align: right;">6</td></tr> <tr><td>・特別警戒</td><td style="text-align: right;">2</td></tr> <tr><td>・点検整備</td><td style="text-align: right;">1</td></tr> <tr><td>・広報・指導</td><td style="text-align: right;">1</td></tr> <tr><td>・誤報等</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td>合 計：</td><td style="text-align: right;">18 (件)</td></tr> </table>	・火災	7	・風災害	0	・救助（捜索）	1	・各種災害	0	・演習訓練	6	・特別警戒	2	・点検整備	1	・広報・指導	1	・誤報等	0	合 計：	18 (件)	<p>【目的】 消防団の役員及び団員が水火災等の災害、訓練、整備、警戒等に出勤したときに支給する。</p> <p>【内容】 (1)支給額 ・水火災等の災害に出勤したとき 1回の出勤につき 2,700円 ・訓練、警戒等に出勤したとき 1回の出勤につき 2,400円</p> <p>(2)消防団の出動状況（平成17年実績）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>・火災</td><td style="text-align: right;">8</td></tr> <tr><td>・風災害</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td>・救助（捜索）</td><td style="text-align: right;">2</td></tr> <tr><td>・各種災害</td><td style="text-align: right;">1</td></tr> <tr><td>・演習訓練</td><td style="text-align: right;">8</td></tr> <tr><td>・特別警戒</td><td style="text-align: right;">3</td></tr> <tr><td>・点検整備</td><td style="text-align: right;">1</td></tr> <tr><td>・広報・指導</td><td style="text-align: right;">2</td></tr> <tr><td>・誤報等</td><td style="text-align: right;">1</td></tr> <tr><td>合 計：</td><td style="text-align: right;">26 (件)</td></tr> </table> <p>※各部の自主的な点検整備（ポンプ試運転等）には支給していません。</p>	・火災	8	・風災害	0	・救助（捜索）	2	・各種災害	1	・演習訓練	8	・特別警戒	3	・点検整備	1	・広報・指導	2	・誤報等	1	合 計：	26 (件)	<p>【目的】 消防団の役員及び団員が水火災等の災害、訓練、整備、警戒等に出勤したときに支給する。</p> <p>【内容】 (1)支給額 ・災害出動 1回につき 2,200円 ・その他の出動 1回3時間未満の活動 800円 1回3時間以上の活動 1,600円</p> <p>(2)消防団の出動状況（平成16年実績）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>・火災</td><td style="text-align: right;">5</td></tr> <tr><td>・風災害</td><td style="text-align: right;">1</td></tr> <tr><td>・救助（捜索）</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td>・各種災害</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td>・演習訓練</td><td style="text-align: right;">5</td></tr> <tr><td>・特別警戒</td><td style="text-align: right;">2</td></tr> <tr><td>・点検整備</td><td style="text-align: right;">1</td></tr> <tr><td>・広報・指導</td><td style="text-align: right;">1</td></tr> <tr><td>・誤報等</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td>合 計：</td><td style="text-align: right;">15 (件)</td></tr> </table>	・火災	5	・風災害	1	・救助（捜索）	0	・各種災害	0	・演習訓練	5	・特別警戒	2	・点検整備	1	・広報・指導	1	・誤報等	0	合 計：	15 (件)
・火災	150																																																																																																								
・風災害	5																																																																																																								
・救助	5																																																																																																								
・各種災害	72																																																																																																								
・演習訓練	27																																																																																																								
・特別警戒	38																																																																																																								
・点検整備	830																																																																																																								
・広報・指導	119																																																																																																								
・誤報等	52																																																																																																								
合 計：	1,298 (件)																																																																																																								
・火災	9																																																																																																								
・風災害	2																																																																																																								
・救助（捜索）	4																																																																																																								
・各種災害	0																																																																																																								
・演習訓練	5																																																																																																								
・特別警戒	2																																																																																																								
・点検整備	1																																																																																																								
・広報・指導	2																																																																																																								
・誤報等	1																																																																																																								
合 計：	26 (件)																																																																																																								
・火災	7																																																																																																								
・風災害	0																																																																																																								
・救助（捜索）	1																																																																																																								
・各種災害	0																																																																																																								
・演習訓練	6																																																																																																								
・特別警戒	2																																																																																																								
・点検整備	1																																																																																																								
・広報・指導	1																																																																																																								
・誤報等	0																																																																																																								
合 計：	18 (件)																																																																																																								
・火災	8																																																																																																								
・風災害	0																																																																																																								
・救助（捜索）	2																																																																																																								
・各種災害	1																																																																																																								
・演習訓練	8																																																																																																								
・特別警戒	3																																																																																																								
・点検整備	1																																																																																																								
・広報・指導	2																																																																																																								
・誤報等	1																																																																																																								
合 計：	26 (件)																																																																																																								
・火災	5																																																																																																								
・風災害	1																																																																																																								
・救助（捜索）	0																																																																																																								
・各種災害	0																																																																																																								
・演習訓練	5																																																																																																								
・特別警戒	2																																																																																																								
・点検整備	1																																																																																																								
・広報・指導	1																																																																																																								
・誤報等	0																																																																																																								
合 計：	15 (件)																																																																																																								

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
25	消防団の取扱い	消防部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
10	消防団運営交付金	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	消防総務課			環境防災課	総務課
根拠法令等	相模原市消防団運営交付金要綱			城山町消防団活動助成金交付要綱	
歳出予算額 (平成18年度)	7,175千円			1,329千円	1,006千円
歳入予算額 (平成18年度)	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消防団員の士気高揚と団運営の円滑化を図るために交付する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分団 (団本部) 割 86,400円/1分団 ・団員割 3,600円/1人 <p style="text-align: center;">※操法大会交付金 371,000円</p> <p>〈相模原市相模原消防団〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1本部 9分団 56部 ・定数 762名 <p style="padding-left: 20px;">762名分を助成している。</p> <p>〈相模原市津久井消防団〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1本部 8分団 24部 ・定数 405名 <p style="padding-left: 20px;">405名分を助成している。</p> <p>〈相模原市相模湖消防団〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1本部 4分団 ・定数 147名 <p style="padding-left: 20px;">147名分を助成している。</p>		<p>【目的】 消防団員の士気高揚と団運営の円滑化を図るために交付する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織 1本部 4分団 12部 ・定数 163名 <p style="padding-left: 20px;">163名分を予算化している。</p> <p style="padding-left: 20px;">本部助成金=250,000円</p> <p style="padding-left: 20px;">各部助成金 (13人)=89,910円</p> <p>〔内訳〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 均等割 10,000円/1部 団員割 5,000円/1人 <p style="padding-left: 20px;">放送受信料割 NHK放送受信料相当額/1部 (年・14,910円)</p> <p>※県操法大会参加時には838,000円(H18予算計上)の交付あり</p>	<p>【目的】 消防団員 (正副団長) の諸活動等のため必要経費を支出する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織 1本部 7分団 ・定数247名 <p style="padding-left: 20px;">本団助成金 50,000円</p> <p style="padding-left: 20px;">分団助成金 955,200円</p> <p>〔内訳〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 均等割 80,000円/1分団 団員割 1,600円/1人 <p style="padding-left: 20px;">※県操法大会参加時には450,000円の激励金あり</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
25	消防団の取扱い	消防部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	消防団共済組合補助金	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	消防総務課			環境防災課	総務課
根拠法令等					
歳出予算額 (平成18年度)	6,543千円			0千円	741千円
歳入予算額 (平成18年度)	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消防団の相互扶助と福利の増進を図るため設立された共済組合に対して補助する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○団員と家族の運動会 体育事業を実施 ○団員の健康診断 1人11,000円 370人程度の受診予定 ※保健事業として4,070,000円 ○福祉共済補助 助成事業として2,472,000円 2/3を助成する。2,000円×1,236人 			<p>該当なし</p> <p>○消防団員福祉共済掛金 全額個人負担 実員157人中、77人加入</p>	
				<p>【目的】 消防団員の福祉の増進を図るため、消防団員福祉共済制度に加入し掛け金を支払うもの。</p> <p>○消防団員福祉共済掛金 3,000円×247人=741,000円</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号 25	合併協議事項 消防団の取扱い	専門部会名 消防部会			
事務事業番号 13	事務事業名 消防団詰所・車庫整備	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	消防総務課			環境防災課	総務課
根拠法令等					
歳出予算額(平成18年度)	4,147千円			0千円	410千円
歳入予算額(平成18年度)	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 老朽化した詰所・車庫を建替え、消防団活動の拠点を整備する。</p> <p>【内容】 ・標準的な詰所・車庫の規模 敷地面積 約150㎡ 建物 鉄骨造 2階建 延面積 50㎡ 1階 車庫、便所 25㎡ 2階 詰所(和室8畳) 25㎡ 付帯設備 ホース乾燥塔 防火水槽(40トン) ・各部毎に詰所・車庫を設置している56箇所。 ・古い建物から順次年1箇所程度改築している。(昭和53年以前の建物は建て替え済み)</p> <p>【参考】 詰所の1棟の建設費用 23,000千円程度 ※防火水槽併設</p>	<p>【内容】 ・標準的な詰所・車庫の規模 敷地面積 標準面積なし 建物 鉄骨造 2階建 延面積 56㎡ 1階 車庫、便所 28㎡ 2階 詰所(床) 28㎡ 付帯設備 ホース乾燥塔 ・各部毎に詰所・車庫を設置している24箇所。(倉庫1箇所) ・危険場所、古い建物から2年に1箇所程度改築している。(昭和53年以前の建物3箇所あり)</p>	<p>【内容】 ・標準的な詰所・車庫の規模 敷地面積 標準面積なし 建物 鉄骨造 2階建 延面積 82㎡ 1階 車庫、便所 41㎡ 2階 詰所(和室又は床) 41㎡ 付帯設備 ホース乾燥塔 ・各分団に詰所・車庫を設置している4箇所。 (昭和53年以前の建物2箇所あり)</p>	<p>【目的】 老朽化した詰所・車庫を建替え、消防団活動の拠点を整備する。</p> <p>【内容】 ・標準的な詰所・車庫の規模 敷地面積 標準的面積なし 建物 鉄骨造 2階建 延面積 66㎡ 1階 車庫、便所 33㎡ 2階 詰所(和室又は床) 33㎡ 付帯設備 ホース乾燥塔 ・各部毎に詰所・車庫を設置している13箇所。(倉庫1箇所含む) ・定期的な改築計画は現在なし(昭和53年以前の建物4箇所あり) ・標準的な詰所・車庫の規模は、平成になって建築した詰所・車庫の規模。 ・さがみ縦貫道路事業に伴う移転対象詰所・車庫1箇所あり。</p> <p>【参考】 詰所の1棟の建設費用 18,500千円程度 ※本体、ホース乾燥塔工事費 防火水槽未設置</p>	<p>【目的】 老朽化・消防団再編に伴い車庫・詰所を建替え、消防団活動の拠点を整備する。</p> <p>【内容】 ・標準的な詰所・車庫の規模 敷地面積 標準面積なし 建物 鉄骨造 2階建 延面積 80㎡ 1階 車庫、便所 40㎡ 2階 詰所(床) 40㎡ 付帯設備 ホース乾燥塔 ・各部毎に詰所・車庫を設置している21箇所。 ・消防団再編成、危険場所、古い建物から状況により新築・改築をしている。(昭和53年以前の建物10箇所あり)</p> <p>【補助金】神奈川県地震防災対策支援事業費補助金</p> <p>【参考】 詰所の1棟の建設費用 17,800千円程度 ※本体、ホース乾燥塔工事費 ※本年度の施設修繕費 410千円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	消防団の取扱い		消防部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
19	消防表彰		■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	消防総務課			環境防災課	総務課
根拠法令等	相模原市消防表彰規程			城山町表彰条例、城山町感謝状贈呈規程（総務課 主管）	藤野町表彰条例
歳出予算額（平成18年度）	0千円			48千円	0千円
歳入予算額（平成18年度）	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消防に係る功労者に対し表彰を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防業績表彰 対象 消防職員、消防団員、部隊 ・消防団員勤続表彰 対象 消防団員 種別 10年以上 15年以上 20年以上 25年以上 30年以上 ・退職消防団員功労表彰 対象 (消防団員) 団員が2年以上勤務して退職した場合に表彰する。 ・消防協力表彰 対象 (職員及び団員以外の個人又は団体) 水火災その他の災害に係る警戒、防御、救助等に関し功労があった場合に表彰する。 			<p>【目的】 町の振興に寄与し、または広く町民の模範となる行為をした者に対し表彰を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城山町功労表彰 対象 町政振興のため寄与した功績が顕著と認められる者。次に該当する消防団員が含まれる。 ①消防団長及び副団長として12年以上在職した者 ②非常勤特別職で16年以上在職し、特に功績顕著と認められる者 ・城山町感謝状 対象 町政の発展に寄与し、又は社会のために有益な行為をした者。次に該当する消防団員又は個人が含まれる。 ①消防団長及び副団長として8年以上在職し、退職した者 ②非常勤特別職で12年以上在職し、退職した者 ③人命救助又は非常災害等に際し、特に功績のあった者 	<p>【目的】 町の町政振興に寄与し、又は広く町民の模範となる行為をした者に対して表彰を行う。</p> <p>【目的】 ①一般表彰 12年以上在職の消防団員に表彰 ※条例の補足で、町長は消防団員については、この条例にかかわらず規則を定めて表彰することができる。（条例12条）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
25	消防団の取扱い	消防部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
20	公務災害補償等（市民、消防団員）	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	（旧津久井町）	（旧相模湖町）	城山町	藤野町
担当課名	消防総務課			環境防災課	総務課
根拠法令等	消防組織法、水防法、災害対策基本法 相模原市消防団等公務災害等補償条例			消防組織法、水防法、災害対策基本法 城山町消防団員等公務災害補償条例	消防組織法、水防法、災害対策基本法 藤野町消防団員等公務災害補償条例
歳出予算額（平成18年度）	3,165千円			1千円	2,670千円
歳入予算額（平成18年度）	1,500千円			1千円	2,670千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 非常勤消防団員に係る損害補償並びに消防法の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償、水防法の規定による水防に従事した者に係る損害補償及び災害対策基本法の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償並びに規則で定める消防訓練又は防災訓練に参加した者に係る損害補償について定めている。</p> <p>【内容】 名目計上 3,165千円 ※相模原市では、規則に定める消防訓練又は防災訓練に参加した者に係る損害補償も定めている。</p> <p><参考>公務災害補償費掛金 1,314人=4,762,000円</p>			<p>【目的】 非常勤消防団員に係る損害補償並びに消防法の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償、水防法の規定による水防に従事した者に係る損害補償及び災害対策基本法の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償について定めている。</p> <p>【内容】 名目計上 1千円 <参考>公務災害補償費掛金(H18年度) 163人=390,410円</p> <p>《一般参加者》 防災訓練は、17年度から「全国町村会総合賠償保険」で対応</p>	<p>【目的】 非常勤消防団員に係る損害補償並びに消防法の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償、水防法の規定による水防に従事した者に係る損害補償及び災害対策基本法の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償について定めている。</p> <p>【内容】 消防作業従事者遺族補償年金 2,691,600円 <参考>公務災害補償掛金 247人= 527,892</p> <p>《一般参加者》 防災訓練災害補償等共済11,000円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
25	消防団の取扱い	消防部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
21	消防団員の任免	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	消防総務課			環境防災課	総務課
根拠法令等	消防組織法、相模原市消防団に関する条例			消防組織法、城山町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例	消防組織法、藤野町消防団の定員、任免、服務等に関する条例
歳出予算額（平成18年度）	0千円			0千円	0千円
歳入予算額（平成18年度）	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 円滑な消防団活動を行うため、団員の確保に努めている。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数762人 ・実員706人（平成18年3月1日現在） ・組織 1団本部 9分団 56部 <p>○法15条の5の規定により市長が消防団長を団長が団員を任命するには次に掲げる者の中から行わなければならない。</p> <p>①本市に居住し、勤務する年齢満18年以上の者であること。ただし、特に必要があるときは、この限りではない。</p> <p>②団長の場合は志操堅固、身体強健であつて、団長に適するものにして消防団より推薦された者であること。</p>	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数405人 ・実員364人 ・組織 1団本部 8分団 24部 	<p>【目的】 円滑な消防団活動を行うため、団員の確保に努めている。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数147人 ・実員147人 ・組織 1団本部 4分団 	<p>【目的】 円滑な消防団活動を行うため、団員の確保に努めている。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数163人 ・実員158人 ・組織 1団本部 4分団 12部 <p>○法15条の5の規定により消防団の推薦に基づき、町長が消防団長を団長が団員を任命するには次に掲げる者の中から行わなければならない。</p> <p>①本町内に居住し、又は勤務する者 ②年齢満18歳以上の者 ③志操堅固で、かつ、身体強健な者</p>	<p>【目的】 円滑な消防団活動を行うため、団員の確保に努めている。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数247人 ・実員247人 ・組織 1団本部 7分団 <p>○法15条の5の規定により町長が消防団長を団長が団員を任命するには次に掲げる者の中から行わなければならない。</p> <p>①本町内に居住し又は勤務する者 ②年齢18才以上の者 ③志操堅固で、かつ身体強健な者</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
25	消防団の取扱い	消防部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
25	消防団退職報償金	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	消防総務課			環境防災課	総務課
根拠法令等	消防組織法 相模原市消防団員の退職報償金に関する条例			消防組織法 城山町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例	消防組織法 藤野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
歳出予算額 (平成18年度)	23,304千円			6,120千円	9,458千円
歳入予算額 (平成18年度)	23,304千円			6,120千円	9,458千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市から退職した消防団員に支給される功労金です。</p> <p>【内容】 退職報償金は、消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じてその者の退職した日において適用される消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令別表に掲げる額を支給する。</p> <p>(対象範囲の拡大及び支給額の拡大はしていません)</p> <p><退職報償金掛け金> 17,200×1,314人=22,600,800円</p>			<p>【目的】 町から退職した消防団員に支給される功労金です。</p> <p>【内容】 退職報償金は、消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じてその者の退職した日において適用される消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令別表に掲げる額を支給する。</p> <p>(対象範囲の拡大及び支給額の拡大はしていません)</p> <p><退職報償金掛け金> 17,200円×163人=2,803,600円</p>	<p>【目的】 町から退職した消防団員に支給される功労金です。</p> <p>【内容】 退職報償金は、消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じてその者の退職した日において適用される消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令別表に掲げる額を支給する。</p> <p>(対象範囲の拡大及び支給額の拡大はしていません)</p> <p><退職報償金掛け金> 17,200×247人=4,248,400円</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 25	合併協議事項 消防団の取扱い	専門部会名 消防部会																																																																																																																																																																																																																																																					
事務事業番号 27	事務事業名 消防団貸与被服	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会																																																																																																																																																																																																																																																					
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町																																																																																																																																																																																																																																																		
担当課名	消防総務課			環境防災課	総務課																																																																																																																																																																																																																																																		
根拠法令等	相模原市消防団員の制服等に関する規則																																																																																																																																																																																																																																																						
歳出予算額（平成18年度）	8,507千円			704千円	972千円																																																																																																																																																																																																																																																		
歳入予算額（平成18年度）	0千円				486千円																																																																																																																																																																																																																																																		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消防団員の制服を統一するとともに、消防団組織の士気の高揚を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 ○貸与品の種類</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>男性</th> <th>女性</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・制帽</td><td>1</td><td></td><td>○</td><td>※必要に応じ</td></tr> <tr><td>・盛夏帽</td><td>1</td><td>※</td><td>○</td><td>※必要に応じ</td></tr> <tr><td>・作業帽</td><td>1</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>・制服</td><td>1</td><td></td><td>○</td><td>※必要に応じ</td></tr> <tr><td>・盛夏服</td><td>1</td><td>※</td><td>○</td><td>※必要に応じ</td></tr> <tr><td>・作業服</td><td>1</td><td>○</td><td></td><td>濃紺長袖、灰色</td></tr> <tr><td>・作業服</td><td>2</td><td></td><td>○</td><td>長袖・半袖各1</td></tr> <tr><td>・オーバーコート</td><td>1</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>・ブラウス</td><td>2</td><td></td><td>○</td><td>長袖、半袖各1</td></tr> <tr><td>・襟章</td><td>1式</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>・階級章</td><td>1</td><td>○</td><td>○</td><td>金属製、布製</td></tr> <tr><td>・ネクタイ</td><td>1</td><td></td><td>○</td><td>※必要に応じ</td></tr> <tr><td>・リボン</td><td>1</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>・バック</td><td>1</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>・バンド</td><td>3</td><td>○</td><td></td><td>盛夏服用 夏作業服用 冬作業服用 作業服用</td></tr> <tr><td>・バンド</td><td>1</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>・保安帽</td><td>1</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>・雨合羽</td><td>1</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>・編上げ靴</td><td>1</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>・防火衣</td><td>1</td><td>○</td><td></td><td>ヘルメット及び しころ含む</td></tr> <tr><td>・防寒衣</td><td>1</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> </tbody> </table>		品名	数量	男性	女性	摘要	・制帽	1		○	※必要に応じ	・盛夏帽	1	※	○	※必要に応じ	・作業帽	1	○	○		・制服	1		○	※必要に応じ	・盛夏服	1	※	○	※必要に応じ	・作業服	1	○		濃紺長袖、灰色	・作業服	2		○	長袖・半袖各1	・オーバーコート	1		○		・ブラウス	2		○	長袖、半袖各1	・襟章	1式	○	○		・階級章	1	○	○	金属製、布製	・ネクタイ	1		○	※必要に応じ	・リボン	1		○		・バック	1		○		・バンド	3	○		盛夏服用 夏作業服用 冬作業服用 作業服用	・バンド	1		○		・保安帽	1	○	○		・雨合羽	1	○	○		・編上げ靴	1	○	○		・防火衣	1	○		ヘルメット及び しころ含む	・防寒衣	1	○	○		<p>【目的】 消防団員の制服を統一するとともに、消防団組織の士気の高揚を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 ○貸与品の種類（男性のみ）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・制帽</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・盛夏帽</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・作業帽</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>・制服</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・盛夏服</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・作業服</td><td>1</td><td>濃紺長袖</td></tr> <tr><td>・作業服</td><td>1</td><td>黄土長袖</td></tr> <tr><td>・オーバーコート</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・ブラウス</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・襟章</td><td>1式</td><td></td></tr> <tr><td>・階級章</td><td>1</td><td>布製</td></tr> <tr><td>・ネクタイ</td><td>1</td><td>紺</td></tr> <tr><td>・リボン</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・バック</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・バンド</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・バンド</td><td>2</td><td>作業服用 部に配備</td></tr> <tr><td>・保安帽</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・雨合羽</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・編上げ靴</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>・防火衣</td><td></td><td>部に配備</td></tr> <tr><td>・防寒衣</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>【参考】 団員1人につき 5万6千円の貸与物品</p>		品名	数量	摘要	・制帽			・盛夏帽			・作業帽	1		・制服			・盛夏服			・作業服	1	濃紺長袖	・作業服	1	黄土長袖	・オーバーコート			・ブラウス			・襟章	1式		・階級章	1	布製	・ネクタイ	1	紺	・リボン			・バック			・バンド			・バンド	2	作業服用 部に配備	・保安帽			・雨合羽			・編上げ靴	1		・防火衣		部に配備	・防寒衣			<p>【目的】 消防団員の制服を統一するとともに、消防団組織の士気の高揚を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 ○貸与品の種類（男性のみ）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・制帽</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・盛夏帽</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・作業帽</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>・制服</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・盛夏服</td><td>1</td><td>濃紺長袖</td></tr> <tr><td>・作業服</td><td>1</td><td>濃紺長袖</td></tr> <tr><td>・作業服</td><td>1</td><td>黄土長袖</td></tr> <tr><td>・オーバーコート</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・ブラウス</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・襟章</td><td>1式</td><td></td></tr> <tr><td>・階級章</td><td>1</td><td>布製</td></tr> <tr><td>・ネクタイ</td><td>1</td><td>紺、赤</td></tr> <tr><td>・リボン</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・バック</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・バンド</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・バンド</td><td>2</td><td>作業服用 部に配備</td></tr> <tr><td>・保安帽</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・雨合羽</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・編上げ靴</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>・防火衣</td><td></td><td>部に配備</td></tr> <tr><td>・防寒衣</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>【補助金】 神奈川県地震防災対策支援事業費補助金</p> <p>【参考】 団員1人につき 6万1千円の貸与物品</p>	品名	数量	摘要	・制帽			・盛夏帽			・作業帽	1		・制服			・盛夏服	1	濃紺長袖	・作業服	1	濃紺長袖	・作業服	1	黄土長袖	・オーバーコート			・ブラウス			・襟章	1式		・階級章	1	布製	・ネクタイ	1	紺、赤	・リボン			・バック			・バンド			・バンド	2	作業服用 部に配備	・保安帽			・雨合羽			・編上げ靴	1		・防火衣		部に配備	・防寒衣		
品名	数量	男性	女性	摘要																																																																																																																																																																																																																																																			
・制帽	1		○	※必要に応じ																																																																																																																																																																																																																																																			
・盛夏帽	1	※	○	※必要に応じ																																																																																																																																																																																																																																																			
・作業帽	1	○	○																																																																																																																																																																																																																																																				
・制服	1		○	※必要に応じ																																																																																																																																																																																																																																																			
・盛夏服	1	※	○	※必要に応じ																																																																																																																																																																																																																																																			
・作業服	1	○		濃紺長袖、灰色																																																																																																																																																																																																																																																			
・作業服	2		○	長袖・半袖各1																																																																																																																																																																																																																																																			
・オーバーコート	1		○																																																																																																																																																																																																																																																				
・ブラウス	2		○	長袖、半袖各1																																																																																																																																																																																																																																																			
・襟章	1式	○	○																																																																																																																																																																																																																																																				
・階級章	1	○	○	金属製、布製																																																																																																																																																																																																																																																			
・ネクタイ	1		○	※必要に応じ																																																																																																																																																																																																																																																			
・リボン	1		○																																																																																																																																																																																																																																																				
・バック	1		○																																																																																																																																																																																																																																																				
・バンド	3	○		盛夏服用 夏作業服用 冬作業服用 作業服用																																																																																																																																																																																																																																																			
・バンド	1		○																																																																																																																																																																																																																																																				
・保安帽	1	○	○																																																																																																																																																																																																																																																				
・雨合羽	1	○	○																																																																																																																																																																																																																																																				
・編上げ靴	1	○	○																																																																																																																																																																																																																																																				
・防火衣	1	○		ヘルメット及び しころ含む																																																																																																																																																																																																																																																			
・防寒衣	1	○	○																																																																																																																																																																																																																																																				
品名	数量	摘要																																																																																																																																																																																																																																																					
・制帽																																																																																																																																																																																																																																																							
・盛夏帽																																																																																																																																																																																																																																																							
・作業帽	1																																																																																																																																																																																																																																																						
・制服																																																																																																																																																																																																																																																							
・盛夏服																																																																																																																																																																																																																																																							
・作業服	1	濃紺長袖																																																																																																																																																																																																																																																					
・作業服	1	黄土長袖																																																																																																																																																																																																																																																					
・オーバーコート																																																																																																																																																																																																																																																							
・ブラウス																																																																																																																																																																																																																																																							
・襟章	1式																																																																																																																																																																																																																																																						
・階級章	1	布製																																																																																																																																																																																																																																																					
・ネクタイ	1	紺																																																																																																																																																																																																																																																					
・リボン																																																																																																																																																																																																																																																							
・バック																																																																																																																																																																																																																																																							
・バンド																																																																																																																																																																																																																																																							
・バンド	2	作業服用 部に配備																																																																																																																																																																																																																																																					
・保安帽																																																																																																																																																																																																																																																							
・雨合羽																																																																																																																																																																																																																																																							
・編上げ靴	1																																																																																																																																																																																																																																																						
・防火衣		部に配備																																																																																																																																																																																																																																																					
・防寒衣																																																																																																																																																																																																																																																							
品名	数量	摘要																																																																																																																																																																																																																																																					
・制帽																																																																																																																																																																																																																																																							
・盛夏帽																																																																																																																																																																																																																																																							
・作業帽	1																																																																																																																																																																																																																																																						
・制服																																																																																																																																																																																																																																																							
・盛夏服	1	濃紺長袖																																																																																																																																																																																																																																																					
・作業服	1	濃紺長袖																																																																																																																																																																																																																																																					
・作業服	1	黄土長袖																																																																																																																																																																																																																																																					
・オーバーコート																																																																																																																																																																																																																																																							
・ブラウス																																																																																																																																																																																																																																																							
・襟章	1式																																																																																																																																																																																																																																																						
・階級章	1	布製																																																																																																																																																																																																																																																					
・ネクタイ	1	紺、赤																																																																																																																																																																																																																																																					
・リボン																																																																																																																																																																																																																																																							
・バック																																																																																																																																																																																																																																																							
・バンド																																																																																																																																																																																																																																																							
・バンド	2	作業服用 部に配備																																																																																																																																																																																																																																																					
・保安帽																																																																																																																																																																																																																																																							
・雨合羽																																																																																																																																																																																																																																																							
・編上げ靴	1																																																																																																																																																																																																																																																						
・防火衣		部に配備																																																																																																																																																																																																																																																					
・防寒衣																																																																																																																																																																																																																																																							

事務事業現況調書

合併協議事項番号 25	合併協議事項 消防団の取扱い	専門部会名 消防部会			
事務事業番号 29	事務事業名 非常備消防（消防団）組織	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	（旧津久井町）	（旧相模湖町）	城山町	藤野町
担当課名	消防総務課			環境防災課	総務課
根拠法令等	消防組織法			消防組織法	消防組織法
歳出予算額（平成18年度）	0千円			0千円	0千円
歳入予算額（平成18年度）	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消防は、その施設及び人員を活用して、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減する。</p> <p>【内容】 1団 9分団 56部 実員706人 定員762人 (H18. 3. 1現在数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団 長-1人 ・ 副団長-2人 ・ 消防団女性部-25人 ・ （ラッパ隊）（31人） ・ 第1分団 - 9部 104人 ・ 第2分団 - 5部 58人 ・ 第3分団 - 9部 109人 ・ 第4分団 - 8部 99人 ・ 第5分団 - 4部 54人 ・ 第6分団 - 5部 58人 ・ 第7分団 - 7部 90人 ・ 第8分団 - 6部 77人 ・ 第9分団 - 3部 29人 	<p>【内容】 1団 8分団 24部 実員364人 定員405人 (H18. 4. 1現在数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団 長-1人 ・ 副団長-2人 ・ 第1分団 - 2部 30人 ・ 第2分団 - 3部 53人 ・ 第3分団 - 3部 44人 ・ 第4分団 - 3部 40人 ・ 第5分団 - 4部 57人 ・ 第6分団 - 3部 49人 ・ 第7分団 - 3部 54人 ・ 第8分団 - 3部 34人 	<p>【内容】 1団 4分団 実員147人 定員147人 (H18. 4. 1現在数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団 長-1人 ・ 副団長-2人 ・ 第1分団 -42 人 ・ 第2分団 -22 人 ・ 第3分団 -30 人 ・ 第4分団 -50 人 	<p>【目的】 消防は、その施設及び人員を活用して、町民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減する。</p> <p>【内容】 1団 4分団 12部 実員158人 定員163人 (H18. 4. 1現在数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団 長-1人 ・ 副団長-2人 ・ 第1分団 - 3部 38人 ・ 第2分団 - 3部 40人 ・ 第3分団 - 4部 50人 ・ 第4分団 - 2部 27人 	<p>【目的】 消防は、その施設及び人員を活用して、町民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減する。</p> <p>【内容】 1団 7分団 15部 実員247人 定員247人 (H17. 4. 1現在数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団 長-1人 ・ 副団長-2人 ・ 吉野分団 - 2部 29人 ・ 小淵分団 - 2部 35人 ・ 沢井分団 - 1部 24人 ・ 日連分団 - 2部 24人 ・ 名倉分団 - 2部 29人 ・ 牧野分団 - 4部 63人 ・ 佐野川分団 - 2部 40人

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
25	消防団の取扱い	消防部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	消防団車両維持管理・購入事業	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	警防課			環境防災課	総務課
根拠法令等	消防組織法 消防法 NOxPM法 神奈川県生活環境の保全等に関する条例			消防組織法	消防組織法
歳出予算額（平成18年度）	14,339千円			7,386千円	2,468千円
歳入予算額（平成18年度）	1,700千円			2,870千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消防力の充実・強化を図るため、消防団車両更新計画等に基づく消防団車両の購入や燃料の購入及び車検点検等を実施し、消防団車両を適切に維持管理する。</p> <p>【内容】 ○消防団車両の保有状況 ・消防ポンプ自動車 10台 ・小型動力ポンプ付積載車 46台 ○燃料の購入（ガソリン、軽油等） ○消防団車両の維持管理 ・車検点検 ・車両修繕 ・車両消耗品 ・自動車重量税等</p> <p>【特定財源の概要】 ○市町村地震防災対策緊急支援事業費補助金（神奈川県） ・小型動力ポンプ積載車</p> <p>【参考】 ・消防ポンプ車 15,000（千円） ・小型動力ポンプ付積載車 6,000（千円） ・小型動力ポンプ 1,150（千円）</p>	<p>【内容】 ○消防団車両の保有状況 ・消防ポンプ自動車 8台 ・小型動力ポンプ付積載車 17台 ○消防団車両の購入 ○燃料の購入（ガソリン、軽油等） ○消防団車両の維持管理 ・車検点検 ・車両修繕 ・車両消耗品 ・自動車重量税等</p>	<p>【内容】 ○消防団車両の保有状況 ・消防ポンプ自動車 4台 ・小型動力ポンプ付積載車 3台 ○消防団車両の購入 ○燃料の講習（ガソリン、軽油等） ○消防団車両の維持管理 ・車検点検 ・車両修理 ・自動車重量税等</p>	<p>【目的】 消防力の充実・強化を図るため、消防団車両更新計画等に基づく消防団車両の購入や燃料の購入及び車検点検等を実施し、消防団車両を適切に維持管理する。</p> <p>【内容】 ○消防団車両の保有状況 ・小型動力ポンプ付積載車 12台 ○消防団車両の購入 ○燃料の購入（ガソリン、軽油等） ○消防団車両の維持管理 ・車検点検 ・車両修繕 ・車両消耗品 ・自動車重量税等</p> <p>【特定財源の概要】 ○市町村地震防災対策緊急支援事業費補助金（神奈川県） ・小型動力ポンプ積載車 5,740千円</p>	<p>【目的】 消防力の充実・強化を図るため、消防団車両更新計画等に基づく消防団車両の購入や燃料の購入及び車検点検等を実施し、消防団車両を適切に維持管理する。</p> <p>【内容】 ○消防団車両の保有状況 ・消防ポンプ自動車 3台 ・小型動力ポンプ付積載車 13台 ○消防団車両の購入 ○燃料の購入（ガソリン、軽油等） ○消防団車両の維持管理 ・車検点検 ・車両修繕 ・車両保険 ・車両消耗品 ・自動車重量税等</p> <p>【特定財源の概要】 ○市町村地震防災対策緊急支援事業費補助金（神奈川県） ※17年度購入予定なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	消防団の取扱い		消防部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	消防相互応援協定等		■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	警防課			環境防災課	総務課
根拠法令等	消防組織法			消防組織法	消防組織法
歳出予算額 (平成18年度)	0千円			0千円	0千円
歳入予算額 (平成18年度)	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>【目的】 消防組織法に基づき、協定市時間の消防力を活用して災害による被害を最小限度に防止することを目的として、消防相互応援協定を締結するとともに、国に消防隊等を緊急消防援助隊として登録する。</p> <p>【内容】 ○ 応援協定締結状況 ・ 神奈川県下消防相互応援協定 (県下26市町) ・ 消防相互応援協定 (対東京消防庁、対町田市消防団) ・ 消防相互援助協約 (対在日米陸軍)</p> <p>○ 応援協定による出動状況 (平成17年中) ・ 相模原市から 28件、25隊、135名が出場 ・ 相模原市へ 6件、6隊、27名が出場</p> <p>○ 緊急消防援助隊への登録 (平成18年4月1日現在) ・ 消防隊 6隊 ・ 救助隊 1隊 ・ 救急隊 2隊 ・ 特殊災害隊 2隊 ・ 特殊装備隊 2隊 ・ 後方支援隊 1隊</p> <p>【参考】 ・ 旧津久井郡広域行政組合消防本部から8件に出場、出場部隊20隊、人員68人 ・ 旧津久井郡広域行政組合消防本部へ9件の受援、受援部隊23隊、人員96人</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>【目的】 消防組織法に基づき、協定市時間の消防力を活用して災害による被害を最小限度に防止することを目的として締結されています。</p> <p>【内容】 ○ 消防相互応援協定 (対八王子市消防団、対愛川町消防団、対清川村消防団、対道志村消防団、対城山町消防団、対藤野町消防団)</p> <p>出動状況 (消防団) ○ なし</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>【目的】 消防組織法に基づき、協定市時間の消防力を活用して災害による被害を最小限度に防止することを目的として締結されています。</p> <p>【内容】 ○ 消防相互応援協定 (対相模原市消防団、対八王子市消防団、対町田市消防団、対愛川町消防団、対藤野町消防団)</p> <p>出動状況 (消防団) ○ なし</p> </div> </div>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号 25	合併協議事項 消防団の取扱い	専門部会名 消防部会			
事務事業番号 18	事務事業名 消防団活動基準	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	警防課			環境防災課	総務課
根拠法令等	消防組織法 消防法 消防力の基準			消防組織法 消防法 消防力の基準	消防組織法 消防法 消防力の基準
歳出予算額（平成18年度）	0千円			0千円	0千円
歳入予算額（平成18年度）	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 火災等災害の発生に際し、消防団活動に万全を期するため、必要な基準等を定める。</p> <p>【内容】 ○要綱・規程等 相模原市消防団活動基準 ○指令の伝達方法 部長以上に無線受令機を貸与し、一斉指令により出動を指令する。 なお、副分団長以上にメールにて災害発生情報を配信している。 ○消防団災害出場種別 ・建物火災 ・林野火災 ・車両火災 ・その他火災 ・水難救助 ・水災 ・震災 ○出場隊の選別方法 災害出場種別及び災害発生場所により、予め出場区域を規程。</p>			<p>【目的】 火災等災害の発生に際し、消防団活動に万全を期するため、必要な基準等を定める。</p> <p>【内容】 ○要綱・規程等 なし ○指令の伝達方法 津久井郡消防本部より発災箇所を分団長に携帯電話により出動を指令する。（受け持ち区域に出動）また、正副団長には環境防災課より災害発生情報を電話連絡している。なお、昨年度から部長に無線受令機を貸与している。 ○消防団災害出場種別 ・建物火災 ・林野火災 ・車両火災 ・その他火災 ・水難救助 ・水災 ・震災 ○出場隊の選別方法 災害出場種別及び災害発生場所により、予め出場区域を規程。</p>	<p>【目的】 火災等災害の発生に際し、消防団活動に万全を期するため、必要な基準等を定める。</p> <p>【内容】 ○要綱・規程等 火災出動基準 ○指令の伝達方法 ・防災行政無線により、地域指定で出動を指令する。 ・班長以上に無線受令機を貸与し、一斉指令により集合場所等を指令する。 出動を指令する。なお、分団長には津久井郡消防本部より災害発生情報を電話連絡している。 ○消防団災害出場種別 ・建物火災 ・林野火災 ・車両火災 ・その他火災 ・水難救助 ・水災 ・震災 ○出場隊の選別方法 災害出場種別及び災害発生場所により、予め出場区域を規程。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 25	合併協議事項 消防団の取扱い	専門部会名 消防部会			
事務事業番号 20	事務事業名 消防出初式等	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	警防課			環境防災課	総務課
根拠法令等					
歳出予算額(平成18年度)	3,532千円			0千円	164千円
歳入予算額(平成18年度)	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消防職団員の士気を高揚し、職務遂行への決意を新たにするとともに、消防の全容を広く市民に公開することを目的に、年頭に消防出初め式を開催する。また、消防団員が平素鍛えた消防操法技術の成果を発表し、消防活動能力の強化を図ることを目的に、消防団消防技術競技大会が開催されている。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消防出初め式の開催(平成18年1月8日) <ul style="list-style-type: none"> ・参加部隊 消防署部隊(3消防署12分署) 247名 ・消防団部隊(1団9個分団) 552名 ・自衛消防部隊(15事業所) 60名 ・参観者(約8,000名) ○市消防団消防技術競技大会の開催(平成17年9月11日) <ul style="list-style-type: none"> ・小型ポンプ操法の部 217チーム84人 ・ポンプ車操法の部 10チーム50人 ○神奈川県消防操法大会への参加 <ul style="list-style-type: none"> ・隔年で開催する大会に1隊が出場 ・出場隊は順番による 	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消防出初め式(平成18年1月8日開催) <ul style="list-style-type: none"> 参加部隊 <ul style="list-style-type: none"> ・消防署部隊(1隊) 10名 ・消防団部隊(1団8個分団) 320名 ・参観者(約100名) ・消防団操法演技2隊実施 ○神奈川県消防操法大会への参加(次回大会に出場予定) <ul style="list-style-type: none"> ・隔年で開催する大会に上津久井、下津久井が交互に出場 ・出場隊は順番による 	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消防出初め式(平成18年1月9日開催) <ul style="list-style-type: none"> 参加部隊 <ul style="list-style-type: none"> ・消防署部隊(1隊) 12名 ・消防団部隊(1団7個分団) 111名 ・参観者(約100名) ・消防団操法演技1隊実施 ○神奈川県消防操法大会への参加(次回大会に出場予定) <ul style="list-style-type: none"> ・隔年で開催する大会に上津久井、下津久井が交互に出場 ・出場隊は順番による 	<p>【目的】 消防職団員の士気を高揚し、職務遂行への決意を新たにするとともに、消防の全容を広く町民に公開することを目的に、年頭に消防出初め式が開催されている。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消防出初め式(平成18年1月8日開催) <ul style="list-style-type: none"> 参加部隊 <ul style="list-style-type: none"> ・消防署城山分署 15名 ・消防団部隊(1団4個分団) 135名 ・参観者(約100名) ・消防団操法演技1隊実施 ○神奈川県消防操法大会への参加(次回大会に出場予定) <ul style="list-style-type: none"> ・隔年で開催する大会に上津久井、下津久井が交互に出場 ・出場隊は順番による 	<p>【目的】 消防職団員の士気を高揚し、職務遂行への決意を新たにするとともに、消防の全容を広く町民に公開することを目的に、年頭に消防出初め式が開催されている。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消防出初め式(平成17年1月9日開催) <ul style="list-style-type: none"> 参加部隊 <ul style="list-style-type: none"> ・消防署部隊(1隊) 10名 ・消防団部隊(1団4個分団) 257名 ・参観者(約100名) 消防団操法演技1隊実施 ○神奈川県消防操法大会への参加(次回大会に出場予定) <ul style="list-style-type: none"> ・隔年で開催する大会に上津久井、下津久井が交互に出場 ・出場隊は順番による

協議第30号

防災事業の取扱いについて

事務事業現況調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 防災事業の取扱い	専門部会名 総務部会			
事務事業番号 6	事務事業名 防災会議の運営	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	防災対策課			環境防災課	総務課
根拠法令等	災害対策基本法 相模原市防災会議条例			災害対策基本法 城山町防災会議条例	災害対策基本法 藤野町防災会議条例
歳出予算額 (平成18年度)	681千円			40千円	21千円
歳入予算額 (平成18年度)	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市防災会議条例に基づき、市及び防災関係機関相互の連絡調整、地域防災計画の策定及び発災時における災害情報収集等を行うことを目的とする。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員 48名 ・内訳 会長(市長) 1名 市職員 22名 防災関係機関 25名 ・開催回数 2回/年 定例会1回、大規模災害発生時1回 (ただし、大規模災害発生時は複数回開催の可能性あり) ・事業費内訳 報酬(非常勤特別職報酬) @12,600×25名×2回/年=630,000円 (報酬支払対象者25名中、各機関の都合により受領辞退あり) 旅費(費用弁償) 3,000円×2回/年=6,000円 (費用弁償対象者5名中、各機関の都合により受領辞退あり) 需要費(食料費: 賄い) @100×48回×2回/年=9,600円 ・報酬支払対象者(25名) 陸上自衛隊第4施設群長、関東農政局神奈川農政事務所地域課長、相模原労働基準監督署長、 関東地方整備局相武国道事務所長、東北地域県政総合センター所長、相模原土木事務所長、相模原水道営業所長、相模原警察署長、相模原南警察署長、相模原北警察署長、津久井警察署長、相模原市消防団長会会長、相模原市自治会連合会理事、相模原郵便局長、東日本旅客鉄道(株)橋本駅長、(株)NTT東日本-東京西プロードバンド推進室長、日本通運(株)北神奈川支店長、 東京電力(株)相模原支社長、東京ガス(株)神奈川導管事業部湘南導管ネットワークセンター所長、(社)相模原市医師会会長、小田急電鉄(株)相模大野管区長、京王電鉄(株)相模原管区長、神奈川中央交通(株)相模原営業所長、(社)神奈川県トラック協会相模支部長、(社)相模原市建設業協会会長 				
	<p>【目的】 城山町防災会議条例に基づき、地域防災計画の策定、発災時における災害に関する情報収集を行うことを目的とする。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員 15名 ・内訳 会長(町長) 1名 町職員 2名 関係機関委員 12名 ・開催回数 1回/年 ・事業費内訳 報酬(非常勤特別職報酬) @7,900×5名/1回=39,500円 (公的機関の委員は職務上の出席につき無報酬) 町職員以外の委員 城山郵便局長 津久井地域県政総合センター所長 津久井保健福祉事務所所長 津久井土木事務所所長 津久井警察署長 消防団長 津久井郡広域消防本部消防長 ㈱NTTサービズ東京東京 西支店第1営業部長 医師会代表 東京電力㈱相模原営業所長 津久井水道営業所長 				
	<p>【目的】 藤野町防災会議条例に基づき、町及び防災関係機関相互の連絡調整、地域防災計画の策定及び発災時における災害情報収集等を行うことを目的とする。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員 15名 ・内訳 会長(町長) 1名 町職員 2名 防災関係機関 12名 ・開催回数 1回/年 ・事業費内訳報酬(非常勤特別職報酬) @8,100×5名×0.5回/年=20,250円 (公的機関の委員は職務上の出席につき無報酬) 旅費(費用弁償) なし 需要費(食料費: 賄い) なし ・町職員以外の委員 津久井地域県政総合センター所長 津久井土木事務所所長 津久井保健福祉事務所所長 津久井警察署長 津久井郡広域行政組合消防長 消防団長 JR相模湖駅長 吉野郵便局長 (株)津久井神奈交バス取締役所長 				

事務事業現況調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 防災事業の取扱い	専門部会名 総務部会			
事務事業番号 7	事務事業名 防災対策普及啓発推進事業	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	防災対策課 相模原市地域防災計画			環境防災課 城山町地域防災計画	総務課 藤野町地域防災計画
根拠法令等					
歳出予算額（平成18年度）	2,000千円			0千円	0千円
歳入予算額（平成18年度）	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 防災に対する市民等の意識高揚を図るため、防災ガイドブックの作成・配布及び防災地図の作成を行い、普及啓発などを推進する。</p> <p>【概要】 ・ 防災ガイドブックの作成、配布 防災対策の基本的な知識について、イラストを用いて具体的に説明した市民向けの手引書を市役所、出張所、公民館、消防署等で配布する。 ・ 防災地図の作成 避難場所、防災備蓄倉庫、緊急輸送路等を地図に表示したもの 庁内各課・機関、防災関係機関、各自主防災組織等への配布の他、行政資料コーナーにて有償頒布する。 《事業費総額》 印刷製本費 2,000,000円</p> <p>・ 災害対策本部要員等の研修、職員啓発 毎年度、各要員の選任後に災害対策本部要員の研修を実施 『災害対策本部連絡員研修、災害対策本部事務局員研修、避難所担当者研修、救護所担当者研修』</p> <p>また、職員に対する防災思想の普及・啓発のため、「防災ニュース」を定期的に発行し、時事に合わせた防災に関する様々な情報を提供する。 発行回数 4回/年</p>			<p>【目的】 防災に対する意識高揚、特に地震発生時の適切な行動を身に付けてもらうため町広報紙で啓発活動を行う。</p> <p>【概要】 ・ 町広報お知らせ版「ホットライン」で「わが家の防災メモ」と題して、4月から6月号で毎年、地震に対する備え、行動等の内容を掲載している。 ・ 町ホームページに防災情報掲載。</p>	
				<p>【目的】 防災に対する町民等の意識高揚を図るため、広報紙等により、防災の普及啓発を推進する。</p> <p>【概要】 町広報紙に防災に関する記事を掲載</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
26	防災事業の取扱い	総務部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	地域防災計画の推進	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	防災対策課			環境防災課	総務課
根拠法令等	災害対策基本法 大規模地震対策特別措置法			災害対策基本法	災害対策基本法 大規模地震対策特別措置法
歳出予算額(平成18年度)	13,000千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成18年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 災害対策基本法第42条及び大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、地域防災計画の修正等により、市民、事業所及び市が一体となった本市の防災対策を推進する。</p> <p>【内容】 平成18年度に実施する防災アセスメント調査の結果や国・県の防災計画等の修正の動き、これまでの訓練等による検証結果等を踏まえ、計画本体、概要版等を作成する。</p> <p>・防災アセスメント調査(平成18年度実施) 事業費 13,000,000円 調査事項 (1)災害履歴調査、(2)土地利用変遷調査、(3)災害誘因調査(地震活動調査、活断層調査、気象概況整理)、(4)災害素因調査(地形・地質分類調査、地震被害想定調査、風水害危険性評価)、(5)地域危険性総合評価、(6)防災課題の整理</p>		<p>【内容】 現計画は、平成8年度に全面修正済み。</p> <p>防災アセスメント調査(平成7年度実施) 調査事項 (1)災害履歴調査、(2)土地利用変遷調査、(3)災害誘因調査(地震活動調査、活断層調査、気象概況整理)、(4)災害素因調査(地形・地質分類調査、地震被害想定調査、風水害危険性評価)、(5)地域危険性総合評価、(6)防災課題の整理</p>	<p>【目的】 災害対策基本法第42条に基づき城山町防災会議が策定する計画であり、町及び防災関係機関が町民の協力のもと災害対策を講ずることで、町民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とする。</p> <p>【内容】 現計画は、平成9年度に全面修正し、現在に至っている。全面修正後期間が経過しており、修正の必要性はあるが、修正時期は決定していない。</p>	
	<p>【目的】 災害対策基本法第42条及び大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づき、藤野町防災会議が策定する計画であり、町及び防災関係機関が町民の協力のもと災害対策を講ずることで、町民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とする。</p> <p>【内容】 現計画は、平成10年度に全面修正し、現在に至っている。全面修正後期間が経過しており、修正の必要性はあるが、修正時期は未定である。</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
26	防災事業の取扱い	総務部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
10	災害に係る関係機関等との連絡調整	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	防災対策課			環境防災課	総務課
根拠法令等	災害対策基本法 相模原市地域防災計画				災害対策基本法 藤野町地域防災計画
歳出予算額(平成18年度)	0千円				0千円
歳入予算額(平成18年度)	0千円				0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地震、風水害及び特殊災害による災害発生時又は災害が発生するおそれのある場合、市民の生命、身体及び財産の保護のため、迅速で確かな情報伝達により、災害派遣活動及び災害対応を円滑に実施する。</p> <p>【概要】 ○相模原市災害対策連絡調整会議 自衛隊、警察署及び市の情報交換及び意見交換を実施し、災害に関する情報の共有、組織間相互の協力・連携体制の強化等を図る。 ・構成員…陸上自衛隊第4施設群、相模原警察署、相模原南警察署、相模原北警察署、津久井警察署、相模原市 ・開催回数…2回/年 ・地域防災計画、地域防災計画に基づく細部計画（マニュアル含む）及び各応援協定等に基づき、各機関ごとの担当課・機関において、災害発生時及び発生のおそれがある場合の連絡体制の確立を図る。</p>			<p>該当なし (同様の連絡調整会議は設置していない。)</p>	<p>【目的】 災害時の発生及び発生するおそれのある場合、町民の安全等の確保のため、関係機関と緊密な連携のもと、災害対策を円滑に実施する。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
26	防災事業の取扱い	総務部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	災害時における応援協定等	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	防災対策課			環境防災課	総務課
根拠法令等	相模原市地域防災計画			城山町地域防災計画	藤野町地域防災計画
歳出予算額 (平成18年度)	0千円			0千円	0千円
歳入予算額 (平成18年度)	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市地域防災計画に定める災害に対する基本方針及び役割分担の効果的な実施を図るため、実施主体となる各部・各課において具体的な実施主体、役割、手続き及び行動の内容を明らかにした細部計画（マニュアル）を策定するとともに、地域防災計画及びその細部計画の効果的な実施のため、関係機関との関係を緊密にし、大規模災害発生時に迅速に対応する。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体、関係機関等と災害時の応援協定、協力協定を延べ103団体と締結 協定数 36（平成18年4月1日現在） ・その他必要とされる関係機関との協定、覚書等について、今後も整備を図る。 <p>【締結機関】 相模原市電設協会・相模原市農業協同組合・(社)神奈川県トラック協会相模支部・北相米穀(株)・相模原米穀小売商組合・(社)相模原市医師会・相模原商工会議所商業部会大型店分科会・(社)相模原市建設業協会・(株)エフエムさがみ・相模原市生活協同組合運営協議会・相模原造園協同組合・相模原郵便局・橋本郵便局・座間郵便局・(社)神奈川県エルビーガス協会相模原支部・(社)相模原地区病院協会・(社)神奈川県看護協会相模原支部・相模原市管工事設備協同組合・県北管工事協同組合・(社)相模原市社会福祉協議会・さがみはら国際交流ラウンジ運営委員会・(社)神奈川県柔道整復師会相模支部・(社)相模原市薬剤師会・神奈川県葬祭業協同組合・(社)全国霊柩自動車協会・(社)全日本冠婚葬祭互助協会・(社)神奈川県建物解体業協会・神奈川県県央地区廃棄物処理業協議会・(社)神奈川県産業廃棄物協会・(社)神奈川県石油商業組合北相支部・相模原資源回収事業協会・相模原市獣医師会・県下市町村等(28)・東京消防庁・町田市・在日米陸軍・銀河連邦共和国(4)・中核市(35)</p>			<p>【目的】 城山町地域防災計画に定める災害応急対策を有効的に実施するため、関係機関との協力体制を整え災害発生時に対応する。</p> <p>【概要】 関係機関との災害時の応援・協力協定7団体、井戸所有者127名、事業者2社と締結</p> <p>【締結機関】 城山町建設業協会・城山郵便局・(社)津久井郡医師会・(社)神奈川県エルビーガス協会津久井支部・生活協同組合コープ神奈川・㈱エコープ神奈川平塚本部・町内井戸所有者・事業者2社</p>	<p>【目的】 藤野町地域防災計画に定める災害応急対策を有効的に実施するため、関係機関との協力体制を整え災害発生時に対応する。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体、関係機関等と災害時の応援協定、協力協定を締結 ・その他必要とされる関係機関との協定、覚書等について、今後も整備を図る。 <p>【締結機関】 藤野町内郵便局 神奈川県エルビーガス協会津久井支部 社団法人全国警備業協会研修センター 生活協同組合コープかながわ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災相互応援協定(上野原市) ・給水業務協定(県企業庁水道局)

事務事業現況調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 防災事業の取扱い	専門部会名 総務部会			
事務事業番号 13	事務事業名 がけ地等危険箇所の災害対策の総括及び調整事務	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	防災対策課			環境防災課	総務課
根拠法令等	相模原市地域防災計画 急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律			城山町地域防災計画 急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律	藤野町地域防災計画 急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律
歳出予算額（平成18年度）	0千円			0千円	0千円
歳入予算額（平成18年度）	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>市内の地形、地質及び市街地等の実態を調査し、崖崩れ等の危険が予測される箇所を把握するとともに、その情報を的確に市民に伝え、市民と行政が協力して安全な土地利用を推進する。</p> <p>また、土地所有者等に対する保安措置及び崩壊防止工事の実施等の指導を行うとともに、関係機関と緊密な連絡を保ち、災害の未然防止及び被害軽減のための予防対策を推進する。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在把握している、市内災害予防対象がけ及び神奈川県急傾斜地崩壊危険箇所等点検調査業務において急傾斜地崩壊危険箇所とされた急傾斜地について、庁内関係各部とともに現況把握のため合同で巡回を行う。 ・ 参加対象部、人員 保健福祉部、建築部、都市部、土木部、消防部、総務部（防災対策課）の職員 約30名 ・ 実施回数 年1回（梅雨時期前に実施） ・ 巡回方法（平成18年度） 公用車（マイクロバス）にて、急傾斜地崩壊危険区域及び災害予防対象がけのうち、災害弱者関連施設に隣接するがけ地・災害予防対象がけ等については、管轄する警察署に対し情報提供を行う。（要望がある場合は、合同で現地調査を実施） ・ 各担当においても、各箇所の平常時からの現地確認及び大雨などの警戒を実施している。 ・ 巡回後、災害予防対象がけの見直し等、関係各課と協議を実施 ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により指定された急傾斜地崩壊危険区域については、県（相模原土木事務所）が実施する「土砂災害防止バトロール」の際に関係部の職員とともに現況把握等に努めている。 			<p>【目的】</p> <p>町内の地形、地質及び市街地等の実態を把握し、関係機関と協力して、災害の未然防止及び被害軽減のための予防対策を推進する。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災担当課及び各担当課において、各箇所の現地確認及び大雨などの警戒を実施している。 ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域について、県（津久井土木事務所）が実施する「土砂災害防止バトロール」の際に同行し現況把握等に努めている。 <p>【目的】</p> <p>町内の崖崩れの危険箇所を把握し、災害の未然防止等予防対策を講じる。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災担当課及び各担当課において、各箇所の現地確認及び大雨時等、警戒を実施している。 ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域について、巡回するなどして現況把握に努めている。 <p style="text-align: right;">地すべり危険箇所 1 土石流危険渓流箇所数 90 急傾斜地崩壊危険箇所 309</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
26	防災事業の取扱い		総務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	総合防災訓練実施事業		■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	防災課			環境防災課	総務課
根拠法令等	災害対策基本法、相模原市地域防災計画			災害対策基本法、城山町地域防災計画	災害対策基本法、藤野町地域防災計画
歳出予算額（平成18年度）	3,850千円			110千円	992千円
歳入予算額（平成18年度）	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>市地域防災計画に定める総合防災訓練として、市民・防災関係機関及び市が協力し、警戒宣言発令時の対応及び発災時の応急対策訓練を実施する。</p> <p>【内容】</p> <p>市、県、防災関係機関の災害発生時における応急対策の実施検証、相互連携、広域応援体制の強化を図るとともに、地域の防災力の向上及び市民の防災意識の高揚を図ることを目的とし、中央会場（主に淵野辺公園）及び地域会場（旧相模原市地区2地区、旧津久井町地区1地区、旧相模湖町地区1地区）4地区で実施する。</p> <p>※平成19年度以降の地域会場訓練等については、18年度の実施結果や合併を踏まえ検討する。</p> <p>○実施日 平成18年9月3日（日）</p>		<p>【目的】</p> <p>町地域防災計画に定める総合防災訓練として、町、町民及び防災関係機関が協力し、警戒宣言発令時の対応及び発災時の応急対策訓練を実施する。</p> <p>【内容】</p> <p>町、町民、防災関係機関の災害発生時の協力体制を確立するため、住民の実践型訓練を実施し、意識の高揚、防災行動力の向上、災害応急対策の問題点を把握する。</p> <p>町訓練会場（輪番制で各小中学校） 訓練は休日に行っているが、訓練校は登校日として生徒も訓練に参加する。 自主防組織訓練会場 12の自治会全てで自主防災組織が防災訓練を行う。</p> <p>○実施日 平成18年9月3日（日）</p>		<p>【目的】</p> <p>町地域防災計画に定める総合防災訓練として、町民・防災関係機関及び町が協力し、防災訓練を実施する。</p> <p>【内容】</p> <p>町民、防災関係機関、町の災害発生時における応急対策の実施検証、相互連携の強化を図るとともに、地域の防災力の向上及び防災意識の高揚を図る。</p> <p>○実施日 平成17年8月28日（日）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
26	防災事業の取扱い	総務部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	自主防災組織育成支援事業	■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	防災課			環境防災課	総務課
根拠法令等	災害対策基本法、相模原市地域防災計画、自主防災組織活動基本計画			災害対策基本法、城山町地域防災計画、城山町自主防災組織育成指導等基本方針	藤野町地域防災計画
歳出予算額(平成18年度)	27,756千円			950千円	0千円
歳入予算額(平成18年度)	10,000千円			475千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>① 自主防災組織の防災訓練を促進するため、訓練機材の整備を行う。</p> <p>② 自主防災組織活動基本計画に基づき、防災行動力を持つ自主防災組織の編成、防災リーダーの育成、支援体制の整備等を推進する。</p> <p>【内容】</p> <p>① 自主防災組織が行う防災訓練指導用機材の購入及び整備等を行う。</p> <p>② 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織編成時助成物品 ・ 新たに自主防災組織を編成した場合の助成金を現物配付する。 ・ 自主防災組織災害活動用機材セット(発電機、投光器、チェンソー、災害救助工具セット)の整備(17年度末配備完了) ・ 自主防災組織が災害時に活用できる比較的大型の救助機材を市立小・中学校の避難所倉庫に整備する ・ 自主防災組織活動助成金 ・ 防災訓練、啓発活動及び防災資機材の購入等を行った場合、世帯数に応じて限度額の範囲内で2分の1の補助金を助成する。 <p>【特定財源】</p> <p>○県支出金</p> <p>名称：市町村地震防災対策緊急支援事業補助金</p> <p>金額：10,000千円</p>			<p>【目的】</p> <p>自主防災組織の防災活動、防災体制の充実を図るため、防災活動に要する経費を助成する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織活動助成金 ・ 助成対象 ・ 防災訓練の実施、防災知識の普及、防災資機材の購入 ・ 均等割 50千円 ・ 世帯割 40千円/世帯 <p>【特定財源】</p> <p>○県支出金</p> <p>名称：市町村地震防災対策緊急支援事業補助金</p> <p>金額：475千円</p>	<p>【目的】</p> <p>① 災害時の初動機への対応、日頃の防災活動を行う自主防災組織の支援を行う。</p> <p>組織数 11組織</p> <p>補助なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 防災事業の取扱い	専門部会名 総務部会			
事務事業番号 8	事務事業名 防災情報用施設維持管理事業	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	防災課 相模原市地域防災計画			環境防災課 城山町地域防災計画	総務課 藤野町地域防災計画
根拠法令等					
歳出予算額(平成18年度)	33,983千円			2,409千円	6,613千円
歳入予算額(平成18年度)	4,500千円			108千円	2,100千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 防災情報用施設の維持管理を図り、災害時の情報伝達体制を確保する。</p> <p>【内容】</p> <p>① 防災行政用同報無線の維持管理 ・親局 1 ・遠隔制御装置 1 ・子局 298 ・戸別受信機 103</p> <p>② 防災行政用移動無線の維持管理 ・基地局 1 (統制台 1 制御器 21) ・移動局 87 (車載51、可搬21、携帯15)</p> <p>③ 防災気象情報の取得及び防災用携帯電話、テレホンサービスの運用</p> <p>④ 戸別受信機設置事業 整備済数 103箇所</p> <p>⑤ 震度情報システム ・地震発生時の震度観測情報の迅速な把握のため、震度計を市内8箇所に設置(うち気象庁及び文部科学省が各1台設置) ・設置されている8箇所のうち、6箇所において計測した情報を、「神奈川県震度情報テレメータシステムと相模原市震度情報ネットワークシステムとの接続に関する協定書」に基づき、電話回線により観測情報を提供(提供した観測情報は県を経由し、気象庁へ提供され、消防本部及び大沢分署設置以外の6台の震度計観測情報のうちの最大震度が相模原市の震度として気象庁より発表される。) ・震度4以上を観測した場合、震度情報システム職員参集装置が作動し、防災主管課職員に対し音声テープにより、固定電話及び携帯電話に情報が発信される。なお、参集装置については、大雨警報発表時や東海地震注意情報発表時等、任意の条件において、作動させることが可能で、災害発生時及び発生のおそれがある場合に迅速に初動体制を整えるため活用している。 ・事業費…震度情報システム等修繕費、震度情報システム電話料、震度情報システム保守点検委託</p>			<p>【目的】 防災情報用施設の維持管理を図り、災害時の情報伝達体制を確保する。</p> <p>【内容】</p> <p>① 防災行政用同報無線の維持管理 ・親局 1 ・子局 47</p> <p>② 防災行政用移動無線の維持管理 ・基地局 1 (制御器 1) ・移動局 48 (車載1、携帯47)</p> <p>③ 震度情報システム 神奈川県震度情報テレメータシステムの観測機が1基設置されているが、県の設備のため維持管理は県が行っている。</p> <p>【特定財源】 ○県支出金 名称：県市町村地震防災対策緊急支援事業補助金 金額：108千円</p>	
	<p>【目的】 防災情報用施設の維持管理を図り、災害時の情報伝達体制を確保する。</p> <p>【内容】</p> <p>① 防災行政用同報無線の維持管理 ・親局 1 ・中継局 1 ・子局 65</p> <p>② 防災行政用移動無線の維持管理 ・基地局 1 ・中継局 1 ・移動局 33 (車載12、集落可搬4、携帯17)</p> <p>③ 震度情報システム 神奈川県震度情報テレメータシステムと電話回線により、観測情報を提供 ・事業費 震度情報システム電話料 ・衛星携帯電話 ・津久井地域自治区事務所地域振興課 1 ・青根出張所 1</p>			<p>【目的】 防災情報用施設の維持管理を図り、災害時の情報伝達体制を確保する。</p> <p>【内容】</p> <p>① 防災行政用同報無線の維持管理 ・親局 1 ・子局 47</p> <p>② 防災行政用移動無線の維持管理 ・基地局 1 (制御器 1) ・移動局 48 (車載1、携帯47)</p> <p>③ 震度情報システム 神奈川県震度情報テレメータシステムの観測機が1基設置されているが、県の設備のため維持管理は県が行っている。</p> <p>【特定財源】 ○県支出金 名称：県市町村地震防災対策緊急支援事業補助金 金額：2,100千円</p> <p>無線設備メーカー 東芝</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名		
26	防災事業の取扱い	総務部会		
事務事業番号	事務事業名	協議ランク		
8	防災情報用施設維持管理事業	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会		
	相模原市 (旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>⑥ 緊急放送情報システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民への防災関連情報を迅速に行うため、防災行政用同報無線の活用とともに、(株)エフエムさがみとの「災害情報等の放送に関する協定」に基づき、通常のエフエム放送中に緊急に割り込み、放送を行う。 <p>【特定財源】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県支出金 <ul style="list-style-type: none"> 名称：県市町村地震防災対策緊急支援事業補助金 金額：4,500千円 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度以降デジタル地域防災無線を整備する。 			

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
26	防災事業の取扱い	総務部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
10	防災用車両維持管理事業	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	防災課			環境防災課	総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成18年度）	1,513千円				
歳入予算額（平成18年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 起震車及び業務車両の適正な維持管理。起震車は地震の揺れを模擬体験することにより、市民の災害対応力や防災意識の向上の一助とする。</p> <p>【内容】 起震車2台及び業務車両2台の適正な維持管理。（燃料、車検、保険等）</p>			該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
26	防災事業の取扱い	総務部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	飲料水兼用貯水槽設置事業	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	防災課			環境防災課	総務課
根拠法令等	相模原市地域防災計画				
歳出予算額（平成18年度）	47,340千円				
歳入予算額（平成18年度）	44,889千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 災害時の飲料水対策の一環として、医療用の水、飲料水等を確保するため、飲料水兼用貯水槽を整備する。</p> <p>【内容】 整備済数 18基 平成18年度整備数 1基 平成19年度以降整備予定数 2基</p> <p>【特定財源】 ○国庫補助金 名称：消防防災施設等整備費補助金 金額：17,289千円 ○県支出金 名称：県市町村地震防災対策緊急支援事業補助金 金額：6,900千円 ○起債 名称：一般単独事業債 金額：20,700千円</p>			<p>【内容】 整備済数 2基 ・地上式飲料水兼用防火水槽 北相中学校1基（40トン） 相模湖林間公園内1基（40トン）</p>	
				該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 防災事業の取扱い	専門部会名 総務部会			
事務事業番号 12	事務事業名 防災資機材整備事業	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	防災課			環境防災課	総務課
根拠法令等	災害対策基本法、相模原市地域防災計画			災害対策基本法、城山町地域防災計画	災害対策基本法、藤野町地域防災計画
歳出予算額（平成18年度）	24,952千円			960千円	6,560千円
歳入予算額（平成18年度）	5,700千円			233千円	3,280千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 災害時における、市民のための食料、生活資機材及び防災資機材の整備を図る。</p> <p>【内容】 相模原市地域防災計画での被害想定（避難所収容者数35,000人）及び神奈川県地震被害想定調査による必要物資の設定値を基に備蓄目標を設定し、市内82箇所の避難所倉庫、21箇所の広域避難場所対応倉庫及び8箇所の一般備蓄倉庫への備蓄を計画的に行う。</p> <p>【特定財源】 ○県支出金 名称：県市町村地震防災対策緊急支援事業補助金 金額：5,700千円</p>				
	<p>【目的】 災害時における、市民のための食料、生活資機材及び防災資機材の整備を図る。</p> <p>【内容】 津久井町地域防災計画での被害想定及び神奈川県地震被害想定調査による必要物資の設定値を基に、備蓄目標を設定し、町内13箇所の備蓄倉庫への備蓄を計画的に行う。</p>	<p>【目的】 災害時における、市民のための食料、生活資機材及び防災資機材の整備を図る。</p> <p>【内容】 相模湖町地域防災計画での被害想定を基に備蓄目標を設定し、町内6箇所の備蓄倉庫への備蓄を計画的に行う。</p>	<p>【目的】 災害時における、食料、生活資機材及び防災資機材の整備を図る。</p> <p>【内容】 城山町地域防災計画での被害想定（避難所収容者数690人）を基に備蓄目標を設定し、町内14箇所の避難所倉庫、7箇所の広域避難場所対応倉庫への備蓄を計画的に行う。</p> <p>【特定財源】 ○県支出金 名称：県市町村地震防災対策緊急支援事業補助金 金額：233千円</p>	<p>【目的】 災害時における、町民のための食料、生活資機材及び防災活動用機材の整備を図る。</p> <p>【内容】 藤野町地域防災計画での被害想定を基に備蓄目標を設定し、町内17箇所の備蓄倉庫への備蓄を計画的に行う。</p> <p>【特定財源】 ○県支出金 名称：県市町村地震防災対策緊急支援事業補助金 金額：3,280千円</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
26	防災事業の取扱い		総務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	防災備蓄倉庫整備事業		■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	防災課			環境防災課	総務課
根拠法令等	災害対策基本法、相模原市地域防災計画			災害対策基本法、相模原市地域防災計画	災害対策基本法、藤野町地域防災計画
歳出予算額 (平成18年度)	0千円			0千円	0千円
歳入予算額 (平成18年度)	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 災害時に必要となる食料や資機材を備蓄する倉庫をその役割別に一般倉庫、広域避難場所対応倉庫、避難所倉庫に分類し計画的に整備を行う。</p> <p>【内容】 ○平成17年度末現在箇所数 () 内は計画数 ・ 一般倉庫 9箇所 (10箇所) ・ 広域避難場所対応倉庫 21箇所 (21箇所) ・ 避難所倉庫 82箇所</p>		<p>【目的】 災害時に必要となる食料や資機材を備蓄する倉庫を広域避難場と各自治会に整備を行う。</p> <p>【内容】 ○平成17年度末現在箇所数 6箇所</p>		<p>【目的】 災害時における生活必需物資の備蓄品充実を図る。</p> <p>【内容】 ○平成16年度末現在箇所数 17箇所 (避難場所)</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
26	防災事業の取扱い	総務部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
14	非常用発電設備整備事業	<input checked="" type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	防災課			環境防災課	総務課
根拠法令等	相模原市地域防災計画				
歳出予算額 (平成18年度)	18,500千円				
歳入予算額 (平成18年度)	17,500千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 災害時に避難所となる小・中学校の屋内運動場に、照明及び必要電源の確保を図るため、非常用発電設備を整備する。</p> <p>【内容】 ○平成17年度末整備状況 60校（軽油38校 ガソリン22校） ○平成18年度整備予定 5校</p> <p>【特定財源】 ○県支出金 名称：県市町村地震防災対策緊急事業補助金 金額：9,200千円 ○起債 名称：一般単独事業債 金額：8,300千円</p>			該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 防災事業の取扱い	専門部会名 総務部会			
事務事業番号 18	事務事業名 避難場所に関すること	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	防災課			環境防災課	総務課
根拠法令等	災害対策基本法、神奈川県大震災避難対策計画、相模原市地域防災計画			災害対策基本法、神奈川県大震災避難対策計画、城山町地域防災計画	災害対策基本法、神奈川県大震災避難対策計画、藤野町地域防災計画
歳出予算額（平成18年度）	21,008千円			467千円	0千円
歳入予算額（平成18年度）	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 災害時の市民の生命、身体を守る安全な広場及び被災者の収容施設を確保するため、広域避難場所及び避難所設備の適正な維持管理を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>○平成17年度末避難場所等箇所数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一時避難場所 492箇所 ・ 広域避難場所 21箇所 ・ 避難所 82箇所 <p>○主な事業項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水機等保守点検 ・ 備蓄品等点検 ・ 避難場所案内看板等の修繕、点検 			<p>【目的】 災害時の市民の生命、身体を守る安全な広場及び被災者の収容施設を確保するため、広域避難場所及び避難所設備の適正な維持管理を行う。</p> <p>○災害時の水の確保の補完的手段としての井戸を備え、その維持管理を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>○平成17年度末指定避難所箇所数 5箇所</p> <p>○主な事業項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水機保守点検 ・ 備蓄品等点検 ・ 避難所案内看板等点検 	
	<p>【目的】 災害時の市民の生命、身体を守る安全な広場及び被災者の収容施設を確保するため、広域避難場所及び避難所設備の適正な維持管理を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>○平成17年度末避難場所等箇所数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一時避難場所 50箇所 ・ 広域避難場所 9箇所 ・ 避難所 15箇所 ・ 防災備蓄倉庫 21箇所 ・ 町管理井戸 4箇所 ・ 協定個人井戸 127箇所 <p>○主な事業項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水機等保守点検 ・ 井戸保守点検 ・ 備蓄品等点検 ・ 避難場所案内看板等点検 ・ 施設、機械類、看板等の修繕 			<p>【目的】 災害時の市民の生命、身体を守る安全な広場及び被災者の収容施設を確保するため、広域避難場所及び避難所設備の適正な維持管理を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>○平成16年度末避難場所等箇所数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一時避難場所 22箇所 ・ 広域避難場所 15箇所 <p>○主な事業項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄品等点検等 	
	<p>【特定財源】</p> <p>○県支出金 名称：県市町村地震防災対策緊急支援事業補助金 金額：155千円</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 防災事業の取扱い	専門部会名 総務部会			
事務事業番号 14	事務事業名 国民保護推進事業	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	防災対策課				
根拠法令等	国民保護法 相模原市国民保護協議会条例				
歳出予算額(平成18年度)	6,719千円				
歳入予算額(平成18年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 武力攻撃事態等において、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他国民の保護のための措置に関する事項を定めた国民保護法の内容をとりえ、自治体として本市が担うべき事項の整備を図る。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護協議会委員 29名 内訳 会長(市長) 1名 市職員 6名 関係機関等 22名 ・ 協議会開催回数 3回/年 協議会1回 ・ 事業費内訳 報酬(非常勤特別職報酬) @12,600×22名×3回/年=831,600円 旅費(費用弁償)2,160(5人)×3回/年=6,480円 食料費(備い) 100×29個×3回/年=8,700円 (報酬支払対象者22名) 関東地方整備局相武国道事務所長、陸上自衛隊第4施設群長、県北地域県政総合センター所長、相模原土木事務所長、相模原水道営業所長、相模原警察署長、相模原南警察署長、相模原北警察署長、津久井警察署長、相模原郵便局長、小田急電鉄相模大野管区長、京王電鉄相模原管区長、神奈川中央交通相模原営業所長、㈱N T T 東日本-東京西ブロードバンド推進室長、東京電力相模原支社長、東京ガス相模原神奈川導管事業部湘南導管ネットワークセンター所長、(社)神奈川県トラック協会相模副支部長、相模原市消防団長 会長、相模原市自治会連合会理事、(社)相模原市医師会理事、(社)相模原市建設業協会会長、明治大学危機管理センター所長 ・ 国民保護計画(印刷製本費) 国民保護計画書(1,000部) 510,000円 国民保護計画書概要版(500部) 170,000円 ・ 国民保護策定委託 5,000,000円 			該当なし	該当なし

各種事務事業の取扱いについて (Bランク)

企 画 部 会

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項			専門部会名	
28	各種事務事業の取扱い			企画部会	
事務事業番号	事務事業名			協議ランク	
13	総合計画策定事業			□A協議会 ■B幹事会 □C専門部会	
担当課名	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
根拠法令等	企画政策課 地方自治法第2条第4項			政策秘書課 地方自治法第2条第4項	企画課 地方自治法第2条第4項
歳出予算額(平成18年度)	16,800千円			0千円	0千円
歳入予算額(平成18年度)	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 時代の変化と課題に対応し、豊かな市民生活の実現と次世代に誇れるまちづくりを進めるため、新しい時代を見据えた計画として策定したもの。</p> <p>【内容】</p> <p>1 名称 「相模原市21世紀総合計画～新世紀さがみはらプラン」</p> <p>2 計画期間 平成11～22年度</p> <p>3 構成及び概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本構想 21世紀初頭における本市の都市像と、その都市像を達成するための施策の基本的な方向を定める。 <ul style="list-style-type: none"> ・都市像 「輝きと愛があふれる人間都市 さがみはら」 ・基本目標 ①「学びあい あたかかさのある福祉文化都市」をめざして ②「ゆとりある みどり豊かな環境共生都市」をめざして ③「躍動し 魅力あふれる交流拠点都市」をめざして ○ 基本計画 平成11年度から平成22年度までに行う基本的な施策を定める。 <ul style="list-style-type: none"> ・施策体系別計画 ・地域別計画 ○ 実施計画 基本計画に示された施策を計画的に実施するため、4年ごとに策定する。 現在は、中期実施計画(平成15～18年度)。 <p>4 進行管理 ・中期実施計画に掲載された全事業に対し施策コードを付し、コード毎に台帳を作成する。 ・個別事業の進捗状況は、事業担当課が行い、企画政策課でとりまとめ、全体状況を把握する。 ・各年度の進捗状況につき、年度後半に調査を行う。(決算見込みで把握)</p> <p>◎新たな総合計画の策定 津久井地域との合併を踏まえ、新市の一体的な将来のあるべき姿を示す総合計画の策定に着手する(平成18年度)</p>			<p>【目的】 行政や町民のほか、町に關係するさまざまな主体が協働し、町民が町政へ参画した町民自らの力で活力ある住み良いまちをつくるための指針として策定した。</p> <p>【内容】</p> <p>1 名称 「第4次相模湖町総合計画」 ～ひとと自然をつなぐ活力ある林間都市～</p> <p>2 計画期間 平成10年～29年度</p> <p>3 基本理念 相模湖町のまちづくりの基本理念を明かに示し、その実現のための施策の方向を定める。</p>	<p>【目的】 町の行政運営の指針であると同時に、まちづくりの地域振興や住民参加によるまちづくりの指針として、いわば町全体の社会的な計画として活用されることを願い、21世紀の新しい時代を拓き、すべての住民がこの町に生まれ育ったことに誇りと愛着を感じ、これからも住み続けたいと思えるような、生活者の視点に立ったまちづくりを進めるため策定した。</p> <p>【内容】</p> <p>1 名称 藤野町第4次総合計画</p> <p>2 計画期間 平成11～20年度</p> <p>3 構成及び概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本構想 まちづくりの基本理念を明らかにするとともに、平成20年度を展望して町の将来像を示し、その実現を図るための施策の方向を定めている。 <ul style="list-style-type: none"> ・将来像 「人と自然をいかした豊かなふるさと文化のまち・藤野」 ・5つのまちづくりの目標 ①総合福祉の充実 ②ひとづくり まちづくり ③環境との共生 ④快適な都市生活 ⑤参加と連携 ○ 基本計画(前期5年間・後期5年間) 基本構想に定められた将来像を実現するため、施策の大綱に基づき、必要な諸施策を体系的に明らかにしたもの。 ○ 実施計画(3年間) 実施計画に示された施策を具体化するための計画で、毎年度の予算編成の指針となるもの。毎年継続して見直しを図っていく。 <p>4 進行管理 3年間の実施計画により毎年度見直しを行っている。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
28	各種事務事業の取扱い	企画部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
2	電算システムの取扱い	□A協議会 ■B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	情報システム課			総務課	総務課
根拠法令等					
歳出予算額 (平成18年度)					
歳入予算額 (平成18年度)					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 住民記録、住民税、財務会計、文書管理、グループウェアなどについて、情報管理と事務処理に電算システムを利用している。 電算システムは、コンピュータなどの機器、プログラム、管理情報、及び通信ネットワークで構成され、運用管理方法により、ホストコンピュータによる基幹システムとサーバやパソコンなどによる個別システムとに区別される。</p> <p>【内容】 ○基幹システム 住民記録、国民健康保険、国民年金、介護保険、保健福祉、固定資産税、市民税、収納管理、口座情報、下水道、成人健診、など 全49システム ○主な個別システム L G W A N、さがみはらネットワークシステム、グループウェア、統合文書管理システム、職員総合情報システム、保健所業務システム、 住民基本台帳ネットワークシステム、戸籍情報システム、ISO情報管理システム、 道路情報管理システム、図書館システム、消防情報管理システムなど 約100システム</p>			<p>【目的】 住民記録、住民税、財務会計、グループウェアなどについて、情報管理と事務処理に電算システムを利用している。 電算システムは、コンピュータなどの機器、プログラム、管理情報、及び通信ネットワークで構成され、運用管理方法により、ホストコンピュータによる基幹システムとサーバやパソコンなどによる個別システムとに区別される。</p> <p>【内容】 ○基幹システム 住民記録、国民健康保険資格、住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、収納管理、下水道、口座情報、選挙、職員給与など全26システム ○主な個別システム L G W A N、給与計算システム、印鑑登録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、医療事務システムなど13システム</p>	

総務部会

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
28	各種事務事業の取扱い	総務部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
10	職員厚生会・職員生協	□A協議会 ■B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	職員厚生課			総務課	総務課
根拠法令等	地方公務員法第42条			地方公務員法第42条	地方公務員法第42条
歳出予算額(平成18年度)	93,980千円			1,782千円	792千円
歳入予算額(平成18年度)	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p>相模原市職員厚生会の概要</p> <p>【名称】 相模原市職員厚生会 (会長：総務部を担当する助役)</p> <p>【設置目的】 会員の生活及び教養文化の向上並びに厚生会の充実に努め、もって会員の福祉を増進することを目的とする (昭和39年10月2日設置)</p> <p>【会員の範囲】 市職員、職員厚生会及び職員生協の常勤職員 派遣職員、再任用職員</p> <p>【会員数】 4,491名(平成18年4月1日現在予定)</p> <p>【予算額】 229,012千円(平成18年度)</p> <p>【会費】 給料月額×5.5/1000(給与から天引き)</p> <p>【市交付金】 93,980千円(平成18年度)</p> <p>【会の組織】 (1) 議決機関 評議員会 45名 (2) 執行機関 理事会 15名 (3) 事務局 総務部職員厚生課</p> <p>【実施事業(平成18年度)】 ・文化事業 10事業 (職員文化祭、料理教室、文化鑑賞助成等) ・体育事業 13事業 (ハイキング、シーズンシート借上げ等) ・厚生事業 11事業 (宿泊施設利用助成、ぶどう狩り等) ・職員倶楽部事業 施設の維持管理 ・貸付事業 生活資金貸付、特別貸付、派遣職員特例貸付 ・その他事業 慶弔金給付、人間ドック助成、厚生会まつり等</p> <p>【基金】 ・事業運営基金 ・退会慰労金積立基金 ・生活資金貸付基金</p> </div> <div style="width: 48%;"> <p>城山町職員親睦会の概要</p> <p>【名称】 城山町職員親睦会 (会長：会員の互選、主に課長級)</p> <p>【設置目的】 会員相互の親睦を図る (昭和41年4月1日設置)</p> <p>【会員の範囲】 役場及び各種委員会等の職員で、本会の趣旨に賛同した者 前記に準ずる常勤の職員又は臨時の職員で委員会の承認を受けた者(交流職員、非常勤職員等)</p> <p>【会員数】 215名(平成17年4月1日現在)</p> <p>【予算額】 6,692千円(平成17年度)</p> <p>【会費】 給料月額×4/1000+300円(給与から天引き)</p> <p>【町交付金】 1,782千円(平成18年度)</p> <p>【会の組織】 (1) 議決機関 総会 全会員 (2) 執行機関 委員会 24名</p> <p>【実施事業(平成17年度)】 ・厚生事業 4事業 (宿泊・スポーツ施設利用助成、芸能鑑賞等助成、会員研修費、図書券配布) ・その他事業 (厚生貸付、クラブ活動奨励金交付、慶弔給付等)</p> <p>【基金】 ・運営基金 ・厚生貸付基金</p> </div> <div style="width: 48%;"> <p>藤野町福利厚生委員会の概要</p> <p>【名称】 藤野町職員福利厚生委員会 (委員長：福利厚生主管課長)</p> <p>【設置目的】 職員の健康な身体と健全な精神を保持しつつ、職務に専念できる環境をつくることを目的とする (平成13年4月1日から施行)</p> <p>【対象者の範囲】 町の常勤特別職、常勤一般職、常勤に準ずる職員(交流職員、非常勤職員等)</p> <p>【対象者の数】 町職員121名その他 (平成17年4月1日現在)</p> <p>【予算額】 2,535千円(平成17年度)</p> <p>【会費】 必要に応じて徴収</p> <p>【町委託金】 792千円(平成17年度)</p> <p>【委員会の組織】 (1) 委員会は各所属から1名の委員をもって構成する (2) 事務局は福利厚生主管課が行なう</p> <p>【事業の実施】 ・団体補助事業 7、各種球技大会への補助事業 イ、各種団体への補助事業 ウ、全体事業の実施 (ボーリング大会) (マレットゴルフ大会)</p> <p>・個人補助事業 7、委託施設引事業 イ、個人自由選択補助事業 ウ、人間ドック受診費一部補助事業</p> <p>・保険事業 町村会で取り扱っている職員生協の保険事業及び、同じく町村会で取り扱う任意共済保険事業に関する事務 ・職員駐車場利用料金集金、管理、支払に関する事務</p> </div> </div>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名		
28	各種事務事業の取扱い	総務部会		
事務事業番号	事務事業名	協議ランク		
10	職員厚生会・職員生協	<input type="checkbox"/> A協議会 <input checked="" type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会		
	相模原市 (旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>相模原市職員生活協同組合の概要</p> <p>【名称】 相模原市職員生活協同組合</p> <p>【目的】 福利厚生事業の一層の充実を図るため、消費生活協同組合法に基づき設立したもので、販売供給部門の強化を図り、職員と家族の安心で豊かな暮らしづくりの向上を目指しています。</p> <p>【住所】 相模原市中央2-10-8（職員会館1階）</p> <p>【電話】 042-758-0165</p> <p>【組合員】 相模原市職員及び関係団体の職員</p> <p>【組合員数】 3,887人（平成17年度末現在）</p> <p>【出資金】 7,000円 （出資1口の金額 1,000円×7口）</p> <p>【事業概要】</p> <p>1 供給事業 売店（254㎡＜事務所含む＞）の運営、物資の共同購入</p> <p>2 利用事業 テナントの出店、生命保険等の団体取扱い、指定店割引等</p> <p>3 教育・文化事業 生協まつり、講演会の開催、生協ニュースの発行等</p> <p>【事業開始日】 平成10年4月1日</p>			

財 務 部 会

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
28	各種事務事業の取扱い	財務部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	市税及び個人の県民税の収納管理、督促、滞納処分等	□A協議会 ■B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	納税課			収納課	税務課
根拠法令等	地方税法 市税条例 (国税徴収法)			地方税法 町税条例 (国税徴収法)	地方税法 町税条例 (国税徴収法)
歳出予算額(平成18年度)	479,727千円			4,785千円	2,733千円
歳入予算額(平成18年度)	950,000千円			33,546千円	12,830千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市税及び個人の県民税の収納管理、滞納処分等</p> <p>【内容】 ①収納管理事務 ・ 収納台帳管理 ・ 口座振替処理(個人市県民税の特別徴収、法人市県民税、事業所税及び市たばこ税を除く) ・ 督促状の発行 ・ 過誤納金還付処理 ②滞納処分事務 ・ 滞納整理台帳管理 ・ 催告書の発行、差押調書等の作成 ③県税徴収取扱委託金 個人県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、県が徴収取扱費として市に交付している 16年度交付金 922,602千円 ④口座振替 ・ 対象税目 個人市県民税(普通徴収)・固定資産税・都市計画税・軽自動車税 ・ 口座振替手数料 銀行等の金融機関 1件 10.5円 郵便局 1件 10円 ⑤郵便振替納付取扱手数料 郵便局での納付に伴う取扱手数料 16年度 402,895件 17,117,266円</p> <p>【参考】 (16年度) ①市税調定件数 現年度分 503,836件 滞納繰越分 68,314件 ②口座振替加入者 納税義務者数 397,407人 加入者数 97,317人 ③督促状発付状況 発付件数 221,271件 対調定発付率 13.0% ④過誤納還付金 発生件数 14,159件 処理件数 10,310件 ⑤督促文書発付状況 年4回 142,213件</p>	<p>【参考】 ・ 県税徴収取扱委託金 16年度交付金 35,575千円 ・ 郵便振替納付取扱手数料 16年度 31,258件 833,249円 (国民健康保険税外を含む) ・ 督促手数料 16年度 10,821件 649,260円</p> <p>(16年度) ①町税調定件数 現年度分 32,441件 滞納繰越分 6,110件 ②口座振替加入者 納税義務者数 29,127人 加入者数 7,963人 ③督促状発付状況 発付件数 12,907件 対調定発付率 11.7% ④過誤納還付金 発生件数 219件 処理件数 213件 ⑤督促文書発付状況 随時</p>	<p>【参考】 ・ 県税徴収取扱委託金 16年度交付金 11,359千円 ・ 郵便振替納付取扱手数料 16年度 9,895件 323,074円 (国民健康保険税外を含む) ・ 督促手数料 16年度 2,222件 133,320円</p> <p>(16年度) ①町税調定件数 現年度分 13,770件 滞納繰越分 1,614件 ②口座振替加入者 納税義務者数 9,177人 加入者数 3,763人 ③督促状発付状況 発付件数 3,506件 対調定発付率 12.1% ④過誤納還付金 発生件数 107件 処理件数 107件 ⑤催告文書発付状況 年1回 620件</p>	<p>【目的】 町税及び個人の県民税の収納管理、滞納処分等</p> <p>【内容】 ①収納管理事務 ・ 収納台帳管理 ・ 口座振替処理(個人町県民税の特別徴収、法人町民税及び町たばこ税を除く) ・ 督促状の発行 ・ 過誤納金還付処理 ②滞納処分事務 ・ 滞納整理台帳管理 ・ 催告書の発行、差押調書等の作成 ③県税徴収取扱委託金 個人県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、県が徴収取扱費として町に交付している 16年度交付金 32,451千円 ④口座振替 ・ 対象税目 個人町県民税(普通徴収)・固定資産税・都市計画税・軽自動車税 ・ 口座振替手数料 銀行等の金融機関 1件 21円 郵便局 1件 10円 ⑤郵便振替納付取扱手数料 郵便局での納付に伴う取扱手数料 16年度 24,571件 867,428円 (国民健康保険税外を含む) ⑥督促手数料 1通 60円 16年度 6,417件 385,020円</p> <p>【参考】 (16年度) ①町税調定件数 現年度分 29,344件 滞納繰越分 4,476件 ②口座振替加入者 納税義務者数 22,716人 加入者数 7,731人 ③督促状発付状況 発付件数 9,201件 対調定発付率 10.4% ④過誤納還付金 発生件数 243件 処理件数 243件 ⑤督促文書発付状況 年4回 3,120件</p>	<p>【目的】 町税及び個人の県民税の収納管理、滞納処分等</p> <p>【内容】 ①収納管理事務 ・ 収納台帳管理 ・ 口座振替処理(個人町県民税の特別徴収、法人町民税及び町たばこ税を除く) ・ 督促状の発行 ・ 過誤納金還付処理 ②滞納処分事務 ・ 滞納整理台帳管理 ・ 催告書の発行、差押調書等の作成 ③県税徴収取扱委託金 個人県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、県が徴収取扱費として町に交付している 15年度交付金 12,994千円 ④口座振替 ・ 対象税目 個人町県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税 ・ 口座振替手数料 銀行等の金融機関 1件 21円 郵便局 1件 10円 ⑤郵便振替納付取扱手数料 郵便局での納付に伴う取扱手数料 15年度 5,981件 248,511円 (国民健康保険税外を含む) ⑥督促手数料 1通 60円 15年度 2,284件 137,020円</p> <p>【参考】 (15年度) ①市税調定件数 現年度分 15,008件 滞納繰越分 1,952件 ②口座振替加入者 納税義務者数 9,905人 加入者数 2,890人 ③督促状発付状況 発付件数 6,072件 対調定発付率 10.5% ④過誤納還付金 発生件数 266件 処理件数 266件 ⑤督促文書発付状況 随時</p>

保 健 福 祉 部 会

事務事業現況調書

合併協議事項番号 28	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会																																																																								
事務事業番号 9	事務事業名 小児医療費助成事業	協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input checked="" type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会																																																																								
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町																																																																					
担当課名	地域医療課			福祉推進課	健康福祉課																																																																					
根拠法令等	相模原市医療費助成条例・神奈川県小児医療費助成事業補助金交付要綱			城山町小児の医療費助成に関する規則 城山町小児の医療費助成に関する要綱 神奈川県小児医療費助成事業補助金交付要綱	藤野町小児の医療費の助成に関する規則 藤野町小児の医療費の助成に関する要綱 神奈川県小児医療費助成事業補助金交付要綱																																																																					
歳出予算額(平成18年度)	1,017,339千円			36,880千円	7,208千円																																																																					
歳入予算額(平成18年度)	166,900千円			9,155千円	3,493千円																																																																					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 乳幼児及び小児の健全な育成と保護者の経済的な負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成し、福祉の増進に寄与する。</p> <p>【内容】 市内に住所を有し、各種医療保険に加入されている方で ① 乳幼児(0～5歳)の入院・通院 ② 小児(6～15歳)の入院に係る医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。</p> <p>【所得制限】 ・0歳は所得制限なし。 ・1歳～15歳は、児童手当の特例給付と同額の所得制限有り。 ○所得判定年 ・1月～6月誕生日：前々年中の所得 ・7月～12月誕生日：前年中の所得</p> <p>○所得判定限度額 ・扶養親族等が0人の場合 460万円 *児童手当法改正に伴い7月から532万円に緩和の予定 ・扶養親族等がいる場合、扶養親族等1人につき、原則38万円を上記の金額に加算</p> <p>【参考】 平成18年度予算の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>対象者数</th> <th>助成金額(扶助費)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0歳</td><td>5,431人</td><td>225,100千円</td></tr> <tr><td>1歳</td><td>5,246人</td><td>181,100千円</td></tr> <tr><td>2歳</td><td>5,076人</td><td>145,222千円</td></tr> <tr><td>3歳</td><td>4,981人</td><td>192,460千円</td></tr> <tr><td>4歳</td><td>4,758人</td><td>200,550千円</td></tr> <tr><td>5歳</td><td>4,059人</td><td>161,200千円</td></tr> <tr><td>計</td><td>29,650人</td><td>1,105,632千円</td></tr> </tbody> </table> <p>小児入院(年間) 180件 7,200千円</p> <p>助成金額(扶助費)合計 1,112,832千円</p> <p>※県補助対象は0歳～2歳の入院・通院 3歳～15歳の入院</p>	年齢	対象者数	助成金額(扶助費)	0歳	5,431人	225,100千円	1歳	5,246人	181,100千円	2歳	5,076人	145,222千円	3歳	4,981人	192,460千円	4歳	4,758人	200,550千円	5歳	4,059人	161,200千円	計	29,650人	1,105,632千円			<p>【目的】 小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成を支援し、もって小児の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 町内にお住まいで、 ① 乳幼児(0～小学校就学前)の入院・通院 ② 小児(小・中学生)の入院に係る医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。</p> <p>【所得制限】 ・0歳は所得制限なし。 ・1歳～15歳は、児童手当の特例給付と同額の所得制限有り。 ○所得判定年 ・1月～6月誕生日：前々年中の所得 ・7月～12月誕生日：前年中の所得 ○所得判定限度額 ・扶養親族等が0人の場合 460万円 ・扶養親族等がいる場合、扶養親族等1人につき、原則38万円を上記の金額に加算</p> <p>【参考】 平成18年度予算の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>対象者数</th> <th>助成金額(扶助費)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0歳</td><td>286人</td><td>6,366千円</td></tr> <tr><td>1歳</td><td>294人</td><td>5,592千円</td></tr> <tr><td>2歳</td><td>294人</td><td>4,975千円</td></tr> <tr><td>3歳</td><td>258人</td><td>4,365千円</td></tr> <tr><td>4歳</td><td>258人</td><td>4,350千円</td></tr> <tr><td>5歳</td><td>258人</td><td>4,350千円</td></tr> <tr><td>6歳(就学前)</td><td>130人</td><td>2,192千円</td></tr> <tr><td>計</td><td>1,778人</td><td>32,190千円</td></tr> </tbody> </table> <p>小・中学生の小児入院(年間) 14件 676千円</p> <p>助成金額(扶助費)合計 32,866千円</p> <p>※県補助対象は0歳～2歳の入院・通院 3歳～15歳の入院</p> <p>県の所得制限は0歳～15歳全て児童手当の一般給付・特例給付併用。</p> <p>【特定財源の内訳】 ・小児医療費補助金 9,155千円</p>	年齢	対象者数	助成金額(扶助費)	0歳	286人	6,366千円	1歳	294人	5,592千円	2歳	294人	4,975千円	3歳	258人	4,365千円	4歳	258人	4,350千円	5歳	258人	4,350千円	6歳(就学前)	130人	2,192千円	計	1,778人	32,190千円	<p>【目的】 小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成を支援し、もって小児の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 町内にお住まいで、 ① 乳幼児(0～3歳)の入院・通院 ② 小児(4～15歳)の入院に係る医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。</p> <p>【所得制限】 ・0歳は所得制限なし。 ・1歳～15歳は、児童手当の特例給付と同額の所得制限有り。 ○所得判定年 ・1月～6月誕生日：前々年中の所得 ・7月～12月誕生日：前年中の所得 ○所得判定限度額 ・扶養親族等が0人の場合 460万円 ・扶養親族等がいる場合、扶養親族等1人につき、原則38万円を上記の金額に加算</p> <p>【参考】 平成17年度予算の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>対象者数</th> <th>助成金額(扶助費)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0歳</td><td>60人</td><td>1,500千円</td></tr> <tr><td>1歳</td><td>70人</td><td>1,500千円</td></tr> <tr><td>2歳</td><td>50人</td><td>1,500千円</td></tr> <tr><td>3歳</td><td>60人</td><td>1,600千円</td></tr> <tr><td>計</td><td>240人</td><td>6,100千円</td></tr> </tbody> </table> <p>3歳～15歳の小児入院(年間) 15件 500千円</p> <p>助成金額(扶助費)合計 6,600千円</p> <p>※県補助対象は0歳～2歳の入院・通院 3歳～15歳の入院</p> <p>県の所得制限は0歳～15歳全て児童手当の一般給付・特例給付併用。</p> <p>【特定財源の内訳】 ・小児医療費補助金 3,493千円</p>	年齢	対象者数	助成金額(扶助費)	0歳	60人	1,500千円	1歳	70人	1,500千円	2歳	50人	1,500千円	3歳	60人	1,600千円	計	240人	6,100千円
年齢	対象者数	助成金額(扶助費)																																																																								
0歳	5,431人	225,100千円																																																																								
1歳	5,246人	181,100千円																																																																								
2歳	5,076人	145,222千円																																																																								
3歳	4,981人	192,460千円																																																																								
4歳	4,758人	200,550千円																																																																								
5歳	4,059人	161,200千円																																																																								
計	29,650人	1,105,632千円																																																																								
年齢	対象者数	助成金額(扶助費)																																																																								
0歳	286人	6,366千円																																																																								
1歳	294人	5,592千円																																																																								
2歳	294人	4,975千円																																																																								
3歳	258人	4,365千円																																																																								
4歳	258人	4,350千円																																																																								
5歳	258人	4,350千円																																																																								
6歳(就学前)	130人	2,192千円																																																																								
計	1,778人	32,190千円																																																																								
年齢	対象者数	助成金額(扶助費)																																																																								
0歳	60人	1,500千円																																																																								
1歳	70人	1,500千円																																																																								
2歳	50人	1,500千円																																																																								
3歳	60人	1,600千円																																																																								
計	240人	6,100千円																																																																								

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
28	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	小児医療費助成事業		<input type="checkbox"/> A協議会 <input checked="" type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会		
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
【事務事業の内容】	県の所得制限は0歳～15歳全て児童手当の一般給付・特例給付併用。 【特定財源の内訳】 ・小児医療費補助金 175,000千円 ・高額療養費返還金 22,000千円 合 計 197,000千円 【電算システムの概要】 ・機種： NEC ・保守： NEC ・処理内容 ①資格判定 ②医療証発行 ③医療証月次更新処理 ④償還払い ⑤高額療養費調整 ⑥各種統計			【電算システムの概要】 ・機種： NEC (福祉医療システム) ・保守： NEC ・処理内容 ①資格判定 ②医療証発行 ③医療証月次更新処理 ④償還払い ⑤各種統計	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
28	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
28	福祉タクシー利用料助成事業	□A協議会 ■B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	障害福祉課			福祉推進課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市在宅重度障害者福祉タクシー利用助成要綱			城山町重度障害者社会参加促進事業費助成要綱	
歳出予算額 (平成18年度)	257,008千円			10,291千円	
歳入予算額 (平成18年度)	0千円			0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 在宅の重度障害者等が、タクシー等を利用する場合に、その料金の一部を助成することにより、重度障害者等の社会参加及び生活圏の拡大を促進し、福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 ○対象者（施設入所者を除く） ・身体障害者手帳1・2級 ・知的障害者A1・A2 ・知能指数35以下と判定された者 ・特定疾患に罹患している者 ・小児慢性特定疾患に罹患している者 ・精神障害者保健福祉手帳1・2級 ○助成内容 @500円×72枚＝36,000円/年 ※年度途中からの助成は、月割枚数を交付 自動車燃料費助成との重複受給不可</p> <p>【参考】 ○平成18年度予算 ・交付者数：8,899人 ・交付枚数：622,738枚 ・利用枚数：510,368枚</p>			<p>【目的】 重度障害者の積極的な社会参加及び生活圏の拡大を進める一助として、重度障害者及び当該介護者の福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 ○対象者（H17.4.1現在※施設入所者、長期入院者を除く） ・身体障害者手帳1・2・3級 （399人） ・知的障害者A1・A2 （56人） ・特定疾患に罹患している者（17年4月現在把握者数） （113人） ・リウマチ患者で身体障害者手帳（6級以上）を所持している者 （不明） ・障害者自立支援法に基づく自立支援医療の精神通院公費負担医療適用を受けている者 （199人） ・小児慢性特定疾患に罹患している者 （62人） ○助成額 （タクシー券） @600円×60枚＝36,000円/年 ※年度途中からの助成は、月割枚数を交付 （4、5月申請分に関しては満額を助成） （バス共通カード） @3,000円×12枚＝36,000円/年 ※バス運賃割引対象者（身障手帳・療育手帳所持者）は@2,000円で交付。 ⇒@2,000円×12枚＝24,000円 ※バス共通カードのみ4月と10月に分けて交付 ※タクシー券同様4、5月申請分に関しては前期分満額を助成、後期分に関しては10月申請分のみ満額を助成。 ※現在社会参加促進事業として一本化されておりタクシー券、バス共通カード、ガソリン券の内から一つのみ選択。（ガソリン券は自動車燃料費助成事業内）</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名		
28	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名	協議ランク		
28	福祉タクシー利用料助成事業	<input type="checkbox"/> A協議会 <input checked="" type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会		
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町
【事務事業の内容】				<p>【参考】</p> <p>○平成18年度予算 (タクシー券)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付者数：249人 ・利用枚数：12,080枚 <p>(バス共通カード)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付者数：73人 (3,000円) <li style="padding-left: 20px;">：31人 (2,000円) <ul style="list-style-type: none"> ・利用枚数：750枚 (3,000円) <li style="padding-left: 20px;">：332枚 (2,000円) <p>※ (2,000円) は1,000円カードの枚数で算出</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
28	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
31	市心身障害者福祉手当支給事業	<input type="checkbox"/> A協議会 <input checked="" type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	障害福祉課			福祉推進課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市重度心身障害者等福祉手当条例				
歳出予算額 (平成18年度)	512,977千円				
歳入予算額 (平成18年度)	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】 在宅の障害者に対し手当を支給し福祉の増進を図る。 【内容】 ○対象者 市内に住所を有し、在宅で次の障害程度に該当する者。ただし、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当が支給されている者は対象外。 ①重度障害者 ・身体障害者手帳1級・2級 ・知能指数35以下 ・身体障害者手帳3級で、かつ知能指数50以下 ②中度障害者 ・身体障害者手帳3級 ・知能指数40以下 ・身体障害者手帳4級で、かつ知能指数50以下 ○支給額 ①重度障害者 月額5,000円(年額60,000円) ②中度障害者 月額3,000円(年額36,000円) ○支給方法 3月(10~3月分)、9月(4~9月分)に、口座振替により支給 ※障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化 【参考】 ○平成18年度予算 ・9,432人(重度7,224人、中度2,208人)			該当なし	該当なし

市 民 部 会

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
28	各種事務事業の取扱い		市民部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
18	地域振興		<input type="checkbox"/> A協議会 <input checked="" type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町	
担当課名	市民生活課			町民課	企画課	
根拠法令等	相模原市行政組織及び事務分掌規則			城山町事務分掌等に関する規則		
歳出予算額（平成18年度）	0千円			0千円		
歳入予算額（平成18年度）	0千円			0千円		
【事務事業の内容】	<p>【内容】 地域の自治活動の円滑な運営と、一層の発展を推進するため、本庁6地区と12出張所地区において、各種地域団体の事務局事務を市職員が担当している。</p> <p>【団体名】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市自治会連合会連合会及び地区自治会連合会 ・地区社会福祉協議会 ・地区民生委員児童委員協議会 ・交通安全都市推進協議会支部 ・地区防犯協会 ・ふるさとまつり ・地区交通安全母の会 ・ふれあい広場管理運営委員会 ・その他 <p>【担当する機関名】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民生活課 ・各出張所 		<p>【内容】 地域の自治活動の円滑な運営と、一層の推進を図るため、津久井総合事務所地域振興課、津久井4出張所、津久井中央連絡所において、各種地域団体の事務局事務を担当している。</p> <p>【団体名】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産区管理会 ・町自治会連合会及び地区自治会連絡協議会 ・地区地域振興協議会 ・町消防団分団 ・地区体育振興会 ・地区まちづくり委員会 ・地区文化祭実行委員会 ・地区環境美化推進協議会 ・地域センター運営委員会 ・地区防災総合訓練会議 <p>・地域住民の福祉向上及び地域振興を図るため、また、地域の特性を生かした住民参加のまちづくりを推進するため、各地域振興協議会、各種団体等へ補助金を交付している。</p> <p>【名称】 各地区地域振興協議会補助金</p> <p>【金額】 各協議会へ均等割及び人口割により配分 (H17は900千円を配分)</p> <p>【名称】 各地区各委員会運営費補助金</p> <p>【金額】 各地区地域振興協議会との調整による (H17は総額18,000千円を交付)</p> <p>【特記事項】 財源は、全額特財（財産区負担等）</p>		<p>【内容】 地域の自治活動の円滑な運営と、一層の発展を推進することや、自治会間の連絡調整を図るため、町自治会連合会事務局事務を町職員が担当している。</p> <p>【団体名】 町自治会連合会</p> <p>【担当する機関名】 町民課</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名		
28	各種事務事業の取扱い	市民部会		
事務事業番号	事務事業名	協議ランク		
18	地域振興	<input type="checkbox"/> A協議会 <input checked="" type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会		
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町
【事務事業の内容】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>【名称】 地域振興特例事業補助金</p> <p>【内容等】 自治会集会所整備事業、まちづくり推進事業、地域福祉推進事業等に補助するもの。</p> <p>【金額等】 自治会(串川及び鳥屋地区)ごとに割り当て 50万円未満は対象外 (H17は総額22,866千円を交付)</p> <p>【特記事項】 財源は、全額特財(財産区負担)</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>【名称】 地域まちづくり委員会補助金</p> <p>【金額等】 4地区委員会×80,000円 (H17は総額320千円を交付)</p> </div> </div>			

事務事業現況調書

合併協議事項番号 28	合併協議事項 各種事務事業の取扱い				専門部会名 市民部会					
事務事業番号 22	事務事業名 火葬費助成事業				協議ランク □A協議会 ■B幹事会 □C専門部会					
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町					
担当課名	市民生活課						町民課		町民課	
根拠法令等							城山町火葬費助成金交付要綱			
歳出予算額（平成18年度）							6,300千円			
歳入予算額（平成18年度）							0千円			
【事務事業の内容】	該当なし 【参考】 ①死亡届受理件数 ・16年度 3,593件 ・17年度 3,638件 ②市内住民の死亡者数 ・16年度 3,466件 ・17年度 1件（15年度3,286件） ③市内住民に係る火葬件数 ・16年度 3,149件 ・17年度 3,232件		該当なし 【参考】 死亡届受理件数 ・16年度 249件 ・17年度 208件		該当なし 【参考】 死亡届受理件数 ・16年度 78件 ・17年度 79件		【目的】 火葬場を使用する場合に要する経費を助成することにより、住民負担の軽減を図るとともに良好な居住環境の保全を図る。 【助成の対象者】 本町の住民基本台帳に記録されている者又は外国人登録原票にされている者が死亡した場合において、火葬場使用料を負担した額 【助成金の額】 火葬場使用料とする。 ただし、50,000円を限度とする。 【実績】 平成16年度 125件 6,008,300円 平成17年度 132件 6,203,300円		該当なし 【参考】 死亡届受理件数 ・16年度 108件 ・17年度 94件	

事務事業現況調書

合併協議事項番号 28	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 市民部会			
事務事業番号 36	事務事業名 戸籍情報システム維持管理事業	協議ランク □A協議会 ■B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	戸籍住民課			町民課	町民課
根拠法令等	戸籍法			戸籍法	戸籍法
歳出予算額 (平成18年度)	54,406千円			6,531千円	7,233千円
歳入予算額 (平成18年度)	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 戸籍事務の迅速化、効率化、省力化のため電算化したことにより機器及びシステムの適正な運用、維持をするための保守管理</p> <p>【内容】 ○戸籍情報システムプログラム・プロダクト保守管理 ○戸籍情報システム機器賃貸借 【システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口 623,642人 ・本籍数 166,708戸籍 ・本籍人 446,515人 ・改製原戸籍数 148,558戸籍 ・年間届出数 28,520件 ・サーバ 1台 ・端末 10台 ・FAXサーバ 1台 ・スキャナ 1台 ・入力委託人数 3名 (委託料9392千円) 			<p>【目的】 戸籍事務の迅速化、効率化、省力化のため電算化したことにより機器及びシステムの適正な運用、維持をするための保守管理</p> <p>【内容】 ○戸籍総合システムプログラム・プロダクト保守管理 ○戸籍総合システム機器賃貸借 ○戸籍総合システム機器保守 ○戸籍総合システムレプロSNサポート業務 【システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの 【参考】 (平成18年2月28日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口 23,527人 ・本籍数 6,943戸籍 ・本籍人 18,911人 ・除籍・改製原戸籍数 11,216戸籍 ・年間届出数 1,142件 ・サーバ 1台 ・端末 3台 ・スキャナ 1台 	<p>【目的】 戸籍事務の迅速化、効率化、一元化のため電算化したことにより機器及びシステムの適正な運用、維持をするための保守管理</p> <p>【内容】 ○戸籍総合システム・ブックレス保守管理 ○戸籍総合システム機器賃貸借 ○戸籍総合システム機器保守 ○戸籍総合システムマルチサポート (戸籍事務処理・システム活用等) 【システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務及び統計までトータルに効率化するもの</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口 10,530人 ・本籍数 4,484戸籍 ・本籍人 11,966人 ・除籍・改製原戸籍数 12,956戸籍 ・年間届出数 534件 ・サーバ 1台 ・端末 4台 ・スキャナ 1台 ・戸籍専用プリンター 3台

經 濟 部 会

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
28	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
21	畜産振興事業	□A協議会 ■B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	農林課			経済課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成18年度)	62,581千円	1,205千円	716千円	624千円	280千円
歳入予算額(平成18年度)	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 都市の中での畜産の助長育成を図り、近代化施設の推進、畜産環境保全対策、家畜防疫対策等、相模原市における総合的な都市畜産を展開するため、事業推進の拠点として畜産振興協会が行う事業に助成する。</p> <p>【内容】 ○市畜産振興協会運営管理費補助金 26,679千円 内容 事務費、人件費(派遣職員2名、嘱託職員1名、臨時職員1名) ○市畜産振興協会事業費補助金 35,834千円 ①家畜防疫対策事業 6,580千円 内容 予防接種(牛、豚)、ワクチン導入(鶏)、家畜防疫作業員賃金、作業用消毒剤 ・事業費 20,580千円 ・補助率 1/3以内(賃金、消毒剤は定額) ②飼料作物種子導入事業 150千円 ・事業費 600千円 ・補助率 1/3以内 ③近代化設備推進事業 5,861千円 内容 堆肥運搬車、ショベルローダー ・事業費 5,861千円 ・補助率 1/3以内 ④畜産環境衛生事業 6,867千円 施設整備事業補助 内容 堆肥化施設整備 2件 事業費 5,037千円 補助率 1/2以内 ・環境対策衛生巡回指導 1,280千円 畜舎消毒事業、普及啓発活動、美化推進事業 ・配布用薬剤 50千円 ・薬剤散布委託 500千円 ⑤酪農振興対策事業 13,313千円 ・主体 市酪農連絡協議会 ・内容 乳牛等資質改善対策事業(優良精液導入:乳牛、和牛)、乳用素牛預託事業、受精卵委嘱普及事業</p>	<p>【目的】 農村における畜産の助長育成を図り、近代化施設の推進、畜産環境保全対策、家畜防疫対策等、津久井地域における円滑な畜産施策を展開するため、補助する。</p> <p>【内容】 ○酪農振興協議会補助金 1,205千円 内容 家畜防疫対策、畜産環境保全対策事業等を円滑に推進するため補助する。 ①家畜防疫対策事業(H17) 予防注射、パーネット投与 ・補助額 65千円 ・補助率 1/3以内 ②畜産農家環境衛生 アルナックス、サナバキーム ・補助額 300千円 ・補助率 1/3以内 ③乳牛品質改良 優良精液利用により高性能乳牛へ改善する。 ・事業費 200千円 ・補助率 1/3以内 ④家畜受精卵移植技術定着 ・補助額 300千円 ・補助率 1/3以内 ⑤環境美化 サイロビニール等廃棄処理 ・補助額 50千円 ・補助率 1/3以内 ⑥家畜排泄物処理 家畜排泄物処理に伴う助成 ・補助額 250千円 ⑦畜産共進会出品補助 郡・県で開催する畜産共進会に参加する出品牛に対する助成。 ・補助額 40千円</p>	<p>【目的】 畜産の助長育成を図り、近代化施設の推進、畜産環境保全対策、家畜防疫対策等、相模湖地域における畜産を展開するため、事業の推進を図る。</p> <p>【内容】 ○家畜防疫事業費 99千円 アカバネ病予防接種、IBRワクチン接種 ・補助率 1/3以内 ○酪農経営改善事業費補助金 402千円 受精卵移植事業は高度な技術を必要とするが、これからの酪農経営に欠かせない事業であり、北海道から(受精卵目的)スーパー牛を導入。受精卵による高性能牛の早期増殖を図っていく。 ・補助率 1/3×1/2 ○畜産共進会出品補助 30千円 郡・県で開催する畜産共進会に参加する出品牛に対する助成。 ・1頭当たり 6千円 ○家畜排泄物処理施設設置費奨励金 105千円 畜産公害防止奨励事業施設設置の固定資産税を畜産公害防止施設設置費奨励金として交付する。 ・固定資産税の補助 土地 1/2、家屋 2/5 ○ファームフェスタ運営費補助金 80千円 フェスティバル開催に伴い、相模湖酪農(事務局:JA津久井郡内郷支所)へ助成する。</p> <p>【公共の団体の概要】 ・畜産農家等で組織する団体。</p> <p>【参考】 ○畜産農家数(H17.2.1 神奈川県統計年報) ・乳牛 5戸 110頭</p>	<p>【目的】 都市の中での畜産の助長育成を図り、近代化施設の推進、畜産環境保全対策、家畜防疫対策等、城山町における総合的な都市畜産を展開するための事業に助成する。</p> <p>【内容】 ○家畜防疫環境衛生対策事業補助金 150千円 ・主体 川尻三畜産(郡農協の下部団体) 内容 予防接種(牛、豚)、ワクチン導入(鶏) ・事業費 600千円 ・補助率 1/3、1/4以内 ○受精卵移植技術定着事業補助金 75千円 ・主体 川尻酪農部(郡農協の下部団体) ・内容 受精卵委嘱普及事業 ・事業費 225千円 ・補助率 1/3以内 ○畜産施設等整備事業補助金 399千円 ・主体 町内農家 ・内容 養豚浄化槽施設整備1件、養鶏施設整備1件 ・事業費 1,595千円 ・補助率 1/4以内</p> <p>【公共の団体の概要】 ・畜産農家等で組織する団体。</p> <p>【参考】 ○畜産農家数(H15.4.1現在) ・乳牛 2戸 39頭 ・豚 2戸 765頭 ・採卵鶏 3戸 10,200羽</p>	<p>【目的】 農村における畜産の助長育成を図り、近代化施設の推進、畜産環境保全対策、家畜防疫対策等、藤野町における円滑な畜産施策を展開するため、補助する。</p> <p>【内容】 ○郡畜産振興協議会負担金 27千円 内容 協議会の事務費等の一部負担 事業費 610千円 補助率 郡町村会査定による ○家畜防疫対策事業補助金 35千円 IBRワクチン接種、アカバネ病予防接種 ・事業費 75千円 ・補助率 1/3以内 ○北海道産優良乳用牛購入補助事業 30千円 北海道産の優良乳用牛を購入し品質向上に努めようとする酪農家に補助 ・事業費 500千円 ・補助率 1/3以内 ○受精卵移植技術定着事業 188千円 ・事業費 3,013千円 ・補助率 1/3以内</p> <p>【公共の団体の概要】 ・畜産農家等で組織する団体</p> <p>【参考】 ○畜産農家数 H15.10現在 ・乳牛 2戸 37頭</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
28	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
21	畜産振興事業	<input type="checkbox"/> A協議会 <input checked="" type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
【事務事業の内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費 13,363千円 ・補助率 1/3以内 (乳用素牛預託事業は定額) ⑥養豚振興対策事業 416千円 <ul style="list-style-type: none"> ・主 体 市養豚組合 ・内 容 優良種豚導入、組織育成対策 ・事業費 456千円 ・補助率 1/3以内 ⑦養鶏振興対策事業 2,444千円 (組織育成対策は定額) <ul style="list-style-type: none"> ・主 体 市養鶏連絡協議会、麻溝台養鶏組合 ・内 容 直売用化粧箱、組織育成対策 ・事業費 2,444千円 ・補助率 1/3以内 (組織育成対策は定額) ⑧畜産啓発推進事業 203千円 <ul style="list-style-type: none"> ・内 容 県共進会諸謝金、農業まつり ○津久井郡畜産振興協議会補助金 68千円 【公共的団体の概要】 ・(社)相模原市畜産振興協会 市と農協が出資し、畜産農家の経営安定化等を目的に支援事業等を行う団体 【参考】 ○畜産農家数 (H17.2.1 神奈川県統計年報) <ul style="list-style-type: none"> ・乳 牛 26戸 950頭 ・豚 10戸 8,630頭 ・採卵鶏 12戸 325,000羽 ・肉 牛 4戸 50頭 ・農家数 52戸 	【公共的団体の概要】 ・畜産農家等で組織する団体。 【参考】 ○畜産農家数 (H17.2.1 神奈川県統計年報) <ul style="list-style-type: none"> ・乳 牛 9戸 250頭 ・採卵鶏 1戸 3,000羽 ・肉 牛 6戸 80頭 			

環境保全部会

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
28	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
39	開発行為等における緑地に係る協議、指導、監督及び検査事務		<input type="checkbox"/> A協議会 <input checked="" type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会		
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	みどり対策課	津久井環境課	相模湖経済環境課	施設管理課	まちづくり課
根拠法令等	都市計画法 相模原市開発事業基準条例	都市計画法 相模原市開発事業基準条例 旧津久井町住環境整備条例	都市計画法 相模原市開発事業基準条例 旧相模湖町まちづくり条例	都市計画法 城山町開発指導要綱	
歳出予算額（平成18年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	
歳入予算額（平成18年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 快適な環境を創出するため、開発者に対して緑化指導を行う。</p> <p>【適用事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 500㎡以上の敷地で行う開発行為 ・ 1,000㎡以上の敷地で行う建築 <p>【緑化の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発事業区域の面積の10%以上の緑地確保を指導 ・ 市街化調整区域内は20%以上 ・ 首都圏近郊緑地保全区域内は30%以上 ・ 用途地域のうち近隣商業地域及び商業地域は10%以上（うち5%までは屋上緑化が可） 	<p>【目的】 快適な環境を創出するため、開発者に対して緑化指導を行う。</p> <p>【適用事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1,000㎡以上の敷地で行う開発行為 <p>【緑化の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1,000㎡以上3,000㎡未満 用途地域内5%、用途地域外10% ・ 3,000㎡以上10,000㎡未満 用途地域内10%、用途地域外20% ・ 10,000㎡以上 用途地域内10% 用途地域外神奈川県自然環境保全条例第22条に基づくみどりの協定を準用 	<p>【目的】 快適な環境を創出するため、開発者に対して緑化指導を行う。</p> <p>【適用事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1,000㎡以上の敷地で行う開発行為 <p>【緑化の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1,000㎡以上3,000㎡未満 用途地域内5%、用途地域外10% ・ 3,000㎡以上 用途地域内10%、用途地域外20% 	<p>【目的】 快適な環境を創出するため、開発者に対して緑化指導を行う。</p> <p>【適用事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 500㎡以上の敷地で行う開発行為 <p>【緑化の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種低層住居・第二種低層住居専用地域 11% ・ 第一種中高層住居・第二種中高層住居専用地域 9% ・ 第一種住居・第二種住居地域 9% ・ 近隣商業地域 6% ・ 工業専用地域 13% 	<p>該当なし ※開発指導要綱では、住居系の中高層建築物で計画戸数20戸以上、および開発区域の面積が3,000㎡以上の開発に公園を設置するものとしている。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名					
28	各種事務事業の取扱い		環境保全部会					
事務事業番号	事務事業名		協議ランク					
13	開発行為等における公園に係る協議、指導、監督及び検査事務		□A協議会 ■B幹事会 □C専門部会					
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町			
担当課名	公園課			施設管理課	まちづくり課			
根拠法令等	都市計画法 市開発事業基準条例	都市計画法 旧津久井町住環境整備条例	都市計画法 旧相模湖町まちづくり条例	都市計画法 城山町開発指導要綱	都市計画法 藤野町開発指導要綱			
歳出予算額（平成18年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円			
歳入予算額（平成18年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 開発許可制度は、都市計画法の目的「都市の健全な発展と秩序ある整備」を担保するために創設されたもので、主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更（開発行為）を許可制にすることで、開発行為に対して一定の水準を保たせることを目的としている。</p> <p>【内容】 開発事業基準条例に基づき一定規模以上の開発事業（開発行為（都市計画法第4条第12項）及び建築事業（建築基準法第2条第1号）が対象）について次のア、イいずれか多い面積を公園として提供。</p> <p>ア 開発事業の計画人口から60人を控除した人口に1人当たり3㎡を乗じ算出した面積（ただし、開発事業区域の6%を超えるときは6%の面積）</p> <p>イ 3,000㎡以上の開発事業については、開発区域の3%の面積</p> <p>※双方とも0.3ha未満のものは、公園を自主管理広場とすることができる。</p> <p>【H17中、開発により新規に設置した公園数】 帰属公園 4公園、寄付公園 6公園</p>		<p>【目的】 開発許可制度は、都市計画法の目的「都市の健全な発展と秩序ある整備」を担保するために創設されたもので、主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更（開発行為）を許可制にすることで、開発行為に対して一定の水準を保たせることを目的としている。</p> <p>【内容】 土地の開発計画において、都市計画課にて事前協議を行い、「開発行為」によるものについては公園設置の指導を行う。 ・開発行為（開発行為による提供を帰属公園と呼ぶ） 事業面積が0.3ha以上の開発行為にあっては、開発区域に、面積が3%の公園を要す。</p> <p>【H17中、開発により新規に設置した公園数】 該当なし</p>		<p>【目的】 開発許可制度は、都市計画法の目的「都市の健全な発展と秩序ある整備」を担保するために創設されたもので、主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更（開発行為）を許可制にすることで、開発行為に対して一定の水準を保たせることを目的としている。</p> <p>【内容】 土地の開発計画において、都市整備課市街地開発班にて事前協議を行い、「開発行為」によるものについては、施設管理課公園緑地班で事業面積に応じ、公園設置の指導を行う。 ・開発行為（開発行為による提供を帰属公園と呼ぶ） 事業面積が0.3ha以上の開発行為にあっては、開発区域に、計画人口に応じ、面積が3～6%の公園を要す。 必要書類を取りまとめ、都市整備課へ登記依頼を行う。 【H17中、開発により新規に設置した公園数】 該当なし</p>		<p>【目的】 開発許可制度は、都市計画法の目的「都市の健全な発展と秩序ある整備」を担保するために創設されたもので、主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更（開発行為）を許可制にすることで、開発行為に対して一定の水準を保たせることを目的としている。</p> <p>【内容】 土地の開発計画において、まちづくり課にて事前協議を行い、「開発行為」によるものについては事業面積に応じ公園設置の指導を行う。 ・公園面積の割合 事業面積0.3ha以上の開発行為にあっては、開発区域に、面積が3%の公園。 ・一箇所あたりの公園面積 0.3ha以上1ha未満の開発・・・90㎡ 1ha以上5ha未満の開発・・・150㎡ 5ha以上20ha未満の開発・・・300㎡ (1,000㎡以上が1箇所以上必要) 20ha以上の開発・・・300㎡ (1,000㎡以上が2箇所以上必要)</p> <p>【H17中、開発により新規に設置した公園数】 該当なし</p>	

環境事業部会

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
28	各種事務事業の取扱い		環境事業部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
6	集団資源回収事業		□A協議会 ■B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町	
担当課名	ごみ減量推進課			環境防災課	まちづくり課	
根拠法令等	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 相模原市集団資源回収事業奨励金交付要綱 相模原市集団資源回収事業補助金交付要綱			容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 城山町集団資源回収実施団体奨励金交付要綱	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律・ 藤野町資源回収実施団体奨励金交付要綱	
歳出予算額（平成18年度）	55,630千円			2,635千円	785千円	
歳入予算額（平成18年度）	0千円			0千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 資源の有効利用とごみの減量化を推進するとともに、「物を大切に作る心」を育成するために行う集団資源回収を支援する。</p> <p>【内容】 実施団体が資源回収（びん類・かん類・紙類・布類）を行い、四半期に分けて、回収量に応じて実施団体に奨励金、資源回収業者団体に補助金を交付している。</p> <p>【平成18年度実施団体】 ○交付単価 2.0円/kg（子ども会：3.5円） ○登録団体数 371団体 ○奨励金 23,200千円</p> <p>【平成18年度業者団体】 ○交付単価 4.0円/kg ○業者団体数 2団体 （相模原環境・資源リサイクル協同組合、相模原資源リサイクル協議会） ○補助金 32,000千円</p>		<p>津久井環境課で実施</p> <p>【内容】 実施団体が資源回収（古紙、古繊維、空缶等の金属類、空きびん等再資源化できるもの）を行い、回収量に応じて実施団体に奨励金を交付している。</p> <p>【平成18年度実施団体】 ○交付単価：2,500円（基本額1回） ・古紙、古繊維、空缶等：6円/kg ・空きびん：6円/本 ○登録団体数：59団体 ○奨励金：7,060千円</p>	<p>相模湖経済環境課で実施</p> <p>【内容】 自治会、子供会、老人会等の団体で、年に2回以上定期的に資源回収を行なうものとして町の登録した団体に奨励金を交付している。</p> <p>【平成18年度実施団体】 ○交付単価：2,500円（基本額1回） ・新聞紙、雑誌、段ボール、アルミ：6円/kg ・ビール瓶、ジュース瓶、1.8ℓ瓶：6円/本 ○登録団体数：15団体 ○奨励金：1,157千円</p>	<p>【目的】 実施団体に対して奨励金を交付し、資源回収活動を支援するとともに、廃棄物の減量化と資源の再利用に対する意識の高揚を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 実施団体が資源回収（古紙、古繊維、空缶等の金属類、空きびん等再資源化できるもの）を行い、回収量に応じて実施団体に奨励金を交付している。</p> <p>【平成18年度実施団体】 ○交付単価：2,500円（基本額1回） ・古紙、古繊維、鉄類：6円/kg ・空きびん：6円/本 ○登録団体数：15団体 ○奨励金：2,635千円</p>	<p>【目的】 家庭から出されるごみの中の有価物等を回収する団体に対して、奨励金を交付し、ごみ処理経費の節減と再利用に対する意識の高揚及び推進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 自治会、子供会、老人会等の団体で、年に2回以上定期的に資源回収を行なうものとして町の登録した団体に奨励金を交付している。</p> <p>【平成17年度実施団体】 ○交付単価：2,500円（基本額1回） ・新聞紙、雑誌、段ボール、アルミ：6円/kg ・空きびん：6円/本 ・ビール瓶、ジュース瓶、1.8ℓ瓶：6円/本 ○登録団体数：10団体 ○奨励金：785千円（H17予算）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
28	各種事務事業の取扱い	環境事業部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	資源分別回収事業	□A協議会 ■B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	ごみ減量推進課			環境防災課	まちづくり課
根拠法令等	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律・ 相模原市資源分別回収事業奨励金交付要綱・ 相模原市資源分別回収事業補助金交付要綱・ 相模原市空きびん回収事業奨励金交付要綱			容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
歳出予算額（平成18年度）	581,792千円				
歳入予算額（平成18年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市・市自治会連合会の主催に、ごみの中に含まれている有価物を市・市民・資源回収業者との協働により回収を行い、ごみの減量化と資源の有効活用を図る。</p> <p>【内容】 ごみの減量と資源の有効活用を図るため、市、市民、事業者の三者協働による「資源分別回収事業」が昭和61年4月から全市で実施された。 平成8年度からは、各地区毎に週1回の「資源の日」（回収品目、びん・缶・紙・布）を設け、ごみ集積所に出された資源を地区自治会連合会と協定を結んだ業者が回収し資源化を図っている。</p> <p>【参考】 ○資源分別回収事業奨励金（地区自治会連合会） 44,550千円 ○ " (市自治会連合会) 810千円 ○資源分別回収事業補助金 518,590千円(32,615 t、単価15.9円/kg)</p> <p>—空き瓶回収— 相模原小売酒販組合に加入している酒店の店頭 に設置されている回収容器に市民等がびんを持ち 出し、山村ガラスが定期的に回収している。 ・空き瓶回収事業奨励金 900千円</p> <p>—使用済み蛍光灯等回収— 蛍光灯、水銀体温計を資源分別回収に合わせて 回収し、水銀の適正処理及びガラス等の資源化を 進める。 ・蛍光灯等回収業務委託 5,204千円 ・蛍光灯等処理（処分）業務委託 5,712千円 (見込量42 t)</p> <p>—使用済み食用油回収— 家庭から出される使用済み食用油（植物油）を 回収し、資源化を進める。 ・使用済み食用油回収業務委託 3,000千円 (見込量100 t) ※使用済み食用油の売払収入として、2,100千円を 別途計上。</p>	津久井クリーンセンターで実施		(相模原市に事務委託)	(相模原市に事務委託)

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
28	各種事務事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	ペットボトル・白色トレイ回収事業		<input type="checkbox"/> A協議会 <input checked="" type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会		
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	ごみ減量推進課			環境防災課	まちづくり課
根拠法令等	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律			容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
歳出予算額（平成18年度）	22,438千円				
歳入予算額（平成18年度）	9千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 容器包装廃棄物のリサイクルを推進し、市民・事業者・行政による一層のごみ減量化・資源化を図る。</p> <p>【内容】 スーパー、コンビニなど市内小売店の協力を得て、市民が協力店舗に持参したペットボトルや白色トレイを回収する拠点（店頭）回収方式で実施。</p> <p>【参考】 ○回収拠点 289カ所 ○平成17年度回収実績 ・ペットボトル 766.38 t ・白色トレイ 14.61 t ○事務作業等委託料 11,163千円 ・ペットボトル再商品化業務委託（見込量415t、単価25円/kg） ・白色トレイ再商品化業務委託（見込量7.5t、単価105円/kg）</p> <p>【特定財源】 ○労働保険自己負担分 9千円</p>	<p>津久井クリーンセンターで実施 ※ペットボトルのみ（白色トレイは未実施）</p> <p>【内容】 不燃ごみ収集時に、分別されたペットボトルの回収を実施。</p> <p>【参考】 ○平成16年度処理実績 ・ペットボトル 182.25 t ○ペットボトル再商品化業務委託 8,400千円</p>		(相模原市に事務委託)	(相模原市に事務委託)

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
28	各種事務事業の取扱い	環境事業部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	粗大ごみ受入施設の管理運営事業	<input type="checkbox"/> A協議会 <input checked="" type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	清掃事業所・清掃工場・クリーンセンター			環境防災課	まちづくり課
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律				
歳出予算額（平成18年度）	109,125千円				
歳入予算額（平成18年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 津久井クリーンセンターで実施 市民が自ら搬入する家庭から排出される粗大ごみ及び特定家庭用機器（家電4品目）を受入保管し、清掃工場又は指定取引場所へ搬出する。</p> <p>【内容】 ○一般廃棄物搬入申請書に記載された内容を確認し、搬入を承認し、手数料を徴収する。 ○搬入される粗大ごみ等を確認、分類し、搬出の準備、保管をする。 ○定期的に粗大ごみを清掃工場、特定家庭用機器（家電4品目）を指定取引場所へ搬出する。</p> <p>【収入の扱い】 ○粗大ごみ処理手数料（直接搬入）55,520千円を「10 粗大ごみ処理手数料」にて計上。</p> <p>【歳出予算額の内訳】 南：35,196千円、北：73,929千円</p>			該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
28	各種事務事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	粗大ごみ戸別収集事業		<input type="checkbox"/> A協議会 <input checked="" type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会		
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	清掃事業所・清掃工場・クリーンセンター			環境防災課	まちづくり課
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律				廃棄物の処理及び清掃に関する法律
歳出予算額（平成18年度）	194,320千円				
歳入予算額（平成18年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】粗大ごみ受付業務委託により、粗大ごみ等戸別収集の適正な運営を図る。</p> <p>【内容】市民から粗大ごみ受付事務所に申込みのあった粗大ごみ等を戸別毎に指定した期日に委託業者が収集・処分する。</p> <p>【収集方法】電話受付時に料金を申込み者に知らせ、市内の「粗大ごみ収集シール」取扱店で手数料を納入し、シールを受領してもらう。回収時までに「粗大ごみ収集シール」を貼った品物を持ち出し場所に出してもらう。</p> <p>【粗大ごみ受付システムの概要】</p> <p>○申込み 市民からの粗大ごみ収集申込みを受付事務所で電話やインターネット等で受け付ける。</p> <p>○受付 受付事務所で収集申込みの内容（品名・収集日等）を聴取した後、パソコンへ入力（データの管理）する。入力したデータを収集委託業者へパソコンで送り作業指示をする。</p> <p>○収集 作業指示を受けた収集委託業者は戸別毎に収集し、その報告書をパソコンへ入力する。</p> <p>○報告書 収集委託業者が入力した報告書の内容を必要に応じて、受付事務所等のパソコンで確認できる。</p> <p>【収入の扱い】粗大ごみ処理手数料（戸別収集）64,000千円を「10 粗大ごみ処理手数料」調書にて計上。</p>		津久井クリーンセンターで実施		(相模原市に事務委託)
					(相模原市に事務委託)

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
28	各種事務事業の取扱い	環境事業部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
6	廃棄物（粗大ごみを除く。）の収集及び運搬事業	<input type="checkbox"/> A協議会 <input checked="" type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会				
	相模原市	（旧津久井町）	（旧相模湖町）	城山町	藤野町	
担当課名	収集事務所・クリーンセンター			環境防災課	まちづくり課	
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 浄化槽法・ 相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例				廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
歳出予算額（平成18年度）	0千円					
歳入予算額（平成18年度）	0千円					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、市民の健康で快適な生活を確保する。</p> <p>【内容】</p> <p>○収集形態・回数等 ・直営による一般ごみ収集 ・ステーション方式により週3回収集を実施 ・また、週1回廃乾電池の収集を実施</p> <p>○収集事務所 麻溝台収集事務所・橋本台収集事務所の市内2か所の収集事務所が管轄区域内の収集計画を定め、透明・半透明袋により実施。</p> <p>【平成16年度収集実績】</p> <p>○一般ごみ 145,275 t ○廃乾電池 59 t</p> <p>※収集業務用消耗品費として1,550千円の予算措置あり。（麻：743千円、橋：807千円）</p>			<p>津久井クリーンセンターで実施</p> <p>【内容】</p> <p>○可燃ごみ 収集形態及び回数等 ・直営による収集 ・ステーション方式により週2回収集を実施</p> <p>○不燃ごみ・廃乾電池 収集形態及び回数等 ・直営による収集 ・ステーション方式により週1回収集を実施</p> <p>【平成16年度収集実績】</p> <p>○可燃ごみ 16,840 t ○不燃ごみ 2,123 t （廃乾電池・ペットボトル・缶・びん等含む）</p> <p>※収集業務用消耗品費として328千円の予算措置あり。</p>	<p>（相模原市に事務委託）</p>	<p>（相模原市に事務委託）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 28	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 環境事業部会			
事務事業番号 11	事務事業名 浄化槽汚泥処理手数料	協議ランク □A協議会 ■B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	収集事務所・クリーンセンター			環境防災課	まちづくり課
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例				
歳出予算額(平成18年度)	0千円				
歳入予算額(平成18年度)	35,430千円				
【事務事業の内容】	<p>【内容】 浄化槽汚泥収集に係る手数料</p> <p>○生活系 ・基本料金 浄化槽1基1回につき600円 ・加算料金 収集量36%につき120円</p> <p>○事業系 ・基本料金 浄化槽1基1回につき600円 ・加算料金 収集量36%につき180円</p>	<p>市許可業者による収集。 【参考】 浄化槽清掃経費標準料金 ※消費税を含む。</p> <p>○単独浄化槽 ・全ばっ気(5~8人槽) 10,090円 ・腐敗タンク(5~8人槽) 17,020円 ・分離ばっ気(5~8人槽) 15,860円 ・分離接触ばっ気(5~8人槽) 15,860円</p> <p>○合併浄化槽 ・嫌気ろ床接触ばっ気(5人槽) 26,260円 ・分離接触ばっ気(5人槽) 34,300円</p>	<p>市許可業者による収集。 【参考】 浄化槽清掃経費標準料金 ※消費税は別途。</p> <p>○汚水処理料 ・汚水1リットル当たりし尿処理単価:7.7円</p> <p>○清掃料 ①単独浄化槽 ・全ばっ気(5~8人槽) 3,500円 ・腐敗タンク(5~8人槽) 4,000円 ・分離ばっ気(5~8人槽) 4,000円 ・分離接触ばっ気(5~8人槽) 4,000円 ②合併浄化槽 ・嫌気ろ床接触ばっ気(5人槽) 4,000円 ・" (7人槽) 5,000円 ・分離接触ばっ気(5人槽) 4,000円 ・" (7人槽) 5,000円</p>	<p>町許可業者による収集。 【参考】 浄化槽清掃経費標準料金 ※消費税は別途。</p> <p>○汚水処理料 ・浄化槽容量×し尿処理単価(8.5円)</p> <p>○清掃料 ・容量 1㎡以下 4,000円 1.01㎡~3㎡ 5,500円 3.01㎡~5㎡ 6,500円 5.01㎡~7㎡ 8,500円 7.01㎡以上 8,500円</p>	<p>該当なし ※町として標準料金の定めはなし。 (許可業者により料金の定めあり)</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
28	各種事務事業の取扱い	環境事業部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	廃棄物の収集及び運搬事業（し尿収集）	<input type="checkbox"/> A協議会 <input checked="" type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	（旧津久井町）	（旧相模湖町）	城山町	藤野町
担当課名	収集事務所・クリーンセンター			環境防災課	まちづくり課
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例				廃棄物の処理及び清掃に関する法律 藤野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
歳出予算額（平成18年度）	1,069千円	40,300千円			0千円
歳入予算額（平成18年度）	0千円	0千円			0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】 し尿、浄化槽汚泥の収集、運搬に際し必要な消耗品等の経費。</p> <p>津久井クリーンセンターで実施</p> <p>①し尿収集（城山町、藤野町を含む） 【内容】 し尿収集、運搬業務委託に必要な経費 ○6業者に委託</p> <p>【委託料単価（税別）：平成18年4月1日現在】 ○定額制：1人当たり430円 ○従量制：17ℓ当たり10.75円 ○追加：1回につき980円 ○距離割 ・A社 635円 ・B社 655円 ・C社 285円 ・D社 415円 ・E社 480円 ・F社 890円</p> <p>②浄化槽汚泥収集 【内容】 市の許可に基づき許可業者が収集している。 ○業者数：3社（旧津久井町、旧相模湖町エリア）</p>			<p>浄化槽の収集、運搬については、一般廃棄物処理、浄化槽清掃の町許可業者（2社）で行われている。なお、し尿処理の収集運搬は、相模原市へ事務委託している。</p> <p>①し尿収集 【目的】 生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、町民の健康で快適な生活を維持する。 【内容】 し尿収集、運搬業務委託に必要な経費（相模原市に事務委託）</p> <p>②浄化槽汚泥収集 【内容】 町の許可に基づき許可業者が収集している。 ○業者数：1社</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
28	各種事務事業の取扱い	環境事業部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
17	し尿収集体制整備事業	□A協議会 ■B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	収集事務所・クリーンセンター			環境防災課	まちづくり課
根拠法令等		憲法第29条第3項 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業者等の合理化に関する特別措置法	憲法第29条第3項 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業者等の合理化に関する特別措置法	憲法第29条第3項 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業者等の合理化に関する特別措置法	憲法第29条第3項 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業者等の合理化に関する特別措置法
歳出予算額（平成18年度）				0千円	0千円
歳入予算額（平成18年度）				0千円	0千円
【事務事業の内容】	該当なし	<p>【概要及び目的】 本事業は、下水道整備に伴い業務の減少を余儀なくされるし尿等収集業者に対して補償を行うものである。 ○対象業者：2社（市許可業者）</p> <p>【内容】 ○補償の方法は、金銭補償とする。 ○補償基準日は、公共下水道一部供用開始日とする。 ○補償は減車補償とし、基本協定書を別に定める。 ○補償額は、公共事業における損失補償基準要綱等に基づき鑑定評価された額を基準とする。 ○補償額のうち、し尿収集分は旧津久井郡広域行政組合、浄化槽清掃分は旧町の負担とし、その負担割合は鑑定評価額に占めるし尿収集委託料及び浄化槽清掃料の割合とする。</p> <p>【参考（旧町・組合負担分）】：平成18年4月現在 ・補償金合計 99,768,900円 ・支払い済み額 54,342,012円 ・未支払い額 45,426,888円</p>	<p>【概要及び目的】 本事業は、下水道整備に伴い業務の減少を余儀なくされるし尿等収集業者に対して補償を行うものである。 ○対象業者：1社（市許可業者）</p> <p>【内容】 ○補償の方法は、金銭補償とする。 ○補償基準日は、公共下水道一部供用開始日とする。 ○補償は減車補償とし、基本協定書を別に定める。 ○補償額は、公共事業における損失補償基準要綱等に基づき鑑定評価された額を基準とする。 ○補償額のうち、し尿収集分は旧津久井郡広域行政組合、浄化槽清掃分は旧町の負担とし、その負担割合は鑑定評価額に占めるし尿収集委託料及び浄化槽清掃料の割合とする。</p> <p>【参考（旧町・組合負担分）】：平成18年4月現在 ・補償金合計 113,228,700円 ・支払い済み額 59,745,029円 ・未支払い額 53,483,671円</p>	<p>【概要及び目的】 平成元年より下水道の供用が開始されたことに伴い、浄化槽清掃業務の減少を余儀なくされる清掃業者に対して補償を行うものである。 ○対象業者：2社（町許可業者）</p> <p>【内容】 ○補償の方法は、金銭補償とする。 ○補償基準日は、公共下水道一部供用開始日とする。 ○補償は減車補償とし、基本協定書を別に定める。 ○補償額は、公共事業における損失補償基準要綱等に基づき鑑定評価された額を基準とする。</p> <p>【参考】：平成18年4月現在 ・補償金合計 156,612,500円 ・支払い済み額 131,352,356円 ・未支払い額 25,260,144円</p>	<p>【概要及び目的】 本事業は、下水道整備に伴い業務の減少を余儀なくされるし尿等収集業者に対して補償を行うものである。 ○対象業者：1社（町許可業者）</p> <p>【参考（町負担分）】 現在、事業者と補償方法について調整中</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
28	各種事務事業の取扱い	環境事業部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
18	浄化槽清掃補助事業	<input type="checkbox"/> A協議会 <input checked="" type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	収集事務所・クリーンセンター			環境防災課	まちづくり課
根拠法令等				城山町し尿浄化槽清掃経費の住民負担軽減措置に関する補助事業実施要綱	藤野町一般家庭し尿浄化槽清掃経費補助金交付要綱
歳出予算額（平成18年度）				2,434千円	6,912千円
歳入予算額（平成18年度）				0千円	0千円
【事務事業の内容】	該当なし			<p>【目的】</p> <p>一般家庭のし尿浄化槽使用者に対する清掃経費の一部を町が補助し、住民負担の軽減を図る。</p> <p>【対象】</p> <p>本町に住所を有する浄化槽使用者が、1年度1回（全ばっき型は1年度に2回）に限り、経費の一部を補助する。 なお、市街化調整区域内に限る。</p> <p>【補助の額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○腐敗タンク方式 3,600円～6,200円 ○全ばっき型 2,000円～3,600円 ○分離接触ばっ気方式・分離ばっ気方式 3,300円～7,900円 ○小規模合併処理 5,800円～28,000円 <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度 627基（2,423千円） 	<p>【目的】</p> <p>一般家庭のし尿浄化槽使用者に対する清掃経費の一部を町が補助し、住民負担の軽減を図る。</p> <p>【対象】</p> <p>本町に住所を有する浄化槽使用者が、1年度2回（全ばっき型は1年度に3回）に限り、経費の一部を補助する。 なお、下水道処理開始の日から3年を超えない範囲で補助する。</p> <p>【補助の額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全ばっき型 2,000円 ○腐敗タンク型・分離ばっき型・分離接触ばっき型 3,300円 ○合併処理（5・6人槽） 4,000円 ○合併処理（その他） 5,000円

都 市 部 会

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
28	各種事務事業の取扱い	都市部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	地理情報システム開発事業	□A協議会 ■B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	都市計画課			都市計画課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成18年度)	9,771千円			1,923千円	
歳入予算額(平成18年度)	3,630千円			0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 都市計画情報提供システムその他のシステムについて、情報の更新、データの維持・管理をする。</p> <p>【対象となるシステム】 ①都市計画業務支援システム(都市計画基礎調査で得られたデータを元に、統計・分析を行うもの) ②都市計画情報提供システム(庁内イントラネットを利用し、指定された土地の都市計画に係る情報を検索・表示するもの) ③都市計画情報提供タッチパネルシステム(直上のシステムを市民用にタッチパネルにしたもの) ④都市計画マップ(都市計画情報提供システムをインターネット用にしたもの)</p> <p>【主なデータ内容】 都市計画基礎調査データ 区域区分 用途地域 都市計画施設 等</p> <p>【平成17年度実績】 (歳出) 委託費(保守料): 735千円 データ作成委託費: 840千円 タッチパネルシステム改良委託費: 893千円 都市計画情報提供システム構築業務委託1,103千円 (インターネット配信用) リース料: 46,079千円 消耗品費: 663千円 (歳入) 都市計画複写費用: 3,673千円</p> <p>【特定財源の概要】 都市計画複写費用@300円×約12千枚 地形図複写費用@50円×250枚</p> <p>【参考】 市面積: 9,040ha 用途地域指定面積: 6,253ha 都市計画道路延長: 151,810m (相原城山線 1,210m 城山町分950m含む)</p>	<p>システム導入は、していない。</p> <p>【参考】 町面積: 12,204ha 用途地域指定面積: 295ha 都市計画道路延長: 1,690m</p>	<p>システム導入は、していない。</p> <p>【参考】 町面積: 3,159ha 用途地域指定面積: 223ha 都市計画道路延長: 2,190m</p>	<p>【目的】 都市計画業務支援システムの、情報の更新、機器の賃貸借を行う。</p> <p>【対象となるシステム】 ①都市計画策定支援システム(都市計画基礎調査の解析を目的としたシステム) ②都市計画窓口支援システム(庁内イントラネットを利用し、都市計画情報及び建築形態制限の内容が住居表示から検索が可能)</p> <p>【主なデータ内容】 区域区分 用途地域 都市計画施設 等 委託費(データ変換)266千円 リース料1,657千円</p> <p>【平成17年度実績】 リース料: 1,657千円</p> <p>【参考】 町面積: 1,990ha 用途地域指定面積: 270ha 都市計画道路延長: 12,140m (相原城山線 950m 相模原市分に含まれる)</p>	<p>システム導入は、していない。</p> <p>【参考】 町面積: 6,491ha 用途地域指定面積: 215ha 都市計画道路延長: 0m</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
28	各種事務事業の取扱い	都市部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	都市計画基本図作成事業	□A協議会 ■B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	都市計画課			都市計画課	まちづくり課
根拠法令等	都市計画法			都市計画法	都市計画法
歳出予算額 (平成18年度)	13,619千円			0千円	0千円
歳入予算額 (平成18年度)	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画総括図及び販売用都市計画図の印刷用版起こしデータの作成。 相模原市都市計画基本図（デジタルマップ=いわゆる電子地図）の修正 <p>【経過】</p> <p>都市計画基本図（デジタルマップ）平成11年度新規作成 平成15年度更新（17,115千円） ※航空写真撮影を除く</p> <p>【平成16年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画総括図作成：781千円 計画図デジタル化：1,750千円 <p>【平成17年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画基本図修正：1,292千円 都市計画総括図修正：835千円 都市計画図等デジタル化業務：1,403千円 <p>【参考】</p> <p>1/20000：1図郭（全図） 1/10000：4図郭 1/2500：46図郭</p> <p>市面積9,040ha</p>	<p>【経過】</p> <p>都市計画基本図（デジタル化はしていない）平成2年度作成</p> <p>【参考】</p> <p>1/50000：1図郭（全図） 1/25000：1図郭（全図） 1/10000：5図郭（全図） 1/2500：34図郭</p> <p>町面積12,204ha</p> <p>[平成16年度実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画図他印刷 336千円 	<p>【経過】</p> <p>都市計画基本図（デジタル化はしていない）昭和58年度新規作成 平成7年度更新</p> <p>【参考】</p> <p>1/25000：1図郭（全図） 1/10000：1図郭（全図） 1/2500：17図郭</p> <p>町面積3,159ha</p>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画基本図及び販売用都市計画図の作成。 城山町都市計画基本図（デジタルマップ）の修正 <p>【経過】</p> <p>都市計画基本図（デジタルマップ）平成11年度新規作成 平成15年度空中写真測量（2,615千円） 平成16年度都市計画基本図更新（12,317千円）</p> <p>【参考】</p> <p>1/20000：1図郭（全図） 1/10000：1図郭（全図） 1/2500：13図郭</p> <p>町面積 1,990ha</p>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画総括図及び販売用都市計画図の印刷用版作成。 <p>【経過】</p> <p>都市計画基本図（デジタルマップ）平成11年度作成</p> <p>【参考】</p> <p>1/15000：1図郭（全図） 1/10000：3図郭（全図） 1/2500：36図郭</p> <p>町面積6,491ha</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	28			専門部会名	都市部会	
事務事業番号	7			協議ランク	□A協議会 ■B幹事会 □C専門部会	
事務事業名	バス対策事業					
担当課名	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町	
根拠法令等	相模原市バス利用促進等総合対策事業補助金交付要綱			都市計画課		まちづくり課
歳出予算額(平成18年度)	468,762千円			18,121千円		45,031千円
歳入予算額(平成18年度)	128,000千円			0千円		2,129千円
【事務事業の内容】	<p>1. バス交通対策推進事業</p> <p>【目的】 県地域協議会での協議結果に基づき、生活交通の確保を図る。</p> <p>【内容】 ○運行委託及び補てんによる路線維持 ①相模原市土沢・長竹・根本経由奈良井線 ②三ヶ木～三井線</p> <p>2. バス活性化事業</p> <p>【目的】 基本計画の推進及び、道路混雑の抑制、環境保全の観点からバス利用促進事業を展開する。</p> <p>【内容】 ○バス利用促進等総合対策事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を行う。 *主な補助対象事業 ①バス停留所上屋設置事業 ②バス停留所ベンチ設置事業 ③ノンステップバス導入事業 ④公共車両優先システム車載器設置事業 ⑤バスロケーションシステム車載器設置事業</p> <p>3. 生活交通確保対策事業</p> <p>【目的】 県地域協議会での協議結果に基づき、国・県等との協調補助により生活交通の確保を図る。</p> <p>【内容】 ○補助金の交付等による路線維持 ①橋本駅～鳥居原ふれあいの館線 ②三ヶ木～東野・月夜野線 ③三ヶ木～半原線</p> <p>4. コミュニティバス導入の検討</p> <p>【目的】 市街化区域において、鉄道駅から1km以上、バス停から300m以上離れた地域を交通不便地域と捉え、主として高齢者等の移動制約者の生活交通を確保することを目的に導入の検討を進める。</p> <p>【内容】 ○実証運行を通じ、導入判断基準等の検討を進める。 実験期間：H18.1.30から2年間 運行経路：橋本駅～相模川自然の村 6.7km</p> <p>5. バス乗り継ぎ施設整備事業</p> <p>【目的】 基本計画に位置付けたターミナルの内、未整備となっている田名地区に整備を行い、幹線バス・支線バスの導入を促進すると共に、バス路線網の早期実現を図る。</p> <p>【内容】 用地取得を推進する。</p>			<p>1. 乗合バス対策事業</p> <p>【目的】 廃止等の申し出のあったバス路線について、県生活交通確保対策地域協議会の確保策に基づき路線維持し、市民の生活の足を確保する。</p> <p>【内容】 ○確保策に基づく路線維持 ・鳥居原ふれあいの館～橋本駅(国庫補助) 距離：18.4km 回数：平土休共通10回 ・三ヶ木～半原(県補助) 距離：8.4km 回数：平土休共通10回 ・三ヶ木～東野・月夜野(市単独) 距離：16.05km 回数：平日6.5、土休日2回 ・相模原市土沢・長竹・根本経由奈良井線 距離：13.9km 回数：平日13回、土休日13回 運行方法：市が所有小型バスを乗合バス事業者に貸付し運行委託 ・三ヶ木～三井線(市単独) 距離：7.0km 回数：平土休共通13回</p> <p>該当なし</p>	<p>1. 生活交通路線維持費補助金</p> <p>【目的】 退出意向が出されたバス路線について、県生活交通確保対策地域協議会の確保策に基づき、町民の生活路線を確保する。</p> <p>【内容】 ・原宿五丁目～小沢(町単独) 距離：10.3km 運行便数：平日2便、土・休日1.5便 負担額：4,299千円 17年度推定額：3,715千円 ・城山～上中沢(町単独) 距離：1.0km 運行便数：平日9便、土・休日9便 負担額：2,156千円 17年度推定額：1,805千円 ・橋本駅～小沢(国庫補助) 距離：12.7km 運行便数：平日5便、土・休日3.5便 負担額：約7,595千円 17年度実績：約6,984千円 ・鳥居原ふれあいの館～橋本駅(国庫補助) 運行便数：平日10便、土・休日10便 負担額：0千円 17年度実績額：0千円</p> <p>2. バス折り返し場等用地の確保</p> <p>【目的】 生活交通路線確保のため、バス折り返し場等の用地を確保する。</p> <p>【内容】 地権者と賃貸借契約を結び、用地を確保する。 ・原宿五丁目バス折り返し場 ・上中沢バス折り返し場 ・久保沢バス停留所上屋用地</p> <p>3. バス利用促進事業</p> <p>【目的】 バス利用者の利便性の向上に資するため、整備に要する経費の一部を補助する。</p> <p>【内容】 バス利用促進事業補助金交付要綱に基づき、補助金を交付する。 補助対象事業 ①バス停留所上屋設置事業 ②バスロケーションシステム車載器設置事業</p> <p>4. 公共交通検討委員会</p> <p>【目的】 城山町における公共交通のあり方やコミュニティバスの導入、交通諸問題等について検討を行う。</p> <p>【委員】 8名：自治会連合会・町校長会・町PTA連絡協議会・町老人クラブ連合会・町商工会・町観光協会・町社会福祉協議会・町助役</p>	<p>1. 生活交通対策事業</p> <p>【目的】 廃止等の申し出のあったバス路線について、県生活交通確保対策地域協議会の確保策に基づき路線維持し、町民の生活の足を確保する。</p> <p>【内容】 藤野町営バス3路線4系統の単独運行。 ・やまなみ温泉～東野 距離：7.7km 回数：平日3.5回、土休日2回 ・やまなみ温泉～奥相模湖 距離：6.0km 回数：平日7.5回、土休日2回 ・やまなみ温泉～篠原 距離：4.9km 回数：平日9.5回、土休日2.5回 ・篠原～赤沢 距離：4.4km 回数：平日1.5回、土休日0.5回 運行費用：</p> <p>2. 藤野町営バス運営協議会</p> <p>【目的】 町営バスの運営に関し、調査、審議する。</p> <p>【委員】 6名：町議会委員、受益者、学識経験者ほか</p> <p>3. やまなみ温泉バスターミナル維持管理事業</p> <p>【目的】 藤野町営バス及び路線バス利用者の安全と利便性の向上、利用促進、運行の円滑化を図り地域活性化を目的とする。</p> <p>【事業内容】 ターミナル敷地内及び施設の清掃等</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
28	各種事務事業の取扱い	都市部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	総合交通計画関連事業	□A協議会 ■B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	都市交通計画課			都市計画課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成18年度）	325千円			0千円	0千円
歳入予算額（平成18年度）	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1. 相模原市総合都市交通計画について (平成14年3月策定)</p> <p>【目的】 平成11年度に東京都市圏で行われたPT調査結果を踏まえ、新たな相模原市の交通体系が抱える問題、課題、将来方向などに関する検討を行い、将来の交通需要に対応した各交通機関相互の適正な役割を明確にし、今後の交通体系整備の指針となる新しい総合都市交通計画を策定</p> <p>【内容】</p> <p>(1) 目標年次 平成32年</p> <p>(2) 計画の位置付け 本計画は本市の総合計画、それを受けた都市計画マスタープランの中で「交通」に関する部門別の計画</p> <p>(3) 部門別計画</p> <p>①道路計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路網の基本計画 ・自転車走行環境改善の基本計画 ・歩行者通行環境改善の基本計画 <p>②公共交通計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス交通改善の基本計画 ・新しい交通システムの整備 ・鉄道の改善 ・公共交通のバリアフリー化 <p>③交通需用マネジメント（TDM）基本計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内全域で進めるTDM施策 ・地区を特定して取り組むTDM施策 <p>(4) 推進体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の実施状況や達成状況の評価を定期的（概ね5年ごと）に行う。 <p>2. 相模原市総合都市交通計画推進事業</p> <p>【目的】 今後増えつつある自動車交通を円滑に処理していくためには、ハード整備（道路整備）だけでは困難であることが「相模原市総合都市交通計画」により明確となった。このようなことから、部門別計画の一つであるTDM（交通需要マネジメント）基本計画に基づき本市の交通特性を把握し、より効果的な施策を抽出し、TDM施策を推進していくものとする。</p>				
				<p>生活交通確保対策業務</p> <p>【目的】 道路整備などに伴う新たな開発、高齢化社会の到来等を考慮し、道路、公共交通、自転車、徒歩それぞれが安全で快適に移動できる交通体系の確保に向けた交通計画の策定。</p> <p>【内容】</p> <p>1. 城山町の現況調査及び課題の整理</p> <p>(1) 交通特性の整理</p> <p>(2) 生活交通確保に関する課題の把握</p> <p>2. 交通体系基本計画の検討</p> <p>(1) 道路網整備計画の検討</p> <p>(2) 新たな公共交通計画の検討</p> <p>(3) 歩行者、自転車交通計画の検討</p> <p>3. 交通施策実施計画の検討</p> <p>(1) 事業手法の検討</p> <p>(2) 整備効果の検討</p> <p>【平成16年度実績】 生活交通対策業務委託 4,725千円 公共交通検討委員会において自動車、バス交通、自転車、徒歩といった交通手段別の連携が図れるよう総合的な交通計画の検討を行った。その結果を踏まえ、生活交通確保対策調査報告書を作成した。</p>	<p>【目的】 町内の小学校統廃合計画の実施や高齢化社会の到来を考慮し、交通弱者が快適に移動できる交通体系の確立を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>①藤野町生活交通体系計画の検討</p> <p>②既設路線バス・町営バス運行の見直し作業</p> <p>③交通弱者に対する助成制度の検討</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名		
28	各種事務事業の取扱い	都市部会		
事務事業番号	事務事業名	協議ランク		
9	総合交通計画関連事業	<input type="checkbox"/> A協議会 <input checked="" type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会		
	相模原市 (旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>【内容】 通勤時間帯の渋滞が著しい県道54号（相模原・愛川）において、市民参加による「TDMワークショップ」と専門家による「TDM推進委員会」により交通特性の把握や問題点を整理し、平成17年度には抽出及び絞込まれた効果的な施策のうち幾つかについて社会実験を実施し、効果検証を行ってきた結果を踏まえて、今後における愛川線で取り組むべき施策について促進していく。</p> <p>3. 公共交通計画関連事業 (1) 相模原市公共交通整備促進協議会 【目的】 地域の鉄道、バス交通等（以下「公共交通」という。）の整備の促進及び新交通の調査検討を行うことにより、市民生活の向上と産業文化の伸展に寄与することを目的とする。 【内容】 ○構成 87名（市5、市議会46、自治会18、その他団体18名） ○主な活動 鉄道路線の開設・輸送力増強等の促進運動の展開</p>			

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
28	各種事務事業の取扱い	都市部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	開発行為等指導事務	□A協議会 ■B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	開発指導課			都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市開発事業基準条例（平成18年4月1日施行）			城山町開発指導要綱	藤野町開発指導要綱
歳出予算額（平成18年度）	171千円			0千円	0千円
歳入予算額（平成18年度）	138千円			1千円	200千円
【事務事業の内容】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 18%;"> <p>【目的】 相模原市開発事業基準条例に基づき、許可を要する開発行為又は一定の建築行為を行う者に対し、周辺住民への周知その他の手続き、公共・公益施設等の設置を指導し、もって魅力ある街の形成に資する。</p> <p>【対象行為】 津久井町環境整備条例第16条の事前協議を要する開発行為 ・土地の面積が500㎡以上 ・中高層建築物の建築行為 ・共同住宅等の建築行為 ・駐車場又は資材置場の用に供するため、500㎡以上の区画形質を変更する</p> <p>【主な指導事項】 近隣住民への説明努力、一宅地の最低敷地面積、道路の幅員等、公園緑地の設置、排水施設、消防施設等、ごみ置場、駐車場、駐輪場、防犯灯集会所等の設置</p> <p>【主な指導の具体例】 一宅地の最低敷地面積 ・平均敷地面積120㎡以上 道路の幅員 ・1,000㎡未満 4.5m以上 ・1,000㎡以上 都市計画法の許可基準に準拠 雨水の処理 原則、開発区域内で浸透処理 緑地の設置（宅地開発は除く） 各用途に応じ 5～20%の緑地率の確保 消防施設（消防水利基準を満たす場合は別） 住宅の用に供する場合 10戸以上20戸未満 消火栓及び格納箱 1以上 20戸以上40戸未満 防火水槽 1以上 40戸以上 消火栓及び格納箱 防火水槽 1以上 ごみ集積所の設置（宅地、中高層、共同住宅） 計画戸数10戸につき 1箇所（3.0㎡以上） 駐車場（標準寸法L=5.0m×W=2.5m） 宅地、中高層、共同住宅 各戸に1台 駐輪場（標準寸法L=1.5m×W=0.7m） 共同住宅 各戸数の30%を開発区域内に設置 ※ 他の詳細事項は、それぞれ関係各課の事務事業を参照</p> <p>【指導の具体例】 （一宅地の最低敷地面積） ・区域面積1,000㎡未満 100㎡以上 ・区域面積1,000㎡以上 過半を120㎡以上、残りを100㎡以上（緑化） ・市街化区域 区域面積の10%以上 ・市街化調整区域 区域面積の20%以上（ごみ置場）住宅施設のみ ・10戸未満 2㎡以上 ・10戸以上20戸未満 3㎡以上 ・20戸以上25戸未満 4㎡以上 ・25以上50戸未満 計画戸数×0.16㎡以上</p> </div> <div style="width: 18%;"> <p>【目的】 城山町開発指導要綱に基づき、一定の開発行為に対し、公共・公益施設の設置その他の必要事項を指導し、もって秩序ある市街地の整備を図る。 当該指導は、許可を要する開発行為にあっては都市計画法第32条協議に係る事前協議と位置付けている。</p> <p>【対象行為】 1. 開発区域500㎡以上の開発行為 2. 高さ10m以上の建築物の建築 3. 延床面積300㎡以上の事業所等の建築 4. 事業所等の部分の延床面積300㎡以上の併用住宅の建築 5. 計画戸数4戸以上かつ延床面積200㎡以上の共同住宅、長屋の建築 6. 開発区域500㎡以上の第1種特定工作物の設置 7. 開発区域1ha以上の第2種特定工作物の設置 ※但し、自己専用住宅の建築は除く。</p> <p>【主な指導事項】 近隣住民との調整、一宅地の最低敷地面積、道路の幅員等、緑化の推進並びに排水施設、消防施設等、ごみ置場、駐車場及び防犯灯の設置 文化財等の保全、農業用施設等との調整</p> <p>【主な指導の具体例】 一宅地の最低敷地面積 140㎡以上 ・道路の幅員等 道路延長35m未満 4.5m以上 35m以上70m未満 5.0m以上 70m以上100m未満 5.5m以上 100m以上 6.0m以上 ・雨水の処理 原則開発敷地内で浸透処理 ・汚水の処理 公共下水道の処理区域 汚水を公共下水道に流入させるため必要な排水設備を設置する。 公共下水道の処理区域外 合併浄化槽を設置し適切な管理をするよう指導する。</p> <p>【指導の具体例】 （一宅地の最低敷地面積） ・市街化区域の場合 ・区域面積1,000㎡未満 100㎡以上 ・区域面積1,000㎡以上 120㎡を標準 （道路の幅員等）交通上支障がない場合 道路延長35m以下やむを得ない事情 4.0m以上 4.5m以上 道路延長70m以下 4.5m以上 道路延長100m以下又は100m以上 でやむを得ない事情 5.0m以上 （雨水の処理） 原則、開発区域内で浸透処理 （緑地の設置）宅地開発は除く 各用途に応じ 6～13%の緑地率の確保 （消防施設）既水利が半径100m以内でない場合 専用住宅、共同住宅の場合 4戸以上20戸未満 防火水槽40t1基又は、消火栓100mm1基</p> </div> <div style="width: 18%;"> <p>【目的】 藤野町における開発行為について、本町の基本理念である「豊かな自然と調和した住みよい町づくり」の実現を図るため、無秩序な開発を防止し、良好な町民の生活環境を保全するため、開発事業を行うものに理解と協力を求め、必要な指導を行うことを目的とする。</p> <p>【対象行為】 1. 開発区域の面積が500㎡以上又は住宅建設計画戸数4戸以上。ただし、アパート、貸家、マンションは、開発区域の面積が500㎡以上。 2. 開発行為又は建築に着手した者（同一系列事業者を含む）が、当該着手の日から3年以内に隣接の土地（同一区域内も含む）において新たに行為を行い、合算して全号に該当するに至る場合。 3. 前各号のほか町長が特に必要と認めた場合。</p> <p>【主な指導事項】 近隣住民への説明努力、一定地の最低敷地面積、道路の幅員等、環境保全及び緑化の推進並びに雨水・家庭雑排水施設、消防施設、ごみ置場、教育施設、駐車場、街灯、農林施設、文化財の保護、</p> <p>【主な指導の具体例】 一宅地の最低敷地面積 120㎡以上 ・道路の幅員等 道路延長 35m未満 4.0m 36～70m未満 4.5m 71～100m未満 5.0m 101m以上 6.0m以上 ・公園緑地 開発区域内の面積が、0.3ha以上の場合は、公園規模により開発者の負担において整備し、その敷地及び施設は町に無償提供し、登記完了後のうえ引き渡すこと。 0.3ha以上1ha：90㎡以上、1ha以上5ha未満150㎡以上、5ha以上20ha300㎡以上（1,000㎡以上が1ヶ所以上必要） 20ha以上300㎡以上（1,000㎡以上が2ヶ所以上必要）</p> </div> </div>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名		
28	各種事務事業の取扱い	都市部会		
事務事業番号	事務事業名	協議ランク		
6	開発行為等指導事務	<input type="checkbox"/> A協議会 <input checked="" type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会		
	相模原市 (旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
<p>【事務事業の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50戸以上100戸未満 ・8+ (計画戸数-50) × 0.14㎡以上 ・100戸以上150戸未満 ・15+ (計画戸数-100) × 0.12㎡以上 ・150戸以上200戸未満 ・21+ (計画戸数-150) × 0.10㎡以上 ・200戸以上300戸未満 ・26+ (計画戸数-200) × 0.18㎡以上 ・300戸以上 ・34+ (計画戸数-300) × 0.06㎡以上 <p>(駐車場) 相模原市建築物における駐車施設の付置に関する条例又は相模原市特定建築物の建築に係る自動車の保管場所の確保に関する条例の適用対象外の建築物にあっても両条例の規定に準じた指導を行う。</p> <p>※ 他の指導事項は、それぞれ関係各課の事務事業を参照</p> <p>【平成17年度件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可を要する開発行為 130件 ・建築行為 61件 <p style="text-align: center;">計 191件</p> <p>【特定財源の概要】 相模原市開発事業技術基準の販売収入</p>	<p>【参考】 平成16年度事前協議書届出件数 17件</p> <p>専用住宅又は共同住宅等の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 4戸以上20戸未満 防火水槽1基40m³以上又は消火栓1基 <p>100mm以上</p> <ul style="list-style-type: none"> 20戸以上 防火水槽1基40m³以上又は消火栓1基 <p>150mm以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ集積場の設置 (住宅用建築物) 1戸に1箇所の割合で設置 面積は3.0㎡ (間口2.0m×奥行1.5m) 以上 <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場 宅地、戸建住宅、共同住宅、長屋各戸に1台 <ul style="list-style-type: none"> ・防犯灯 町道、国道、県道、その他公共道に設置の場合 50mに1箇所 宅地等に設置の場合 30mに1箇所 <ul style="list-style-type: none"> ・義務教育負担金 宅地造成、宅地分譲又は1戸当たりの延べ床面積が、40㎡以上の共同住宅若しくは長屋の建築を目的とする開発事業を行なう場合 義務教育負担金= (計画戸数-3) × 相模湖町の基準年度の (固定資産評価額 (宅地の平均)) <p>【参考】 平成16年度事前協議書届出件数 4件</p> <p>【特定財源の概要】 義務教育負担金</p>	<p>20戸以上 防火水槽40t1基又は、消火栓150mm1基</p> <p>(防犯灯の設置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 50m間隔に照明40wを標準とする。 <p>(ごみ集積所の設置) 宅地開発、集合住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画戸数10戸まで 2.73㎡ 計画戸数15戸まで 2.86㎡ 計画戸数20戸まで 3.38㎡ <p>(駐車場) 標準寸法L=5.0m×W=2.3m</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅、共同住宅、集合住宅 各戸に1台 各種小売業 店舗面積20㎡につき1台 (駐車場) 標準寸法L=1.9m×w=0.6m 共同住宅 各戸に1台 各種小売業 店舗面積40㎡につき1台 <p>※他の詳細事項は、それぞれの関係各課の事務事業を参照</p> <p>【開発寄付金】 要綱第24条 (接続道路の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> やむを得ない状況により開発行為により整備が行えない場合は開発寄付金をもって道路整備に代えることができる。 算定式 負担金額=道路工事費×1/2 <p>要綱第45条 (防犯灯の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 開発行為により整備することが困難と町長が認めた場合は、金銭等をもって整備に代えることができる。 単独式のもの 60000円/基 共架式のもの 30000円/基 <p>【特定財源の概要】 開発寄付金</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発指導件数 平成16年度 14件 平成17年度 10件 ・開発寄付金件数 平成16年度 防犯灯の整備 =2件 (共架式) 接続道路の整備=1件 平成17年度 防犯灯 2件 (共架式) 	<p>中高層建築物 (住宅用に限る) で、計画戸数20戸以上の場合、1戸当たり5㎡以上の公園等を設け、開発者において整備するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水の処理 原則、開発区域内で浸透処理 ・汚水の処理 公共下水道の処理区域 汚水を公共下水道に流入させるため必要な排水設備を設置する。 公共下水道の処理区域外合併浄化槽の設置補助し適切な管理指導を行う。 ・消防施設 開発面積500㎡以上もしくは、計画戸数4戸以上においては、原則として消火栓の設置を行うものとするが、町と協議の上決定する。開発面積2,500㎡未満の場合は、原則として消火栓又は防火水槽の設置を行う。なお、2,500㎡以上の場合は、原則として防火水槽及び消火栓の併設を行う。 ・ごみ収集所 宅地が概ね10戸に1箇所収集所を設ける。面積は3.0㎡ (1.5m×2.0m) ・街灯 町が必要と認めたときは、街灯の設置を行うものとする。 ・集会施設等 町が必要と認めたとき開発者は、集会施設等の施設の建設を行う。 ・駐車場の確保 中高層建築物等を建設する開発行為のあつては、駐車場を確保し、その管理者を定めるものとする。 <p>【参考】 平成16年度事前協議書届出件数 8件</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
28	各種事務事業の取扱い	都市部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	放置自転車対策事業	<input type="checkbox"/> A協議会 <input checked="" type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	駐車場対策課			環境防災課	総務課
根拠法令等	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 相模原市自転車等の放置防止に関する条例 相模原市自転車等の放置防止に関する条例施行規則			自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 城山町環境保全に関する条例 城山町環境保全に関する条例施行規則	
歳出予算額（平成18年度）	96,471千円			173千円	
歳入予算額（平成18年度）	0千円			0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 放置自転車対策を講じることにより、安全で快適な都市環境を保持するとともに、公共の福祉の増進に寄与するもの。</p> <p>【内容】 ◎自転車法・市条例に基づき、放置自転車等の移動・保管・処分等をおこなう。</p> <p>○報酬　－　非常勤特別職員報酬 ○共済費　－　社会保険料 ○需要費　－　消耗品費・燃料費・印刷製本費・光熱費・物品等修繕費・施設修繕費 ○役員費　－　電話料・手数料・自動車損害保険料・その他保険料 ○委託料　－　施設等管理運営委託料・事務作業等委託料 ○使用料及び賃借料　－　その他使用料及び賃借料 ○工事請負費　－　建設工事費 ○原材料費　－　工費用原材料費</p> <p>【公共的団体の概要】 （社）シルバー人材センター</p> <p>【負担金の概要】 全国自転車問題自治体連絡協議会負担金 全国自転車問題自治体連絡協議会研修負担金</p>			<p>【目的】 放置車両対策を講じることにより、良好な環境を確保するもの</p> <p>【内容】 ◎自転車法・町条例に基づき、放置自転車等の移動・保管・処分等をおこなう。</p> <p>○放置車両移動手数料（自動車）放置場所から保管場所 ○放置車両移動手数料（自動車）保管場所から処分場 ○放置車両移動手数料（二輪車）放置場所から保管場所 ○放置車両移動手数料（二輪車）保管場所から処分場 ○放置車両処分手数料（原付）保管場所から処分場 ○放置車両処分手数料（自転車）</p>	該当なし

教育総務部会

合併協議事項番号 28	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 教育総務部会			
事務事業番号 6	事務事業名 幼稚園就園奨励補助金	協議ランク □A協議会 ■B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	
担当課名	学務課			教育総務課	
根拠法令等	国：幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 相模原市私立幼稚園就園奨励補助金交付要綱			国：幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 藤野町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 (町単)：城山町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱	
歳出予算額(平成18年度)	681,888千円			38,472千円	
歳入予算額(平成18年度)	178,929千円			5,000千円	
【事務事業の内容】	<p>【対象】 満3歳児から5歳児で6月1日以降、幼稚園に在園し、市内に居住する者</p> <p>【補助金額】 〔国庫補助分〕 国交付要綱の補助限度額のとおり 〔市単独補助分〕 6月1日在園者のみ1子12,000円/年 2子24,000円/年 3子36,000円/年</p> <p>【実施方法】 ・申請及び各保護者への交付について総て幼稚園を通して実施 ・補助事務謝礼を幼稚園に交付 270円/1件 市内園のみ30,000円加算</p> <p>【18年度予算内訳】 国庫補助分 7,422人 536,790千円 市単独補助分 11,180人 140,604千円 事務謝礼 4,494千円</p> <p>【平成17年度就園奨励補助金支給者】 私立幼稚園 105園 10,693人 3歳児 2,079人 4歳児 4,258人 5歳児 4,356人</p> <p>【相模原市内私立幼稚園】(市外からの通園者含) 私立幼稚園 45園 10,698人 3歳児 2,068人 4歳児 4,304人 5歳児 4,326人</p>	<p>【参考】 ○平成17年度就園奨励補助金支給者 (国庫補助分のみ) 私立幼稚園 9園 240人 3歳児 27人 4歳児 106人 5歳児 107人 *私立幼稚園に通園している園児は8園329人 (町外通園者含む)</p> <p>○津久井町内私立幼稚園(町外からの通園者含) ばらの花幼稚園 3歳児 16人 4歳児 53人 5歳児 43人 合計 112人 津久井ヶ丘幼稚園 3歳児 12人 4歳児 68人 5歳児 77人 合計 157人</p>	<p>【参考】 ○平成17年度就園奨励補助金支給者 (国庫補助分のみ) 私立幼稚園 3園 31人 3歳児 2人 4歳児 18人 5歳児 11人 公立幼稚園 1園 4人 4歳児 1人 5歳児 3人 *私立幼稚園に通園している園児は3園31人 (町外通園者含む)</p> <p>○相模湖町内私立幼稚園(町外からの通園者含) 内郷幼稚園 3歳児 5人 4歳児 19人 5歳児 18人 合計 42人</p> <p>○市立相模湖幼稚園 3歳児 0人 4歳児 21人 5歳児 34人 合計 55人</p>	<p>【対象】 〔国庫補助分〕 満3歳児から5歳児で私立幼稚園に在園し、町内に居住する者 〔町単独補助分〕 4歳児から5歳児で私立幼稚園に在園し、町内に居住する者</p> <p>【補助金額】 〔国庫補助分〕 国交付要綱の補助限度額のとおり 〔町単独補助分〕 各月16日(3月は1日)在園(居住)者に一律4,000円/月</p> <p>【実施方法】 〔国庫補助分〕 申請及び各保護者への交付について幼稚園を通して実施 〔町単独補助分〕 申請は幼稚園を通し、交付は保護者口座に直接振込</p> <p>【18年度予算内訳】 〔国庫補助分〕 272人 24,552千円 〔町単独補助分〕 290人 13,920千円</p> <p>【平成17年度補助金支給者】 〔国庫補助分〕私立幼稚園 11園 263人 3歳児 53人 4歳児 104人 5歳児 106人 〔町単独補助分〕私立幼稚園 12園 280人 4歳児 139人 5歳児 141人</p> <p>【城山町内私立幼稚園】(町外からの通園者含) 太陽の子幼稚園 3歳児 54人 4歳児 99人 5歳児 133人 合計 286人 わかば幼稚園 3歳児 36人 4歳児 89人 5歳児 72人 合計 197人</p> <p>【城山町内公立幼稚園】 城山幼稚園 3歳児 0人 4歳児 40人 5歳児 40人 合計 80人</p>	<p>【対象】 満3歳児から5歳児で私立幼稚園に在園し、町内に居住する者</p> <p>【補助金額】 〔国庫補助分〕 国交付要綱の補助限度額のとおり 〔町単独補助分〕 制度なし</p> <p>【実施方法】 ・申請及び各保護者への交付について総て教育総務課を通して実施</p> <p>【17年度予算内訳】 国庫補助分 3人 237千円</p> <p>【平成16年度就園奨励費補助金支給者】 私立幼稚園 1園 1人 3歳児 0人 4歳児 1人 5歳児 0人 *私立幼稚園に通園している園児は1園9人(町外通園者含む)</p> <p>【藤野町内私立幼稚園】 なし 【藤野町内公立幼稚園】 ふじの幼稚園 3歳児 38人 4歳児 50人 5歳児 46人 合計 134人</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 28	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 教育総務部会			
事務事業番号 30	事務事業名 公立幼稚園に関すること	協議ランク □A協議会 ■B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名			学務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等			相模原市立幼稚園の管理運営に関する規則 相模原市立幼稚園の保育料等の徴収に関する条例 相模原市立幼稚園の保育料等の徴収に関する条例 施行規則	城山町立幼稚園の管理運営に関する規則 城山町立幼稚園の保育料等の徴収に関する条例 城山町立幼稚園の保育料等の徴収に関する条例 施行規則	藤野町立幼稚園の管理運営に関する規則 藤野町立幼稚園の保育料等の徴収に関する条例 藤野町立幼稚園の保育料等の徴収に関する条例 施行規則
歳出予算額 (平成18年度)			4,085千円	9,632千円	13,824千円
歳入予算額 (平成18年度)			3,843千円	10,386千円	18,369千円
【事務事業の内容】			<p>【目的】 幼稚園教育を行う。</p> <p>【内容】 4・5歳児の心身の発達や地域の実情に即した教育課程を編成し、幼児の総合的な指導を行なう。</p> <p>【対象者】 相模原市内に居住している4・5歳児 4歳児 24名 (うち障害児3名) 5歳児 24名 (うち障害児2名) 合計48名 (H18. 4. 1現在)</p> <p>【職員数】 園長1人 園長補佐1人 主任教諭2人 臨時事務員1人 非常勤障害児介助員4人 合計9人</p> <p>【予算】 歳入 幼稚園保育料 3,780千円 月額 7,500円×12月×42人 入園料 63千円 3,000円×21人 (歳入合計 3,843千円)</p> <p>歳出 幼稚園維持管理費: 1,891千円 幼稚園保育運営費: 933千円 幼稚園教材等整備事業: 1,019千円 一般事務費: 242千円 (歳出合計 4,085千円)</p> <p>【送迎バス】 制度なし</p> <p>【給食】 ・ミルク給食 ・給食費 50円/1食</p>	<p>【目的】 幼稚園教育を行う。</p> <p>【内容】 4・5歳児の心身の発達や地域の実情に即した教育課程を編成し、幼児の総合的な指導を行なう。</p> <p>【対象者】 城山町内に居住している4・5歳児 4歳児 39名 (うち障害児1名) 5歳児 40名 (うち障害児3名) 合計80名 (H18. 4. 12現在)</p> <p>【職員数】 園長1人 主任1人 教諭3人 臨時事務職員1人 臨時運転手兼用務員1人 非常勤障害児介助員3人 合計10人</p> <p>【予算】 歳入 幼稚園保育料 9,600千円 月額10,000円×12月×80人 特別保育料 632千円 園バス利用者約25人×11月分 月額2,300円又は3,000円 施設等使用料 53千円 入園料 100千円 2,500円×40人 督促手数料 1千円 (歳入合計 10,386千円)</p> <p>*うち718千円は小中学校幼稚園維持管理経費補修事業に充当する *うち81千円は児童生徒等健康診断事業及び、保健室管理運営費に充当する</p> <p>歳出 幼稚園運営管理経費 6,751千円 幼稚園維持管理経費 (光熱水費のみ) 1,720千円</p> <p>教育振興管理経費 537千円 車両維持管理経費 624千円 (歳出合計 9,632千円)</p> <p>【送迎バス】 ・町保有のバス1台 ・臨時運転手兼用務員1人</p> <p>【給食】 ・完全給食 (給食センターで調理、運搬する) ・給食費 225円/1食</p>	<p>【目的】 幼稚園教育を行う。</p> <p>【内容】 3・4・5歳児の心身の発達や地域の実情に即した教育課程を編成し、幼児の総合的な指導を行う。</p> <p>【対象者】 藤野町内に居住している3・4・5歳児 3歳児 38名 (うち障害児0名) 4歳児 50名 (うち障害児2名) 5歳児 46名 (うち障害児0名) 合計134名 (H17. 5. 1現在)</p> <p>【職員数】 園長1名 主任教諭7名 養護教諭1名 非常勤教諭3名 臨時用務員1名 合計12人</p> <p>【予算】 歳入 現年幼稚園保育料 18,144千円 月額12,000円×12月×126名 過年度幼稚園保育料 99千円 入園料 126千円 1人3,000円×42名 (歳入合計 18,369千円)</p> <p>歳出 幼稚園維持管理費 3,149千円 幼稚園運営管理費 2,179千円 保健事業費 562千円 車輛維持管理費 91千円 臨時職員賃金等 7,571千円 各種負担金 272千円 (歳出合計 13,824千円)</p> <p>【送迎バス】 ・町保有のバス3台 ・主管課はまちづくり課</p> <p>【給食】 ・ミルク給食 ・1食 45円/1食</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
28	各種事務事業の取扱い	教育総務部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
30	公立幼稚園に関すること	<input type="checkbox"/> A協議会 <input checked="" type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
【事務事業の内容】					<p>【3年教育の実施】</p> <p>《目的》 藤野町総合計画に基づき、町立幼稚園での3年教育を実施し、教育環境のさらなる充実を図ります。</p> <p>《内容》 これまでの4歳児、5歳児の2年保育に加え、平成14年度より3歳児保育を開始している。</p> <p>《事業の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16. 5. 1現在園児数 3歳児 40名 4歳児 44名 5歳児 51名 計 135名 ・平成17. 5. 1現在園児数 3歳児 38名 4歳児 50名 5歳児 46名 計 134名 <p>【チャイルドバス運行事業】</p> <p>《目的》 町立幼稚園の園児を安全に通園させることを目的とする。</p> <p>《事業内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 町立ふじの幼稚園の通学に係る運行 (2) 町立ふじの幼稚園及び町立日蓮保育所の園外行事に係る運行 <p>《事業費》 4,700千円</p> <p>【幼稚園教諭研修】</p> <p>《目的》 幼稚園教育について見識を深めるとともに指導力の向上を図る。</p> <p>《内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 園児夏季休暇中の職員研修参加費負担(町費) 2. 幼児・児童・生徒指導担当者研修会(町費) 3. 神奈川県公立幼稚園協会研修 4. 津久井清川地区連絡協議会 5. 神奈川県所管の研修

生涯學習部會

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
28	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	文化財保護管理事業	□A協議会 ■B幹事会 □C専門部会			
担当課名	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
根拠法令等	文化財保護法 文化財保護法 相模原市文化財の保存及び活用に関する条例・施行規則 消防法、相模原市古民家園管理要綱 相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則 相模原市指定文化財等に対する補助金及び奨励金交付要綱、相模原市立小原の郷条例、相模原市津久井郷土資料室設置運営要綱、小原宿本陣管理要綱			生涯学習課 文化財保護法 城山町文化財保護条例 城山町指定重要文化財等保存管理奨励金交付要綱	社会教育課 文化財保護法 藤野町文化財保護条例
歳出予算額 (平成18年度)	16,781千円			317千円	619千円
歳入予算額 (平成18年度)	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内の貴重な文化財や関連施設を管理するとともに文化財保護団体等の自主的な活動を推進するための補助を行う。</p> <p>【内容】 ○ 古民家園の管理 県指定重要文化財「旧青柳寺庫裡」を移築・復原した古民家園の公開・管理を行う。 開園日数 357日 (17年度実績) 来園者数 40579人 休園日 12/28～1/3 開園時間 9:30～16:30 (7・8月は17:30)</p> <p>○ 文化財説明板の設置 地域の文化財を広く案内するため、新たに指定・登録した文化財等の案内板を設置。 17年度設置数 9基 (全55基)</p> <p>○ 防災訓練の実施 文化財防火デーにあわせ、文化財管理者、地域消防団員、消防署の協力のもと古民家園等をはじめとして、市内の社寺等で防災訓練を行う。</p> <p>○ 消火器の設置・設備等の点検 文化財に設置した消火器の点検や消防設備の点検を行う。</p> <p>○ 史跡等の除草・清掃 史跡田名原及び勝坂遺跡を始めとした史跡の除草管理を行う。 国指定史跡 2か所 市指定史跡他 4か所</p> <p>【補助金・交付金】 ○ 指定・登録文化財保存管理の奨励 「名称」 指定・登録文化財保存管理奨励金 「目的及び内容等」 指定・登録文化財の管理奨励 「金額」1,840千円 「名称」 市民俗芸能保存協会補助金 「目的及び内容」 民俗芸能の保存・活用・継承に係る補助 「金額」162千円</p>	<p>【目的】 町内の貴重な文化財を管理するとともに文化財保護団体の自主的な活動を推進するための補助を行う。</p> <p>【内容】 ○ 津久井郷土資料室 郷土の自然科学及び人文科学に関する資料の収集、保管、展示等を行い、市民の文化・福祉の向上に寄与する。 津久井町中野1681 木造平屋建325㎡ 運営 文化財保護課 開園日数 153日 (17年度実績) 来館者数 906人 休館日 月・火・木・日、12/28～1/4 開館時間 9:00～16:30 所蔵資料 明治・大正・昭和の民俗関係の書籍、雑誌、教科書、農業用具、漁業用具等の民具、土器・石器及び鈴木重光氏の収集したコレクション等</p> <p>○ 指定・登録文化財保存管理の奨励等 鳥屋獅子舞保存会補助金の交付 ※鳥屋の獅子舞：県指定無形民俗文化財 津久井城山を会愛する会補助金の交付</p> <p>【参考】 国登録有形文化財 2件 県指定重要文化財 2件 県指定天然記念物 1件 町指定文化財 4件</p> <p>【予算内訳】 単位千円 賃金 899 需要費 409 役務費 733 委託料 766 負担金 180</p>	<p>【目的】 国、県及び町指定重要文化財の維持管理及び活用等を図るため、指定文化財所有者等に管理委託をし、貴重な文化財の適切な管理等を行う。</p> <p>【内容】 ○ 国及び町指定文化財の管理 指定文化財の保護、保存を良好な状態に維持するため委託をする。 ・ 寸沢嵐石器時代遺跡 (国指定文化財) 10千円 ・ 善勝寺の高野槇 (町指定天然記念物) 10千円</p> <p>○ 小原宿本陣施設管理 平成8年2月13日に県の重要文化財として指定される。県内に唯一現存する本陣であり、貴重な文化財として保存し、後世に継承していく。 15年度実績 16年度実績 開館日数 302日 302日 来館者数 5,505人 5,675人 休館日 月、12/29～1/7 開館時間 9:30～16:00 (11～3月は15:00)</p> <p>○ 相模湖町小原の郷維持管理 平成16年4月27日に開館。相模湖町の歴史文化に関する資料の展示を行い、町民の意識及び教養の向上を図るとともに、都市住民との交流に寄与する。 開館日数 305日 開館時間 9:30～16:30 休館日 月曜日 (月曜日が休日の場合は、以後の直近の休日でない日) 年末年始 (12月28日～翌年1月4日まで) 来館者 8,847人 (16年度実績)</p>	<p>【目的】 町指定重要文化財の維持管理及び活用等を図るための奨励金の交付や貴重な文化財の適切な管理等を行う。</p> <p>【内容】 ○ 史跡等の除草・管理 ・ 国史跡川尻石器時代遺跡の露出敷石住居の除草 → 地元老人会に依頼 ・ 国史跡川尻石器時代遺跡の公有地の除草管理 → 直営、委託 ・ 伝承「下馬梅」の剪定等の管理 → 近隣居住者に依頼</p> <p>【交付金】 ○ 指定文化財保存管理の奨励 「名称」 指定重要文化財等保存管理奨励金 「目的及び内容等」 指定文化財の管理奨励 「金額」 10千円 (新指定分は6月補正対応)</p> <p><参考> ○ 文化財案内板等の設置 (既設分) ① 国指定史跡及び町指定重要文化財を広く案内するため、案内板を設置。 設置数 5基 ② 町内の史跡、伝説の地等に案内板を設置。 設置数 8基 ③ 歴史的地名標柱等の設置 失われつつある古い地名を後世に伝えるため標柱及び道標の設置 設置数 20基 (標柱18基、道標1基、歌碑1基)</p>	<p>【目的】 町内の貴重な文化財を管理し、活用を図り、文化財保護の普及啓発を図る。</p> <p>【内容】 ○ 町指定文化財保護管理に係る報償費 9件 90千円 ○ 専門委員謝礼 町内の古民家調査に係る専門委員への謝礼 60千円 ○ 津久井郷土資料館 【目的】 郷土の自然科学及び人文科学に関する資料の収集・保管・展示などを行い郡民の文化・福祉の向上に寄与する。 【所在地・規模等】 津久井町中野1681 木造平屋建 325㎡ (内資料館内部約194㎡) 【運営】 津久井郷土資料館運営委員会 (構成：城山町・津久井町・相模湖町・藤野町教育長及び文化財保護委員長等) 【開館日】 水・金・土曜日 ○ 運営委員会助成金 469千円</p> <p>【参考】 国重要文化財 1件 県指定重要文化財 2件 県指定天然記念物 4件 町指定文化財 9件</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																																																	
28	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会																																																	
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																																																	
7	文化財保護管理事業	<input type="checkbox"/> A協議会 <input checked="" type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会																																																	
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町																																														
【事務事業の内容】	<p>「名称」 市文化財研究協議会補助金</p> <p>「目的及び内容等」 市民による文化財研究の補助と文化財普及</p> <p>「金額」 138千円</p> <p>【参考】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>国指定史跡</td><td style="text-align: right;">2件</td> <td>国重要文化財</td><td style="text-align: right;">2件</td> </tr> <tr> <td>国特別天然記念物</td><td style="text-align: right;">1件</td> <td>国天然記念物</td><td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td>県指定重要文化財</td><td style="text-align: right;">1件</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>県指定無形民俗文化財</td><td style="text-align: right;">2件</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>市指定文化財</td><td style="text-align: right;">26件</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>市登録文化財</td><td style="text-align: right;">51件</td> <td></td><td></td> </tr> </table> <p>【予算内訳】 単位千円</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>需用費</td><td style="text-align: right;">319</td> </tr> <tr> <td>役務費</td><td style="text-align: right;">74</td> </tr> <tr> <td>委託料</td><td style="text-align: right;">6,429</td> </tr> <tr> <td>負担金補助・交付金</td><td style="text-align: right;">2,140</td> </tr> </table>	国指定史跡	2件	国重要文化財	2件	国特別天然記念物	1件	国天然記念物	1件	県指定重要文化財	1件			県指定無形民俗文化財	2件			市指定文化財	26件			市登録文化財	51件			需用費	319	役務費	74	委託料	6,429	負担金補助・交付金	2,140			<p>【参考】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>国指定史跡</td><td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td>県指定重要文化財</td><td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td>町指定重要文化財</td><td style="text-align: right;">6件 (内3件新指定)</td> </tr> </table> <p>【予算内訳】 単位千円</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>報償費</td><td style="text-align: right;">35</td> </tr> <tr> <td>需用費</td><td style="text-align: right;">73</td> </tr> <tr> <td>負担金補助及び交付金</td><td style="text-align: right;">10</td> </tr> <tr> <td>委託料</td><td style="text-align: right;">199</td> </tr> </table>	国指定史跡	1件	県指定重要文化財	1件	町指定重要文化財	6件 (内3件新指定)	報償費	35	需用費	73	負担金補助及び交付金	10	委託料	199	
国指定史跡	2件	国重要文化財	2件																																																
国特別天然記念物	1件	国天然記念物	1件																																																
県指定重要文化財	1件																																																		
県指定無形民俗文化財	2件																																																		
市指定文化財	26件																																																		
市登録文化財	51件																																																		
需用費	319																																																		
役務費	74																																																		
委託料	6,429																																																		
負担金補助・交付金	2,140																																																		
国指定史跡	1件																																																		
県指定重要文化財	1件																																																		
町指定重要文化財	6件 (内3件新指定)																																																		
報償費	35																																																		
需用費	73																																																		
負担金補助及び交付金	10																																																		
委託料	199																																																		

事務事業現況調書

合併協議事項番号 28	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 生涯学習部会																																																																							
事務事業番号 8	事務事業名 文化財調査事業	協議ランク □A協議会 ■B幹事会 □C専門部会																																																																							
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町																																																																				
担当課名	文化財保護課			生涯学習課	社会教育課																																																																				
根拠法令等	文化財保護法 相模原市文化財の保存及び活用に関する条例・施行規則 埋蔵文化財調査員設置要綱 相模原市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規則			文化財保護法 城山町文化財保護条例	文化財保護法 藤野町文化財保護条例																																																																				
歳出予算額（平成18年度）	12,861千円			12千円	0千円																																																																				
歳入予算額（平成18年度）	78千円			0千円	0千円																																																																				
【事務事業の内容】	<p>【目的】市内の文化財の調査や埋蔵文化財発掘調査等を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定・登録文化財の調査 文化財の指定・登録及び現状変更等にあたり、文化財保護審議会委員が調査を行う。 調査回数 2回 調査委員 延べ8人 調査文化財 11件 ○ 埋蔵文化財の調査 周知の埋蔵文化財包蔵地において、開発行為等の土木工事計画がある場合、事業者の依頼に基づく分布・試掘調査を実施し、埋蔵文化財に影響を及ぼす場合は県の指示により発掘調査や工事立会を事業者に指導する。 埋蔵文化財調査員（非常勤特別職） 4名 埋蔵文化財調査の専門的経験と実績のある者を調査員として採用し、埋蔵文化財の発掘調査等を行う。（最長5年の任期） 埋蔵文化財事務処理件数（16年度実績） <ul style="list-style-type: none"> ① 窓口事前照会数 4,044件 ② 開発事業事前協議回議件数 222件 ③ 発掘調査 10件 ④ 試掘調査 61件 ⑤ 工事立会 62件 ⑥ 史跡整備に伴う発掘調査 1件 <p>【予算内訳】 単位千円</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>報酬（非常勤特別職）</td><td style="text-align: right;">9,860</td></tr> <tr><td>共済費（非常勤特別職）</td><td style="text-align: right;">1303</td></tr> <tr><td>報償費</td><td style="text-align: right;">454</td></tr> <tr><td>旅費（非常勤特別職）</td><td style="text-align: right;">400</td></tr> <tr><td>需用費</td><td style="text-align: right;">244</td></tr> <tr><td>備品</td><td style="text-align: right;">600</td></tr> </table>	報酬（非常勤特別職）	9,860	共済費（非常勤特別職）	1303	報償費	454	旅費（非常勤特別職）	400	需用費	244	備品	600	<p>【目的】町内の文化財の調査や埋蔵文化財発掘調査等を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定文化財の調査 文化財の指定及び現状変更等にあたり、文化財保護委員等が調査を行う。 調査回数 1回 調査委員 6人 調査文化財 1件 三井神社掛仏（継続審議中） ○ 埋蔵文化財の調査 周知の埋蔵文化財包蔵地において、開発行為等の土木工事計画がある場合、事業者の依頼に基づく分布・試掘調査を実施し、埋蔵文化財に影響を及ぼす場合は県の指示により発掘調査や工事立会を事業者に指導する。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>埋蔵文化財事務処理件数</td><td></td></tr> <tr><td>① 窓口事前照会数</td><td style="text-align: right;">48件</td></tr> <tr><td>② 開発事業事前協議回議件数</td><td style="text-align: right;">13件</td></tr> <tr><td>③ 発掘調査</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>④ 試掘調査</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>⑤ 工事立会</td><td style="text-align: right;">13件</td></tr> <tr><td>⑥ 史跡整備に伴う発掘調査</td><td style="text-align: right;">1件</td></tr> </table>	埋蔵文化財事務処理件数		① 窓口事前照会数	48件	② 開発事業事前協議回議件数	13件	③ 発掘調査	0件	④ 試掘調査	0件	⑤ 工事立会	13件	⑥ 史跡整備に伴う発掘調査	1件	<p>【目的】町内の文化財の調査や埋蔵文化財発掘調査等を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定文化財の調査 文化財の指定及び現状変更等にあたり、文化財保護委員等が調査を行う。 調査回数 0回 調査委員 0人 調査文化財 0件 ○ 埋蔵文化財の調査 周知の埋蔵文化財包蔵地において、開発行為等の土木工事計画がある場合、事業者の依頼に基づく分布・試掘調査を実施し、埋蔵文化財に影響を及ぼす場合は県の指示により発掘調査や工事立会を事業者に指導する。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>埋蔵文化財事務処理件数</td><td></td></tr> <tr><td>① 窓口事前照会数</td><td style="text-align: right;">23件</td></tr> <tr><td>② 開発事業事前協議回議件数</td><td style="text-align: right;">3件</td></tr> <tr><td>③ 発掘調査</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>④ 試掘調査</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>⑤ 工事立会</td><td style="text-align: right;">3件</td></tr> <tr><td>⑥ 史跡整備に伴う発掘調査</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> </table>	埋蔵文化財事務処理件数		① 窓口事前照会数	23件	② 開発事業事前協議回議件数	3件	③ 発掘調査	0件	④ 試掘調査	0件	⑤ 工事立会	3件	⑥ 史跡整備に伴う発掘調査	0件	<p>【目的】町内の文化財の調査や埋蔵文化財発掘調査等を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定文化財の調査 文化財の指定及び現状変更等にあたり、文化財保護委員等が調査を行う。 調査回数 0回 調査委員 0人 調査文化財 0件 ○ 埋蔵文化財の調査 周知の埋蔵文化財包蔵地において、開発行為等の土木工事計画がある場合、事業者の依頼に基づく分布・試掘調査を実施し、埋蔵文化財に影響を及ぼす場合は県の指示により発掘調査や工事立会を事業者に指導する。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>埋蔵文化財事務処理件数（16年度実績）</td><td></td></tr> <tr><td>① 窓口事前照会数</td><td style="text-align: right;">221件</td></tr> <tr><td>② 開発事業事前協議回議件数</td><td style="text-align: right;">1件</td></tr> <tr><td>③ 発掘調査</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>④ 試掘調査</td><td style="text-align: right;">2件</td></tr> <tr><td>⑤ 工事立会</td><td style="text-align: right;">41件</td></tr> <tr><td>⑥ 史跡整備に伴う発掘調査</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> </table> <p>【予算内訳】 単位千円 需用費 12</p>	埋蔵文化財事務処理件数（16年度実績）		① 窓口事前照会数	221件	② 開発事業事前協議回議件数	1件	③ 発掘調査	0件	④ 試掘調査	2件	⑤ 工事立会	41件	⑥ 史跡整備に伴う発掘調査	0件	<p>【目的】町内の文化財の調査や埋蔵文化財発掘調査などを行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定文化財の調査 調査回数 0回 調査委員 0人 調査文化財 0件 ○ 埋蔵文化財の調査 周知の埋蔵文化財包蔵地において、開発行為などの土木工事計画がある場合、事業者の依頼に基づく分布試掘調査を実施し、埋蔵文化財に影響を及ぼす場合は県の指示により発掘調査や工事立会を事業者に指導する。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>埋蔵文化財事務処理件数</td><td></td></tr> <tr><td>① 窓口事前照会数</td><td style="text-align: right;">22件</td></tr> <tr><td>② 開発事業事前協議件数</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>③ 発掘調査</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>④ 試掘調査</td><td style="text-align: right;">1件</td></tr> <tr><td>⑤ 工事立会</td><td style="text-align: right;">4件</td></tr> <tr><td>⑥ 史跡整備に伴う発掘調査</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> </table>	埋蔵文化財事務処理件数		① 窓口事前照会数	22件	② 開発事業事前協議件数	0件	③ 発掘調査	0件	④ 試掘調査	1件	⑤ 工事立会	4件	⑥ 史跡整備に伴う発掘調査	0件
報酬（非常勤特別職）	9,860																																																																								
共済費（非常勤特別職）	1303																																																																								
報償費	454																																																																								
旅費（非常勤特別職）	400																																																																								
需用費	244																																																																								
備品	600																																																																								
埋蔵文化財事務処理件数																																																																									
① 窓口事前照会数	48件																																																																								
② 開発事業事前協議回議件数	13件																																																																								
③ 発掘調査	0件																																																																								
④ 試掘調査	0件																																																																								
⑤ 工事立会	13件																																																																								
⑥ 史跡整備に伴う発掘調査	1件																																																																								
埋蔵文化財事務処理件数																																																																									
① 窓口事前照会数	23件																																																																								
② 開発事業事前協議回議件数	3件																																																																								
③ 発掘調査	0件																																																																								
④ 試掘調査	0件																																																																								
⑤ 工事立会	3件																																																																								
⑥ 史跡整備に伴う発掘調査	0件																																																																								
埋蔵文化財事務処理件数（16年度実績）																																																																									
① 窓口事前照会数	221件																																																																								
② 開発事業事前協議回議件数	1件																																																																								
③ 発掘調査	0件																																																																								
④ 試掘調査	2件																																																																								
⑤ 工事立会	41件																																																																								
⑥ 史跡整備に伴う発掘調査	0件																																																																								
埋蔵文化財事務処理件数																																																																									
① 窓口事前照会数	22件																																																																								
② 開発事業事前協議件数	0件																																																																								
③ 発掘調査	0件																																																																								
④ 試掘調査	1件																																																																								
⑤ 工事立会	4件																																																																								
⑥ 史跡整備に伴う発掘調査	0件																																																																								

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
28	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
10	遺跡保存整備事業	<input type="checkbox"/> A協議会 <input checked="" type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	文化財保護課			生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	文化財保護法 相模原市文化財の保存及び活用に関する条例・施行規則 都市計画法 都市公園法 田名向原遺跡研究会設置要綱・整備委員会設置要綱 勝坂遺跡公園整備検討会設置要綱			文化財保護法 都市計画法 都市公園法 国指定史跡川尻石器時代遺跡整備委員会設置要綱	
歳出予算額（平成18年度）	141695千円			77,981千円	
歳入予算額（平成18年度）	100178千円			62,007千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>史跡田名向原遺跡の保存整備のための土木工事等や史跡勝坂遺跡の保存整備のための発掘調査等を行う。また、津久井城跡遺跡の整備についての検討等、遺跡整備を進めるための調査を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>○ 史跡田名向原遺跡の保存整備事業</p> <p>①公園整備のための土木工事及びガイダンス施設実施設計。</p> <p>②整備・活用に向け、あわせて地域のまちづくりを促進するためのPR事業の実施 会場 田名向原遺跡</p> <p>③田名向原遺跡研究会の開催（2回）</p> <p>④田名向原遺跡整備委員会の開催（3回）</p> <p>○ 史跡勝坂遺跡の保存整備事業</p> <p>①史跡整備のため、縄文時代の住居復元に必要な発掘調査を実施。</p> <p>②整備活用に向け、勝坂遺跡の魅力アピールするため、「勝坂遺跡縄文まつり」を開催。</p> <p>③勝坂遺跡案内板設置</p> <p>④勝坂遺跡公園整備検討会</p> <p>○津久井城跡遺跡学術調査</p> <p>①学術調査のための調査を実施</p>			<p>【目的】</p> <p>国指定史跡川尻石器時代遺跡の保存と活用を図るため、歴史公園として整備することを目的として、整備委員会の開催や発掘調査等を行う。</p> <p>また、史跡の公有化を行い、国民共有の財産として適切に保存・管理していく。</p> <p>【内容】</p> <p>○平成18年度歴史公園整備事業</p> <p>①整備委員会の開催（3回）</p> <p>②史跡の内容確認調査</p> <p>○平成18年度史跡指定地購入事業</p> <p>①史跡指定地の直接買上げ 指定地 21,777.81㎡ （平成18年度追加指定予定 1,578.81㎡） 内公有地 12,742.83㎡（公有化率 55%） （平成18年度買上予定 1,797㎡）</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
28	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
10	遺跡保存整備事業	<input type="checkbox"/> A協議会 <input checked="" type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>【特定財源】 単位千円</p> <p>国補助金 2分の1補助 22950</p> <p>史跡等整備費補助金 22950</p> <p>県補助金 6分の1以内補助</p> <p>指定文化財保存修理等補助金 1128</p> <p>地方債（一般単独事業債） 76,100</p> <p>【予算内訳】 単位千円</p> <p>報償費 541</p> <p>旅費 95</p> <p>需用費 140</p> <p>委託料 22450</p> <p>使用料賃借料 42</p> <p>工事請負費 117,070</p>			<p>【参考】</p> <p>保存整備を要する国指定史跡等 川尻石器時代遺跡</p> <p>【特定財源】</p> <p>①史跡確認調査</p> <p>国庫補助 2分の1補助</p> <p>埋蔵文化財緊急調査費補助金 3,180千円</p> <p>県補助金 6分の1以内補助</p> <p>指定文化財保存修理等補助金 954千円</p> <p>②史跡直接買上げ</p> <p>国庫補助 5分の4補助</p> <p>史跡等購入費補助金 56,462千円</p> <p>県補助金 10分の1以内</p> <p>指定文化財保存修理等補助金 1,411千円</p> <p>③史跡先行取得償還（公債費充当）</p> <p>国庫補助 5分の4補助</p> <p>史跡等購入費補助金 2,551千円</p> <p>県補助金 10分の1以内</p> <p>指定文化財保存修理等補助金 191千円</p> <p>【予算内訳】 単位千円</p> <p>賃金 1,240</p> <p>報償費 98</p> <p>旅費 8</p> <p>需用費 491</p> <p>役務費 1,765</p> <p>委託料 4,989</p> <p>公有財産購入費 66,033</p> <p>備品購入費 45</p> <p>補償金 3,312</p>	

事務事業現況調査

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
28	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	埋蔵文化財の保護と開発事業との調整	□A協議会 ■B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	文化財保護課			生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	文化財保護法 相模原市文化財の保存及び活用に関する条例・施行規則			文化財保護法 城山町文化財保護条例	文化財保護法 藤野町文化財保護条例
歳出予算額(平成18年度)	7,869千円			73千円	0千円
歳入予算額(平成18年度)	4585千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内の埋蔵文化財包蔵地内の埋蔵文化財保護のため、開発事業等との調整を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>○ 埋蔵文化財の保護と調査</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地等において、開発行為による土木工事が計画されている場合、事業者の依頼に基づき事業地の分布調査・試掘調査を実施する。</p> <p>土木工事が埋蔵文化財に影響を及ぼす場合や可能性がある場合は、県教育委員会の指示に基づき記録保存のための発掘調査や工事立会などを事業者に指示する。</p> <p>調査件数等(平成16年度実績)</p> <p>埋蔵文化財事務処理件数</p> <p>①窓口事前照会数 4,044件</p> <p>②開発事前協議回議件数 222件</p> <p>③土木工事等の発掘届出・通知数</p> <p>・法57条の2 63件</p> <p>・法57条の3 38件</p> <p>④発掘調査届出・報告数</p> <p>・法57条 7件</p> <p>・法58条の2 3件</p> <p>開発に伴う調査件数</p> <p>①本発掘調査</p> <p>・公共事業 3件</p> <p>・民間事業 7件</p> <p>②試掘調査</p> <p>・公共事業 2件</p> <p>・民間事業 59件</p> <p>③工事立会</p> <p>・公共事業 23件</p> <p>・民間事業 39件</p> <p>史跡整備に伴う発掘調査</p> <p>・史跡勝坂遺跡 1件</p>	<p>【目的】 町内の埋蔵文化財包蔵地内の埋蔵文化財保護のため、開発事業等との調整を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>○ 埋蔵文化財の保護と調査</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地等において、開発行為による土木工事が計画されている場合、事業者の依頼に基づき事業地の分布調査・試掘調査を実施する。</p> <p>土木工事が埋蔵文化財に影響を及ぼす場合や可能性がある場合は、県教育委員会の指示に基づき記録保存のための発掘調査や工事立会などを事業者に指示する。</p> <p>調査件数等(平成16年度実績)</p> <p>埋蔵文化財事務処理件数</p> <p>①窓口事前照会数 48件</p> <p>②開発事前協議回議件数 13件</p> <p>③土木工事等の発掘届出・通知数</p> <p>・法57条の2 6件</p> <p>・法57条の3 7件</p> <p>④発掘調査届出・報告数</p> <p>・法57条 0件</p> <p>・法58条の2 0件</p> <p>開発に伴う調査件数</p> <p>①本発掘調査</p> <p>・公共事業 0件</p> <p>・民間事業 0件</p> <p>②試掘調査</p> <p>・公共事業 0件</p> <p>・民間事業 0件</p> <p>③工事立会</p> <p>・公共事業 7件</p> <p>・民間事業 6件</p> <p>史跡整備に伴う発掘調査</p> <p>・津久井城跡遺跡 1件</p>	<p>【目的】 町内の埋蔵文化財包蔵地内の埋蔵文化財保護のため、開発事業等との調整を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>○ 埋蔵文化財の保護と調査</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地等において、開発行為による土木工事が計画されている場合、事業者の依頼に基づき事業地の分布調査・試掘調査を実施する。</p> <p>土木工事が埋蔵文化財に影響を及ぼす場合や可能性がある場合は、県教育委員会の指示に基づき記録保存のための発掘調査や工事立会などを事業者に指示する。</p> <p>調査件数等</p> <p>埋蔵文化財事務処理件数</p> <p>①窓口事前照会数 23件</p> <p>②開発事前協議回議件数 3件</p> <p>③土木工事等の発掘届出・通知数</p> <p>・法57条の2 1件</p> <p>・法57条の3 0件</p> <p>④発掘調査届出・報告数</p> <p>・法57条 0件</p> <p>・法58条の2 0件</p> <p>開発に伴う調査件数</p> <p>①本発掘調査</p> <p>・公共事業 0件</p> <p>・民間事業 0件</p> <p>②試掘調査</p> <p>・公共事業 0件</p> <p>・民間事業 0件</p> <p>③工事立会</p> <p>・公共事業 0件</p> <p>・民間事業 1件</p>	<p>【目的】 町内の埋蔵文化財包蔵地内の埋蔵文化財保護のため、開発事業等との調整を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>○埋蔵文化財の保護と調査</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地等において、開発行為による土木工事が計画されている場合、事業者の依頼に基づき事業地の分布調査・試掘調査を実施する。</p> <p>土木工事が埋蔵文化財に影響を及ぼす場合や可能性がある場合は、県教育委員会の指示に基づき記録保存のための発掘調査や工事立会などを事業者に指示する。</p> <p>調査件数等(平成16年度実績)</p> <p>埋蔵文化財事務処理件数</p> <p>①窓口事前照会数 221件</p> <p>②開発事前協議回議件数 1件</p> <p>③土木工事等の発掘届出・通知数</p> <p>・法57条の2 40件</p> <p>・法57条の3 1件</p> <p>④発掘調査届出・報告数</p> <p>・法57条 0件</p> <p>・法58条の2 0件</p> <p>開発に伴う調査件数</p> <p>①本発掘調査</p> <p>・公共事業 0件</p> <p>・民間事業 0件</p> <p>②試掘調査</p> <p>・公共事業 1件</p> <p>・民間事業 1件</p> <p>③工事立会</p> <p>・公共事業 1件</p> <p>・民間事業 40件</p> <p>史跡整備に伴う発掘調査 0件</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
28	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	埋蔵文化財の保護と開発事業との調整	<input type="checkbox"/> A協議会 <input checked="" type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
【事務事業の内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・市教育委員会によるもの 3件 ②試掘調査 <ul style="list-style-type: none"> ・民間調査組織によるもの 0件 ・市教育委員会によるもの 0件 調査概要 (7件) ○ 大島下台遺跡第3地点 (相模原市No.95) <ul style="list-style-type: none"> 遺跡の種類 集落跡 調査期間 平成16年6月24日～6月30日 所在地 大島982番1 他9件 ○ 試掘調査 (国庫補助対象分) (61件) <ul style="list-style-type: none"> 調査原因 宅地造成 調査地 上鶴間本町5丁目2085番10 遺跡の名称 相模原市No.25遺跡 時代・種類 古墳・奈良～平安・中世・近世 —集落跡 他60件 【特定財源】 単位千円 <ul style="list-style-type: none"> 国補助金 2分の1補助 埋蔵文化財緊急調査費補助金 3,500 県補助金 6分の1以内補助 指定文化財保存修理等補助金 1,085 【予算内訳】 <ul style="list-style-type: none"> 委託料 (埋蔵文化財発掘調査委託) 7869 			調査概要 ○ 試掘調査 (2件) 調査原因 集合住宅 調査地 向原三丁目6番6 遺跡の名称 城山町遺No.32遺跡 時代・種類 縄文・平安・中世・近世 —散布地 他1件	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
28	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	はたちのつどい開催事業	□A協議会 ■B幹事会 □C専門部会			
	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
担当課名	青少年課			生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	市はたちのつどい開催要項				
歳出予算額(平成18年度)	5,835千円			726千円	361千円
歳入予算額(平成18年度)	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 成人の日を記念して、新たに成人となった人を祝い励ますとともに青年が大人になったことを自覚し、郷土「相模原」への関心を深める機会とする。</p> <p>【実施日】 成人の日(祝日・月曜日)</p> <p>【実施時間】 居住する地区に応じて4部に分けて実施</p> <p>【会場】 グリーンホール相模大野</p> <p>【対象者】 (1) H17年度 7,092人 (2) H16年度 7,355人</p> <p>【参加者】 (1) H17年度 4,800人 (2) H16年度 5,190人</p> <p>【内容(H16年度)】 (1) 大ホール ア 開場(30分) イ 式典(10分) ウ アトラクション【記念映画上映】(15分) ※一部につき概ね60分で終了 (2) 多目的ホール ア 青年団体への運営委託により次の催しを実施 ・青年団体運営による記念撮影セット ・喫茶コーナー ・着崩れ直し等 イ その他 成人式ボランティア団体による協力 ・式典開始前スライドショーの制作 ・記念映画の一部を撮影 ・司会、舞台看板企画等</p> <p>【事前準備内容(H17年度)】 (1) 意見提案会の開催 参加対象の新成人から希望者を募り、意見を聴取し、開催内容検討時の参考とする。 (2) 記念映画作成 委託により、市内新成人が出演する記念映画を作成する。</p> <p>【予算内訳(平成18年度)】 需用費441千円(案内状等、消耗品) 役務費120千円(看板筆耕料) 委託料3,111千円 (記念映画作成2,050、青年コーナー350、警備委託605、案内状等封緘106) 使用料及び賃借料1,335千円 (会場使用料、トランパ-借料等)</p>	<p>【目的】 成人の日を記念して、新たに成人となった人を祝い励ますとともに青年が大人になったことを自覚し、郷土「津久井」への関心を深める機会とする。</p> <p>【実施日】 成人の日(祝日・月曜日)</p> <p>【実施時間】 参加対象者全員により1回実施 午前10:00~12:00</p> <p>【会場】 津久井町文化福祉会館ホール(定員415名)</p> <p>【対象者】 (1) H17年度 409人 (2) H16年度 417人</p> <p>【参加者】 (1) H17年度 343人 (2) H16年度 335人</p> <p>【内容】 ア 開場(30分) イ アトラクション(30分) (内容は実行委員会で決定。平成14、15年度はスライドショーを実施)</p> <p>ウ 式典(30分) エ 記念写真の撮影(60分)</p> <p>【事前準備等】 ○実行委員会の開催 参加対象の新成人から希望者を募り、15人程度で実行委員会を組織し、企画立案及び当日の運営を行う。 終了後は反省会を行う。</p> <p>【その他】 記念写真は、人数を調整し3回に分けて撮影する。参加者を対象に、2月中旬から町施設窓口で無料で配布する。</p> <p>【予算内訳(平成18年度)】 報償費 54千円(謝礼) 需用費 434千円(看板作成、印刷製本)</p>	<p>【目的】 成人の日を記念して、新たに成人となった人を祝い励ますため、新成人を祝う記念式典を開催し、成人としての意識を育てる。</p> <p>【実施日】 成人の日(祝日・月曜日)</p> <p>【実施時間】 13:30~15:30</p> <p>【会場】 相模湖交流センター(定員456名)</p> <p>【対象者】 (1) H17年度 143人 (2) H16年度 171人</p> <p>【参加者】 (1) H17年度 106人 (2) H16年度 118人</p> <p>【内容】 ア 開場(30分) イ アトラクション(30分) (内容は実行委員会で決定。)</p> <p>ウ 式典(30分) エ 記念写真の撮影(30分)</p> <p>【事前準備等】 ○実行委員会の開催 参加対象の新成人【8人】社会教育委員【8人】で実行委員会を組織し、企画立案及び当日の運営を行う。</p> <p>【予算内訳(平成18年度)】 需用費 340千円(記念品、成人式冊子印刷代)</p>	<p>【目的】 成人に達したことを自覚し、青年の新しい門出を祝い、良き社会人になることを祈念し挙行する</p> <p>【実施日】 成人の日(祝日・月曜日)</p> <p>【実施時間】 午前10時から午前11時30分</p> <p>【式典会場】 町立川尻小学校体育館</p> <p>【成人用駐車場】 町立川尻小学校校庭</p> <p>【対象者】 (1) H17年度 264人 (2) H16年度 315人</p> <p>【参加者】 (1) H17年度 212人 (2) H16年度 222人</p> <p>【内容】 受付: 午前9時30分 式典: 午前10時00分~10時40分 ・式典の司会を新成人が行う。 ・開式のことは(教育委員長) ・町民の歌斉唱 ・式辞(町長) ・お祝いのことば(町議会議長、県議会議員)</p> <p>・成人のことば(成人者代表1名) ・閉式のことば(教育委員長職務代理者)</p> <p>アトラクション: 午前10時30分~10時50分 町内中学校(2校)吹奏楽部合同演奏 記念撮影: 午前11時00分~11時30分 参加者を3班に分け撮影し、3枚1組で出席者全員に後日送付する</p> <p>【予算内訳(平成18年度)】 謝礼: 30千円 (式典用盆栽借用、アトラクション) 消耗品: 56千円(床養生シート等) 印刷製本費: 440千円(プログラム、記念写真) 委託料: 200千円(体育館暖房設備設営委託料)</p>	<p>【目的】 成人の日を記念して、新たに成人となった人を祝い励ますため、新成人を祝う記念式典を開催し成人としての意識を育てる。</p> <p>【実施日】 成人の日(祝日・月曜日)</p> <p>【実施期間】 (11:00~14:30)</p> <p>【対象者】 (1) H17年度 133人 (2) H16年度 128人</p> <p>【参加者】 (1) H17年度 111人 (2) H16年度 104人</p> <p>【内容】 ア 式典 50分 イ 記念写真の撮影 20分 ウ 懇親パーティー 約2時間 エ アトラクション (実行委員会で決定)</p> <p>オ 実行委員会への補助金【予算内訳(平成18年度)】 印刷製本費 40千円 成人式写真代 140千円 郵送料 70千円 補助金 100千円 贈い 114千円</p>